

平成 30 年定例会
都市・環境常任委員会
年間白書

平成 31 年 4 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ～ P 2 3
3. 委員長報告等	P 2 4 ～ P 1 2 8
4. 所管事務調査報告書	P 1 2 9 ～ P 1 7 0
5. 行政視察報告書	P 1 7 1 ～ P 2 1 3
6. 議会報告会の概要	P 2 1 4 ～ P 2 2 7
7. 高校生議会意見書	P 2 2 8 ～ P 2 3 2

1. 委員会の構成

委員長 石川善己

副委員長 荻須智之

委員 伊藤修一

加藤清助

加納康樹

中村久雄

三木隆

森川慎

2. 委員会開催状況

都市・環境常任委員会 事項書

平成 30 年 5 月 22 日

第 4 委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び各種委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7 人）

次回組合議会 5 月 30 日（水）午前 10 時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6 人）

4. 管内視察について

- ・ 6 月 8 日（金）午後

5. 行政視察について（案）

- ・ 7 月 17 日（火）～ 7 月 19 日（木）
- ・ 7 月 23 日（月）～ 7 月 25 日（水）
- ・ 10 月 22 日（月）～ 10 月 24 日（水）

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会審査順序

平成30年6月22日（金）10：00～

○**上下水道局**

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（付託議案）

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算 | …補正予算書 P19～ |
| 第2条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第1款 資本的収入 | …補正予算書 P21 |
| 第1項 企業債 | |
| 第2項 他会計負担金 | |
| 第4項 国庫補助金 | |
| 第1款 資本的支出 | …補正予算書 P22 |
| 第1項 建設改良費 | |
| 第3条 債務負担行為の補正 | …補正予算書 P24 |
| 第4条 企業債の補正 | …補正予算書 P24 |

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

- | |
|---------------------|
| 2. 水洗化率向上のための施策について |
|---------------------|

（その他）報告事項

- | |
|--------------------|
| 3. 北中勢水道用水供給事業について |
|--------------------|

○**スポーツ・国体推進部**

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|-----------|
| 4. 議案第17号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について | …議案書 P89～ |
|--|-----------|

（協議会）

- | |
|-------------------------------------|
| 5. 国体・インターハイに向けた準備及びスポーツ施設整備の状況について |
|-------------------------------------|

○**都市整備部**

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|----------|
| 6. 議案第15号 市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部改正について | …議案書 P85 |
|--|----------|

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 7. 議案第16号 四日市市都市公園条例の一部改正について | …議案書 P87～ |
|-------------------------------|-----------|

8. 議案第 21 号 動産の取得について …議案書 P103～

9. 議案第 22 号 製造請負契約の締結について …議案書 P105～

10. 議案第 23 号 市道路線の認定について …議案書 P107～

(その他) 報告事項

- 11. 国の交付金・補助金の内示状況について
- 12. あすなろう鉄道の運輸実績について
- 13. デマンド交通社会実験の結果について
- 14. バス路線網の現状について
- 15. 末永・本郷土地区画整理事業に係る調停の成立について

○環境部

＜都市・環境常任委員会＞

(付託議案)

16. 議案第 20 号 動産の取得について …議案書 P99

(協議会)

17. 四日市市新合理化計画検証検討委員会からの提言及び今後の進め方について

○その他

18. 6月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

19. 6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成 30 年 7 月 9 日（月）18：30～20：45
会 場：小山田地区市民センター 2階大会議室
シティ・ミーティングテーマ：公共交通について

20. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 程 案：平成 30 年 10 月 10 日（水）18：30～20：45
平成 30 年 10 月 11 日（木）18：30～20：45
会 場：北部ブロック東（富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、海蔵）

21. 行政視察について

日 時：7 月 23 日（月）～7 月 25 日（水）
行 程：別紙のとおり

22. 休会中の所管事務調査について

日 程 案：① 7 月 31 日（火）午後 1 時 30 分から
② 7 月 27 日（金）午前 10 時から

※配付資料・・・審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、議案参考資料、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－10_平成30年6月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－13_平成30年6月定例月議会－補正予算資料（部局別）

○審査順序、委員会関係資料等

05_都市・環境常任委員会－15_平成30年6月定例月議会

都市・環境常任委員会事項書

平成30年6月28日（木）
予算常任委員会 午前中終了後
第4委員会室

（その他）

1. 8月定例会議会議会報告会、シティ・ミーティングについて

※配付資料 … 事項書、資料

＜会議用システム内のフォルダ＞ 05_都市・環境常任委員会 — 16_平成30年6月28日

都市・環境常任委員会事項書

平成30年7月31日（火）

13:30～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. 雨水浸水対策について

（所管事務調査）

2. 平成30年度第1回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（その他）

3. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
決算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

平成30年9月12日（水）10：00～

○上下水道局

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|------------------------|
| 1. 議案第 25 号 平成 29 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …決算書 P192～、実績報告書 P101～ |
| 第 6 款 農林水産業費 | |
| 第 3 項 農地費（関係部分） | …決算書 P214～、実績報告書 P140 |
| ○特別会計 | |
| 農業集落排水事業特別会計 | …決算書 P352～、実績報告書 P263～ |

- | |
|---|
| 2. 議案第 26 号 平成 29 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について |
| …上下水道局決算書 P 1 ～ |

- | |
|--|
| 3. 議案第 28 号 平成 29 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について |
| …上下水道局決算書 P45～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

- | |
|---------------------|
| 4. 水洗化率向上のための施策について |
|---------------------|

○都市整備部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

5. 議案第 25 号 平成 29 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費 …決算書 P220～、実績報告書 P151～

第 2 項 道路橋梁費 …決算書 P222～、実績報告書 P154～

第 3 項 交通安全対策費 …決算書 P226～、実績報告書 P164～

第 4 項 河川費 …決算書 P230～、実績報告書 P169～

第 6 項 都市計画費 …決算書 P232～、実績報告書 P173～

第 8 項 住宅費 …決算書 P238～、実績報告書 P181～

第 13 款 災害復旧費

第 2 項 土木施設災害復旧費 …決算書 P264、実績報告書 P218～

○特別会計

土地区画整理事業特別会計 …決算書 P328～、実績報告書 P255～

住宅新築資金等貸付事業特別会計 …決算書 P342～、実績報告書 P260～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

6. 議案第 29 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費 …補正予算書 P20～

第 3 項 交通安全対策費 …補正予算書 P20～

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

7. 議案第 31 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

…議案書 P15～

8. 議案第 32 号 四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について …議案書 P19～

9. 議案第 37 号 市道路線の認定について …議案書 P39～

（協議会）

10. 大規模盛土造成地マップの作成と公表について

11. 四日市あすなろう鉄道の西日野駅前広場の計画見直しについて

12. 市営住宅建替え事業について

（その他）報告事項

13. 四日市あすなろう鉄道の運輸速報（平成 30 年度 第一四半期）について

14. 地籍調査の実施について

15. 台風21号による都市整備部所管施設の被害状況について

○環境部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

16. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分） …決算書P192～、実績報告書P101～

第2項 清掃費 …決算書P198～、実績報告書P116～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

17. 議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P8～

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

18. ごみ処理手数料の取り扱いについて

○スポーツ・国体推進部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

19. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

第10款 教育費

第6項 保健体育費（関係部分） …決算書P260～、実績報告書P212～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

20. 議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費 …補正予算書P18～

第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P8～

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

21. 議案第33号 工事請負契約の締結について …議案書P21～
—中央緑地陸上競技場改修工事—

22. 議案第34号 工事請負契約の締結について …議案書P25～
—霞ヶ浦プール改修工事—

（協議会）

23. 中央緑地新体育館の使用料の設定等について

○その他

24. 8月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

25. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成30年10月10日（水）18：30～20：45
会 場：海蔵地区市民センター 2階大会議室
シティ・ミーティングテーマ：スポーツについて

26. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 程 案：平成30年12月27日（木）18:30～20:45
会 場：北部ブロック西（八郷、下野、保々、三重、神前、県）

27. 休会中の所管事務調査について

日 程 案：①10月29日（月）午後1時30分から
②10月30日（火）午前10時から

※配付資料・・・審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、決算書、主要施策実績報告書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－11_平成30年8月定例会議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－15_平成30年8月定例会議会－補正予算資料（部局別）

○決算常任委員会資料（部局別）

07_決算常任委員会－13_平成30年8月定例会議会－決算常任委員会資料（部局別）

○審査順序、都市・環境常任委員会、決算、予算常任委員会都市・環境分科会関係資料等

05_都市・環境常任委員会－18_平成30年8月定例会議会

○休会中の所管事務調査報告書（案）

05_都市・環境常任委員会－18_平成30年8月定例会議会－06_その他

予算常任委員会都市・環境分科会 審査順序

平成30年10月4日（木）本会議休憩中

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第38号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

…補正予算書P5～

第2項 道路橋梁費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第8項 住宅費

歳出第11款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

※配付資料・・・審査順序、資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

○補正予算書、議案説明

01_本会議－11_平成30年8月開会議会

○審査順序

05_都市・環境常任委員会－18_平成30年8月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－15_平成30年8月定例月議会－03_補正予算資料（部局別）

都市・環境常任委員会事項書

平成30年10月30日（火）

10:00～ 第2委員会室

（所管事務調査）

1. 公共交通について

（協議会）

2. 四日市市水道ビジョン2019について

（その他）

3. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

平成30年12月11日（火）10:00～

○スポーツ・国体推進部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）
第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P10, 12, 61 |
|--|--------------------|

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|------------|
| 2. 議案第 67 号 四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について | …議案書 P53～ |
| 3. 議案第 68 号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について | …議案書 P59～ |
| 4. 議案第 72 号 工事請負契約の締結について
—霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築工事）— | …議案書 P89～ |
| 5. 議案第 73 号 工事請負契約の締結について
—霞ヶ浦緑地新野球場整備工事（建築電気設備）— | …議案書 P93～ |
| 6. 議案第 90 号 四日市市運動施設の指定管理者の指定について | …議案書 P127～ |

（協議会）

- | | |
|--|--|
| 7. 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会四日市市開催競技の報告について | |
| 8. 霞ヶ浦運動施設について | |
| 9. 四日市市ハーフマラソン（仮称）の開催について | |

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|--------------|
| 10. 議案第 52 号 平成 30 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算 | …補正予算書 P141～ |
| 11. 議案第 54 号 平成 30 年度四日市市下水道事業会計第 3 回補正予算 | …補正予算書 P153～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|-----------|
| 12. 議案第 71 号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について | …議案書 P85～ |
|--|-----------|

（協議会）

- | | |
|----------------------|--|
| 13. 水洗化率向上のための施策について | |
|----------------------|--|

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--|------------------------|
| 14. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …補正予算書 P34～ |
| 第 2 項 清掃費（関係部分） | …補正予算書 P34～ |
| 第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P10, 11, 61, 62 |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|------------|
| 15. 議案第 66 号 四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について | …議案書 P51～ |
| 16. 議案第 81 号 四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について | …議案書 P109～ |

（協議会）

- | |
|-------------------------------|
| 17. 四日市市第 3 期合理化事業計画書（骨子）について |
|-------------------------------|

（その他）報告事項

- | |
|--------------------------------------|
| 18. 朝明広域衛生組合における組合規約の一部変更に係る協議内容について |
|--------------------------------------|

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|----------------|
| 19. 議案 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第 8 款 土木費 | |
| 第 1 項 土木管理費（関係部分） | …補正予算書 P40～ |
| 第 2 項 道路橋梁費（関係部分） | …補正予算書 P42～ |
| 第 3 項 交通安全対策費（関係部分） | …補正予算書 P44～ |
| 第 4 項 河川費（関係部分） | …補正予算書 P46～ |
| 第 5 項 港湾費（関係部分） | …補正予算書 P46～ |
| 第 6 項 都市計画費（関係部分） | …補正予算書 P48～ |
| 第 8 項 住宅費（関係部分） | …補正予算書 P50～ |
| 第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P10, 62 |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|------------|
| 20. 議案第 69 号 四日市市都市公園条例の一部改正について | …議案書 P77～ |
| 21. 議案第 82 号 四日市市営中央駐車場及び四日市市営本町駐車場施設の指定管理者の指定について | …議案書 P111～ |
| 22. 議案第 91 号 市道路線の認定について | …議案書 P129～ |

(協議会)

- 23. デマンド交通社会実験について
- 24. 市街化調整区域における規制緩和の検証について
- 25. 事務の効率化について
- 26. 都市公園内公募設置管理制度適用事業について

(所管事務調査)

- 27. 平成 30 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

(その他) 報告事項

- 28. 四日市あすなろう鉄道の運輸速報（平成 30 年度 第二四半期）について
- 29. 四日市あすなろう鉄道 台車の展示について

○その他

- 30. 11 月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

- 31. 11 月定例月議会 議会報告会におけるシティ・ミーティングのテーマについて
日 時：平成 30 年 12 月 27 日（木）18:30～20:45
場 所：八郷地区市民センター 2 階大会議室
シティ・ミーティングテーマ：未定

- 32. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 程 案：平成 31 年 3 月 27 日（水）18:30～20:45
会 場：南部ブロック東（中部、常磐、日永、塩浜、楠、河原田）

- 33. 休会中の所管事務調査について

日 程 案：① 1 月 31 日（木）午後 1 時 30 分から
② 1 月 31 日（木）午前 10 時から
③ 1 月 29 日（火）午前 10 時から

都市・環境常任委員会事項書

平成31年1月31日（木）

10:00～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. 改正水道法（民営化）について

（その他）

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

3. 2月定例会議会 議会報告会におけるシティ・ミーティングのテーマについて

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

平成31年2月27日（水）10:00～

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算
第 1 条 歳入歳出予算
第 4 款 衛生費
第 1 項 保健衛生費（関係部分）
第 6 款 農林水産業費
第 3 項 農地費（関係部分） | …一般会計予算書 P154～
…一般会計予算書 P180～ |
| 2. 議案第 99 号 平成 31 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算 | …特別会計予算書 P137～ |
| 3. 議案第 102 号 平成 31 年度四日市市水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P1～ |
| 4. 議案第 104 号 平成 31 年度四日市市下水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P75～ |

- | | |
|---|--------------|
| 5. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
第 4 款 衛生費
第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …補正予算書 P36～ |
| 6. 議案第 134 号 平成 30 年度四日市市下水道事業会計第 4 回補正予算 | …補正予算書 P123～ |

- | | |
|---|---------------|
| 7. 議案第 137 号 平成 31 年度四日市市下水道事業会計第 1 回補正予算 | …補正予算書(2)P41～ |
|---|---------------|

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|------------|
| 8. 議案第 119 号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について | …議案書 P159～ |
|--|------------|

（協議会）

- | |
|---------------------|
| 9. 水洗化率向上のための施策について |
|---------------------|

○環境部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

1. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費（関係部分）

…一般会計予算書 P148～, 154～

第 2 項 清掃費

…一般会計予算書 P158～

第 2 条 債務負担行為（関係部分）

…一般会計予算書 P15～

2. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費（関係部分）

…補正予算書 P36～

第 2 項 清掃費

…補正予算書 P36～

第 2 条 繰越明許費（関係部分）

…補正予算書 P10

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

3. 議案第 126 号 工事請負契約の締結について

—楠衛生センター解体工事—

…議案書 P187～

（協議会）

4. ごみ処理手数料の取り扱いについて

5. 四日市市第 3 期合理化事業計画書について

6. 産業廃棄物不適正処理事案における三重県が行う行政代執行の進捗状況について

（所管事務調査）

7. 平成 30 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算
 - 第 1 条 歳入歳出予算
 - 第 8 款 土木費
 - 第 1 項 土木管理費 …一般会計予算書 P190～
 - 第 2 項 道路橋梁費 …一般会計予算書 P194～
 - 第 3 項 交通安全対策費 …一般会計予算書 P200～
 - 第 4 項 河川費 …一般会計予算書 P202～
 - 第 6 項 都市計画費 …一般会計予算書 P206～
 - 第 8 項 住宅費 …一般会計予算書 P214～
 - 第 2 条 債務負担行為（関係部分） …一般会計予算書 P254～
2. 議案第 97 号 平成 31 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 …特別会計予算書 P95～
3. 議案第 98 号 平成 31 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 …特別会計予算書 P117～

4. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 第 8 款 土木費
 - 第 1 項 土木管理費 …補正予算書 P40～
 - 第 2 項 道路橋梁費 …補正予算書 P40～
 - 第 4 項 河川費 …補正予算書 P42～
 - 第 6 項 都市計画費 …補正予算書 P42～
 - 第 8 項 住宅費 …補正予算書 P44～
 - 第 2 条 繰越明許費（関係部分） …補正予算書 P10～

5. 議案第 135 号 平成 31 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 第 8 款 土木費
 - 第 2 項 道路橋梁費 …補正予算書(2)P18～
 - 第 6 項 都市計画費 …補正予算書(2)P18～

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

6. 議案第 114 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について …議案書 P105～
7. 議案第 115 号 四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について …議案書 P111～
8. 議案第 116 号 四日市市営住宅条例の一部改正について …議案書 P119～
9. 議案第 128 号 市道路線の認定について …議案書 P193～

(所管事務調査)

10. 平成 30 年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

(その他報告)

11. 国道 1 号北勢バイパスについて

12. 四日市あすなろう鉄道の運輸速報（平成 30 年度 第三四半期）について

○スポーツ・国体推進部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費（関係部分） …一般会計予算書 P106～

歳出第 10 款 教育費

第 5 項 社会教育費（関係部分） …一般会計予算書 P244～

第 2 条 債務負担行為（関係部分） …一般会計予算書 P15～, 254

2. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費（関係部分） …補正予算書 P30～

第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書 P12, 53

＜都市・環境常任委員会＞

(付託議案)

3. 議案第 117 号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

…議案書 P123～

4. 議案第 118 号 四日市ドーム条例の一部改正について

…議案書 P153～

5. 議案第 127 号 工事請負契約の変更について

—中央緑地新体育館建設工事—

…議案書 P191

○その他

(所管事務調査)

1. 平成 30 年度第 1 回及び第 2 回人権施策推進懇話会並びに平成 30 年度第 1 回同和行政推進審議会について

(その他)

2. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日時：平成 31 年 3 月 27 日（水）18 時 30 分～20 時 45 分

場所：日永カヨーショッピングセンター 1 階中央広場

シティ・ミーティングテーマ：所管事項全般について（あすなろう鉄道、中央緑地公園など）

3. 6 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日時：平成 31 年 7 月 12 日（金）18 時 30 分～20 時 45 分

場所：南部ブロック西（四郷、川島、桜、内部、小山田、水沢）

4. 4 常任委員会報告会について

5. 平成 30 年度 都市・環境常任委員会 年間白書について

6. 休会中の所管事務調査について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－13_平成 31 年 2 月定例月議会

○予算常任委員会資料（当初予算）

06_予算常任委員会－17_平成 31 年 2 月定例月議会－01_当初予算資料（部局別）

○予算常任委員会資料（補正予算）

06_予算常任委員会－17_平成 31 年 2 月定例月議会－02_補正予算資料（部局別）

○審査順序、都市・環境常任委員会関係資料等

05_都市・環境常任委員会－22_平成 31 年 2 月定例月議会

3. 委員長報告等

都市・環境常任委員会委員長報告（平成30年6月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第15号 市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部改正につきましては、旅館業法の改正に伴う関係規定の整備のほか、小規模な増築等を行う場合において、市長の同意を不要とする等の改正を行おうとするものであります。

委員からは、条例改正に伴う規制緩和に係る質疑があり、理事者からは、従来であれば旅館建築に係る条例により、いかなる建築行為であっても、市長の同意を要することになる。

例えば、施設内のバリアフリー化に伴う多目的トイレなどの増設であっても、市長の同意において旅館建築審査会の意見を聞く必要があり、建築主等にとって時間的、手続き的にも大きな負担となっていたことから、小規模な増築等を行う場合には、その手続きの簡略化を図るものであるとの答弁がありました。

次に、議案第16号 都市公園条例の一部改正及び議案第17号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、平成33年に開催される三重とこわか国体に向けた施設整備に伴い、霞ヶ浦サッカー場を廃止するため、関係する規定を整備しようとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第20号 動産の取得議案につきましては、小型ごみ

収集車 4 台を取得しようとするものであります。

委員からは、更新する車両にプリントされる図柄の選択に係る質疑があり、理事者からは、今後更新していく車両に関しては、昨年度に実施した市内の小学生以下の公募により決定したデザイン 4 図柄の中から、2 つの図柄を選択し車体の左右に重複しないようプリントすることとしたいとの答弁がありました。

また委員からは、車両の更新計画の中で、北部清掃事業所と南部清掃事業所との間の更新間隔の差異についての質疑があり、理事者からは、原則 9 年間の更新期間において、車両平均の年間走行距離は、南部清掃事業所で約 25000 km、北部清掃事業所で約 18000 km となるが、個々の車両状態に応じて更新計画を立てるため、更新期間に差が生じることになるとの答弁がありました。

また委員からは、廃車車両の取り扱いに係る質疑があり、理事者からは、9 年間使用した車両について、走行距離が少ないなど、状態が良いものについては、車両に不具合が生じた際の予備車両などとして一旦残す。そして、相当年数経過後、担当部が当該車両の入札により売却を行うこととなるが、応札がなかった場合は、市が処分費用を負担することになるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、一般車両の取り引きにおいては新車購入時に旧車両の下取りを行うケースも多いため、車両処分に当たっての効率的な方法について検討すべきではないかとの意見がありました。

次に、議案第 21 号 動産の取得議案及び議案第 22 号 製造請負契約の締結につきましては、それぞれ四日市あすなろう鉄道線

鉄道車両を更新しようとするものであります。

委員からは、車両への床窓設置の費用対効果に係る質疑があり、理事者からは、先般のあすなろう鉄道DVDの先行予約状況を見ても市外からの申し込みが4割を占めるなど、あすなろう鉄道に対して、市民以外の関心も高いことがうかがえる。このため、車両への床窓設置についてもニュースソースとして活用し、床窓設置に係る650万円の投資額に見合う利用者増に繋がって行きたいと考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、当鉄道の魅力について、しっかりと差別化を図った上で、戦略的な視点でシティプロモーションを行うべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、あすなろう鉄道DVDの予約状況について質疑があり、理事者からは予約開始後4日間で初回限定盤の予定枚数150枚に達し、予約受付を終了したとの答弁がありました。

また委員からは、今回廃車となるT車・122号車について、保存・展示に回すことはできないのかとの質疑があり、理事者からは、当該車両について、部品類については再利用することとしており、台車部分のみを保存することとしたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、当該車両については昭和20年代製造車両としては最後のものとなるため、保存することを強く求めたいとの意見がありました。

また他の委員からは、今定例月議会における意見募集において、当議案については税を投入することに関して厳しい意見もいただいているが、あすなろう鉄道が市民のための鉄道として

役立つよう、引き続き様々な努力をしてほしいとの意見がありました。

最後に、議案第23号 市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による松本92号線ほか19路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました7議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。朝明広域衛生組合に対する本市の対応状況について調査を実施いたしました。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成30年6月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算**【上下水道局・経過】****管渠布設費（浜田通り貯留管築造工事）**

Q. 浜田通り貯留管築造工事（以下、「本事業」という。）について、平成30年3月14日に、リニア中央新幹線工事を巡る談合事件に関与している企業が落札した場合は、状況の推移を見守るため契約を保留するとの決定がなされ、開札の結果、契約が保留となった経緯がある。契約の保留については明文化された規定はないと聞いているが、落札されてから5営業日以内に契約を締結しなければならないという本市の規定がある中、本事業は水害対策として行われるものであり、市民生活への影響も大きいことから、速やかに契約し本事業を実施するべきではなかったのか。

A. 本事業の契約保留の決定に関しては明文化された規定によるものではないが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定されている入札及び契約から談合その他不正行為の排除の徹底という主旨を踏まえ、リニア中央新幹線工事を巡る談合事件に4社が関与し、そのうち2社からは逮捕者が出たという事件の重大性に鑑み、その契約を保留し、事件の推移を注視することとした。また、本市の契約施行規則では落札者に対して、5営業日以内に契約書の提出を求めているが、これは、市が5営業日以内に契約締結しなければならないという規定ではない。

Q. 他市の中には本市の対応を参考に契約を保留した事例があると聞いているが、本市の対応が先例になったのではないのか。

A. 他市の事例については、契約の保留を本市よりも先に行っている事例があるなど、各市により対応はまちまちであり、本市の対応状況を参考にしているとは言えない。

Q. 本市の建設工事等入札参加資格停止基準については、平成29年7月の三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の改正を受け、平成30年6月1日に独占禁止法等の指名停止措置期間等に関する改正が行われているが、上下水道局として本市の基準改正に係る内容について従前から把握していたのか。また、本年3月の落札業者の資格停止決定から、6月の資格停止基準の改正、今回の補正予算案の提案という経過から勘案すると、6月の基準改正を想定の上、契約保留に係る一連の手続きが進められたのではないかと受け取れる余地もあるが、事実を確認したい。

A. 本市において毎年6月1日に入札制度に関する変更が行われていることは承知しているが、今回、市において資格停止基準の改正が行われることについては事前に把握

しておらず、本事業に係る契約保留以降の手続きについても、基準が変更される想定のもと行われたものではない。

Q. 昨年 11 月定例月議会の補正予算審査において当分科会でも事業の早期着手に係る意見が出されたところであるが、昨年末に予算が認められてから入札まで時間を要した理由はどのようなものがあるのか。

A. 本事業は特殊な工法を用いる工事であり、設計積算には工事に要する特殊資材価格の市場調査が必要となる。また、総合評価方式の一般競争入札によることから、開札までの期間が長くなることから、昨年 11 月の補正予算審査時の説明のとおり 3 月に入札することとなった。

Q. 特殊な工法を用いる工事ということは、高い技術力を有する企業の存在が欠かせないと思うが、工事品質及び期間内での工事完了については担保されるのか。

A. 全国の事業者のデータベース（コリンズ）において、本工事に必要な技術力や実績を有する事業者が相当数あることを確認している。その上で総合評価方式の一般競争入札を行う予定である。

Q. 本事業は市民生活に深く関わるものであるが、今回の契約保留により工事に遅れが生じた結果、被害が発生することも想定されるがどのように捉えているのか。

A. 工期について、当初の予定の平成 33 年 12 月までから平成 34 年 5 月までに工期が延長となるが、雨水による自然災害が生じやすい梅雨の時期までに完成させるよう努めてまいりたい。

Q. 参考資料の中で、入札参加資格停止基準の変更部分について記載があるが、変更後の基準全文についての公開の有無及び内容について確認したい。

A. 変更後の四日市市建設工事等入札参加資格停止基準については、市ホームページの入札情報の欄で公開されており、全文を資料として提出したい。

（意見）本事業に関わらず、迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会審査事項の提案において、浜田通り貯留管築造工事の契約保留・資格停止に係る手続きが適正に行われたかについて、入札制度とあわせて検証する必要があると考えるため、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会に送らないことと決しました。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成30年8月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第33号及び議案第34号につきましては、いずれも工事請負契約の締結についてであり、中央緑地陸上競技場改修工事、霞ヶ浦プール改修工事に関し、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、中央緑地陸上競技場改修工事で実施されるバリアフリー化に関する具体的な説明を求める質疑があり、理事者からは、車椅子用の更衣室及びシャワー室の改修を初め、正面入口扉の自動扉への一部改修及びスロープ通路幅の拡幅を行うほか、トラックへの動線上にある通路の段差解消や新たなスロープ及びスタンド席への手すり設置により競技場内における円滑な移動を確保するとともに、観覧席には車椅子用の観覧スペースを設ける予定であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、現在の中央緑地陸上競技場の車椅子用観覧席の設置状況について質疑があり、理事者からは、現状では、車椅子用の観覧席として指定されたスペースはないものの、大会主催者が競技に影響のない範囲で車椅子用の観覧スペースを設けることはあるとの答弁がありました。

また、委員からは、観覧に訪れるベビーカーの利用者への対応についての質疑があり、理事者からは、車椅子用観覧席の設置検討の際に議論をしたが、施設の仕様等の事情からベビーカ

一用の観覧席の設置には至らなかったとの答弁がありました。これを受け、委員からは、年数が経過している施設であるため、止むを得ないとは思っているものの、何らかの工夫はしてほしいとの意見がありました。

また、委員からは、今回の改修は中央緑地陸上競技場周辺の通路等も対象となるのかとの質疑があり、理事者からは、中央緑地陸上競技場周辺の平板ブロックについては、どこわか国体の開催までに、中央緑地陸上競技場周辺の外構とともに整備するとの答弁がありました。

また、委員からは、中央緑地陸上競技場のトイレの改修は一部だけでなく全面的に実施するのかとの質疑があり、理事者からは、全面的に実施するとの答弁があり、これを受け委員からは、利用者が迷うことなく利用できるように、施設内の案内表示については、利用者にわかりやすく表示するべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、中央緑地陸上競技場の観客席について、座り心地や整然と座るという点でベンチシートよりセパレートシートの方が優れているのではないかと質疑があり、理事者からは、座席を約2千席確保するなどの理由からベンチシートで改修するものの、シートとしての仕様は良くなっているとの答弁がありました。

次に、議案第31号 建築基準法等関係手数料条例の一部改正、議案第32号 開発許可等に関する条例の一部改正、及び、議案

第 37 号 市道路線の認定につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 5 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成30年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【上下水道局・経過】

○一般会計

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

≪ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ≫

別段の質疑、意見はなかった。

○農業集落排水事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

四日市公害と環境未来館事業費

Q. 四日市公害と環境未来館の来館者のうち、市外からの団体での来館者は、平成28年度の133団体4,046人から、平成29年度は99団体3,936人と減少傾向にあるが、リピーターを呼び込む取り組みは行われているか。

A. これまでも市外の旅行代理店への誘致活動を行ってきたが、来館者が低下傾向にあることを踏まえて、今後も継続して誘客に向けた取り組みを行う。

Q. 四日市公害と環境未来館の来館者が減少し始めている今、早急に手を打つべきであり、シティ・プロモーション部との連携だけでなく、本市の周辺にある観光資源との連携も図り誘客を図るべきではないか。

A. 今後もシティ・プロモーション部と連携のほか、本市の周辺にある観光資源や宿泊施設とも連携し誘客を図る。

Q. エコパートナーシップ推進事業について、エコパートナーによる環境学習講座が平

- 成 29 年度の計画では 60 講座であったのが、11 講座に留まってしまった要因は何か。
- A. エコパートナーの講師としての経験不足等により、市民を前にしての講座開催には、まだ時間がかかるためである。
- Q. エコパートナーによる環境学習講座の実績を上げるため、豊富な知識や経験を有する民間企業へ働き掛けるような取り組みが必要ではないか。
- A. 平成 30 年から環境に関する講座への企業の協力を得る取り組みや、講座の開催場所を四日市公害と環境未来館でなくとも可能とするなどの改善を行った。
- Q. エコパートナーによる環境学習講座について、平成 30 年度予算の積算上は、講座数は何件に設定しているのか。また、その目標は達成できそうなのか。
- A. 60 講座である。平成 30 年 8 月末時点で、13 講座の実施予定である。
- Q. エコパートナーに登録している団体数は何団体か。
- A. 平成 28 年度は 60 団体であったが、平成 29 年度は 49 団体である。
- Q. エコパートナーの登録数が平成 29 年度は 49 団体に減少し、環境学習講座は登録された 49 団体中、11 団体であったことについて、どのように検証しているか。
- A. 市民への環境に関する教育とエコパートナーの持続的な活動を支えるため、市民協働の観点からエコパートナーの支援を行っているが、環境学習講座については、エコパートナーが当館に出向いて実施する講座であるため、自らも活動する中で、エコパートナーとしての時間を確保できないという事情もあり、実績が伸び悩んでいる。このため、エコパートナーと情報交換を密に行うとともに、受講者がエコパートナーの活動の場へ赴き受講することの検討のほか、これまでの経緯を踏まえながら、来年度に向けて検証を行いたい。
- Q. 展示管理運営費の中の修繕費について、実績がなかったが、支障はないのか。また、予算については、毎年同等程度の金額なのか。
- A. 展示パネルに破損等の不具合が生じた際に修繕するための予算であり、平成 29 年度には不具合が生じなかったため支障はない。
- Q. 四日市公害と環境未来館一般管理費の中で、リーフレット印刷費用及び駐車サービス券購入費用に不用額が生じたのは、来館者の減少に伴うものか。
- A. 平成 28 年度に市内で大きな催しがあった際にリーフレットを配布していたが、平成 29 年度には大きな催しがなく、在庫で対応できるためリーフレットの増刷が不要となった。また、駐車サービス券については、多少余裕が持てるように予算を計上していることのほか、来館者が減少したことによる。
- Q. 駐車サービス券は来館者用か。
- A. 来館者やエコパートナーがじばさん三重にある活動室で行う場合に提供している。
(意見) 国外から多くの来館者がいるが、さらに来館者を増やすため、国際交流団体等の関係機関へ働きかけるべきである。

資源物処理事業費

- Q. 資源物の持ち去り対策のパトロールに従事した職員が負傷した事案について、同一人物による行為であったのか、また組織的なものか。
- A. 今回の事案では、同一人物で常習者であるが、組織的な行為かどうかまでは判断で

きない。

Q. 資源物の持ち去り対策のパトロールに従事した職員が負傷したということは、持ち去り行為者と接触した結果ではないか。

A. 資源物の持ち去りを告発する過程において、まずは、口頭による注意が必要となるため、その際に負傷した事例である。当該業務に従事する職員には、その場で取り押さえるようなことはせずに、安全に最大限配慮するように指導している。

Q. 資源物の持ち去り行為を告発するにあたり、口頭で注意する必要があるとしても、職員に危険が及ばない方法を研究するべきではないか。

A. 業務に従事する職員の安全が第一であり、どのような方法が可能か引き続き研究していく。

Q. 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例において、資源物の持ち去りを禁止したのが抑止目的であれば、告発に至る過程の中で本人確認を行う際に、必然的に持ち去り行為者と接触する危険を考慮すれば、民間の警備会社に委託することも有効な手段ではないか。

A. 他市の事例を見ると、民間の警備会社への委託や民間の古紙回収ステーションの活用は事例としてあるが、決定打にはなっていない。安全策の一つとして、民間の古紙回収ステーションの活用や収集時間の見直し等を研究していく。

Q. 資源物の持ち去り対策のパトロールで職員が負傷した事案について、加害者は逮捕されたのか。また、このような事案に市民が遭遇した場合にどのように対処すればいいかを広報しているか。

A. 加害者については逮捕、起訴されている。また、市民に対しては、平成 29 年度にチラシを配布し、無理に制止せず市に情報提供をしていただくよう注意喚起をした。

Q. 資源物の持ち去り行為が頻発している地域の自治会へは情報提供しているか。

A. 自治会には情報提供し、職員が現地に赴くこともあるが、その情報が十分に浸透しているとは言い切れないため、改善していく必要はある。

Q. 資源物の持ち去り行為防止について、警察とは連携しているのか。

A. 持ち去り行為者が逃亡した際に制止するなどの手立てがないため、警察の協力を仰ぎながら、現場の張り込みを行っている。

Q. 資源物の持ち去りを現認する方法について、安全面からもカメラで撮影することで対応できないか。

A. 資源物の持ち去りということであれば、現場での現認が必要である。

Q. 資源物の持ち去り行為者に対する警告書や禁止命令書は手渡しが必須か。

A. 市で条例を制定した際には手渡しが必須条件であったが、その後、法令遵守推進監等に相談する中で、手渡しでなく郵送でも有効と確認したが、その方法で告発にまで至った事例はない。

Q. ごみの集積場に囲いがされており、それが自治会所有である場合、不法侵入に問えないか。

A. その事例が不法侵入にあたるかどうかは把握しておらず、不法侵入で検挙されたとの事例は聞いていない。

(意見) 資源物の持ち去り対策のパトロールに従事した職員の負傷について、このよう

な事案が生じた場合は、職員の安全を守り組織対応を図るためにも、速やかに報告するとともに善後策を取るべきである。

(議員間討議 ※資源ごみの持ち去りについて)

- ・資源物の持ち去り行為者との接触を防ぐため防犯カメラを活用すべきとの意見があった。なお、当意見に関連し、防犯カメラ設置の検討に関する質疑がなされ、理事者からは、防犯カメラの設置については、ごみ集積場という特異性から、ごみ出しを行う市民（個人）を撮影することにもなるため、地域住民の理解を十分得ることが必要であり、慎重に対応すべきと考えているとの答弁があった。
- ・防犯カメラの有効性を認めつつ、早期に導入できない事情があることを踏まえて、職員の安全を確保するため、民間の警備会社等への委託は議論していくべきではないかとの意見があった。
- ・委員からは、条例を定め行政の役割として行うべきことについては、行政の責任において実施すべきであるとの意見があった。
- ・委員からは、資源物の収集日をランダムにすることで、資源物の持ち去り行為を防ぐことができるのではないかとの意見があった。なお、当意見に関連し、収集日の設定に関する質疑がなされ、理事者からは、本市のごみ収集日についてはランダムにして収集を行うことは難しいとの答弁があった。
- ・資源物の持ち去りに関し、告発に至る手続きの簡素化はできないかとの意見があった。なお、当意見に関連して簡素化の検討について質疑がなされ、理事者からは、従前から手続きの簡素化を検討してきたものの、全国的にも同様の悩みを抱えている自治体もあり、簡素化に苦慮しているとの答弁があった。これを受けて、一定の期間、民間の警備会社を活用し、徹底して取締りを行うことで、抑止につながるのではないかとの意見があった。
- ・職員が危険な目に遭わないことが大切であり、市役所内の警察OBとの連携を図るべきであるとの意見があった。
- ・委員からは、資源物の持ち去りについては、従前から議会でも議論してきているものの、有効な解決策は見つからない中、今回議論の中心となった民間の警備会社等への委託について、どの程度の費用を要するかの調査を行うべきで、それを踏まえたうえで、市民と職員の安全をどう確保していくのかを議論していく必要があるとの意見があった。

自然環境保全推進事業費

Q. 特定外来生物の捕獲頭数実績について、平成 28 年度の 140 頭から平成 29 年度には 106 頭まで減っているのは、これまでの捕獲により個体数が減少したことが要因といえるのか。

A. 平成 27 年 3 月に策定した四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づき、特定外来生物の捕獲・駆除を行ってきたが、平成 29 年度の捕獲頭数が減少したのは、目撃情報の件数を踏まえると、必ずしも個体数が減少したとは言えない。

Q. 捕獲の際の罠を警戒して、捕獲頭数が減少しているか。

A. 捕獲用の罠を警戒して、罠の中にあるエサに食いつかない事例は聞いている。

(意見) 他市の事例も参考しながら、市民の不安を取り除くため、有効な対策を研究していくべきである。

騒音、振動対策事業費

Q. 公害苦情件数について、騒音・振動についての苦情件数が例年に比べると、平成 29 年度に大きく増加しているが、その原因を把握しているか。

A. 工場の事業活動のほか、ビルの解体工事等の特定建設作業から生じる騒音が原因で苦情が増加している。

Q. 特定建設作業等の騒音の要因となる工事に関する情報をどのように把握するのか。

A. コンビナートの各事業所からは、定期修理や新增設に関する情報共有を行っているほか、特定建設作業については、騒音、振動規制法に基づく届け出により把握している。

Q. 市民から騒音の苦情があった場合に、どのように対応するか。

A. 市民から苦情が寄せられた際には、なるべく現場に赴き状況を確認するとともに、届出に基づく情報を有していれば、その情報を伝える。また、把握していない事案であった場合は、原因の究明を行うとともに、適切な指導を行うこととなる。

(意見) 騒音や振動については、企業の経済活動と市民が快適に過ごすことができる環境との均衡を図りながら対応すること。

北大谷斎場管理運営費

Q. 北大谷斎場火葬件数は、平成 27 年度をピークに、平成 28 年度から 2 年連続で前年度より減少しているが、その要因と今後の見通しは分析しているか。

A. 北大谷斎場火葬件数との因果関係を分析したものはないが、市内の死亡者数の推移と連動している。また、今後の見通しについては、人口の年齢層の推移と連動し、死亡者数の増加に伴い、火葬件数も増加すると分析している。

Q. 北大谷斎場葬祭場利用実績について、式場 1 の利用実績が年々低下しており、今後も低下傾向が見込まれると思うが、北大谷斎場管理運営にかかる委託料は利用実績を反映した金額になるか。

A. 管理運営にかかる委託については、仕様書で過去の火葬件数などを表しており、5 年毎の契約更新で、年間の契約金額が決まっている。

Q. 式場 1 の利用率の低下について、この改善を図る手段としては、より小規模な葬儀に対応できるように式場を改修する方法も考えられるが、そのことについて、葬儀業者から何らかの意見は届いているか。

A. 式場 1 から 3 については、主に葬祭場を持たない業者に利用いただいているが、特段意見等は寄せられていない。

Q. 北大谷斎場利用実績の改善と今後の火葬件数等の見通しをどのように捉えるか。

A. 死亡者数については、この 2 年間は減少しているが、団塊の世代が控えているので、死亡者数の増加に伴い、火葬件数も増加するものと考えている。また、式場 1 の利用実績の低下について、統計資料を見ると、中部地方の特徴として、葬儀の参列者数が元々多かったものが、ここ数年で落ちてきている。家族葬を選ばれる方がふえている

のも事実であり、高齢化すると近親の方も減るため、式場 2 でいいというケースも出てくる。また、式場 2、3 を無理して使っているケースもあり、改修となると、昼・夜使用する施設であるため、その期間の騒音等の問題もある。それらを踏まえ、また、葬儀業者からの意見も聞きながら、どのようなあり方が望ましいか研究していきたい。

市内で掘削された井戸の数について

Q. 市内で掘削された井戸がどの程度あるのか把握しているか。

A. 県の権限において、地盤沈下を抑制するため地下水揚水を規制しており、深井戸とされる地下 50m より深い井戸を掘削する場合には、法に基づき市の窓口を経由して、県に申請する義務があり、これまでに 30 件程度の申請がある。また、県の条例でも断面が 6 cm² 以上の揚水施設を設置する浅井戸を対象としたものでは、70 件程度の申請があるが、そのうち、半数程度は事業活動により生じた地下水汚染を除去するためのものであり、飲用や事業用のものではない。

Q. 市内の一般家庭で井戸が掘られることは少ないか。

A. かつては水道水が十分に普及していなかったこともあり、市内の多くの家庭で井戸を掘り、飲用に用いるために県の保健所で水質検査がされていたが、現在は水道が 100% 近く普及したため、現在はそのような制度がなく把握はできない。

粗大ごみ戸別収集事業費

Q. 粗大ごみ戸別収集事業の実績が、平成 29 年度には前年度より下がっているが、要因は分析しているか。

A. 四日市市クリーンセンターの稼働に伴い、土曜日ごみの搬入受付を実施しており、多くの方が土曜日に直接搬入されるため減少傾向にあると考える。

Q. 粗大ごみ処理券は、本市は 1 枚 1,080 円であるが、近隣の鈴鹿市では 200 円であり、大きな差が生じている。また、それに伴って、本市と鈴鹿市の両方の粗大ごみ処理券を取り扱う店において、販売時に混乱が見られ、販売店が説明に苦慮されているというのを耳にするが、この差について、どのように説明すべきであるのか。

A. 粗大ごみの収集については、本市と鈴鹿市において違いがあり、本市と比較して鈴鹿市のほうが粗大ごみとして扱っている品目数が多い。鈴鹿市において粗大ごみとして取り扱っているものでも、本市では家庭から出されたもので 1 m 以下のものであれば、地域の集積場に出せるため市で収集している。このような自治体の収集事情の違いが処理券の金額差となっていると思われる。

(意見) 粗大ごみ処理券を取り扱う店舗において、販売時に混乱が生じないように、説明用のチラシを置くなどの対応を行うべきである。

ごみ減量推進事業費

Q. ごみ減量リサイクル推進店制度が事実上中断しているが、中断していることの影響は何かあったか。

A. 平成 22 年度からごみ減量リサイクル推進店制度を実施するため、ごみ減量リサイクル推進協議会を立ち上げ、レジ袋の有料化と併せたごみの減量への市民意識を高める

啓発を行った経緯がある。活動を通じて一定の役割を果たしたと判断し、同協議会は解散となったが、協議会の理念を継承しつつ、事業者との連携も図っていく必要があることから、現在では、新たに3R推進連絡会を発足し啓発活動を行っていくこととした。これまで混乱が生じたとは聞いていない。

Q. 平成29年度決算額のごみ減量推進事業費1,352,715円の内訳は、3R推進連絡会に要する経費か。

A. ごみ減量推進事業費については、近年全国的に進んでいる食品ロスへの取り組みを促すチラシの作製や生ごみの水切り等の啓発グッズの購入、スマートフォン用アプリ「さんあ〜る」の開発経費である。

大気汚染対策事業費

Q. 大気汚染の測定結果において、光化学オキシダントが未達成となっているが、人体への影響はないか。

A. 光化学オキシダントは空気中に浮遊している汚染物質が太陽光と反応することで、目がチカチカするなど、体調に影響が及ぼされる恐れがあるとされている。この3、4年、光化学オキシダントの数値上昇による予報等の発令はない。

Q. 光化学オキシダントが未達成という状況は、どのように考えているか。

A. 全国的で測定している1,172局中室蘭市の1局のみが達成しているだけであり、環境省としてもこの問題を課題として認識しているため、今後の国の動向を注視している。

Q. 光化学オキシダントの数値は、他市と比べて高い数値か。

A. 大都市よりも高いということはなく、低めであると分析している。

朝明広域衛生組合負担金

Q. 平成28年度から日永浄化センターで処理していたし尿を朝明広域衛生組合で処理することになったが、それに伴うコストを比較するとどのようなになるのか。

A. 平成27年度と平成28年度の予算額を比較すると、平成28年度に組合への負担金が約3,600万円増加しているが、下水道使用料の支払いは約2,700万円減少し、加えて日永浄化センターの投入槽の管理に要した約840万円が皆減したことで、コスト面では同等程度という試算である。

Q. 日永浄化センターの第1系統で処理していたし尿を朝明衛生組合で処理し、処理後の排水を北勢沿岸広域流域下水道で再度処理することで、処理コストが増しているのではないか。

A. 北勢沿岸広域流域下水道に処理後の排水を排出する際には、求められている水質基準を満たした状態で排出し下水道使用料は発生していないため、そこで処理コストが生じることはなく、切り替え後のコスト負担が特別増したわけではない。

Q. 日永浄化センター第2～4系統において、規定上、朝明広域衛生組合で処理しているし尿を処理することの制約があるわけではないと聞くが、市民の税負担にも関わることであるため、この件について、上下水道局と協議する予定などはないか。

A. 将来的に、し尿や浄化槽汚泥の減少が見込まれるため、朝明広域衛生組合の処理量

というのは減少していくため、朝明広域衛生組合での処理のあり方についての答えを出さなければならないと考えている。

(意見) 日永浄化センターで処理するのも、朝明衛生組合で処理するのも、どちらも税負担は生じるわけであり、地方公営企業である上下水道局の収入増への寄与という観点で見た場合に、どちらに負担することが良いのかという考え方は必要である。

《歳出第4款衛生費 第2項清掃費》

清掃総務費

Q. 四日市市クリーンセンターの稼働に伴い、北部清掃工場に勤務していた職員を清掃事業所に配置転換とあるが、労務職の正規職員が退職した場合、現状では退職者の補充を行わない方針か。

A. 平成28年度に四日市市クリーンセンターが稼働したことで人員の配置転換を行ったものの、再任用職員を含めた正規職員数は充足するため退職者の補充は行っていない。また、当面は退職者の見込みはそれほど多くはないため、退職者の補充を行う予定はない。しかし、今後退職者の増加が見込まれる中で、収集事業のあり方について、直営と委託の比率をどうするかという議論は必要である。他市の事例や災害時の対応を考えると、全面委託が必ずしもいいとは言えないと考えており、今後の収集体制をどのようにしていくかを研究しているところである。

ごみ処理施設管理運営費

Q. 南部清掃事業所について、四日市市クリーンセンターへ運搬する効率を考えた際に、あえて南部清掃事業所から運搬する必要性はないと思われる。南部清掃事業所は昭和51年に建築と老朽化が進んでいる施設であり、公共施設のアセットマネジメントの観点から北部、南部清掃事業所について、どのような考えを持っているか。

A. 南部清掃事業所の人員配置のバランスのほか、老朽化した施設については、耐震化若しくは建て替えのどちらが相応しいかという検討は必要である。まずは楠衛生センターの解体を行い、その後、他の老朽化した施設のあり方について、順次議論していく考えである。

Q. 四日市市クリーンセンター周囲の除草は適正に行われているか。

A. 平成29年度は平成30年3月に実施したが、平成30年度からは年2回実施する予定である。

Q. 市内で伐採された枝葉草は、四日市市クリーンセンターで受け入れることができずに、市外に搬出されるというのは、何か理由があるか。

A. 平成29年度から公共事業により伐採され、一時的に大量に排出されるものについては、他市の事例を見ても焼却施設の負担が大きいなどの理由から、全て受け入れてはいない。四日市市クリーンセンターの負荷を考慮するとともに、ごみの資源化の促進を勘案し、それに対応できる民間事業者で堆肥化等の処理をすることを促している。

Q. 市外の民間事業者に処理を依頼することで、コストが余計に増していないか。

A. 処理費用自体は安いところもあるが、必然的に運搬費が掛かってしまうので、その分処理費用は増してしまうこともある。

Q. 四日市市クリーンセンターが稼働したことで、ごみ処理量がどのように推移することになったか。

A. クリーンセンター稼働後、土曜日にも搬入できることでごみを搬入しやすくなったために、家庭内で潜在的に眠っている不要ごみが持ち込まれた結果、一時的に増加したものと分析している。

(意見) 北部と南部の清掃事業所は老朽化が進んでおり、耐震化するにしろ除却するにしろ、費用がかさむことになるため、その点について、次期総合計画策定において、しっかりと検証を行うべきである。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 及び 第2項清掃費 》

所管施設の耐震化について

Q. 環境部で所管している施設の耐震化状況について。

A. 所管している施設の中で、北部と南部の清掃事業所については耐震診断を行っていない。北大谷斎場の吊り天井については、平成30年7月に改修が完了した。北部と南部の清掃事業所については、今後、対応方針を検討していく。

【都市整備部・経過】

○一般会計

《 歳出第8款土木費 第1項土木管理費 》

狭あい道路対策費

Q. 狭あい道路整備等促進事業について、当初予算に対する社会資本整備総合交付金の交付率が77.3%となっているが、毎年同様の傾向ではないのか。そうであれば、この事業に限ったことではないが、国庫補助金・交付金に対する考え方を再考し、何らかの対策を取る必要があるのではないか。

A. 平成28年度から国庫補助金・交付金については、交付額が予算要求額より下回る内示割れが生じている。三重県に割り当てられる国庫補助金・交付金の枠が変わらない中で、他の市町にも予算が配分されることになり、満額回答を得ることが難しくなってきた。このため、国や県に対しては、他の自治体が執行できなかった予算について、本市に回してもらうように交渉し、平成29年度においては、それが実現し補正予算を獲得した経緯がある。しかし、中長期的には、どのような方策を取るのが望ましいのか検討していく必要がある。

Q. 狭あい道路整備等促進事業について、国からの予算の問題に左右されると思うが、計画と事業実績のかい離はどれぐらいか。また、セットバック用地を寄付いただいた後、速やかに事業を進めるべきであり、必要に応じて市費による整備も実施すべきではないか。

A. 狭あい道路整備等促進事業については、平成29年度は用地の寄付行為が228件あり、そのうち工事の施工に至ったのは119件となり、未整備件数が108件となった。これ

までの累積が平成 29 年度末で 1,048 件となっている。この対策として、交通安全上の問題がある箇所について、平成 30 年度からは道路整備の予算も投入し適宜事業を実施している。

(意見) 国庫補助金・交付金の交付が充分に行われない場合でも、必要な事業については市費で行う必要もあるのではないかと。事業実施のために必要な予算や職員の確保については、財政課や人事課とも協議をしながら、委員会で進捗状況を報告してほしい。

負担金

Q. 三重県社会基盤整備協会の負担金について、組織の形態、構成、及び負担金の算出方法はどのようになっているのか。

A. 組織の形態は一般社団法人であり、構成については、役員に県内の市長等の行政関係者が就いている。また、平成 29 年度の負担金は、平成 27 年度に三重県が各市町で実施した事業費の割合に応じて負担金が算出されている。

Q. 三重県社会基盤整備協会の活動及び効果はどのようになっているのか。

A. 国土交通省等への要望活動が主な活動であり、例えば、道路特定財源の上乗せについて、措置の延長を求める要望を行ったところ、延長につながった事例がある。

(意見) 三重県社会基盤整備協会に限らず、各種団体への負担金については、評価検証を十分に行った上で、必要と認められるものを負担すべきである。

＜ 歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費 ＞

道路維持修繕費

Q. 市民からの通報について、実際の補修箇所はどのくらいか。

A. 平成 29 年度は、1,830 件である。

Q. この補修件数のうち、一部が通報からであったという理解でよいのか。

A. 舗装のめくれや道路陥没に関する市民からの通報については、電話やメールによるものがあり、そのうち大半が電話による通報であるが、電話による通報件数については記録には残していない。その他に、現場に行く際や通勤時に確認した場所を道路パトロール班や業者が修繕している状況である。その他に、現場に行く際や通勤時に確認した場所をパトロール班や業者が修繕している状況である。

(意見) 早い情報収集と対応が必要であり、当委員会で行政視察を行った千葉市のスマートフォンを使った市民協働型の道路損傷通報アプリ等の事例も研究されることを希望する。

地方道更新防災等対策補助事業費（大規模修繕・橋梁）

(意見) 跨線橋については、橋桁下部の空間についても公園や駐車場として活用されているが、平成 29 年度に実施した塩浜跨線橋の橋脚補強工事において、橋桁と排水パイプの間に子供が挟まれ出られなくなるという想定外の事案が発生したため、今後このようなことがないように対策を講じるべきである。

《 歳出第 8 款土木費 第 3 項交通安全対策費 》

歩行者自転車空間整備事業費

- Q. 矢羽型路面表示による整備がなされているが、一方で、中央通りの自転車専用通行帯については、塗装がかなり剥がれてきており、今後、矢羽型路面表示による再整備を行う予定はあるか。
- A. 平成 22 年度に整備してから年数が経過しており、一部塗装が剥がれ劣化は確認されるものの、帯状になっているので、機能そのものは損なわれておらず、早急に整備する必要はないと思われるが、必要に応じて補修を行っていくこととしたい。
- Q. 路側帯をまたいで矢羽型路面表示が行われているが、公安委員会に確認はしていると思うが、念のために問題はないのか確認をしたい。
- A. 路肩が狭いので、外側線に重なってしまうため、公安委員会と協議しながら事業を実施している。
- Q. 本市の交差点内の矢羽型路面表示においてはその端に白線を引いているが、他市の事例を見ると同様のことがなされていないが、市の基準があるか。
- A. 交差点内の表示については、国のガイドラインがあり、本市では、着色や塗装方法等の整備方針を定めている。
- Q. 今後も交差点内の矢羽型路面表示はその端に白線を引くという方針か。
- A. そのとおりである。
- Q. 今後の自転車レーンの整備計画はどのような状況か。
- A. 赤堀小生線（松本街道）、堀木日永線、午起末永線（橋北通り）の 3 路線を推進計画に位置付けて整備をしている。赤堀小生線については、平成 32 年度には堀木日永線までの区間、堀木日永線については笹川通りまでの区間と川原町駅付近までの区間を整備する。
- Q. 3 路線以外の次の計画はないか。
- A. 第 3 次推進計画に基づく整備計画は、赤堀小生線（松本街道）、堀木日永線、午起末永線（橋北通り）の 3 路線としており、次期の整備路線は、新しい総合計画策定の中で議論していくことになる。
- Q. 湯の山街道については路肩がほとんどなく、自転車が通行する際には危険な状態であると感じている。湯の山街道は県の所管であるが、路肩が狭く交通量が多い路線について、対策が必要ではないか。
- A. 自転車、歩行者の安全をどう確保するか今後研究していくこととしたい。

交通安全施設整備単独事業費

- Q. 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、ゾーンを定めて最高速度 30 キロの速度規制による通過交通の抑制等を図る生活道路対策であるゾーン 30 について、整備後、その評価検証はしているのか。
- A. 平成 25 年度に東富田においてゾーン 30 を整備し、その検証結果を平成 26 年度に四日市北警察署から受けている。具体的には、四日市北警察署において、ゾーン 30 整備前と整備後の通過速度や通過台数等の測定を東富田ゾーン内の 3 か所で行い、その評価検証が行われている。報告書では、ゾーン 30 を整備したことで、平均速度は

8. 7km/h、最高速度は 10km/h 低下し、通過台数は整備前より半減するなど、測定した 3 か所でいずれも平均速度、最高速度、通過台数ともに下がっており、ゾーン 30 の効果はあったと思慮するとの報告がなされている。

Q. 通過台数が大きく減少しているが、ゾーン 30 を避けて、違う道路を利用する車両が増えた結果と見ていいか。

A. その可能性も考えられるが、通過台数が大きく減少した要因については、把握が難しい。

Q. 他の地域のゾーン 30 の整備効果というのは把握しているか。

A. 平成 29 年度の警察庁の全国のゾーン 30 を対象とした資料によると、整備前後の交通事故発生件数の比較が行われており、ゾーン 30 を整備したことで、交通事故が 23% 程度減少したとの結果が出ている。

Q. ゾーン 30 について、当該地区住民以外に対する周知が不足しているように感じるが、どのような広報を行っているのか。

A. 市のホームページや公安委員会のホームページに掲載してあるが、少し見づらいので、今後見やすいように改善していきたい。

(意見) ゾーン 30 の取り組みは評価できるが、今後の課題として地元住民以外にも周知を図る有効な手段を研究してほしい。また、事業の評価検証はしっかりと行うべきである。

その他経費

Q. 三泗地区交通安全対策協議会の負担金について、その目的に三泗地区 1 市 3 町で広域的に連携・協働することとされているが、どのようなことが行われているか。

A. 年に一度イオン四日市北店、イオン尾平店、イオンタウン菰野店において、普及啓発のグッズを配布している。

(意見) 三泗地区交通安全対策協議会の負担金について、実施している内容が四日市市交通安全協議会と似通っているため、その負担のあり方を検討すべきである。

《 歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費 》

コミュニティ交通支援事業費

Q. 先日、菰野町において、タクシーを借り上げたデマンド交通の社会実験が行われると発表されたが、市では同様の実験について検討をしたか。

A. 現在のところ借り上げによる、社会実験については、検討していないが、今後も他市の事例なども研究していきたい。

Q. 昨年度実施したデマンド交通の社会実験については、地域への周知も十分でなく、実施期間が 1 か月と短かったため、地域住民の利用が思うほど得られなかった。平成 30 年度については、その点を改善する必要があるのではないか。

A. 平成 29 度の社会実験の反省点も踏まえ、平成 30 年度については、地域への周知を

十分に図り、昨年度より実施期間を長くする予定である。

Q. デマンド交通の社会実験はいつまで行うつもりなのか。

A. 現状では平成 31 年度までを考えている。

Q. デマンド交通の社会実験で目指すところは何か。

A. 本市では公共交通不便地域に対する対策として、NPO 法人によるバス運行という成功事例があったことから、定時定路線型のバスの社会実験を行ってきたが、それに続く成果を得られなかった。そこで、バスに代わる交通手段として、タクシーを利用した対策が取り組めないかということでデマンド交通の社会実験を行ってきた。社会実験では、タクシー業界における課題も分かってきたことから、本市においてどの程度の事業が実施可能かを見極めるため、引き続き社会実験を行った上で、導入の可否について判断していきたいと考えている。

Q. 公共交通不便地域の対応について市としては、バスでは無く、タクシーを用いたデマンド交通を主に考えているのか。

A. 人口の少ない地域などについては、バスによる対応は難しいと考えている。また、バスという資産も限られていることから、住宅団地の中を通るような路線の見直しや公共交通不便地域については、タクシーなど、バス以外の公共交通の活用も検討していく必要があると考えている。

(意見) 平成 30 年度については、年少者も対象として検討していくことは評価しているが、菰野町の社会実験では、もっと幅広い年齢層を対象としており、今後の検討課題とすることを要望する。

《 歳出第 8 款土木費 第 8 項住宅費 》

市営住宅整備事業費

Q. 国の防災・安全社会資本整備交付金を活用した石塚町市営住宅建設事業費について、平成 29 年度においては建替事業分が全額減額補正となっていて、当該事業費が他の市営住宅の整備に充てられ、事業延期に伴うこれらの内容について、入居する住民等への説明は行われているのか。

A. 平成 30 年 2 月 6 日に入居者の説明会を開催しており、その際には、石塚町市営住宅の建て替えの計画が延期になったという説明は行っている。国の防災・安全社会資本整備交付金のうち、石塚町市営住宅基本設計として想定していたものを他の団地の長寿命化に充てることについての説明は行っていない。

Q. 入居者へ交付金の説明はどのように行う予定であるか。

A. 交付金の使い方については説明していないので、丁寧に説明して行く。

Q. いつ頃、改めて説明をしてもらえるのか。

A. 市営住宅の建て替えについて、議会に対し、今定例月議会の都市・環境常任委員会協議会において、石塚町、小鹿が丘の両市営住宅廃止に伴う建て替えは行わず、民間アパートの借り上げにより対応するという方向性を出している。その方向性が認められれば、転居する手法がふえることを説明し、あわせてインフラ整備についても説明を行いたい。

Q. 平成 29 年 2 月定例月議会の代表質問における市長答弁では、石塚町市営住宅を建て

替える計画の説明がなされているが、今回の方針転換と市長答弁との整合性についてどのように考えているのか。

A. 平成 29 年 2 月定例月議会の代表質問後、都市・環境常任委員会協議会の場において、公的不動産を有効に活用するため、建て替えという選択肢だけでなく、コスト負担や売却益などの比較を行い、公的不動産を最も有効に活用できる選択肢を検討するようにとの意見があり、また、その間に公営住宅法が改正され、現住地での建て替えが原則であったのが、近傍での建て替えも可能となるなど、新たな選択肢も出てくる中で、入居者の安全確保を最優先に比較検討した結果である。

Q. それぞれの市営住宅の入居者及び近隣の方の意向の把握は、どうしたか。

A. 2 月 6 日の説明会のほかに、移転に関してもアンケートを取っている。内容としては、変わりたくないという意見と近くでないと困るなど、住み慣れたコミュニティを離れることや遠方への移転に不安を抱く意見が少なからずあったことから、この不安に対する配慮が必要と考えている。

Q. 石塚町市営住宅の建て替えについて、公営住宅法の改正による建て替えのあり方そのもの前提条件が変化したこと、協議会における意見を踏まえながら建て替えに要するコストを比較検討した結果、今回の方針転換に至ったのか。

A. 平成 29 年度においては、石塚町市営住宅の建て替えを進めていく中で、公営住宅法の改正や協議会において建て替えに要するコスト問題が課題となり、建て替え計画を延期した。そして、平成 30 年度になり、民間アパートの借り上げなどの新たな手法を用いるという方針転換に至り、今般協議会において報告することになった。

Q. 今回の石塚町市営住宅の方針変更の根拠は、公営住宅法の改正と協議会のコスト意見の二点の結果か。

A. そういうことである。平成 29 年度に建て替えを進める中で、いろいろな意見をいただいたり、状況変化があったりの中で先送りとしたのが平成 29 年度であり、それ以降の方針変更について、今回、改めて協議会において、意見を聞いていこうということになった。

Q. 石塚町市営住宅の建て替えについて、建て替えそのものの議論のほか、調整池の問題や子育て世代に適した環境かどうかという課題があったと思うが、今回その説明が不足していないか。

A. 調整池については、石塚町市営住宅建て替えに要するコストに調整池も含め検討した。石塚町市営住宅は、住宅の中に市道があり、そこに排水路が 3 本あり、このような条件では、調整池整備に要するコストが割高になるため、単に石塚町を売却する方が有利になる訳ではないと説明した。また、建て替えた場合に、予想される子育て世代の増加による小学校の受け入れ環境については、現在のままでも教室は不足しないことを確認した上で、検討したことを示した。

(意見) 今回の石塚町市営住宅の建て替えについては、法改正があり保留となっていると認識している。また、スタートするなら丁寧に説明してほしい。

住み替え支援事業費

Q. 住宅施策推進事業費や移住促進空き家リノベーション事業費の実績について担当部

署としてどのように評価しているか。

A. 実績については、決して満足できる実績ではないので、利用促進を図るために、普及啓発に努めていく。

Q. 移住促進のための空き家リノベーション補助金について、県支出金の内容について確認したい。

A. 当事業費は本市に移住する市外在住者を対象者としているが、県支出金については県外在住者を対象に支出されている。

Q. 住み替え支援事業について、市外からの転入者の支援だけでなく、市内の桜台などの団地を見ていると、子供が成長すると親元を離れ転居し、団地内の高齢化が進む事例が見られることから、その対策として、子供が成長し家庭を持った際に、親の住む近所に子が住めるよう、市内における転居者についても対象とする予定はないか。

A. 市外に居住する子どもが親の近所に住む場合の補助の上乗せは行っているが、市内での移住は対象としていない。

Q. 将来的に団地で育った子供が親の近所に住めるように、住み替え支援事業の対象を拡充することはないか。

A. 現状として、桜台のような団地でも実質的には空き家となっても、不動産物件として市場に出ている事例は少なく、まずは不動産物件として市場に出回るように、市内の空き家を紹介する空き家バンクへの登録の促進を図っている。

Q. 住み替え支援事業のモデル団地の定義はと何か。

A. 造成から 30 年以上経過し約 20 ヘクタール以上で市内平均よりも高齢化が進行している団地という定義である。

Q. 空き家バンクの取り組みとは具体的に何か。

A. 納税通知書に空き家バンクのチラシを封入したり、市のホームページ以外に、全国版空き家バンクに市の空き家情報も登録し、不動産市場に空き家が出回るよう、周知に取り組んでいる。

(意見) 住み替え支援事業は、実績が伸び悩んでおり、積極的に広報活動を行い、利用実績が伸びるように努力するとともに、市内間の移動についても今後、検討課題として研究すべきである。

《 歳出第 13 款災害復旧費 第 2 項土木施設災害復旧費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 全般 》

国庫補助金・交付金の配分状況について

Q. 毎年、国庫補助金・交付金について、多くの事業は要求額より減額となっている。毎年のように要求額から減額が生じていることから、予算立てする際の精査が必要ではないか。

A. 市の予算は、国に概算要望する額に応じて、必要な費用を計上しており、あらかじめ市の財源を確保し、国に要望していくことが、発言力を高める上で必要であると考えている。また、これまでも、減額された場合に事業実施をどうするのかという指摘

を受けており、短期的に事業効果が見込めるものについては、必要に応じて市費を投入し、事業を実施することについて財政経営部とも協議を行っている。

Q. 国との連携をより強化すべきではないか。

A. 他市の事例を見ると、必ずしも本市だけが、国庫補助金・交付金を得られていないということはないが、橋梁長寿命化修繕事業などの国の新しい政策については、比較的予算が付きやすいため、引き続き、関係構築に努め、情報収集を行っていく。

Q. 狭あい道路整備事等促進事業等の市民の安全に直結する事業について、国庫補助金・交付金が十分に付かず予算割れしているが、市民生活への影響を勘案し迅速に事業を進めるべきではないか。

A. 予算を工夫して対応していきたい。

(意見) 国、県との関係構築に努め、予算の説明時には、丁寧な説明がなされることを望む。また、市民の安全に直結するような事業については、市単独でも実施すべきである。

職員の時間外勤務について

Q. 時間外勤務については多い傾向にあるが、毎年同じ状況が繰り返されている。勤務の状況は把握しているはずであり、職員に負担を強いるばかりではなく業務の平準化に向け対策を講じるべきではないか。例えば技術の伝承に留意しつつも業務の外部委託を進めることや、増員などの対応が考えられるが、現在の認識を確認したい。

A. 年間の業務量が多く、年間業務の平準化による対応にも限界があり、人員を増やすか業務量を削減するかどちらかの対応になってくる。土木技師の採用については毎年人事当局に要望しているが十分な人員を確保できていないのが実情である。業務量の削減に向けては、例えば、道路整備課においては、発注単位を大型化して発注本数を減らしたり、業務負担を削減できるような契約方法について検討を進めている。それらの効果により業務量を減らす事が出来れば、業務の平準化にもつなげることが可能と考えている。対応策が定まった際には議会に報告することとしたい。

Q. 時間外勤務で一番多いのはどれぐらいか。

A. 平成 29 年度においては、月 109.5 時間、年間 930 時間が一番多い実績となっている。

(意見) 市民生活に影響が及ばないように留意しながら取り組みを進めてほしい。過労死認定基準を超えているような時間外勤務もあるようなので、改善に向けた取り組みを行うように要望する。

都市整備部の外部委託について

Q. 決算常任委員会／都市・環境分科会資料の外部委託の状況に係る資料において、外注により業務の効率化を図っているもののみを抽出との記載があるが、業務の効率化を図る目的以外による委託業務にはどのようなものがあるのか。

A. 地質調査や用地の登記など、職員では対応が不可能なものについて外部に委託している。

所管施設の耐震化について

Q. 所管している橋梁や施設の耐震化状況について。

A. 橋梁の耐震化については、所管している橋梁が 1,133 橋あり、そのうち耐震化の対象となるのは、線路を跨ぐ跨線橋、道路を跨ぐ跨道橋、緊急輸送道路にある橋梁等を重要な橋梁として 273 橋を対象としている。そのうち平成 29 年度末までに 41 橋で耐震化が終了している。残りの橋梁についても、優先順位に基づき、耐震化を図っていく。次に市営住宅の耐震化については、408 棟あるうち、337 棟が耐震化基準を満たしている。残りの 71 棟は、入居募集を停止し除却予定の団地である城西、小鹿が丘、石塚町、泊が丘である。なお 71 棟すべてに住んでいる訳ではない。

Q. 橋梁については、耐震化対象の橋梁がまだ多く残っているが、どれぐらいの見込みで実施するのか。

A. 昭和 55 年以降の耐震基準で架設した橋梁については、一定の耐震性を有していると認識しており、それ以前の耐震基準で架設された橋梁を優先的に耐震化する予定である。

Q. 昭和 55 年以前の耐震基準で架設された橋梁はどれぐらいあるのか。

A. 昭和 55 年以前の耐震基準で架設された橋梁は 207 橋ある。

渋滞への対応について

Q. 市内における渋滞について、どのような取り組みをしているのか。また、どこまで市が関与して、解消に向け働きかけができるのか。

A. 渋滞対策については、国、県、市、警察、交通事業者などが一堂に会する三重県道路交通渋滞対策推進協議会にて対策を協議している。そこでは、例えば昨年度から、信号の現示を操作することで、国道 1 号及び国道 23 号並びに塩浜街道において、通過速度を早める実験に取り組んでいる。その結果枝道の信号の時間が短くなり、市道が渋滞したりという問題点については市からも意見をしている。

Q. 三重県道路交通渋滞対策推進協議会の活動実態はどのようなものか。

A. 年に 2 回程度開催している。そのほか、国の機関である中部地方整備局等とは、日頃から情報共有を行っている。

Q. 国道 1 号の慢性的な交通渋滞の抜本的な解決策はあるか。

A. 国道 1 号の交通渋滞対策として期待されるのは、北勢バイパスであり、その整備が早期に行われるように要望活動を行っている。また、三重県道路交通渋滞対策推進協議会で実施している信号現示も一定の効果が現れている。一方で、市としても、交差点における渋滞対策として交差点改良の取り組みを進めようとしている。

(意見) 交通渋滞は、経済的なロスも生むため、引き続き交通渋滞緩和に向けた対策に取り組んでほしい。

信号機について

Q. 信号機を所管しているのは公安委員会だと思うが、先日の台風で信号機が曲がったように、信号機に不具合が生じた場合に、市からも公安委員会へ情報提供しているか。

A. 市に情報提供があったものについては、速やかに公安委員会へ情報提供し、対応を依頼している。

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

○土地区画整理事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【スポーツ・国体推進部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第 10 款教育費 第 6 項保健体育費 ≫

スポーツ活動振興事業費

Q. 総合型地域スポーツクラブ支援事業の参加人数が減少した要因について、NPO 法人四日市ウェルネスクラブの平成 29 年度の実績が前年度より半減し、その理由が講師の都合により前年の 2 回から 1 回の開催実績となったとしているが、クラブ側の都合によるものであり、当初の計画に代わる代替案が実施されるべきではなかったか。

A. 今回は当初契約から講師にかかる経費の増加により 1 回の予定であり、急遽変更したものではないが、今後は事業計画段階から、より多くの参加人数が得られるようクラブとの協議に努めたい。

Q. 総合型地域スポーツクラブ支援事業の対象である NPO 法人四日市ウェルネスクラブは、他のクラブが地域に根差した中学校区単位の地域クラブであるのに対して、少し位置付けが違うのではないか。市が定義する総合型地域スポーツクラブとは何か。

A. 文部科学省は総合型地域スポーツクラブの定義として、子供から高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれのレベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとしており、地域として中学校区程度が望ましいとしている。本市でもそれをもとに、総合型地域スポーツクラブ育成事業費補助金においては、中学校区あるいは地区を地域とした総合型地域スポーツクラブの設立を支援している。しかし、地域については画一されたものではなく、全国的にも様々なクラブが存在していることから、NPO 法人四日市ウェルネスクラブについては、市域全域で活動する総合型地域スポーツクラブとして位置付けて、総合型地域スポーツクラブ支援事業の対象としている。

Q. 総合型地域スポーツクラブの活動内容は、競技としてのスポーツから健康づくりのためのスポーツまで幅広いが、市は総合型地域スポーツクラブに何を期待しているか。

A. 市民にスポーツに親しんでもらい、市民の健康増進に寄与することを目的に市民が主体的に参画していただくことを期待している。

Q. 総合型地域スポーツクラブ支援事業は随意契約による委託事業か。また、総合型地域スポーツクラブにおいて、中学校区で活動するのと市域全域で活動するのでは、受

けられる補助金の内容は違うか。

A. 総合型地域スポーツクラブ支援事業における委託事業については、6つの総合型地域スポーツクラブと随意契約とし、事前提案を受けて委託している。なお、創設から5年間の立ち上げ期に補助を行う総合型地域スポーツクラブ育成事業費補助金については、補助要綱で対象者を中学校区単位で活動する総合型地域スポーツクラブとしているため、市域全域で活動するNPO法人四日市ウェルネスクラブは対象外である。

Q. 総合型地域スポーツクラブ育成事業費補助金において、中学校区単位であれ、市域全域であれ、市内で活動していることに違いはないので、対象者を区別する必要はないのではないか。

A. 総合型地域スポーツクラブ支援事業の理念は、地域に根差したスポーツクラブの育成であり、そのスポーツクラブが地域の学校拠点にその施設を有効活用することに主眼が置かれてきた経緯があり、中学校区単位で活動する総合型地域スポーツクラブを支援してきた。市域全域で活動する団体への設立時の支援については今後の課題として捉えていく。

Q. 障害者スポーツ推進の取り組みについて、実施内容は講演会、指導員の育成、四日市市スポーツ推進委員の視察というように、実際にスポーツをする障害者への支援が見えてこない。また、国体やオリンピックの記載はあるものの、全国障害者スポーツ大会に対する取り組みが見えないのは何故か。

A. 障害者のスポーツに関する支援としては、これまで障害者のスポーツに関する大会や施設利用時の支援は障害福祉課が行っており、スポーツ課ではスポーツ推進委員と連携し、障害者スポーツの市民への普及に努めてきた。平成30年度より、スポーツ・国体推進部が教育委員会から市長部局に移管されたことで、同じ市長部局として、これまで以上に連携を図っていく。また、全国障害者スポーツ大会であるところわか大会については、平成29年度時点ではまだ正式決定していないため、決算資料においては記載していない。

(意見) 公共のスポーツ施設を総合型地域スポーツクラブが利用するということは、一方で、一般市民の利用や競技スポーツをする機会を奪ってしまうため、より多くの市民に利用してもらうことに心掛けるべきである。

(意見) 総合型地域スポーツクラブそのものの概念や総合型地域スポーツクラブ支援事業の目的を見直したうえで、今後のあり方や方向性について再考すべきである。

(意見) 三重とところわか国体や三重とところわか大会のような今後開催される様々な大会を通じて、本市の魅力を知ってもらう絶好の機会であるため、シティ・プロモーションの観点からの取り組みに期待する。

所管する施設の耐震化について

Q. 所管する施設の耐震化状況について。

A. 18施設中5施設は平成13年度に耐震診断を受け、そのうち4施設は耐震化が必要となり、既に耐震化を完了した。また、昭和57年以降に整備された9施設については、新耐震基準に適合した施設であり、耐震化は不要となっている。残りの4施設は200㎡以下の施設であり、耐震診断を受けていない。そのうち、霞ヶ浦弓道場の2施設は、

平成32年5月頃に廃止予定である。

Q. 耐震診断を受けていない4施設は安全性に問題はないか。

A. 当時は耐震診断の対象としない判断であったが、再度現場確認を行い対応方針について検討したい。

学校開放事業費

Q. 各地区の学校の体育館やグラウンドの数は、各地区の人口に比例しているわけではなく、人口が集中している地域にとっては、結果的に平等性を欠いていないか。

A. 学校区の中で対応しているため、人口の多い少ないで利用状況の平等性に課題があるのは認識しており、市全域の運動施設も含め、どのような対応が可能か検討していく。

運動施設一般経費

Q. 中央緑地第2体育館の一般開放に際して、空調があるが稼働はさせていない。今夏のような猛暑による利用者の体調への配慮、現在整備中の中央緑地新体育館には空調が設置されることから、一般開放に際して空調の使用を検討するべきではないか。

A. 今夏の猛暑踏まえると、第2体育館の空調について、一般開放時の使用の必要性を認識しているものの、一方で、ランニングコストという課題もあるため、それらを踏まえて、今後のあり方を検討し、方向性が出た段階で報告する。

Q. スポーツ施設利用状況の施設稼働率は所管する施設全体の平均稼働率か。

A. 市内のスポーツ施設のそれぞれの利用状況を合計して施設数で割った平均値である。

Q. 施設を利用する際に、電源を使用する場合は、別途料金を支払う必要があり、利用者から手続きが煩雑だとの指摘も受けるが、施設の使用料に含めた料金体系に改めるべきではないか。

A. 受益者負担の観点から料金を設定しており、その観点から電源についても使用した場合に料金が発生するという仕組みにしている。しかし、利用時の煩雑さもあることから、今後の研究課題としたい。

運動施設整備事業費

Q. 常磐污水1号幹線管渠敷設工事とは何か。

A. 中央緑地フットボール場Aフィールドの下に常磐污水1号幹線が埋設されていたため、中央緑地フットボール場の整備に伴い常磐污水1号幹線を移設した。

Q. 国体に向けて施設整備を行っているが、その他の施設の整備や改修計画はあるか。

A. まずは、整備計画に基づいた国体に向けての施設整備や既存施設の改修を行い、アセットマネジメントに基づき、老朽化した施設の更新は計画していくことになる。

Q. 垂坂サッカー場や桜運動施設テニスコートは、降雨によるグラウンド環境の悪化が数日続くなど、そもそも稼働率を上げられるような施設状況ではなく、何らかの対策が必要ではないか。

A. 老朽化が進んでいるものについては、施設整備計画に基づき対応することになる。また、ハード面だけでなく、稼働率向上のため関係団体への働きかけなど、ソフト面

での取り組みも行っていく。

(意見) 三滝テニスコートでは、テニス教室が複数のテニスコートを利用するので、一般の利用客が利用できないこともあると聞くと、稼働率の低い桜運動施設テニスコート等の利活用を促すことで、施設の稼働率向上に向けた取り組みにもつながるのではないかと。また、垂坂サッカー場や桜運動施設テニスコートは、自然に恵まれた貴重な施設であるため、このような施設の活用にも目を向けるべきである。

Q. 中央緑地フットボール場について、荷物の搬出入をする際に、車で中央緑地フットボール場まで行くことができないため、駐車場から荷物を持ち運ぶことになり、利用者の負担が増しているが、搬出入の車だけでも中に入れるようにするなど、利用者の負担軽減が必要ではないか。

A. 都市公園の中のスポーツ施設であり、トリムコースを利用する方の安全を確保するため、公園内は一般車両が入れないようにしてあるが、フットボール場利用者の持ち込み練習用具や飲料などの搬出入時の負担は課題として認識しており、全体の整備終了時には搬出入の車に限ってトリムコースのすぐ近くまで入れないか検討している。

Q. 中央緑地フットボール場の利用状況や学生が利用した際の減免措置はないか。

A. 利用状況については、高校総体の会場として利用されたほか、サッカーやラグビーの学校のクラブ活動で利用されるなど、稼働率は上がっている。また、市内の高校生以下であれば、その利用料の2分の1が免除される。

(意見) 市内の利用者が優先的に利用できるような仕組み作りを検討してほしい。

議案第 26 号 平成 29 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

ガス管移設補償費の未執行について

Q. 海軍道路のあすなろう鉄道の軌道下に埋設されている水道管の布設替に伴うガス管移設に要する補償費について、結果的には不要になったわけであるが、予算計上時には見込めなかったのか。

A. 当該事業実施にあたり、昭和 63 年頃の図面があり、その図面を基にガス事業者と現地立会を行い協議した結果、ガス管を移設する必要があるとの結論に至り、補償費を予算計上した。図面上では移設が必要であったが、実際に工事着手し掘削したところ、図面上より位置がずれており、ガス事業者と再度協議した結果、ガス管の移設は不要との結論に至った経緯がある。

報償費について

Q. 弁護士相談費用ということだが、どういう相談をしているか。

A. 平成 26 年に生じた濁水に関する裁判に要した費用である。

補償費について

Q. 神田土地改良区取水協力費 11,000 千円の内容について改めて確認したい。

A. 東員町の神田土地改良区において、本市が自己水として取水をすることに伴い、周辺の水位が下がり、当該地区において灌漑用水をくみ上げる際にポンプを稼働させる必要性が生じている。取水協力費については、当該ポンプの電気料や保守・点検料などの維持管理費相当額を支払っているものである。

Q. 金額については毎年変動するという理解でよいのか。

A. 毎年、実費弁償として必要額を算定する中で、上限額である 11,000 千円を支払っているため、年度による変動は生じていない。

給水原価について

Q. 平成 29 年度の処理原価で、給水原価（自己水）は 111.08 円／ m^3 、給水原価（県水）は 231.77 円／ m^3 となっているが、県水の受水に係る今後の見通しはどうか。

A. 県水については平成 27 年度に値下げとなった経緯があるが、平成 32 年度の料金改定に向け、今後準備を進めていきたい。

（意見）見直す際には県との交渉が必要になるので、事前に準備を行い、県とは対等な立場で交渉を行えるようにすべきである。

貸倒引当金について

Q. 不納欠損による損失に備えるための貸倒引当金について、監査でも指摘を受けているが、これだけ実績とのかい離が生じるのであれば、前年度実績などの実績ベースでの積み立てを検討すべきではないか。

A. 貸倒引当金については、法改正により平成 26 年度から予算計上し、引当を行うこととなった。過去の不能欠損額を勘案して引当を行ってきたが、実績と引当額とのかい離が生じており、今後改善へ向けた取り組みを考えたい。

有収率について

Q. 有収率が平成 29 年度は 90.13%と前年度より 0.82%悪化していることについて、監査においても指摘を受けているが、その理由は何か。

A. 要因として、無収水量の配水管洗浄用の水量が 30 万 m^3 から 50 万 m^3 に増加したこと、そのほかに消火活動による使用水の増加が挙げられる。配水管洗浄用水量増加の理由としては、采女が丘団地で水圧が高いことから配水管の破損する事象が生じたため、管内の水圧を下げるため放水を行った。これについては減圧弁を設置したことにより解消された。その他、新しく開発された区域において、水の流れが安定せず濁水が生じたことから、放水していたことが挙げられる。

Q. 消火活動による水道水の使用については、事情が明らかであり、消防に負担させることは考えていないか。

A. 今後、この件については、負担金として求められないか財政当局と協議していきたい。

市内で掘削された井戸について

Q. 平成 29 年度に市内で掘削された井戸の数を把握しているか。

A. 水道水源保護条例に基づき指定された水道水源を保護するために必要な区域を水道水源保護区域と指定し、その保護区域内で井戸を掘削する場合は、届け出が必要であるが、平成 29 年度において、届け出はなされていない。なお、井戸の掘削については環境部所管となるため、保護区域外については把握していない。

Q. 水道水源保護条例に基づき指定された水道水源保護区域は公開されているか。

A. 市のホームページで公開しているほか、上下水道局の窓口でも確認できる。

大口水道利用者減額制度について

Q. 大口水道利用者減額制度は何年度から始まったのか改めて確認したい。

A. 平成 25 年度から始まった制度である。この制度の減額は認定年度から 5 年間有効なものであり、平成 25 年度申請の者については平成 29 年度で有効期間が終了したため、平成 30 年度に再度申請いただき、大口水道利用者減額制度を受けていただくことになる。

Q. 大口水道利用者減額制度の利用状況はどれぐらいか。

A. 平成 29 年度は、対象となったのは 20 水栓、減免額は 2,100 万円程度であった。また、この制度の利用により水道使用量は 18 万 m³増加したと見込んでいる。

Q. 大口水道利用者減額制度を利用し井戸から水道に切り替えた事例はあるか。

A. これまでに 1 件ある。

コンビニ収納取扱手数料について

Q. コンビニ取扱手数料について、その実績はどれぐらいか。

A. 口座振替等でない窓口払いについては、納入通知書を約 14 万件発行し、そのうち 12 万件がコンビニでの支払いとなり、割合としては 85%ぐらいがコンビニ収納になっている。

Q. コンビニ収納はいつから始まったのか。

A. 平成 10 年度から始まったものである。

Q. 平成 28 年度の決算書には、コンビニ収納取扱手数料の記載がなかったのは何故か。

A. 平成 29 年度分から資料のわかりやすさを勘案し掲載することとした。

水道法の一部改正に伴う水道事業運営の民営化に対する対応について

Q. 水道法の改正により水道事業の運営について民営化することが可能となったが、この件に対する本市の考え方を確認したい。

A. 安全・安心そしておいしい水道水の供給を掲げる本市において、水道水の安定供給の観点、また災害時のリスクに備えるといった観点からも、水道事業運営のすべてを民間に委ねることについては現実的には難しいと考えているが、地方公営企業として経営上の効率性の追求は必要なことであり、市民生活への影響を慎重に見極める中で、部分的な事業の委託などを含め今後調査研究を行うこととしたい。

(議員間討議 ※水道事業運営の民営化について)

- ・市民生活への影響に鑑み水道事業については公で担うべきであるとの意見があった。
- ・民営化については慎重に検討する必要があるが大前提であるが、コンセンション方式（公設民営化）による事業運営についても即座に否定されるものではないと考えるとの意見があった。
- ・水道事業は生活の根幹に関わることであり、コンセンション方式を導入すると、公共という使命が失われていく恐れがあり、その点も踏まえて、あらゆる角度で議論をする必要があるとの意見があった。
- ・行政が効率化を追求することは必要なことであるが、市民生活の根幹に関わるようなことについては、極端に言えば採算を度外視してでもやるべきことであり、採算をもってすべてを判断すべきではないとの意見があった。
- ・水道事業は取り扱う規模が大きく、民間の競争原理が働きにくい側面があるが、一方で有する資産を有効に活用する責務を負っているとの意見があった。
- ・災害時には民間ではなく行政が対処しなければならないこともあり、その際に、技術の伝承が疎かになっていけば、災害時に対応できない恐れがあり、そのような視点から、民営化の議論も重要であるが、人材不足に陥らないように、人材育成に尽力する必要があるとの意見がありました。
- ・国の方向性のほか、今回議論された内容を踏まえながら、中長期的な課題として、今後の方向性について調査研究してほしいとの意見があった。

議案第 28 号 平成 29 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

下水道布設替えについて

- Q. 耐用年数が 60 年という中で、現在実施している下水道布設替えについては、どのような状況であるか。
- A. 昭和 30 年代 40 年代頃に造成された市内の 6 団地のほか、重要幹線の耐震化対策として、それぞれ管更生工事を実施している。また、今後については、布設年度の古い旧市街地（納屋・阿瀬知排水区）について、ストックマネジメント調査計画（老朽度調査）を立て、工事を行っていく予定である。

北勢沿岸流域下水道維持管理負担金について

- Q. 143,293 千円の不用額が生じており、その理由として、平成 29 年度の降水量や大雨注意報発表回数が掲載されているが、負担金額はどのように決まっているのか。
- A. 流域下水道と 3 年ごとの 1 m³あたりの単価を決め、翌年度の排出量を見積もり、予算化している。平成 29 年度については、降雨などによる不明水の下水道への流入が減少したことから、当初の見込みよりも負担額が減少した。
- Q. 不用額の理由の記載してあるのは汚水であり、雨水ではないのではないのか。

A. 汚水の流入量の減少というのは、処理場に流入した流入量の減少を意味し、これに含まれるのは家庭から出た汚水と降雨などによる不明水として汚水管に流入したものの両方になる。

Q. 降雨量が減少すると負担額は減少するということか。

A. 流入する不明水が減少するので、その分負担額は減少する。ただし、年間の必要経費を支出し、余剰が生じれば、その分を清算している。

日永浄化センターについて

Q. 日永浄化センターの第1系統で処理していた、し尿を朝明広域衛生組合で処理するようになり、処理後の排水を北勢沿岸流域下水道に流しているが、日永浄化センターで処理することは可能か。

A. 日永浄化センターの第1系統の廃止に伴い、そこで処理していた、し尿を朝明広域衛生組合で処理することとなった。制度上、日永浄化センターでし尿を処理することは可能であるが、汚泥の受け入れ量や汚泥の資源化の問題もあることから、どちらで処理すべきか研究してまいりたい。

(意見) 日永浄化センターで処理するのも、朝明広域衛生組合で処理するのも、どちらも税負担は生じるわけで、どちらの方が市民の負担を軽減できるのかという視点で、今後の研究課題としてもらい、途中経過も含めて議会に報告するよう要望する。

マンホールカード製作費

Q. マンホールカードの製作枚数及び配布枚数などの実績はどれぐらいか。

A. 平成29年8月から下水道事業の啓発を目的に8,000枚製作した。平成29年度に4,000枚、平成30年8月末時点では、5,519枚配布している。また、配布先については、市内3割、県内2割、県外5割となっており、遠方の方にもお越しいただいていることから、一定のシティ・プロモーション効果もあったと分析している。

(意見) シティ・プロモーションに関わらず、上下水道局として自信を持って取り組んでほしい。

議案第26号 及び 議案第28号について

上下水道事業の経営について

Q. 公営企業は先行投資を行い、上水や下水の使用料という収益を得ていくことになるが、下水道を拡大すればするほど、管理コストの増加などで、収益は減少していくことになる。つまり、下水道供給の区域拡大が経営上、必ずしも良いものとは限らず、それを踏まえた上で、今後の経営見通しについてどのように考えているか。

A. アクションプログラム（生活排水処理施設整備計画）で、市街化区域の平成37年度概成を目標としている。その後市街化調整区域については、アクションプログラムの見直しの中で、下水道事業経営を適切に運営することを念頭に効率性を考慮し、整理

をする必要があると考えている。

(意見) 公営企業の決算は単年度決算で見るのではなく、過去との比較対象を行うためにも 10 年ぐらいの過去の推移から、その傾向を読み取り、経営分析していく必要がある。

内部留保資金の内訳について

Q. 内部留保資金についての考え方を改めて確認したい。

A. 内部留保資金は資本的支出において、建設改良費に企業債償還金を加えた支出を企業債などの収入だけでは賄うことができないことから、資本的支出の補填に充てている。なお、将来の投資に備えるなど経営上必要なものでもある。

上下水道局庁舎の維持管理について

Q. 修繕費が平成 28 年度決算額の 10,198 千円から平成 29 年度決算額では 882 千円に、また、その他経費のうち、備消耗品費が平成 28 年度決算額の 1,673 千円から 416 千円に、それぞれ大幅に減少しているが、その理由は何か。

A. 修繕費については、平成 27 年から平成 28 年に掛けて実施した庁舎の修繕が終了したこと、備消耗品費については、平成 28 年度は老朽化した事務用椅子の更新や、地下 1 階の改修に併せて会議机や椅子を購入したことから平成 29 年度は平成 28 年度に比べ決算額が減少している。

上下水道局所管施設の耐震化について

Q. 所管している施設の耐震化状況について。

A. 局庁舎については平成 17 年から 18 年かけて耐震化を実施した。また、下水道は 5 年ごとの計画に基づき実施しており、管路については、緊急輸送路下の重要管路は耐震化がほぼ終了する見込みで、今後は震災時の液状化現象によるマンホールの浮上防止対策に取り組む。下水処理場（日永浄化センター）については、第 2 から第 4 系統が稼働中であり、第 4 系統は耐震基準を満たす構造物であり、第 2 及び第 3 系統については、順次耐震化を実施している。また、ポンプ場についても順次耐震化を実施していく。水道施設の耐震化については、配水池等の基幹施設の耐震化はすでに完了しており、水道管は、耐震化が必要な基幹管路全長 44.5 km のうち耐震済が 36.5km、実施率にして 82% 程度完了している。

時間外勤務について

Q. 水道事業にかかる職員の時間外は減少し、人員も減少している一方で、下水道事業にかかる職員の時間外は監査の意見書において 680 万円増加しているとあるが、水道事業と業務の割り振りを再考してはどうか。

A. 公共下水道の未接続解消については、局全体で取り組んでおり、水道事業に従事する職員も、当該業務に従事したことから下水道事業の人件費として計上されるため、時間外が 680 万円増加したものである。

Q. 追加資料の時間外勤務等状況表を見ると、時間外勤務が増加していると見受けられ

るが状況はどうか。

A. 資料は過去5年の推移が記載しており、徐々に時間外勤務は減少傾向にあったものの、ご指摘のとおり平成29年度は前年より増加しているが、長時間労働は減少している。

Q. 長時間労働の状況はどうか、また、どのような対応をしているのか。

A. 長時間労働は市の規定で1月100時間又は2か月平均して80時間以上の労働をした者が対象となる。平成28年度に2名、平成29年度に1名の該当があった。

Q. 長時間労働が減少したとは思えない。どのような対応をしているか。

A. 上下水道局は地方公営企業であるため、労使協定による時間外勤務に対する対策を取っている。月25時間を超える時間外勤務が生じる際には、時間外勤務レポートを作成し、当該職員と面談を行い、助言や対策を取っており、その結果を労働安全衛生委員会に報告している。また、月45時間を超える前に労働組合と協議を行い、さらに月80時間以上の時間外勤務が生じる前には再度協議を行い、業務の見直しや平準化を行うなど時間外勤務の削減に取り組んでいる。このほか、時間外勤務の自己管理表や毎週水曜日に実施するノー残業デーにも取り組んでいる。

Q. 時間外勤務の抜本的な解消に向けた取り組みはなされているか。

A. 時間外勤務が多い職員に対しては、精神面のフォローのほか、業務の取り掛かり方などの助言を行うことで、また、部局内では業務分担に偏りが生じないように、適宜業務分担の管理を行い、必要に応じて業務分担の見直しを行っている。

Q. 労務管理の方法はどのように行っているか。

A. 時間外勤務については、事前申請を行い所属長が承認している。また、後日、実績申請が行われることで、実態把握を行っている。

(意見) 時間外勤務は全庁的な問題であり、職員のワークライフバランスに留意し、より一層時間外勤務に対する取り組みがなされることを強く望む。これまでの取り組みにより、水道事業の時間外が減少したというのは、時間外勤務に取り組んできた効果の表れであり、引き続き業務改善を行い、より一層の効果が現れることを期待している。

滞納整理推進にかかる取引実績・収納率・目標等について

Q. 資料において、調査対象となる高額滞納者が固定化と表記されているが、どのような意味合いか。

A. 水道料金・下水道使用料合わせて50万円以上の滞納者を高額滞納者と位置付けている。高額滞納者については、分納誓約を取り交わす等の対応を行っており、長期にわたっての納付となることから、固定化という表現を使っている。

(意見) 説明する際には、取り組み状況に対する評価など、もう少し丁寧に説明を行う方が理解を得やすくなる。また、滞納をいつまでも残しておくべきでないので、費用対効果も考慮し、対応方法の研究に取り組むこと。

議案の提案説明について

(意見) 議場における議案の提案説明について、上下水道局所管議案については例年数

字が更新されたのみで、内容が似通っている印象があるため、決算の内容に応じた説明をすべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査事項の提案において、議案第 25 号 平成 29 年度四日市市一般会計及び特別会計等の決算認定にかかる人事管理について、時間外労働時間について多い状況で推移している部署があり、職員の業務負担に鑑み、全庁的な人事管理のあり方について検証すべきであることから、複数の分科会にかかる事項として全体会において審査すべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成 30 年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 29 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 3 号）**【環境部・経過】****○第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分）****清掃費**

Q. 楠衛生センター解体に伴う跡地の利用計画はあるか。

A. 今回は楠衛生センター内の一部の施設を解体するものである。跡地の利用方法については現時点では未定であり、今後地元と協議しながら検討していくこととなる。

Q. 跡地の土壌汚染の可能性について確認したい。

A. 跡地の土壌汚染の有無については、解体後、調査をしてみないとわからないのが実情である。

Q. 施設の解体に伴い生じる産業廃棄物はどうするか。

A. 焼却施設とし尿施設は特別管理産業廃棄物として処理するが、どこで処分するかは今後解体業者との契約の中で決めていく。

（意見）解体に伴う大型車両の出入りや振動なども想定されるため、解体時には地元住民に周知を行うべきである。

Q. 解体工事の積算根拠は、基準となる解体費用の坪単価に基づき、解体施設の面積を乗じて算出したと理解してよいのか。

A. 三重県の基準に準じて数社から取った見積書をもとに、算出した金額である。

Q. 隣接する北側の施設は何か。

A. 北勢沿岸流域下水道南部処理区の南部浄化センターである。

（意見）立地が北側に北勢沿岸流域下水道南部処理区の施設があり、南側は鈴鹿川という挟まれた区域であるため、跡地の利用については用途が限られてくることから、県の施設用地の拡張も含めて考えるべきである。

Q. 楠衛生センター解体については、旧楠町との合併協議における合意事項に含まれていたのか。

A. 楠町との合併の際に、新しい清掃工場が完成した際には、楠衛生センターは休止することが決められた。なお、跡地の利用計画についても新市建設計画の中で緑地としての利用を計画されており、今後、地元と協議し具体的な案を決めていくこととなっている。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款土木費 第1項土木管理費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費》

交通安全施設整備単独事業費

Q. 今回は笹川環状1号線横断歩道橋設置事業に関する補正予算が提案されているが、横断歩道橋に関し、以前、三重北小学校南交差点に設置された時の経緯を改めて確認したい。

A. 通学路の一部となっており、北勢バイパス建設の際に地元との協議の中で設置されたものである。

Q. 当事業による横断歩道橋の設置に当たり、横断歩道橋から歩行者が転落してしまうリスクもあると思われるが、安全性の担保についてどのように考えているか。

A. 笹川西小学校と笹川東小学校の統廃合に伴い、笹川環状1号線を横断する児童数の増加が見込まれ、地元から通学路の安全確保を求められる中、国より国道23号江戸橋歩道橋の用途廃止後の譲渡が可能となったことから、歩行者の安全性を確保する有効な手段として、当該地での横断歩道橋の設置を計画した。転落については、歩道橋上に柵が設置されており、意図的なものでない限りリスクは低いと考えている。

Q. 以前、常磐小学校前の松本街道の4車線化に伴い、地元から横断歩道橋の設置を望む声もあったが、バリアフリーの観点などから水平移動による安全確保が多くなってきていることを勘案し、設置を見送った経緯がある。その後、特段、大きな問題は起きていないが、このような事例がある中、今回の横断歩道橋を架設することとの整合性についてどのように考えているのか。

A. 今回の笹川環状1号線横断歩道橋については、地元から横断歩道橋の架設要望もあり、また、笹川環状1号線の整備に伴い交通量の増加が見込まれるなど、地域の事情を勘案した結果である。

Q. この事業計画では、横断歩道橋の設置が笹川西小学校と笹川東小学校の統合には間に合わず、統合初年度の安全確保が課題として残る。安全確保ということであれば、統合に間に合うように事業を進めるべきではないか。

A. 横断歩道橋を設置するまでについては、現在、教育委員会と協議する中で、安全な通学路について検討しており、必要な安全対策を講じる予定である。

Q. 当事業の具体的な工事内容及びランニングコストについて確認したい。

A. 既存の歩道幅を狭めることのないよう、笹川環状1号線を挟むように立地している笹川西公園と笹川東公園の区画内に昇降部分を設置する予定であり、国道23号江戸橋歩道橋を解体したうえで、設場所まで運搬し架設する。また、ランニングコストについては、20年に1回程度、維持管理上必要なさび止めの塗装実施費用として2,500万円程度が必要となる。

Q. バリアフリーへの対応はどのようにになっているか。

A. 道路の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った、斜路付階段の有効幅員と勾配となっており、国のバリアフリー基準を満たしている。

Q. 横断歩道橋が架設された場合は、既存の横断歩道は廃止されるのか。

A. 四日市南警察署からは、横断歩道橋が架設された後に、即座に横断歩道が廃止することはないとの回答を得ている。

Q. 全国的に横断歩道橋を撤去する流れとなっているが、市の方針はどうか。

A. 地元からの安全対策への要望のほか、国から用途廃止に伴う横断歩道橋の譲渡が打診されたことを受け、通学の安全性及び笹川西公園と笹川東公園の利便性が向上するとの判断から、今回については横断歩道橋の設置が必要と判断した。

Q. 横断歩道橋が架設されることで、公園の景観が損なわれるのではないか。

A. 地上部に構造物ができるため、景観が若干損なわれる点是否めないが、譲渡される横断歩道橋は、らせん階段が丸みを帯びていることから、景観にある程度溶け込み、また、公園の敷地内に昇降部分を設置することから、既存の歩道に与える影響もない。

Q. 国道 23 号江戸橋歩道橋は用途廃止した後に、新たに横断歩道橋は設置されるのか。

A. 現状では、撤去した後に復旧するといった計画は聞いていない。

Q. 笹川西小学校と笹川東小学校の統合に伴い、この架設予定の横断歩道橋はどの程度の子供が利用するのか。

A. 笹川西小学校と笹川東小学校の統合に伴い、笹川西小学校の生徒が笹川東小学校に通うことになるが、平成 30 年 5 月時点で児童数が約 280 名おり、西笹川中学校に通学する笹川東小学校区の生徒数は約 70 名であり、これらの児童・生徒の利用を見込んでいる。

Q. 国から補助金等の支援はあるか。また、本来は国が用途廃止した後に横断歩道橋を処分するわけで、結果的にその処分代を市が代わりに負担することにはならないか。

A. 国からの補助金等による支援は特段ないが、譲渡により桁の製作にかかる費用分が不要となり、横断歩道橋が安価に設置出来る。また、横断歩道橋を解体し、架設工事に取りかかるまでの間、一時的に保管する場所への移送は、全て国が負担することになる。

(意見) 国にとっても本来必要であった横断歩道橋の用途廃止に伴う処分費用の一部が不要となるなどのメリットもあることを勘案の上、コスト縮減に向けて国ともさらなる協議を行うべきである。

Q. 譲渡される横断歩道橋の耐用年数はどれぐらいか。

A. 適正な維持管理をすれば耐用年数は概ね 100 年であり、既に 46 年程経過していることから、残り 50 数年は使用可能と考えている。

Q. 横断歩道橋の設置について、今後行うことは想定されるのか。

A. 車優先から歩行者優先の社会の実現が求められる中で、現実的には運転手の意識が追いついていないのが現状である。そのような状況を踏まえると、横断歩道橋の架設は歩行者の安全を守る有効な手段であるが、地域にとって何が一番望ましいかを十分に協議していく。

(議員間討議 ※横断歩道橋設置による交通安全対策について)

- 全国的に横断歩道橋の撤去が時代の潮流である中、その流れに逆行する横断歩道橋の架設は時代錯誤ではないかとの意見があった。
- 全国的に横断歩道橋の廃止が時代の流れである一方で、本件は地元住民の意向もあり計画されたものであり、加えて、国から用途廃止に伴う譲渡の提案があったという経緯もあり、地元住民の声は尊重すべきではないかとの意見があった。
- 横断歩道橋は車優先という発想が前提にあり、障害者差別をなくすため合理的な配慮が求められる中、横断歩道橋の架設は時代の流れに反するものである。一方で、地元住民からの要望があり、信号機の設置が現実的ではない中で、国から横断歩道橋の譲渡の話があったことが背景にあるが、横断歩道橋を架設するにしても笹川西小学校と笹川東小学校の統合初年度に間に合わないため、その間の安全対策を確保するかという課題もあり、そちらも早急に取り組むべきではないかとの意見があった。
- 横断歩道橋は車優先の発想から生まれた過去の産物であり、最も歩行者に優しい横断歩道は信号がなくとも車が歩行者を優先する社会であるが、現実的には難しい中、どう子供の安全を守るかを考えると、地元の要望もあることから、横断歩道橋の架設は、子供の安全を守る手段としてやむを得ないことであり、車から人を優先する社会への移行を課題として認識し、横断歩道橋を架設するまでの間の安全確保策について議論する必要があるとの意見があった。
- 横断歩道橋以外の選択肢である信号機については、現実問題として容易に実現できるものではなく、また、笹川環状1号の交通量が非常に多いなどの地域の特性もあることから、それらを踏えた丁寧な説明をすると、全国的な潮流とは逆行してでも実施すべき事業と理解してもらえるのではないかとの意見があった。
- 委員からは、横断歩道橋撤去の流れは変わらず、維持管理費のことも考えると、横断歩道橋の架設には抵抗感を覚えるものの、信号機の設置が難しく、国からの譲渡により、コスト負担が軽減され、地元からの要望もあることから、本件はやむを得ないことだが、今後歩行者が安心して暮らせる交通行政のあり方が求められるので、今まで以上にわかりやすい説明を心掛ける必要があるとの意見があった。
- 全国的に横断歩道橋を撤去する潮流はあるものの、地元の切実な要望という現実もあるため、地元の声を大切にすることも、この横断歩道橋は必要であると考えたとの意見があった。
- 当該地域では小学校の統廃合に伴う通学路の安全対策が喫緊の課題として議論されてきたが、信号機の設置が持ち上がったが現実的に難しかったため、保護者を中心とした地元からの要望を受け、横断歩道橋の架設が有力な選択肢になったという経緯がある。横断歩道橋の設置については小学校の統合には間に合わず、その間の安全確保策を教育委員会も交えて議論していることを鑑みると、地元の切実な思いを受け止める必要があり、当事業については実施すべきと考えるが、これを契機に交通行政のあり方を再考するきっかけになることを期待したいとの意見があった。

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正 及び 第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

運動施設整備事業費

Q. 四日市市勤労者・市民交流センターが条例により所管変更されることの説明はあったが、テニスコートを廃止することを含めて説明がなされているのか確認したい。

A. 6月定例会議会での四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正に係る所管委員会における審査において、当時の所管部署より同センターテニスコートの利用状況に係る資料が示され、国体に向けて、中央緑地公園施設を全体的に再編する必要性から、本来の所管である都市整備部に返還するよう要請があり、かつ霞ヶ浦テニスコートの整備等により利用者の利用環境を担保できると判断するところから、今回、テニスコート用地を返還することとなった旨の説明がなされたと考えている。

Q. テニスコートを撤去した跡地は何に利用するのか。

A. 中央緑地公園の管理者用の作業場や車両の置き場として利用する予定である。

Q. テニスコートの利用者への対応はどうするのか。

A. 利用者には、霞ヶ浦テニスコート場のほか、市内のテニスコートを利用していただくように案内することとしたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成 30 年8月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 38 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）**【都市整備部・経過】****○第 1 条 歳入歳出予算の補正**

≪ 歳出第 8 款土木費 第 2 項 道路橋梁費 ≫

第 4 項 河川費

第 6 項 都市計画費

第 8 項 住宅費

≪ 歳出第 11 款 災害復旧費 第 1 項 土木施設災害復旧費 ≫

道路維持修繕費・河川等維持修繕費・公園施設管理費

Q. 河川、道路、公園について、維持修繕の状況を確認したい。

A. 河川については、すでに倒木処理は終了しており、水沢町の川戸川の護岸についてはこれから修繕の発注を行う予定である。道路については、すでに倒木処理は完了しているが、路肩の崩壊については、土砂の撤去を行ったところであり、現在、土のうによる復旧を業者に依頼しているところである。公園施設については、倒木処理はほとんど完了している。霞ヶ浦緑地については住民イベントの開催もあることから塵芥処理を速やかに行ったところであるが、先日の台風 24 号の影響で改めて処理が必要となっている。

市営住宅維持補修費・河川等維持修繕費・土木施設災害復旧費（河川復旧）

Q. 市営住宅や護岸の補修に関して、今回の台風の影響だけでなく、老朽化などが原因で被害が発生した部分はなかったのか。

A. 市営住宅については、建設時期が古く、老朽化が進んでいる団地で、建て替えや廃止予定の石塚町、小鹿が丘、泊ヶ丘町等において、屋根の破損など一番被害が大きかった。一部、小牧町については、新しい住宅であるものの、竜巻のような強風が吹いたことにより被害が発生したと考えている。また、鹿化川については、滞筋（みおすじ）と言って川の流れて掘れている箇所があるが、今回の台風によって、その部分がさらに掘れた状況であることが要因と考える。

(意見) 数年前に塩浜中学校の照明が破損した事例がある。今回、たまたま負傷者がいないことが幸いであったが、維持管理の面で人的被害があってはならないため、日頃から適切に検査、チェックを行ってほしい。

市営住宅維持補修費

Q. 被害のあった市営住宅の中には、比較的新しい物件もあるが、具体的にどのような被害があったのか。

A. 小牧市営住宅においてカラーベストやその下地の板がめくれたため、屋根に穴が空いた。

Q. 屋根に穴が空き、室内に雨水が入るなどで、家財に被害はあったのか。

A. 下地がめくれた1件の被害については、内張りの損傷が激しく張り替えを行うが、家財については、屋根に穴が空いた後に、雨がそれほど降らなかったもので、家財に被害があったとは聞いていない。

Q. 屋根に損傷があった物件の補修状況はどうか。

A. 屋根の部材がすぐに入手できないため、まずは応急処置を施した。その後の台風24号でブルーシートが損傷したため、防水シートを屋根に張り、応急措置を施している。予算措置が認められたら、年内には本復旧にまで取りかかりたい。

Q. 本復旧するまでに時間を要するようだが、補正予算ではなく、予算流用で早急な対応を取らないのか。

A. 既に予算流用で対応しているところもあるが、全て実施するとなると、一部に多くの費用を要する補修があり、補正予算を組まないと実施できず、また、補修に必要な部材が入らないのと早期に対応できないなどの事情がある。

(意見) 適正に維持管理することで入居者の安全・安心を確保することとあるが、本復旧するまでに時間を要することから、入居者の不安を払しょくするように、丁寧な対応をすべきである。

Q. 屋根の補修に要する部材について、あらかじめ入手が遅れることは想定できなかったのか。

A. 全国的に被害が生じており、業者の人手不足などにより部材の入手に時間を要しているが、今回の補修で必要な部材だけ入手に要する時間がかかるということではない。また、台風21号で被害のあった小牧市営住宅では、入居者の不安を払しょくするために、台風24号の当日に現地に2名職員を配置し、入居者への対応を行った。

(意見) 入居者の立場に立って対応をしてほしい。

Q. 建物の損害保険は加入していたのか。

A. 全国市長会市民総合賠償保障保険に加入しているが、全て保険の対象となるわけではない。今回の被害状況からすると、被害の半分は保険適用対象となる見込みである。

(意見) 保険で損害賠償を受ける見込みがあるのであれば、予算資料に明記しておくべきではないか。

Q. 全国市長会市民総合賠償保障保険について、室内の家財にも適用されるものか。

A. 室内の家財は適用外である。

Q. 台風などで、室内の家財に被害があった場合の対応はどうするのか。

A. 市に瑕疵があった場合に、瑕疵割合に応じて損害賠償することになる。

Q. 入所者に対して、借家人賠償等に参加義務や加入推奨を行っているのか。

A. 行っていない。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成30年11月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 67 号総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について、委員からは、総合体育館の使用料の設定に関し、来年度の消費税率の引き上げを見据え、使用料の税込額は消費税率 10% で計算しているとのことだが、積算における税抜額と税込額の整合はどのようなになっているのかとの質疑があり、理事者からは、税抜額に消費税率 10% を乗じており、アリーナについては、100 円未満を四捨五入、それ以外の施設については、10 円未満を四捨五入して積算を行っているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、消費税率 10% への増税はあくまでも見込みであり、今後消費税率が上がらなかった場合、消費税率は 8 % として設定されることになるのかとの質疑があり、理事者からは、そのような対応となるとの答弁がありました。

また他の委員からは、総合体育館のアリーナの使用料の区分のうち、個人使用は何を想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、卓球やバドミントンなど施設の一般公開での利用を想定しているとの答弁がありました。

また委員からは、午前、午後、夜間によって、使用料が違う理由は何かとの質疑があり、他の既存体育館の使用料と同様の設定になるが、午前より午後の方が、さらに午後よりも夜間の

方が利用頻度が高いため、使用料に差を設けているとの答弁がありました。

また委員からは、総合体育館の名称について、例えば名古屋市の日本ガイシホール、福岡市の照葉——てりは——積水ハウスアリーナ、豊田市のスカイホール豊田、名張市のH O S 名張アリーナ、松阪市のさんぎんアリーナなど、いずれの施設についても条例における正式名称は、設置者である自治体名を含んだ何々市総合体育館となっているが、今回の提案においては、四日市市総合体育館ではなく市を外した四日市総合体育館となっている理由について質疑があり、理事者からは、本市のシティプロモーションの観点から、国内外から大規模な大会を誘致しようとする総合体育館、四日市ドーム、四日市テニスセンターについては、シンプルに四日市とすることにより、四日市という名前を市内外に情報発信したいという意図で四日市総合体育館としたとの答弁がありました。

これを受け委員からは、名古屋市や福岡市などの他市の事例を参考に、正式名称とは別にネーミングライツを付与することは考えないのかとの質疑があり、理事者からは、一般的にネーミングライツは数年ごとに契約更新を行うため、その名称が定着しないなどいくつかの課題があるため、ネーミングライツは考えていないとの答弁がありました。

さらに委員からは、全国的にも多くの公設の総合体育館において正式名称に市の文字を含む自治体名がつけられていること

を勘案すると、ネーミングライツによらずとも、他市の事例にもあるように、正式名称とは別に四日市と冠した愛称をつける方法もあるのではないかと。また、市の文字を外すことにより四日市——よっかし——総合体育館と誤読される懸念もあるため、無用の混乱を避ける意味でも一般的な名称のつけ方になったものとすべきではないかとの意見があり、理事者からは、本市としては、他市の事例を踏襲するのではなく今回については本市の独自性を訴えていくこととし、誤読されることがないように情報発信をしっかりと行っていきたい。また、愛称をつけることに関しては、そのことを前提にしていらないが、今後市民の間で機運が高まれば検討することとしたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、原案の四日市総合体育館から四日市市総合体育館に変更することにより、行政上の手続き等で弊害が生じないかとの質疑があり、理事者からは、四日市総合体育館が最良と考え提案したが、四日市市総合体育館とすることによる事務上の弊害は特段生じないと考えられるとの答弁がありました。

これらの議論を経て、委員からは、四日市総合体育館ではなく四日市市総合体育館とすべきであると考えているが、他の委員の見解を聞く中で議論を深めたいとの提案があり、議員間討議を行うこととしました。

委員からは、一度名称を決定すると、基本的には今後その名称を使用し続けることになるため、他市の事例を鑑みると、四

日市総合体育館とすることに違和感があるとの意見がありました。

また他の委員からは、議論を通じていくつかの課題が明らかとなったことから、名称をもう一度考え直すという意味で、四日市市総合体育館とすることに賛同したいとの意見がありました。

また他の委員からは、他市の事例を見る限り大半は名称に市が含まれており、公的な施設として運営していく上でのメリットを勘案すると、四日市市総合体育館とするほうが適当ではないかとの意見がありました。

また他の委員からは、四日市市総合体育館としたとしても、行政側に特段事務上の問題が生じないのであれば、名称を読み間違えられるリスクも踏まえ、四日市市総合体育館とするべきではないかとの意見がありました。

また他の委員からは、あさけプラザは本市を含む三泗地区の自治体に関係しているため、条例上の名称は市の文字を除いた四日市地域総合会館あさけプラザとなっているが、本件は本市が整備する施設であり、整合を図る意味からも市の文字を含んだ四日市市総合体育館としてはどうかとの意見がありました。

また他の委員からは、四日市市と市という漢字が続くため言いにくい面もあるが、正式名称は四日市市総合体育館として、愛称の募集を別途検討してはどうかとの意見がありました。

また他の委員からは、議員間討議の議論の内容を受け、正式名称を四日市市総合体育館に修正すべく、関連議案に係る修正案を提出することとしたいとの意見がありました。

次に、議案第 68 号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員からは、四日市市桜テニスコート及び四日市市桜多目的広場について、この条例改正に伴い、施設の管理方法等に変更が生じるのかとの質疑があり、理事者からは、当該施設の政策推進部から教育委員会への移管時に定めた条例について、今回、桜運動施設と他の運動施設を一括で指定管理を行うことに伴い、この条例改正により統合しようとするものであり、管理方法等に変更はないとの答弁がありました。

これを受け委員からは、今回の条例改正が要因で、四日市市桜テニスコート及び四日市市桜多目的広場の今後の更新に影響が及ばないのかとの質疑があり、理事者からは、今回の条例改正と施設の更新については特段関係性はないとの答弁がありました。

また委員からは、四日市市桜テニスコート及び四日市市桜多目的広場は利用価値の高い施設であるため、今後も有効活用を図ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第 81 号四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について、委員からは、指定管理者応募者が 1 者であり、これでは民間事業者間による競争の原理が働かない状況にあると

いう見方もできるが、この現状をどのように捉えているのかとの質疑があり、理事者からは、現地での説明会には、3者が参加していたが、参加者が現場確認を行った結果、管理範囲が想定より広範囲であったことなどや維持管理上要する人件費が想定より増えると判断されたことから、最終的には応募に至らなかったと想定されるとの答弁がありました。

次に、議案第90号四日市市運動施設の指定管理者の指定について、委員からは、募集にあたって本市側で予定価格の積算を行っていると思うが、それは過去の実績を十分に精査したものであるのかとの質疑があり、理事者からは、これまでは指定管理料が1年あたりで換算すると、平均2億2千万円ほどで推移していたが、今回から指定管理料が1年あたり2億4千万円と約2千万円増額した。主な要因としては、中央緑地フットボール場・霞ヶ浦テニスコート等を今回追加した一方、廃止される中央緑地体育館等を除いて、その差額を算出した結果、約2千万円の増となったとの答弁がありました。

また他の委員からは、指定の期間を4年にした理由についての質疑があり、理事者からは、新体育館は平成34年度までの3年間の直営での管理を、新野球場は特定で同じく平成34年度までの3年間の指定管理を考えており、平成35年度以降のこれらの施設を含めた全ての運動施設の効用を最大限に発揮できる管理手法をそれまでに検討していくため、指定期間を4年としたとの答弁がありました。

次に、議案第 66 号 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について、議案第 71 号 水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について、及び、議案第 91 号 市道路線の認定につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

こうした議論を経て、委員からは、議案第 67 号四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について、ないし、議案第 69 号四日市市都市公園条例の一部改正についての 3 議案に対し、お手元に配付されておりますように、いずれも条例案の文中における四日市総合体育館を四日市市総合体育館に修正する修正案が提出されました。

次に討論において、一部委員からは修正案に対し、修正を行っても実務における不具合は特段生じないとのことであり、また今回名称を決定すると、基本的には今後何十年にもわたりその名称が使用され続けることになることから、市民に違和感を抱かせることのないよう、他市の多くの事例にならった名称にすべきであると考えことから修正案に賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 11 議案のうち、議案第 67 号四日市総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定について、ないし、議案第 69 号四日市市都市公園条例の一部改正についての 3 議案につきましては、先に述べましたようにそれぞれ修正案が提出され、それぞれ採決を行ったところ、

いずれも別段異議なく可決すべきものと決し、修正部分を除く原案についてそれぞれ採決を行ったところいずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

その他の８議案につきましても、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、平成 30 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会についての調査を実施いたしました。

これをもちまして都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成30年11月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第5号)**【環境部・経過】****○第1条 歳入歳出予算の補正****《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費・第2項清掃費》**

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 債務負担行為の補正**路上喫煙禁止等に係る啓発等業務委託費**

Q. 平成30年度から予算額は増額されているのか。

A. 業務委託である路上喫煙禁止区域内の巡回の回数について、平成30年度の年17回から平成31年度には年24回としたことから、その分の予算額が増額となっている。

Q. 業務委託にかかる経費の内訳はどのようなになっているか。

A. 巡回するための人件費が主たる経費である。

Q. 土曜日や日曜日の朝方になるとたばこの吸い殻が目につくが、巡回の回数を年24回としても月に2回程度であり、その実施回数は十分であるのか。

A. 路上喫煙禁止区域内においても場所により状況はまちまちである。店舗によっては店舗前で喫煙されることで吸い殻がたまりやすいといった側面もある。たばこの吸い殻のポイ捨てを根絶することは粘り強く対応することが必要と考えているが、店舗の協力を得ながら、吸い殻が集中する箇所の改善に取り組みたい。

Q. もっと市が主体的に対応する必要があるのではないか。

A. これまでの傾向から、夜間にたばこのポイ捨てがふえると見込んでおり、夜間に集中して対応を行うとともに、禁止区域全体でまばらに吸い殻が捨てられていることから、時間をかけて区域内を継続的に巡回するなどの取り組みを行うこととしたい。

Q. それでも、月2回の実施では不十分ではないか。

A. 効果検証をしていく中で、必要に応じて更なる対応を検討していく。

Q. たばこの吸い殻対策については環境部だけでなく他の担当部局にも及ぶ課題であるが、実施エリアが重複する客引きや放置自転車のパトロール業務と連携した取り組みも必要ではないか。

A. 客引きパトロールについては、喫煙を見かけたら、喫煙場所の案内、誘導も行ってもらっている。今後も引き続き連携して対応していきたい。

(意見) 部局を跨ぐ対策は難しい面もあると思うが、効果がある取り組みだと思いうため、今後も引き続き取り組んでほしい。

Q. 近鉄四日市駅北口において、夕方以降にスカウトを行うために滞留している人が喫

- 煙している光景を目にするが、まずは、その辺の対策を行う必要があるのではないかと。
- A. 指導は行っているものの、指導を行うとその場からいなくなり、パトロール隊がいなくなると元の場所に戻り再び喫煙をするという状況であり、対応が難しい面もある。
- Q. 今年度、既に実施したパトロールの時間帯は、何時から何時までなのか。
- A. 午後5時から午前0時までである。
- Q. その時間帯を設定している根拠は何か。
- A. 過去には、市の職員が直接パトロールしていたが、その際の経験則として、日中よりも夜間にたばこの吸い殻のポイ捨てが多いとの実感から夜間のパトロールになっている。
- Q. 午後5時から午前0時のパトロールということは7時間に及びパトロール業務に従事させることになり、拘束時間が長いようにも思うが、もう少し時間を工夫してはどうか。
- A. 仕様書の中で日数の配分方法や時間帯については、費用対効果の面も含めて検証してまいりたい。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第8款土木費 第1項土木管理費・第2項道路橋梁費・第3項交通安全対策費＞

社会資本整備総合交付金事業費、防災・安全社会資本整備交付金事業費、

交通安全施設整備事業費、交通安全施設整備単独事業費

- Q. 交付金の内示割れに伴い、実施予定であった事業で昨年度から順送りになっている事業と今年度から実施する事業はどれぐらいあるのか。
- A. 社会資本整備総合交付金事業費（道路）については、平成24年度から実施しているが、近年、交付金の配分が厳しい状況となっており、事業進捗が当初の想定より図れていない部分もあるが、早期の事業実施による効果を得るため、今年度は市単独費を充当し実施する事業もある。また、防災・安全社会資本整備交付金事業費（橋梁長寿命化関係）については、複数年度に渡って実施をしており、既に着手している事業を継続して実施しているものが多い。
- （意見）市税増収に伴い、新設するアセットマネジメント基金に歳入を回す余裕があるのであれば、防災対策・安全確保の観点から、交付金が内示割れした事業を翌年度に先延ばしするのではなく、市単独費を充当して事業の進捗を図るべきである。
- Q. 交付金の交付実績の傾向を確認したい。
- A. 国からの交付金を三重県が県内の市町に配分するが、配分状況は厳しい状況にある。なお、防災・安全社会資本整備交付金事業費については、橋梁の長寿命化対策や通学路交通安全プログラムに位置付けられている事業などは、重点的に予算を配分する事業として、他の事業よりも比較的交付されやすい。また、今年度は財政部局と協議を行い、市単独費を投入して実施するものもある。
- Q. 交付金の対象事業について、内示割れした事業に市単独費を投入して実施した場合、

翌年度以降の交付金の内示額に影響を及ぼすことになるのか。

A. 交付金の制度上は市単独費を投入した場合においても、翌年度にその分の交付金が減額されるということはないが、各市町に配分していく中で、市単独費で実施した実績があれば、配分額に影響を及ぼす可能性は否定できない。

Q. 本市の税収状況を鑑みると、交付金が内示割れしたからといって、対象事業を翌年度に先送りすることは市民の理解を得られにくいのではないか。

A. 交付金は、まず大枠を国が決めており、そもそも上限があり、交付状況は本市だけでなく、全国的に見ても同様に厳しい状況である。また、道路整備課の予算は、平成27年度対比で1.6倍となっているのに対して職員数は1.1倍の増員にとどまっており、年度途中に大幅な業務増となった場合は、人手が足りずに対応が困難となることが想定される。なお、産業活動に役立つ道路の舗装などについては市単独費で予算を確保している。

Q. 交付金の内示割れによる対象事業は、翌年度に先送りすることがある一方で、交通安全施設整備単独事業費で計画していた霞ヶ浦垂坂線は、交付金の対象事業として国に要望して採択されたということか。

A. 三重とこわか国体に向け、国体開催までに整備する必要があることから遅滞なく整備するため、市単独費にて予算計上していた。しかし、通学路交通安全プログラムに位置付けられていたことから、国に要望し交付金事業として採択されたため、交付金を充てることになった。

Q. 防災・安全社会資本整備交付金事業費の通学路交通安全対策の交付金の交付率はどのようなになっているか。また、三重とこわか国体に向けて整備していくということだが、事業スケジュールはどうなっているか。

A. 交付金の交付率については、当事業のような通学路交通安全プログラムに位置付けられた重点的施策は10分の5.5、そうでない一般施策は2分の1となる。また、今年度は、横断歩道橋設置に向けた詳細設計を行う。

Q. 防災・安全社会資本整備交付金事業費（通学路交通安全対策）について、国庫補助金交付決定額では一定の整備効果が見込めない路線については、事業進捗を図るため市単独費を充て実施するとされているが、その優先順位の見極めはどのように行っているのか。

A. 事業ごとの進捗状況等を見る中で、効果を見極めながら判断している。

Q. 道路事業に係る予算が1.6倍にふえている中で、人員は1.1倍の増加に過ぎず、業務の増加を担う人員の増加が追いついていないが、業務量も考慮した上で予算計画を立てているのか。

A. 業務量については、発注本数に影響されるため、当初で予算が確保できれば、事業を大型化して発注するなど効率化が図れるが、交付金が減額されると、事業が細分化されていく。そういったことから当初に予算を確保できないとマンパワー的にも対応が難しい。

Q. 年度途中に予算措置を行ったところで、マンパワーの問題で対応が難しいという認識でよいか。

A. 例えば年末の時期になると国から経済対策の一環で、交付金に該当する事業につい

て希望を聴取される場合があるが、その多くは、年度内の経済効果が求められ、年度内に発注・着工する必要があるため、事業の実施体制を勘案すると現実的には困難な状況にある。

Q. 交付金が交付されないことで、今年度を実施しない再舗装などの道路ストック関連事業の取り扱いはどうするのか。

A. 翌年度に実施する事業の一つとして位置付けたいと考えているが、舗装の損傷が進んだ箇所については、局部的な維持補修対応を行っていく。

Q. 翌年度に実施すると計画しても、交付金が十分に交付されなければ、結局は実施できない恐れがあるのではないか。

A. 従来はインフラ整備に重きが置かれていたが、近年、インフラの維持管理にも目が向けられるようになっており、国土交通省においても交付金の対象として取り扱う姿勢が明確になってきている。その中で、国土交通省の予算枠が増加しないことには、本市を含む各自治体に配分される枠が十分に確保されないが、必要なインフラの維持管理の実施に向け財務省に対しても引き続き要望を行い、交付金の確保に向け取り組んでいく。

Q. 交付金対象事業で実施が先送りされている道路について、整備が遅れることにより危険度が増してはいないのか。

A. 対象となる路線については、平成 25 年度から平成 26 年度に路面の性状調査を実施し、ひび割れの発生や道路に横断的に凸凹が生じるわだち掘れ、縦断的に凸凹が生じる平坦性などの調査を実施し数値化したことで、道路の状態が悪い箇所などから優先的に補修を行っている。今年度実施予定であった路線の多くは、現時点で走行上不具合が起こる状況というよりも、ひび割れが生じており、将来的に舗装の痛みが想定される路線が多いが、今すぐ修繕しなければ危険というような状況ではない。

Q. 交付金の交付がそれほど見込めないのであれば、市単独費でも実施するような考えはないのか。

A. 危険性が高い道路については、道路維持費や産業支援・生活拠点道路再生事業費として市単独費で実施しており、現時点での予算の範囲内で工夫をしながら安全性の確保に努めている。また、道路関係予算については、毎年度増額しており、安全面には配慮している。

(討論) 法人市民税などの大幅な歳入増に対しては、アセットマネジメント基金へ積み立てるのではなく、交付金の内示割れに伴う一部の社会資本整備総合交付金事業費等に充て事業の進捗を図るべきであり、事業費予算については市単独費による増額修正が必要であると考えするため、原案に反対する。

(討論) 市民の安全に直結するため、当該事業については、早期に取り組むべきであると認識しているが、一方で、担当部局のマンパワー不足により、年度途中に新たに業務が生じて対応が困難という事情が明らかなため、今年度ではなく、来年度の当初予算での対応により、当該事業が着実に実施されることを要望し、原案に賛成する。

《歳出第 8 款土木費 第 1 項土木管理費》

Q. マンパワー不足から生じる職員にかかる負担の増大がある中で、今後のどのように

取り組む考えなのか。

A. 人事当局に対して、土木職員の採用を働きかけているが、採用難に直面しているのが現実で、そのような中、マンパワーに頼らない業務改善も必要であると考えており、事務の効率化に向け、工事の大型化や職員のスキルアップなどの取り組みを進めており、市民の期待に応えられるように取り組んでいきたい。

(意見) 予算が確保されても事業が実施できないと意味がないため、今後も引き続き業務の見直しに取り組むよう要望する。

《歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費》

都市公園施設総合管理業務委託

Q. 公園の除草で除草剤を使用することがあると思うが、その取り扱いについて、規定のようなものはあるのか。

A. 基本的に公園の除草で除草剤は使用しないが、使用する必要が生じた際には、資格を有した業者が対応することになっている。

Q. 除草剤を散布する際に、周辺住民への周知はどのように行われているのか。

A. 散布後、1 週間程度は手に触れないように、地元の自治会や学校等に周知を行うとともに、散布した区域に立ち入らないように看板の設置等の措置を取るなど、きめ細やかに対応している。

《歳出第 8 款土木費 第 8 項住宅費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 債務負担行為の補正

国道 1 号北勢バイパス関連市道検討業務委託費

Q. 三重とこわか国体・三重とこわか大会など、三重県で行われるイベントを念頭に置くと、北勢バイパスの整備は遅れているのが実情である。これまでも、国の関係者と接触していると思うが、北勢バイパスの整備に対する感触はどのようなものか。

A. 北勢バイパスについては、現在、国道 477 号バイパスに向けての整備が進んでいるが、本年 11 月の北勢バイパス建設促進期成同盟会の要望の際に、国土交通省の道路局長から、「北勢バイパスと中勢バイパスが接続されることで効果が出ると認識しており、引き続き、国道 477 号バイパスから中勢バイパスの区間についても、間をおかず進めたい。」との意思が示されている。市としては、北勢バイパスの工事に先立つ調整の中で、地元の調整などを率先して行っていく責務があり、北勢バイパスの計画上には市道もあり、どう付け替えるかを含めて調整を図っていく必要がある。まずは、市とし

てそうした検討に併せて、地元と話し合いを行う意思決定を行った。

Q. 国から具体的に北勢バイパスの完成時期は示されているのか。

A. いつまでに開通するかは示されていない。

(意見) 日頃からの情報共有も含め、国との信頼関係はしっかりと構築すること。

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

霞ヶ浦緑地野球場整備事業費

Q. 当初の見込みについて、過去に実施した同種工事の落札価格をベースに予算を見込んだということであるが、昨今の人手不足や人件費の高騰による工事価格の上昇については考慮されていたのか。

A. 過去の同種工事において、予定価格に対して概ね90%の落札額で推移していたため、その経験則に基づき予算を計上していたが、中部地方の好景気に伴う需要の増加や、通常の建物より新野球場は建物のうちコンクリートの比重が高く、専門的な工事が大半を占めることなどが要因となり、当初の見込み額を上回る落札価格となったと思われる。

Q. 工事価格の算出方法は、本市独自の算出根拠なのか。

A. バブル景気の際に官庁独自の基準に基づく入札案件が相次いで不調となったことから、国土交通省が建設物価調査会などの調査に基づく市場価格を用いた算出基準を導入しており、本件については7月に示された算出基準に基づき算出したものである。7月に示された算出基準は、3月から6月頃の調査結果をベースとしており、入札の半年近く前の調査結果を根拠とすることには一定の課題があると考えられるため、工事価格を算定する上で、今後の研究課題としたい。

(意見) 需要と供給とのバランスがあるため、市場の動向はしっかりと把握すること。

Q. 半年間でそれほど上昇したのか、現在の状況はどうか。

A. 物価の大幅な上昇はないが、若干の上昇傾向にはある。

Q. 物価の大幅な上昇がないのに、約1億円も不足額が発生したのか。

A. 物価以外にも、今回の工事については、特殊な工法を用いるため、落札価格が高くなったものと分析している。

Q. 建材などの価格上昇ではなく、請負業者が今後想定される特殊な工法に起因する工事価格の上昇を見込んだ結果、落札価格が高くなったということか。

A. そのように分析している。物価スライドが生じた場合、工事請負条項の定めにより、契約後12カ月が経過した後にその一部を発注者側が負担することになるが、それ以前の価格上昇分については請負業者が負担することになるため、その部分をあらかじめ請負業者が見込んで応札した可能性がある。

Q. 今後も工事価格の上昇が続く見込みか。

A. 中部地方はリニア中央新幹線の建設や名古屋市内の再開発など、経済活動が好調で建設工事が多いため、工事価格に及ぼす影響も少なからずあることから、今後の推移

を注視していきたい。

Q. 今回の開札までの時間的な経緯を改めて確認したい。

A. 現在使用しているのは、今年2月に国土交通省が改正した労務単価と、3月中旬から6月上旬に調査に基づき7月に公表された市場単価に基づき積算し、9月に公告、10月の中旬に開札したという流れである。

中央陸上競技場天然芝・トラック改修事業費

Q. 天然芝とトラックの改修の内容について確認したい。

A. トラックについては、必要な箇所は定期的にメンテナンスをしていたものの、芝も含めて下地からの改修は、過去30年間行っておらず、他市では、30年を経過し更新していることから、今回、天然芝とトラックを全面更新することになった。

Q. 天然芝もトラックも既存のものを撤去し、新たに設置するということか。

A. そのとおりである。なお、現推進計画では、表層のみの改修を予定していたが詳細設計の結果、下地からの改修が必要になったこと、既設排水管等が利用できないことから、2億7千万円余り増額となっている。

Q. 天然芝は養生する必要がある、適切な維持管理が求められることから、使用方法や養生方法をしっかりと考えていく必要があるのではないか。

A. 天然芝を適切に維持管理できるよう、指定管理者でも研修に参加するなど努力している。

Q. トラックの規格は既存のものと同様のものか。

A. トラックについては、現在、第2種公認陸上競技場の規格であるが、工事完了後についても第2種公認陸上競技場検定を受ける予定である。レーンの幅については、1m22cmと、既設のものより少し狭くなる。一方、天然芝のサイズについては、現在の長さ106m×幅70mから長さ106m×幅71mというサイズに改修を行う。ただし、国体の開催基準である長さ107m×幅71mに照らし合わせると長さが1m足りないため、人工芝の敷設により対応することになる。

Q. 国体終了後、設置した人工芝を撤去するのか。

A. 国体終了後に人工芝を撤去するが、その後に開催される大会で人工芝が必要な場合には、その都度、人工芝を設置し対応することになる。

Q. Jリーグクラブライセンス制度で規定するスタジアムの要件を満たす仕様なのか。

A. 観客席等の要件もあるため、改修後についても同要件は満たさない。

議案第52号 平成30年度四日市市水道事業会計第2回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 資本的収支及び支出の補正

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

庁舎管理事業費

Q. 非常電源として使用する自家発電機に関する経費も含まれているのか。

A. 自家発電機に関する経費は別の業務委託であり、本件には含まれていない。

Q. 自家発電機に関する業務委託は、庁舎のライフラインへの対応として債務負担でなくてよいのか。

A. 自家発電機に関する業務委託については、電気保安業務委託として当初予算に計上する予定である。業務の内容は月1回と年に数回程度実施する自家発電機の稼働状況の点検であり、その保守点検により常に良好な状態に保つことで対応するものである。

(意見) 災害に備えるリスクマネジメントの重要性が増している状況下において、庁舎管理においても必要に応じて現在の業務を見直すべきである。

議案第54号 平成30年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 資本的収支及び支出の補正

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条 歳入歳出予算のうち、歳出第8款土木費 第1項土木管理費(関係部分)、第2項 道路橋梁費(関係部分)、第3項 交通安全対策費(関係部分)、第4項 河川費(関係部分) 第5項 港湾費(関係部分)、第6項 都市計画費(関係部分)、第8項 住宅費(関係部分)、第2条 債務負担行為(都市整備部所管部分)については賛成多数により、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査事項の提案において、社会資本整備総合交付金事業費及び防災・安全社会資本整備交付金事業費について、国庫補助金交付金の減額により減額補正を行うのではなく、アセットマネジメント基金への積立金を充てて事業を実施すべきであり、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会に送らないことと決しました。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成31年2月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第114号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、ないし、議案第116号 四日市市営住宅条例の一部改正につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第117号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員からは、霞ヶ浦プールの利用時間の変更に関して、個人利用は開始時間と終了時間が1時間前倒しされるのに対して、専用利用は開始時間を変更せずに終了時間を1時間早めることで、その分利用時間が短くなるが、専用利用の料金設定は変更するのかという質疑があり、理事者からは、午後6時から午後7時までの専用利用ができなくなるが、1時間単位で料金設定を行っているため料金設定の変更は要しないとの答弁がありました。

次に、議案第118号 四日市ドーム条例の一部改正について、及び、議案第119号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第126号 工事請負契約の締結については、楠衛生センター解体工事の請負契約を締結しようとするものであり、委員からは、本請負契約の契約方法に関する質疑があり、理事

者からは、本請負契約は一般競争入札により 3 者から入札が行われており、そのうち 1 者が落札し契約締結に至ったとの答弁がありました。

また、委員からは、楠衛生センター解体後の跡地の利用方法に関する質疑があり、理事者からは、平成 30 年度の初めに地元関係者に対する説明会を開催し、地元の意向を確認したが地元からの具体案がなかったことから、楠衛生センター跡地の利用方法については、まずは楠衛生センターを解体し、地元と協議しながら跡地の具体的な利用方法を検討していくとの答弁がありました。

次に、議案第 127 号 工事請負契約の変更について、及び、議案第 128 号 市道路線の認定につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 9 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 30 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策懇話会並びに平成 30 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成 31 年2月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算**【上下水道局・経過】****○第 1 条 歳入歳出予算****《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》**

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】**○第 1 条 歳入歳出予算****《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》****環境監視機器整備事業**

Q. 市内 11 か所で行われている大気汚染物質の常時監視測定結果について、伊坂、東名阪、三浜、納屋の 4 つの測定局では、冬季の二酸化窒素濃度が県の環境保全目標値を上回っているが人体への影響はないのか。

A. 環境基準は 1 年間の全測定データから算出するが、その基準を満たすための指標として三重県では環境保全目標値を定めている。冬季の数値は環境保全目標値を上回っているが、1 年間の全データで評価すると、環境基準を満たしている。三重県内では自動車排出ガスの窒素酸化物等の総量削減計画を策定し対策を行った結果、平成 20 年度頃から二酸化窒素濃度が下がり始めた。

Q. 仮に二酸化窒素の測定結果が年平均でも環境保全目標値を上回ることであれば、人体への影響はあるのか。また、光化学スモッグのように、注意報を発令するようなことがあるのか。

A. 大気汚染防止法に基づいてコンビナート企業等の製造業を指導する権限は三重県にあり、県と連携を図りながら監督指導を行うことになる。

(意見) 環境保全目標値が満たされるように、引き続き取り組みがなされ、万が一にも環境基準が悪化するようなことがあれば、早急に取り組まれることを望む。

Q. 適正配置計画の策定を行うとあるが、これは大気汚染物質の測定局の配置について、平成 14 年に測定場所、測定項目、配置を見直しているが、平成 31 年度に予定してい

る配置計画は測定局の適正配置を調査するのみか。

A. 適正配置計画を策定する予算である。

Q. 適正配置計画では、測定項目の見直しは行わないのか。

A. 測定項目、測定場所を含めて、適正配置計画を策定する。

Q. 適正配置計画では何をもって適正と判断するのか。

A. 環境省が定める大気汚染常時監視指針では、一般環境測定局と自動車排ガス測定局を分けて設置する必要がある。測定場所については、一般環境測定局は一定の地域における大気汚染の継続的な把握と発生源や高濃度地域の特定を行うことができるように設置することなどが示されている。一方の自動車排ガス測定局は自動車排ガスに起因する大気汚染の状況を常時監視できるように、道路や交通量を考慮した上で、交差点に近い場所に設置することと定められている。また、測定局の設置数の基準もあり、人口7万5千人あたり1局若しくは可住面積25平方キロメートルあたり1局のうち、どちらか少ない方測定局数で測定することとされている。

Q. 本市が適正配置計画を見直すのは、平成14年以降に環境省が定める大気汚染常時監視指針が改定されたからなのか。また、大気汚染常時監視指針は変わらないものの、本市の状況が適正配置に適合しなくなってきたからなのか、どちらの理由で見直すのか。

A. 昭和40年代の大気汚染の状況と比較すると、現在の大気汚染の状況は大幅に改善したものの、平成14年頃は現在と比較すると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の項目が環境基準を超えている状況であった。その状況を踏まえて、監視測定局を一般環境測定局7局、自動車排ガス測定局4局を設置したが、さらに15年余り経過した現在、市内の状況も変化している。それらを踏まえた上で、本市にとって望ましい測定場所や測定項目を検討する。

Q. 本市の状況が変化したことに伴い、監視測定局の設置状況と環境省の大気汚染常時監視指針との間に多少なりともずれが生じており、適正化を図るために適正配置計画を見直すということか。

A. 監視測定局が設置基準より少ないということではなく、各地域によって取り巻く環境が違うため、本市の状況や課題を踏まえた上で、適正配置計画を策定する。

Q. 大気常時監視測定局の測定結果で、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は夏季に数値が上昇し、二酸化窒素は冬季に数値が上昇しているようだが、季節ごとに傾向があるのか。また、移動測定車による測定結果は、一般環境局及び自動車排ガス測定局の測定結果と比較すると、その傾向が少し違うように思えるが、何か違いでもあるのか。

A. 二酸化硫黄については、夏季は南東の風が吹き、コンビナートからの影響が原因と思われる。また、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は自動車の排ガスの影響を受けやすく、さらに浮遊粒子状物質は黄砂やPM2.5の影響も大きいと推測している。

Q. 二酸化窒素が冬季に増加している理由は何か。

A. 冬には地表より上空の方が温度が高く、地表熱が低くなり、上空と地上の間で大気の大気対流が起こらなくなる現象が生じやすくなることから、地表に二酸化窒素が滞留してしまい、測定結果のような推移になる。

(意見) 移動測定車による測定結果は他の測定局と比較すると傾向が少し違うと思われ

るため、今後分析をしてほしい。

Q. 適正配置計画に係る予算が 600 万円となっているが、その内訳は何か。

A. 委託内容は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の現況解析を行う。また、コンビナート等の煙突から排出されるガスについて、着地濃度による影響から将来濃度分布予測をシミュレーションし、監視測定局の配置について予想し、最も効果的な地域分割を検証するものである。

Q. 適正配置計画の委託先はどのような企業なのか。

A. 環境シュミレーションや環境影響評価を行うような環境コンサルティング会社への委託となる。

Q. 委託先の企業は随意契約であったり、特定の企業に委託するのではなく、競争入札で行うのか。

A. 競争入札である。

北大谷斎場火葬残骨灰売却収入

Q. 平成 30 年度の予算は 7,361 千円であったのが、平成 31 年度の予算は 8,881 千円と増収を見込んでいる理由は何か。

A. 高齢化の進行に伴い、火葬件数は今後増加すると見込んでいる。実際に北大谷斎場の火葬件数を見ると、徐々に増加傾向にある。このようなことから、火葬件数の増加に伴い、残骨灰売却収入が増えると分析している。

Q. 本市では残骨灰売却収入を市の歳入として充当しているが今後の方針はどうか。

A. 他市の残骨灰の取り扱いについては、0 円入札や本市のような有価で引き取っていただく方法などがあり、現在では有価で引き取っていただく自治体が増えている。本市においても、供養まで含めた形で有価の引き取りとしていることから、残骨灰を売却し、市の歳入として充当する形を継続する。

四日市公害と環境未来館

Q. 平成 29 年度の四日市公害と環境未来館にかかる決算額は 87,755 千円だったのが、平成 30 年度予算は 77,486 千円、平成 31 年度予算は 77,356 千円となっていることから、四日市公害と環境未来館の予算全体額は、おおよそ 80,000 千円弱で推移するようになったと捉えていいのか。

A. 平成 29 年度までは一定の改修を行っていたが、平成 30 年度からはその改修がなくなり、おおよそ 80,000 千円弱で推移することとなった。

Q. 平成 30 年 8 月定例月議会の決算常任委員会都市・環境分科会での審査において、エコパートナーシップ推進事業の予算額と決算額とのかい離幅が大きいとの指摘がなされたが、これを受けて、平成 31 年度はエコパートナーシップ推進事業の内容を見直したのか。

A. 平成 30 年度までのエコパートナーシップ推進事業では、1 講座につき 1 件税抜 4 万円として、延べ 60 講座の委託という積算で予算化していたが、平成 29 年度実績は 11 講座しか開催されなかったことから、委員会での指摘も踏まえて、1 講座につき 55 万円として、延べ 30 講座の委託という予算内容に改めている。

Q. 1 講座当たりの単価を増額し講座数を減らした意図と、エコパートナーシップ推進事業を継続していく意義とは何か。

A. エコパートナーシップ推進事業は市民に参加していただくことで、その事業が拡大していき、結果的に活動団体の持続につながる。しかしながら、活動に取り組んでいただける団体については、気運の高まりのような素地がまだ熟しておらず、現実には即した講座の開催数ということで、平成 31 年度から 60 講座から 30 講座に改める。また、館外での活動をより行いやすくするために、1 講座当たりの単価を増額した。

Q. エコパートナーシップ推進事業で企画されている講座は、どのような市民の参加を意図したものか。

A. 各エコパートナーが得意とする環境活動やこれまでの経験を市民に広げることが意図しているが、環境に優しい生活のあり方や自然エネルギー等の新たなエネルギーに関するものなど、大人向けの講座が多く、総じて大人の参加が多い。

Q. 四日市公害と環境未来館の来館者は減少傾向にあるが、開館 5 周年を迎える平成 31 年度の来館者の見込みはどうか。

A. 平成 29 年度の来館者数は 5 万 595 人、平成 30 年度は平成 31 年 1 月 31 日現在で、前年度比 100.1%と、平成 29 年度と同様の来館者数の推移である。平成 31 年度に向けて、市内の小中学校や市外の学校への働き掛けに加えて、海外の団体の誘客も図ることで、平成 31 年度の来館者が平成 30 年度を上回るように取り組みたい。

クールチョイス普及啓発事業費

Q. 平成 30 年度には 300 万円予算計上されていたが、平成 31 年度予算では皆減されているのは何故か。

A. 環境省が中心となり、地球温暖化対策のために啓発事業としてクールチョイスが国民運動として展開され、本市も賛同し取り組んできた。具体的には、平成 30 年度に夏のエコフェア、住まい暮らしのフェア、環境フェア、親子の体験ツアーなどを実施した結果、一定の効果は得られたため、平成 31 年度予算として予算要求はしていない。しかし、クールチョイスの考え方は、今後も引き続き広報等を用いて、市民への啓発に取り組む。

Q. クールチョイスは国民運動として取り組まれてきており、現在もその活動は継続している中、本市では予算措置を講じないのか。

A. 予算措置は講じていないが、市民やコンビナート等の企業に対して、地球温暖化への取り組みの大切さを伝えるため、環境フェアの開催やイベント会場での啓発チラシを配布し、引き続きクールチョイスの取り組みは行っていく。

Q. クールチョイスとしての予算措置は講じていないが、他の事業を行う際に、併せてクールチョイスの啓発を行うということか。

A. 環境に関する様々なイベントを開催する中で、クールチョイスの啓発を行うとともに、平成 31 年度に予定している環境計画の見直しの中で、市民アンケートを実施する。また、そのアンケートの中でクールチョイスを意識させるような啓発も行っていきたい。

保健衛生総務費

Q. 環境保全課の保健衛生総務費について、一般職給が 24 人とあるが、これは正職員が 24 人ということか。

A. 平成 31 年度の職員配置計画に基づく正規職員数である。

Q. 平成 31 年度予算では一般職給が 6,943 千円の増額となっているが、これは増員がなされるということか。

A. 配置される職員数には増減はないが、例えば、配置される職員の役職等に応じて、給与額が変わってくるため、その分を反映した金額である。

Q. 生活環境課の保健衛生総務費について、職員が 1 人であるが一般職給が 534 千円も増額しているのか何故か。

A. 職員の異動により、家族構成等も違うため、その分を反映した金額である。

北大谷斎場運営管理費

Q. 北大谷斎場の式場 1 について、稼働率の低下が否めないが、現時点で稼働率の低下をどのように捉え、今後どのように取り組むのか。

A. 家族葬の増加に伴い、式場 1 よりも小さい式場 2 と式場 3 への需要が高まっているものの、収容人数を少し超過し窮屈な状態でご使用いただいている事例も見受けられ、収容人数の適正化を図っていく必要がある。加えて、高齢化社会の加速により、葬儀需要がどのように変化していくのかを研究する必要もある。また、式場 1 を改修するとなると、その期間は式場 1 が使用できないだけでなく、工事に伴う騒音なども想定され、慎重に判断することが求められるため、社会情勢の変動を見極め、どのようなあり方が相応しいのかを判断していく。

国際環境協力推進事業費

Q. 天津セミナー企画運営業務委託の平成 30 年度実績はどうか。

A. 天津市で開催するセミナーと天津市から人を受け入れセミナーを開催するものがあり、天津市からの受け入れについては、これまで毎年 4 名の受け入れであったが、天津市側から有効な事業であるため、自ら負担してでも参加者数を増やしたいとの申し出があり、今年度は 2 名を加えた 6 名を受け入れた。また、天津市で開催するセミナーも毎年開催しており、大気汚染や水質汚濁といったテーマのセミナーに 50 名から 60 名程度が参加している。

Q. 天津市で開催するセミナーの参加の募集を行うのか。

A. 天津市の環境行政職員が対象のセミナーである。

(意見) 天津市が自ら負担をしてまで 2 名増やしセミナーを受講したいと天津市から評価されていることは良いことであり、次回からはそのような事情もわかるようにしてほしい。

《歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費》

ごみ発電電力売却収入

Q. 四日市市クリーンセンターの電力売却収入について、平成 30 年度の見込みはいくら

か。

A. 当初予算額である 498,000 千円には達すると見込んでいる。

Q. 平成 31 年度の四日市市クリーンセンターの電力売却収入は 486,000 千円と、今年度の見込みも含め、過去 3 年の推移からすると、少し抑え気味で見込んでいるのは何故か。

A. ごみ量が減少傾向にあること、及びバイオマス発電の対象となる木くずの量が落ちてきてきたことから、これらを勘案して予算額を前年度よりも抑えた形になっている。

Q. ごみ量の減少に加えて、バイオマス発電による部分も減少している中でも、平成 30 年度は当初予算には達すると見込んでいるのであれば、平成 31 年度予算はもう少し多く電力売却収入が見込めるのではないか。

A. 予算の性格上歳入不足とならないよう、厳しめに見積もっている。

Q. クリーンセンターへの市外住民や事業者のごみの持ち込みが多く、それが原因で市民が利用する際に、待ち時間が長時間化していることについて、この問題に対する検証と今後の取り組み内容はどうなっているのか。

A. 年末年始等は、最大で 2 時間程度の待ち時間が生じることは把握している。また、市外住民の持ち込み対策については、搬入時に運転免許書証等で住所の確認を行っている。また、手伝いで親族のごみを搬入するような際には、発生元が市内であるか否かの聞き取りを行うとともに、公共料金の明細などで所在地の確認を行うよう努めている。

Q. 事業者のごみを一般家庭のごみと装って持ち込まれるような場合に、どのような対応をしているか。

A. 軽トラックやレンタカーのトラックで持ち込まれる場合や 1 日に何度も持ち込まれる場合は、どのような事情で持ち込まれたものかを聞き取るとともに、職員による現地確認を行うなどし、適正な運用となるよう努めている。

(意見) クリーンセンターへの市外住民や事業者のごみの持ち込みに対する市の取り組みは理解したが、市民から不信感をいだかれないように、広報誌等で啓発を行い、市民からも理解を得られるように努めること。

ごみ処理一般管理経費

Q. 資源物持ち去り禁止パトロール車両について、パトロールランプの設置や車両に貼り付けるマグネットの文字も均一にするのではなく、パトロール等の強調したい部分の文字を大きくするなど、抑止効果を狙ったデザインにし啓発に取り組むべきである。

A. パトロールランプについては、該当する法律を照らし合わせながら、また、マグネットの文字については、より抑止効果が図られるような仕様にできるかどうか検討する。

Q. 資源物持ち去り対策に民間企業への委託を実施するというが、どのような企業への委託を想定しているのか。

A. 警備保障会社への委託を想定しており、パトロールを行うことが有効と判断した地区において、その自治会と事前に協議を行い、資源物持ち去りのパトロールの内諾を得た地区で集積場を巡回する形で実施する。

Q. 委託先の警備会社が資源物の持ち去り現場に遭遇した場合にはどのような対応が考えられるのか。

A. 警備会社が警告書や禁止命令書を発布することはできないため、口頭で注意することになる。また、市職員の張り込みと連携してパトロールを実施してもらうことも考えている。

Q. 委託先の警備会社が警告書を出すなどの対応は法的にできないのか。

A. 自治体の職員でないと対応はできない。しかし、市の職員が対応できない早朝にも持ち去り事案があるため、その時間帯に警備会社がパトロールすることで、一定の抑止効果は図られると考えている。

Q. 警備会社によるパトロールは2名1組で実施するのか。

A. 2名1組という想定である。

Q. 資源物持ち去り禁止パトロール委託について、事業実施後、当初予見できなかった課題が浮かび上がってくることが考えられる。それに備える意味でも、しっかりと事業のモニタリングを行い、見直すべきところあれば、その都度見直していくような考えはあるのか。

A. 資源物の収集は、市内24地区で約1,000を超える資源物の集積場があり、2週間で全ての箇所を回ることになる。効率的な収集を行うため、日ごとに資源物を回収する地区を定めて集中的に実施している。そこで、資源物の収集業務を委託している生活環境公社とも連携し、重点地区を定め実施する。また、最も被害の多いとされる紙類の回収時刻を早める等の対応を行うなど、効果的なパトロールを行えるよう試行錯誤していく。

Q. 資源物持ち去り禁止パトロールについては、これまでも従事していた市の職員が負傷する事案も発生しているものの、市の業務として実施していかなければならない業務でもある。そのため、少しでも負担を軽減できる方策を考えるべきであり、委託先に対しても情報共有を図り、想定される懸念や課題を踏まえた上で、市のパトロールとも連携がなされるような仕様にすべきではないか。

A. 委託先のパトロールと市のパトロールがしっかりと連携し、効果的なパトロールが実施できるような委託業務の仕様を検討している。また、委託先のパトロール車両についても、現在検討中の市の資源物持ち去り禁止パトロール車両に貼るステッカーを使っていただくなり、抑止力を発揮しそうな目立つ車両を所有しているようであれば、その車両を用いていただくかなどを協議していく。

(意見) 委託先と協議したことは委員会へ報告を行うこと。何よりも、市の職員の安全確保は最優先であり、引き続き有効な対策がないかどうか研究をすること。

Q. 資源物持ち去り禁止パトロールについて、不法投棄パトロールとの連携は考えているか。

A. 不法投棄パトロールは不法投棄の重点区域でのパトロールを担っており、その全てのパトロール部隊を資源物持ち去り禁止パトロールに充てることは難しいが、集中取締り月間のような形で、一定の期間を区切って、不法投棄パトロール部隊も投入して、集中的に実施するなど検討したい。

(意見) 不法投棄パトロール部隊との連携は他部局を跨ぐ連携ではなく、環境部内の連

携になるので、是非とも連携を図り、有機的に、効率的にパトロールを実施してほしい。

Q. 市内の資源物の集積場には、何台監視カメラが設置されているのか。

A. 資源物の集積場に設置されている監視カメラは自治会等が設置したものが多く、市としてはどこに何台設置されているかなどの詳細な情報は持ち合わせていない。

廃棄物対策事業費

Q. 不法投棄を監視するカメラは市内に何台設置しているのか。

A. 市内に 23 台の不法投棄を監視する監視カメラが設置されている。また、平成 30 年度に新たに 1 台設置することから、年度末には市内の監視カメラは 24 台となる。

Q. 監視カメラが設置されたことによって、不法投棄の検挙に結び付いた事例はあるのか。

A. 少なくともこの 5 年ぐらいの間に、不法投棄の様子がカメラに映り検挙されたという事例はない。ただし、不法投棄が絶えなかった所に監視カメラを設置することで、その後不法投棄が減少していることから、抑止力は働いていると思われる。

清掃総務一般管理経費

Q. 平成 31 年度から新たに研修会への参加や視察先として追加したものはあるのか。また、他の研修会や視察については、人数や回数の記載があるのに対して、三重県清掃協議会、三重県との会議や打ち合わせ、災害廃棄物処理スペシャリスト人材研修には、人数や回数の記載がないのは何故か。

A. 平成 31 年度から新たに参加する研修会や視察先としては、先進地視察として、神奈川県茅ヶ崎市、福岡市への視察を行う。また、人数・回数が空欄の部分については、三重県清掃協議会は年 2, 3 回程度開催するが研修会の内容が確定してはいないため空欄になっている。災害廃棄物処理スペシャリスト人材研修については、三重県主催の研修は平成 30 年度で終了し、平成 31 年度は三重県清掃協議会主催となるため、想定での予算積算となっている。

(意見) 積算根拠に基づき予算要求を行っているものであり、その予算を審議する場においては、概算でも構わないので、根拠を資料に示す必要があったのではないか。

Q. 災害廃棄物処理スペシャリスト人材研修について、本市の職員はこれまで何人受講したのか。

A. 平成 30 年度で 3 年程経過するが、これまでに平成 28 年度に 2 名、平成 29 年度に 3 名、平成 30 年度に 3 名が受講している。

(意見) 災害はいつ起こるかわからず、もし発災した場合には他市町から応援部隊が入ることも想定され、日頃から他市町とは連携する必要がある、その効果が図られる研修は継続していくべきである。

Q. 普通旅費の内訳で廃棄物処理施設実地確認にかかる旅費は計上されているが、北大谷斎場の残骨灰売却については実地確認に要する旅費が計上されていないのではないか。

A. 全国都市清掃会議参加、研修参加という内訳の中のその他の研修参加、打合せ等に

含み、予算計上している。

(意見) 廃棄物処理施設等の実地確認について、実地確認の方法をシステム化することにより確実性を増す必要があるのではないかと。また、本市の仕組みが適切なのか、より優れた仕組みがないのか、他市の事例を研究し、より良い方法取り入れてほしい。

埋立処分場環境整備事業費

Q. 南部埋立処分場周辺環境整備事業について、個別調書では全体の工事区間は延長約 200 メートルとなっている。一方で、追加資料では小山 2 号線に引き続き西陵中学校以東の小山山田線の改良事業として延長 800 メートル、幅員 6 メートルの整備行うとなっているが、どういうことか。

A. 南部埋立処分場周辺環境整備事業には、小山山田線と小山 2 号線の予算が含まれている。また、小山山田線の改良事業の工事区間は、延長 800 メートル、幅員 6 メートルであり、小山 2 号線は全体工事区間が延長 200 メートルであり、それぞれ別の事業である。

都市美化事業費

Q. 路上喫煙禁止等にかかる啓発業務委託について、平成 31 年度の計画はどのようなものか。

A. 夜間に 24 回実施することは決まっているが、何月に何回するかという具体的などころまでは決まっていない。

Q. 路上喫煙禁止等にかかる啓発業務委託について、モニタリングをしていく中で、必要に応じて、実施回数の見直しや人員を増員するなどの柔軟な対応はするのか。

A. 基本的には月 2 回実施することを想定しているが、市の職員が月に 1, 2 回地域と連携して実施するものと合わせると、週に 1 回は何かしらの路上喫煙禁止に関する活動が行われることになる。また、これまでの経験から、ある程度路上喫煙が多発する日時等の傾向を掴みつつあり、この傾向を踏まえつつ、平成 31 年度は評価検証しながら、どのような取り組み方が効果的なのかを探っていく。

Q. 路上喫煙禁止等にかかる啓発業務委託について、増員した体制になるように補正予算を組んででも強化していくという考えはないのか。

A. まずは、当初の計画に基づき実施していく中で、様々な課題が出てくると思われるため、今後どのように取り組むことが最もふさわしいのかといった観点で事業を評価検証する。

(意見) 実際に取り組まないことには見えてこない課題もあるため、取り組んでいく中で、当初の計画では人員面が不十分であるとの結論に至った際には、速やかに人員面を強化することを検討すること。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第8款土木費 第1項土木管理費》

ブロック塀等安全対策事業費

Q. 平成30年11月定例月議会に大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故を受け、新規事業としてブロック塀安全対策事業費にかかる補正予算11,800千円を計上し事業が実施されてきたが、平成31年度予算6,000千円の内訳とこれまでの実績はどうか。

A. 平成31年度予算6,000千円の内訳は、1件当たり5万円の補助申請が120件あるという見込み額である。また、平成30年度実績は84件の補助申請があり、実績額は6,212千円となる見込みである

Q. 本市のブロック塀安全対策事業補助金を制定する前に、既にブロック塀を撤去している場合は補助対象外となるが、そのことに対する苦情等の意見は寄せられたか。

A. 何件かの問い合わせはあったが、件数としては多くはなかった。

《歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費》

道路新設改良費

Q. 千歳町小生線道路改良事業について、現道の拡幅による道路改良を行うということだが、地元住民への説明は平成31年度になってから行うのか。

A. 平成31年2月1日に既に地権者への説明会を開催している。

Q. 拡幅対象となる区域の沿線で商いを営む事業者への説明はどうか。

A. 先月2月1日の説明会では地権者だけでなく、沿線で商いを営む事業者に対しても説明を行っている。その際には、今後の補償などの説明を行ったが、詳細な線形が平成31年度の詳細設計で決まってくるため、詳細設計が決まり次第、改めて説明を行う。

Q. 拡幅対象区域には新しく建設された集合住宅もあり、その駐車場と拡幅区域が重なるが拡幅を行うことは説明しているのか。

A. 当該建物が建設される際に、拡幅計画があることは説明を行い、建設位置等の話し合いは行ったものの、現在の位置に建物が建設された。今後については、地権者等に説明を行い、協力していただけるように取り組む。

Q. 千歳町小生線の道路幅員については、堀木日永線との交差点付近と同じ形状になると思うが、自転車レーンを整備する計画になっているのか。

A. 道路幅員については、西浦通り東側の赤堀新正1号線で既存の状態で接続するため、利用者が円滑に利用できるように、現状幅員よりも絞り車がスムーズに走れるように計画している。また、将来的に千歳町小生線で自転車レーンの整備となれば、堀木日永線と同様に路肩を活用し矢羽根の路面標示により自転車レーンを整備していくことになる。

Q. 今回の拡幅事業は西浦通り東側までの整備であるが、その先の区間については、どのように考えているのか。

A. 千歳町小生線は都市計画決定されている道路であるため、計画に基づき整備を行っていく予定である。

Q. 千歳町小生線の拡幅を西浦通り東側からさらに東進していくと、あすなろう鉄道の踏切と交差するが支障はないのか。

A. 今回の事業は、松本街道と西浦通りを4車線で結合することで、交通を円滑にする目的で実施するものであり、都市計画道路として整備するものではない。また、都市計画決定上は、鉄道とは立体交差となっており、上で交差するか下で交差するか見極めないといけないため、まずは、交差点改良を目的とした現道の拡幅を先行して行っていく。

《歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費》

歩行者自転車空間整備事業費

Q. 堀木日永線の自転車レーン整備について、車道の外側線を跨いで矢羽根を引いている箇所があるが、公安委員会と協議を行っているとはいえ、外側線を跨がない方法はなかったのか。

A. 限られた道路幅員の構成の中で、僅かな幅の路肩に矢羽根を引くとなると、外側線に一部掛かったような引き方や車道に一部はみ出すような形になっているが、公安委員会と協議の上、そのような路面標示となっている。

Q. 堀木日永線の自転車レーン整備の平成31年度に実施予定の区域について、路肩の幅が狭く、外側線を跨ぐ形でないと矢羽根が引けないと思うが、どのような方針なのか。

A. 平成31年度の実施区域は、平成30年度の実施区域と概ね同じような道路幅員であり、これまでと同様の整備を行う。

Q. 外側線を跨ぐ矢羽根の引き方を否定はしないが、平成30年度に整備した千歳町小生線のように歩道幅員が広くても、自転車は車道を走行するのが原則であるが、縁石をずらして歩道幅員を狭めれば、路肩の幅を確保できるのではないのか。

A. 自転車が本来走行すべき車道への誘導を行うという目的に基づく整備であり、また、歩道幅員を狭めようとすると事業費が増額することから、車道に矢羽根の路面標示を行っている。

Q. 千歳町小生線の平成30年度に自転車レーンを整備した区間は、歩道がそれほどマウントアップしておらず、縁石を少しずらす程度のもので歩道幅員を狭めることは事業費の増大を抑えられると思うが、それでも実施できないものか。

A. 自転車レーンの整備は、自転車に本来走行すべき車道を走ってもらうことが目的であるため、車道への矢羽根の路面標示を進めていきたい。

Q. 広い自転車歩行者道では、整備された自転車レーンを自転車が走行せずに、自転車歩行者道を走行している。そのような現状であるなら、自転車歩行者道の幅員を狭め、自転車が自転車レーンを走行するように整備すべきではないか。少々縁石をずらす程度で対応が可能と思われるが、何故それができないのか。

A. 例えば堀木日永線については、もともと自転車歩行者道として整備した経緯があり、今後、歩行者専用にするのか自転車歩行者道として残すのかという手法については、場所に依じて公安委員会と協議しながら検討する余地はあると思われる。

Q. 平成31年度実施予定の千歳町小生線の自転車レーン整備区間において、マウントアップされていない箇所については、外側線を跨がないような整備を行うよう配慮され

るのか。

- A. マウントアップしている道路は道路構造上、路側帯を少し狭めて歩道にできるが、縁石を除去してフラットにしマウントアップされていない道路にすると幅員が不足し改造できない現状がある。現在自転車レーンの整備を進めている中で、自転車歩行者道と歩道があるが、自転車歩行者道の方が幅員が広く、そこを歩行者専用の歩道として幅を狭めることで、自転車が走行する幅員を確保することができる。しかし、自転車歩行者道が急に歩道になるという制限は難しいため、今まで整備してきたところは、このまま整備させていただきたい。今後整備していく路線については、自転車レーンを整備するのか歩道化するのか研究していきたいと考えており、公安委員会とも協議を行う。

交通安全施設整備単独事業費

- Q. 笹川環状1号線横断歩道橋設置事業について、津市道江戸橋上浜町線の拡幅工事に伴い撤去される国道23号の江戸橋歩道橋を用途廃止後に譲渡を受けるものであるが、既に江戸橋歩道橋は撤去されているはずで、今現在分解された江戸橋歩道橋の部材はどこに仮置きしてあるのか。
- A. 旧三重ソフトウェアセンター内の用地を無償で借用し仮置きしている。
- Q. 撤去後の歩道橋については、国から市へ既に所有権の移転が行われているのか。
- A. 平成30年度中に国から市へ歩道橋の所有権が譲渡される。
- Q. 所有権が移転された後に、仮置き場に一定期間保管しておくのではなく、速やかに笹川環状1号線に歩道橋を設置できないのか。
- A. 当初国から歩道橋の譲渡を受けにあたっては、まず、津市内の仮置き場で保管し、市の負担で四日市市まで運搬することとなっていたが、平成30年8月定例月議会の当該事業にかかる補正予算の審議において経費削減に努めるよう指摘を受けたことを踏まえ、国土交通省と協議を行い、市で仮置き場を確保することで、そこまでの運搬を国で負担してもらうことになった。

放置自転車対策事業費

- Q. 放置自転車対策事業の事業内容について。
- A. 中心市街地や市道に放置されている自転車の回収や駅に放置されている自転車へ放置自転車用の札を貼り、中心市街地であれば1時間程度、市道であれば7日程度経過した後も放置されていれば、保管場所へ回収することになる。
- Q. 市内の放置自転車の推移はどうか。
- A. 多少の増減はあるものの、年間2,000台で推移している。

《歳出第8款土木費 第4項河川費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第6項都市計画費》

自動運転導入検討事業費

Q. 自動運転導入検討事業について、実証実験や社会実験と表記されているが、どういう位置付けのものか。

A. 明確に使い分けてはいないが、実施に向けた実験ということで実証実験としている。（意見）複数の表現方法があると、受け手からすると混乱して分かりづらいことがあるため、今後については表現を統一するか意味を使い分けることで、分かりやすい説明に心掛けること。

Q. 実証実験で用いる車両の種類は決まっているのか。

A. 実証実験に際しては交通事業者を含めた関係者と協議会を設置し、実証実験の実施等に向けた調査や検討を行うため、今の段階ではどのような車両を用いるかは未定である。

Q. 実証実験で使用する車両について、今後検討するのであれば、水素バスの活用を検討していく考えはあるか。

A. 実証実験で用いる車両については、一般的なガソリン車だけでなく、水素やハイブリッドなども含めて、他市の事例を参考に協議会で検討する。また、具体的な実験内容についても、協議会で検討していく。

近鉄四日市駅周辺等整備事業費

Q. 近鉄四日市駅のバス停留場の整備により中央通りが現行の片側3車線から片側2車線に車線数が減少するが、車線が減少することで交通量等への影響はないのか。

A. 交通量に関するデータを分析し、車線を減少したとしても交通に及ぼす影響はないということを踏まえ、近鉄四日市駅周辺等整備事業計画を策定している。

Q. 現状でも近鉄四日市駅の中央通り沿いの高架下に、待ち合わせ等で多数の車両が駐停車しているが、片側2車線になると、駐停車する車両が障害となり交通に支障を来す恐れはないのか。

A. 現在多くの車両が駐停車している高架下には、今後、物理的に駐停車できないようにする計画である。そのかわりに、近鉄四日市駅の南広場に送迎車両のスペースを設け、デッキ等で駅と直結することなど、利用者の利便性が落ちないようにすることで、南広場へ誘導できるように取り組む。

Q. 近鉄四日市駅南広場については現在も乗降場が設けられているのではないか。

A. 現在の南広場の乗降場には乗降部のみ屋根を設置しているだけだが、駅への人の動線にデッキや屋根を設置し、また、バリアフリー対応も講じることで、利便性を高めていく。

Q. 荷捌き等の搬出入を行う場所はどうなるのか。

A. 基本計画を進めていく中で、関係者の意見を伺いながら、どのようなものが考えられるか検討していく。

Q. バスの停留所を1箇所に集約することにより、従来の停留所よりも乗り換えに要する動線距離が生じることで、雨に濡れたりなどの利便性の低下も懸念されるが、どのように対応するのか。

A. バスの停留所を集約することで、従前よりも乗り換えに要する動線距離が長くなる利用者もいるとは思いますが、デッキや屋根の設置のほか、バリアフリー対応等により、

総合的な利便性を高める。

Q. 市外からの来訪者や普段バスを利用しない人でも利用しやすいような案内をどう行うか。また、待合スペース等を設けるのか。

A. サイン計画も含めて今後の検討の中で詳細な部分を決めていきたい。

公園緑地整備単独事業費

Q. 公園緑地整備単独事業費 11,000 千円の内訳は何か。

A. 中央緑地の公募設置管理制度の活用に向けて、その業者の選定に向けて、サウンディング調査や公募条件の調査を行うための業務委託である。

Q. 公園緑地整備単独事業費には整備に要する費用も含まれているのか。

A. 平成 31 年度に実施するのは、公募を行うに当たり必要な事項の調査を委託するものであり、整備に要する費用は含まれていない。

Q. 当該公園緑地整備単独事業に関して、市が何かしらの整備を行うことはないのか。

A. 本事業は公募設置管理制度を活用し、公園の利用者の便益を高めるため、飲食店等の立地を図るものであり、民間事業者が自ら店舗を整備し運営するため、その部分にかかる費用は事業者が負担し整備を行う。しかし、市として整備すべきものがあれば、その部分については市が整備する。

Q. 中央緑地内の建物を建設する場合、建ぺい率の要件は満たすのか。

A. 新体育館が完成した場合の緑地公園全体の建ぺい率は約 6.5% であるが、平成 30 年 2 月議会で市条例を改正し、都市公園法改正による建ぺい率の緩和により、公募施設も含め、上限を 10% とできるようにしたため、計画にあるような店舗が建設されたとしても上限は超えない見込みである。

大規模盛土造成地変動予測調査費

Q. 以前にも今回の大規模盛土造成地変動予測調査と同様の調査を行っていたのではないかな。

A. 平成 21 年度及び平成 22 年度に、市内 15 団地において大規模盛土造成地変動予測調査を行っているが、平成 31 年度は、それら以外の団地等を対象としたものである。

Q. 大規模盛土造成地マップの作成と公表に取り組むとあるが、完成後には公表されるのか。

A. 国から速やかに公表するようにとの事務連絡があり、完成後には市のホームページへの掲載やマップの配布等により、公表していく予定である。

Q. 以前に調査したところは今現在も公表されていないのではないかな。

A. 当時は、大規模盛土造成地マップの公表により、マップの見方によっては、市民へ不安を与える恐れがあるのではないかと指摘もあり、取り扱い方法を検討していた。そのような中で、東日本大震災や熊本地震等の災害が発生し、大規模盛土造成地が崩落して多くの宅地に被害がもたらされたことから、国から速やかにマップの作成と公表に取り組むべきであるとの方針が出されたため、これまでの調査結果と今回の調査結果を併せて公表していく方針である。

Q. 今回調査するのはどれぐらいかな。

A. 現在想定しているのは 17 団地程度になるが、団地以外にも盛土箇所があり、今後の調査の中で整理していく。

Q. 調査を終える時期はいつの予定か。

A. 平成 31 年度に調査を終える。また、平成 31 年度内には公表したいと考えている。

Q. 既に調査済みのところについては、先行して公表しないのか。

A. 図面を統一した形で公表したいため、今回の調査の中で、過去の調査分も併せて整理をした上で公表する。

(意見) 本市の大規模造成地マップが速やかに公表されることを望む。

バス利用環境改善整備事業費

Q. 総合計画の基本目標である誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまちの実現に向け、平成 29 年度からデマンド交通実証実験を行っているが、平成 31 年度も引き続き実施するのか。

A. 平成 31 年度も実施するが、最終年度と位置付けており、これまでの実証実験結果の検証も併せて行う。予算については、バス利用環境改善整備事業費 47,920 千円のうち、3,900 千円がデマンド交通実証実験に要する予算である。

Q. 過去 2 年間と同じ予算額であるが、実験するたびに対象者を絞ったこともあり、利用者が減少しているため、実際に要した金額は予算額より少ないと思われる。そのような経緯がある中で、どのような意図で平成 31 年度の予算を同額に据えたのか。

A. 平成 30 年度のデマンド交通実証実験は現在実施中であり、評価検証はこれから行っていくこととしたいが、デマンド交通実証実験の最終年の平成 31 年度の評価検証と併せて、これまで実施してきた取り組みを評価検証することを含めた予算となっている。

Q. 交通空白地への支援が求められることは理解するが、一方で、公共交通がなくなることで、民間事業者に代わって市が担うことによる負担を考えると、既存の公共交通網を維持することは、将来的な負担を軽減することにつながると考える。こうした中で、3 年目に突入するデマンド交通実証実験については、結論や道筋を付ける時が来ていると思うが、どのように考えているのか。

A. デマンド交通実証実験については、当初から一定の期間を定めて実施することになっており、これまで実施してきた実証実験の効果を見極めた上で、平成 31 年度には結論を出す必要があると認識している。また、既存の公共交通網を極力維持することも求められるが、まずは、交通事業者含めて関係する者たちが努力していく必要がある。そして、自動運転等の新たな運転技術の調査も行うため、何が効率的かを検討していく。

Q. 平成 31 年度に実施するデマンド交通実証実験は実施案の中身は未定なのか。

A. 現在実施中のものと同様にタクシーを活用したデマンド交通方式の実証実験を想定している。

Q. 実施時期をこれまでの 2 月や 3 月ではなく、もっと寒さが厳しい頃の実施や過去の実験よりも対象を拡大するような考えはないか。

A. 平成 31 年度の早い時期に実施し、これまでの実証実験の総括を行いたい。

Q. 平成 30 年度のデマンド交通実証実験の評価検証結果次第では、平成 31 年度に想定

している実験内容から変更することも考えられるのか。

A. デマンド交通方式の受け入れられ方とデマンド交通を利用することでどのような移動に結び付くのか、タクシーがどの程度活用できるのか、この2点を見ていく中で、タクシーがどの程度活用できるのか、また、公共交通不便地域をどの程度カバー率があるのかを検証し、次の施策を展開していく。

Q. 平成31年度の実証実験はタクシーを活用した実験を行うことは決まっているが、その後のことについては、3年間のデマンド交通実証実験の評価検証を踏まえて、実施方法を決めていくということか。

A. 過去3年のデータから得られた検証結果を踏まえて、今後実施する際にはタクシーやバスなどの中から、最もふさわしい方式を選択する。

(意見) 平成30年度のデマンド交通実証実験が行われている最中であるが、平成31年度の都市・環境常任委員会において、実施された実証実験の結果を報告するとともに、今後もタクシー方式が望ましいのかどうかも含めて議論をした後に、次の段階に進むことを要望する。

Q. 平成31年度のデマンド交通実証実験において、対象者を従前よりも拡大するのか。

A. 現在実施している平成30年度のデマンド交通実証実験では、70歳以上の全ての者若しくは18歳以上の運転免許を有しない者を対象としており、既に対象者を拡大している。

Q. デマンド交通実証実験について、高齢者や子育て世帯など、世帯によって公共交通のニーズはまちまちであり、都市整備部だけではなく他部局とも連携しながら実施しないのか。

A. 誰もが自由に移動しやすいという視点で見ると、子供から高齢者まで公共交通に求めるものは様々であり、その支援のあり方もそれぞれに応じたものとなる。その中で、公共交通を所管する都市整備部としては、本市で公共交通がどの程度カバーできるのかという視点で、また、他部局は他部局で所管する部分において、それぞれの視点に基づき取り組んでおり、相乗効果を図れるように互いにしっかりと連携していく。

(意見) これまで行ってきたデマンド交通実証実験は客観的には十分な成果が得られたとは言い難く、今まで以上に成果が求められているのが実情である。実証実験の効果が具体的にわかるような取り組みがなされることを要望する。

街路整備事業費

Q. 現在四日市市総合会館前で整備中である四日市中央線の街路整備事業について、スケートボード等により路面が損傷するし危ないと商店街等から指摘を受けるが、現状はどのような対策を行っているのか。

A. スケートボードの案件については、以前から耳にしているが、特段その行為を規制するようなことは行っていない。しかし、職員が現場を目撃した際には、口頭により注意喚起を行っている。

Q. 職員による口頭での注意だけでなく、その一帯でスケートボード等を行ってはいけないとわかるように、看板の設置や禁止の標示を行うべきではないか。

A. どのような対策が可能か、一度検討してみる。

《歳出第8款土木費 第8項住宅費》

住宅施策推進事業費

Q. 平成30年8月議会の決算審議での指摘を踏まえて、市営住宅の確保や改正セーフティネット法などの住宅困窮者への対応や、郊外住宅団地の再生などが課題となっている中、計画策定から概ね5年が経過した四日市市住生活基本計画の検証を行い、必要な見直しを行うとあるが、平成31年度予算は前年度比10千円の増額となっている。何を見直した結果なのか。

A. 平成31年度は四日市市住生活基本計画の見直しを行うことが第一である。また、予算面では、住宅施策推進事業費9,570千円のうち、約3,800千円を四日市市住生活基本計画の見直しにかかる業務費として予算計上している。

Q. 住宅施策推進事業費9,570千円の内訳は何か。

A. 四日市市住生活基本計画の見直しにかかる業務費3,800千円のほか、住み替え支援事業の広報費、家賃補助、リフォーム補助に対する費用である。

市営住宅建設事業費

Q. 石塚町、小鹿が丘市営住宅の建て替えについて、今後どのような方針で臨むのか。

A. 平成31年度に四日市市住生活基本計画を見直すため、その中で必要戸数と立地場所をもう一度検討するため、建設に関する費用は予算計上していないが、移転補償費については予算計上している。

Q. 平成30年8月定例月議会都市・環境常任委員会の協議会において示された石塚町小鹿が丘市営住宅の建て替えに代わる手法として示した借り上げ方式は撤回したと理解しているのか。

A. 先の協議会で示した借り上げ方式については一旦撤回となるが、四日市市住生活基本計画の中では、市営住宅の必要戸数を検討し、その必要戸数をどう確保するのかについて、建て替えや借り上げ等のどのような手法が望ましいのかを検討していく。

Q. 石塚町、小鹿が丘市営住宅は老朽化が進んでいるが、入居者はいつまで居住し続けることになるのか。

A. 移転補償の話は入居者にしているが、高齢者が多く、今のコミュニティから離れたくないということや現住地が平屋建てなので、転居先も1階が良いとの希望があり、移転交渉が難航している。

Q. 既存のコミュニティから離れたくない等の課題があるからこそ、石塚町、小鹿が丘市営住宅は建て替えするのではなかったのか。

A. そのような経緯もあり、当初、石塚町、小鹿が丘市営住宅は石塚町での建て替えという計画であった。

Q. 石塚町、小鹿が丘市営住宅は推進計画に位置付けられているが、計画が止まっていることに対して、市はどのように考えているのか。

A. 市営住宅の建て替えや確保は市にとって重要な施策である推進計画に位置付け、施策展開を図ってきた。石塚町、小鹿が丘市営住宅については、建て替えの方針で計画に取り掛かろうとしたところ、諸課題が浮かび上がり、借り上げ方式などの新たな手

法も考えられるようになる中、一旦議論のベースを白紙に戻し、もう一度検討し直すことになった。これらのことを踏まえ、平成 31 年度に四日市市住生活基本計画で石塚町、小鹿が丘市営住宅を初めとする市営住宅のあるべき姿を検討し、その結果を推進計画に位置付けていくことになる。

Q. 石塚町、小鹿が丘市営住宅入居者の安全性の確保について考えた場合、平成 31 年度に見直す四日市市住生活基本計画で検討するという時間的余裕はないのではないかと。

A. 一定の区画に居住する全世帯が転居しないと建て替えに必要な敷地が確保できないため、まずは移転補償交渉を進めて、敷地を確保することを第一優先として考えたい。

Q. 石塚町、小鹿が丘市営住宅は本来であれば、計画が動き出しているべきものであり、老朽化により台風等の被害を受けるリスクが高まっていることについて、どのように受け止めているのか。

A. 石塚町、小鹿が丘市営住宅については、老朽化に伴う住民の安全確保、入居停止に伴う空き室の増加による周辺地域へ及ぶ影響のほか、市営住宅に対するニーズを市としてどう確保していくのかという 3 つの課題があり、この課題に対する方針を早期に示し取り組んでいきたい。

(意見) 平成 31 年度にはこの課題に対しての取り組みがなされるように要望する。

住宅施策推進事業費 及び 子育て世帯住み替え等促進空き家リノベーション事業費 及び 移住促進空き家リノベーション事業費

Q. 平成 30 年 8 月定例会議会予算常任委員会において、市内への移住促進施策に対する課題等の指摘を受けているが、平成 31 年度に向けて見直したものはあるのか。

A. 平成 31 年度は前年度と制度を改めることは行わない予定であるが、平成 31 年度に実施する四日市市住生活基本計画の見直しの中で評価検証を行う。

Q. 子育て世帯住み替え等促進空き家リノベーション事業費 1,600 千円や移住促進空き家リノベーション事業費 3,000 千円について、その内訳は対象事業に対する補助金のみか。

A. 例えば、移住促進空き家リノベーション事業費 3,000 千円であれば、その予算内訳は対象事業に対する補助金である。

Q. 住宅施策推進事業費、子育て世帯住み替え等促進空き家リノベーション事業費、移住促進空き家リノベーション事業費は、いずれも前年度と同額の予算であるが、平成 31 年度も各事業の補助申請件数は横ばいと捉えているのか。

A. 過去の推移から補助実績が大きく伸びていないため、前年度と同額の予算額にしている。

Q. 補助実績が伸び悩んでいることをどう捉えているのか。

A. 本市の人口動態が社会増に転じたことを踏まえ、どの世代をターゲットとした移住促進策を展開していくかを見極める必要があり、新総合計画や四日市市住生活基本計画等での議論を経て、制度の見直し等を行う。

Q. 本市の人口動態は就職や転勤による転入が大幅増加し、一方で子育て世代は流出している。このため、市外からの移住促進だけでなく、市外への流出を防ぐため、市内間の住み替えを促す施策も必要ではないか。

A. 市外から移住していただくことで税収の確保にもつながるという趣旨で市外からの住み替えを支援する事業を実施してきた経緯がある。その経緯を踏まえた上で、市内間の住み替えの促進を行うとなると、どのエリアに人口を集中させるのかということが大きな議論になり、容易には結論が出せないのが実情である。住み替え支援を行う大きな目的は子育て世代を増加させるということであり、その目的に対して現在の制度が適しているのかということについては、その効果について評価検証を行っていく必要がある。

(意見) 市外からの住み替えに対する支援だけでなく、本市の施策全般的に言えることだが、外を意識し過ぎて、内を見ていないところがあるため、外を意識することも大切だが、内を意識した施策展開も必要であり、今後はその観点からも検討されることを要望する。

《歳出第8款土木費 第1項土木管理費・第2項道路橋梁費・第3項交通安全対策費・第4項河川費・第6項都市計画費・第8項住宅費》

一般会計の予算編成

Q. 平成31年度の都市整備部所管にかかる予算は前年度比で189,955千円増額し9,298,404千円であるのに対して、市民ニーズが強い生活に身近な道路整備事業費は予算額が603,000千円と前年度比1,100千円の増額に留まっているが、どのような予算編成の方針であったのか。

A. 生活に身近な道路整備事業費は前年度比1,100千円の増額だが、市民の生活に影響が大きい道路の陥没等に対応する予算である道路維持修繕費は668,500千円と前年度比で95,900千円の増額しており、また、再舗装工事に係る予算も大きく確保している。今まで、生活に身近な道路整備事業で実施していた地域内の比較的規模の大きい修繕工事などは、行政が担うべきものとして予算を確保し、地域の要望は、道路側溝整備など市民生活に身近な部分に集中できるよう、バランスの良い予算編成を行っている。しかし、事業を実施する体制については、人員の不足もあり厳しい状況であるが、事業の大型化や集約化により工事件数を減らし、職員一人当たりの業務量を減らす工夫を行い予算規模が大きくなっても執行できるよう、事務効率の改善にも取り組んでいる。

職員の確保と時間外勤務

Q. 人員不足という事情があるのはわかるが市民生活に影響が及ぶ話であり、平成30年度においても繰越明許が生じているが、平成31年度は次年度に事業を繰り越さないようにどのような取り組みがなされるのか。

A. 事業の大型化や入札制度の改革を行うことで、より一層、事務効率を改善することで、次年度に繰り越さないような取り組みを行うが、最後は人員面の課題になるため、事業を繰り越さないとは明言することは難しい。

Q. 職員の増員が必要と認識しながら平成31年度の職員数は増加していないのは何故か。

A. 職員の増員については、次年度職員配置計画において増員を要求し、人事課では技術職の年齢要件の緩和や採用試験を複数回実施するなど工夫していただいたものの、

民間企業の景気が良いことの影響もあり、公務員を受験する学生も減っていることから、技術職の採用が困難な状況になっており、結果的に増員には至らなかった。事務職の増員要求も行っているが、こちらも増減なしという結果である。

(意見) 働き方改革が叫ばれて久しい中、本市においては、慢性的な技術職職員の不足が生じている。社会情勢の変化もあり、人員確保に苦慮していることは承知しているが、結果的に人員の確保が果たされておらず、社会資本の老朽化に伴い、社会資本の更新や整備に要する業務量が年々増しており、職員への負担が重く押し掛かっている現状を鑑みると、本市の働き方改革とは名ばかりなのが現状と言わざるを得ず、人員確保と時間外勤務の削減に向けた労務管理に対する抜本的な対応が求められ、早期に対応されることを強く要望する。

Q. 職員の確保と併せて、働き方改革への取り組みも求められており、都市整備部ではどのようにして時間外勤務削減に取り組むのか。

A. 平成 30 年度の取り組みとして、時間外勤務が月 60 時間を超えると、それ以降の時間外勤務の申請は部長決裁となるが、その前の段階において、時間外勤務が月 60 時間を超えそうな職員に対して、その理由を部長に対して事前報告させることで、時間外勤務を管理している。そして、月 80 時間を超過する時間外勤務は容認しないとの方針の下、平成 31 年 1 月末時点で時間外勤務が年間で 600 時間を超える職員が 6 名いるものの、過去の推移と比較すると、その数は大幅に減少している。さらなる改善に向けて、事業の大型化や入札制度の改革等による業務改善のほか、個々の職員のスキルアップや経験を活かすことで事業を効率化し時間外勤務の削減に取り組む。

(意見) 職員の確保とともに時間外勤務の削減に向けた取り組み状況の進捗については、取組内容の見える化を図るとともに、現状報告を少なくとも決算審議までに委員会へ行うこと。

Q. 職員が不足しているのであれば、民間事業者の活用が課題となるがどうか。

A. 営繕業務において、本来は職員が行う工事にかかる管理監督について、平成 25 年度からは委託に含めている事例があり、土木業務においても営繕業務と同様に取り組むことが可能かどうか研究していく。

(意見) 職員の確保がままならない現状を鑑みると、民間事業者の活用が有効策となってくるため、土木業務での外部委託の活用方法を研究することを要望する。

Q. 時間外勤務を大幅に削減したというが、時間外勤務削減に取り組む中で、業務に支障は来さなかったのか。

A. 近年定期人事異動については、ある程度年数を経過してから異動するように配慮してもらっており、その分業務に携わる年数が長くなることで、職員の技術力が磨かれ、事務の効率化を図りつつ、時間外勤務の削減にも取り組んでいる。

Q. 限られた職員数で業務量が増えている中で、事務の効率化を図れるのか。

A. 今、業務が回っているのは職員のスキルアップにもたれている部分があることを認識しており、仕事のやり方そのものを改革しなければ、これ以上の効率化はできないと考えている。平成 31 年度には工事発注に際して、工事の集約と大型化を引き続き進めるだけでなく、新たにや地域維持型契約を試行導入することや、外部委託の活用についても検討を行うことで、事務の効率化を図る。そして、職員の更なるスキルアップ

プも目指していかなければならないと考える、また、人員要求についてもしっかり行っていきたい。

(意見) 都市整備部で行われている時間外勤務の削減や事務の効率化に向けた取り組みに期待をしているが、個々の職員負担とならないように取り組みが行われるように要望する。

国庫補助金・交付金の配分状況

Q. 平成 30 年 8 月定例月議会の決算審議において指摘を受けた国庫補助金・交付金の内示割れに対する取り組みは、平成 31 年度予算にどのように反映されたのか。

A. 来年度についても同様に、早期に効果発現が期待できる交差点などの改良工事や用地買収しなければ事業が進捗しないといった場合などに対しては、市単独費を投入し、実施していきたいと考えている。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費》

ハーフマラソン開催準備経費

Q. 市制 123 周年を機に開催されるハーフマラソンについて、種目がハーフマラソン、ファミリー・小学生とあるが、それぞれの参加料はどうするのか。

A. 参加料はハーフマラソンが他市の事例を参考に 5,000 円程度、ファミリー・小学生が 2,000 円程度と考えている。

Q. ハーフマラソンのコースについて、四日市らしさを感じてもらえることが大切であると思うが、どのような経緯で選定されたのか。

A. コース選定に際しては、臨海部、北勢バイパスを通るコースなど、様々なコースを検討し警察と協議を行ってきた。その中で具体的な案として挙がってきたのが、四日市ドームからいなばポートラインを走るコース案、四日市港ポートビルを中心に富田山城線を西進し北勢バイパスに至るコース案、そして、近鉄四日市駅から西部を巡るコースの 3 コースを検討した。その結果、四日市ドームからいなばポートラインを走るコースについては、国道 23 号に通行規制を掛ける必要やいなばポートラインの強風時の安全確保に課題があり、四日市港ポートビルから北勢バイパスに至るコースについても、起伏が多く風景も単調であることから、ハーフマラソンのコースには適さないとの判断に至った。

Q. 近鉄四日市駅から市内西部を巡るコースについて、ここを見てほしいというポイン

トはあるのか。

A. 地域の方々と連携をした製品の提供などのおもてなしを検討している。

Q. 地域の方々にご協力いただきおもてなすのは良いことであるが、市制 123 周年を機にという割にいささかさみしいコース設定であり、もっと四日市らしさを前面に押し出せるようなものにしたい方が良いのではないか。

A. コース選定において安全確保が求められる中、四日市らしさを発信できるコンビナートや四日市港を走るコースは現実的には難しい。また、近鉄四日市駅から市内西部を巡るコース案は消去法で選定したわけではなく、往路は中心市街地から市内西部の鈴鹿山麓に向かって田園風景が広がり、復路は田園地帯から市街地の街並み、コンビナートへと目に入る風景が四日市らしさであり、起伏が激しくなくランナーに優しいコース設定であることから、良いコース案だと考えている。

Q. コースについて、現時点では案の段階か既に決定されたものか。

A. 大枠として近鉄四日市駅から市内西部を巡るコースということは決定しているが、コースの詳細な部分については、今後地元へ説明を行い調整していく中で決めていく。

Q. 日本陸上競技連盟へ公認コース取得に向けた申請を行うのはいつ頃か。

A. 平成 32 年（2020 年）6 月頃である。

Q. ハーフマラソンのコースについては、決定事項で変更することは不可能なのか。

A. 3 つのコース案の中から、交通規制等の諸課題を総合的に判断した結果であるため、近鉄四日市駅から市内西部を巡るコース案で準備を進めていきたい。

Q. 今示されているコース案を決定したのは誰か。

A. コース案の提案はスポーツ課で行い、基本計画を策定した委託先のコンサルティング会社、三河陸上競技協会、警察、交通機関と調整した結果である。

Q. コースを選定する際に重要視したのは交通にかかる問題のみのなか。

A. 四日市らしさということでコンビナートや四日市港も検討したが、結果的には交通問題等があり、それらのコースでの実施を断念した。

Q. 国道 23 号の交通規制が難しいというが、国道 365 号と国道 477 号を走るコースについても、レース中は交通規制が必要であり、市民に及ぼす影響は大きいのではないかと懸念するが、交通規制はどれぐらい行うのか。

A. 日曜日の午前 9 時にスタートすることを想定しており、比較的交通量が少ない時間帯に交通規制を行うが、それでも多くの店舗が立ち並ぶ道路になるため、交通量の調査を行い、影響を見極めていく。他市では 3 時間交通規制ということが多いが、他市を参考にどの程度交通規制を設けるのが良いのかを検討していく。

Q. 四日市シティロードレースはいずれ新設されるハーフマラソンに移行していくのか。

A. 今春開催する四日市シティロードレースを以て大会は終了し、2021 年から開催されるハーフマラソンに移行する。

Q. 2021 年から開催されるハーフマラソンはそれ以降毎年開催されることになると思うが、第 2 回のレースは違うコースに変更することはあるのか。

A. 日本陸上競技連盟の公認コース認定を受けるため、第 2 回以降も引き続き同じコースで臨みたい。

Q. ハーフマラソンについて、市の明確なコンセプトはあるのか。

- A. スポーツによるまちづくりの推進を土台に、市制 123 周年を 1 つの機会として捉え、ハーフマラソンをツールに用いて、本市の魅力を発信していくことである。
- Q. ハーフマラソンのような大会において、スタート地点とゴール地点はトイレや着替え場所が混雑するが、どのような対策を考えているのか。
- A. 近鉄四日市駅周辺には、文化会館等の公共施設が多く立地しており、既存の公共施設を活用していくが、不足する部分については平成 31 年度実施する詳細設計において、スタートとゴール地点やコース途上にどれぐらい仮設トイレ等を設置する必要があるかを調査し設計していく。
- (意見) 全国のランナーに選んでいただけるような魅力的な大会となるように、改善できる点については改善をすること。
- Q. 交通規制の問題、既存の公共施設の活用、地域住民のおもてなしなどの総合的な観点からハーフマラソンのコース案が選定されたのはわかるが、例えば、伊坂ダムがある北部をコースにしようとする、何がネックになるのか。
- A. 市内北部についても四日市港ポートビルから北勢バイパスへ至るコースを検討したが、起伏が多く景色も単調であることから、ランナーから見て魅力がないと判断した。一方で、近鉄四日市駅周辺をスタートとゴール地点にするコースは、交通アクセスに恵まれており、県外からの参加者も見込めるということも大きな要因である。
- (意見) 何かの機会に見直すことがあるのであれば、四日市らしさが発揮できる地域の特性を生かしたコース設定を考えてほしい。
- Q. 日本陸上競技連盟の公認コース認定を取得することにメリットはあるのか。
- A. 公式記録として認定される公認コースに魅力を感じているランナーもいる。少しでも多くのランナーに参加していただけるように、公認コース認定を取得することで、ハーフマラソンの付加価値を高め、それを 1 つの魅力として PR するためである。
- (意見) 公認コースを取得する意図は理解したが、認定取得にとらわれ過ぎないようにすること。
- Q. 本市のハーフマラソンの参加料は概ね 5 千円程度を見込んでいるが、他市のハーフマラソンの参加料と比較すると、参加料は低めの設定なのか。
- A. 他市のハーフマラソンの参加料については、概ね 5 千円程度が多く、本市の参加料についても、他のハーフマラソンを参考に 5 千円程度と考えている。
- Q. コース案では国道 477 号バイパスを通るが、その途上に中消防署中央分署があり、緊急車両の出動に影響はないのか。また消防とは協議を行っているのか。
- A. 消防とは協議を行っており、国道 477 号バイパスを片側通行にして緊急車両の通行を確保する。

スポーツイベント実施事業費

- Q. 四日市シティロードレースの予算と参加者の見込みは。
- A. 開催にかかる事業費は約 15,000 千円で、そのうち本市からの補助金 3,600 千円を予算計上している。また、参加者数は 2,700 名程度を見込んでいる。

運動施設整備事業費

Q. 三重とこわか国体のカヌー・スプリント競技種目の会場となる伊坂ダムだが、三重とこわか国体開催に向けて、地域から三重とこわか国体を契機に恒久的な施設整備を求める声も聞く。伊坂ダムを管理するのは三重県であるため、整備を行うには三重県との連携が必要であるが、伊坂ダムに関連する整備が行われる予定はあるのか。

A. 地域からの要望等は伺っており、伺った内容は三重県の国体担当部局に伝え、どこまで対応が可能なのか協議している最中である。しかし、伊坂ダムを管理しているのは三重県企業庁であり、伊坂ダムの用途が水資源の管理ということで、そこに新たな施設を整備するとなると容易に行えることではないため、ハード面ではなくソフト面での対応の可否を探っている。

Q. 伊坂ダムに関しては、三重とこわか国体に向け、地域を挙げておもてなしにとりくんでいただく中で、恒久的な施設整備などの様々な要望を耳にするため、引き続き市としてもその声を三重県に届け、委員会に対してはその経過を報告してもらいたい。

A. 三重とこわか国体の会場となる伊坂ダムについては、競技に必要な施設整備については仮設対応とすることが確認されてはいるものの、どのような形であれば地域に応えられるかということについては研究をしていきたい。

Q. 伊坂ダムにあるテニスコートや駐車場等と市はどのような位置付けなのか。

A. 伊坂ダムについては、三重県企業庁が管理するものであるが、ダムの上辺にある観光交流施設等は本市が三重県から占用許可を受けたところに整備したものである。また、本市占有部分の一部をまちづくり財団に委託している。一方で、市のものだけでなく、伊坂ダムが開発された後に地元の自治会が引き受けた施設もある。このため、本市では市が所有する部分についての維持管理を行っている。

中央緑地運動施設整備事業費

Q. 三重とこわか国体に向けて、四日市市体育館等の整備が行われているが、当該工事に地元企業はどれぐらい関わっているのか。

A. 四日市市総合体育館整備にかかる業者選定でプロポーザルを実施した際に、地元業者にどの分野でどれぐらい依頼するのか明記されており、その内容を確認しているが、今のところ内容通りになっている。

Q. 中央陸上競技場の天然芝の付け替えについて、その仕様は決まっているのか。

A. 中央陸上競技場に用いる天然芝は、費用対効果や植える時期、維持管理等を総合的に勘案した結果、西洋芝の一種であるティフトン芝を用いる。

Q. 天然芝を整備した後の利用方法は決まっているのか。

A. 陸上競技、サッカーやラグビーなどの試合で利用されることを想定しており、日常的な練習での利用は考えていない。

Q. 中央陸上競技場の音響設備の更新予定はあるのか。

A. 既存のものを活用できるため、音響の更新は行わない。

(意見) 中央陸上競技場の音響については、試合等で音響が使われることがあるが、音割れがひどく更新するべき時期が来ているのではないか。

Q. 中央陸上競技場周辺の外構や国道1号から中央陸上競技場への進入路等に損傷が散見されるが修繕するのか。

A. 中央陸上競技場周辺の外構については、トリムコース整備の中で外構の修繕を併せて行う。また、国道1号から中央陸上競技場への進入路については、三重とこわか国体が開催されるまでに整備を行う。

Q. 四日市市総合体育館に大型スクリーンは設置しないということだが、利用する競技団体によっては、大型スクリーンを会場に設置するところもある。そのような場合に備え、大型スクリーンを設置できるような仕様にするのか。

A. 競技種目によって観客席、アリーナ内とスクリーンを設置する場所が異なることから、現時点では常設の大型スクリーンは計画していない。しかし、各競技団体がその競技に適した場所にスクリーンを設置できるように、想定できる範囲で配線等の設計に配慮したい。

(意見) 多額の費用を投じて整備される四日市市総合体育館が利活用されるように、可能な範囲でプロスポーツや全国大会が開催できるような施設の仕様や備品の配備にも心掛けてほしい。

Q. 四日市市総合体育館の音響設備はどの程度の水準のスポーツ大会まで開催できるものか。

A. アリーナで開催されるスポーツ競技種目には耐えられる程度であるが、プロスポーツについては、興行主が自らの音響設備を用いることもあるため、その辺りを踏まえて研究を行いたい。

(意見) プロからアマまで様々なスポーツ大会があり、求められるものも違ってくるが、ある程度のレベルまでは応えられるように取り組んでほしい。

Q. 国道1号沿いで開発中のショッピングセンターが完成予想図を沿線に掲示しているように、四日市市総合体育館の立体的な完成予想図であるパースを掲示することは、市民等へのPRにつながると思うがどうか。

A. 今月中にパースを貼り出せるように手配中である。

Q. 四日市市総合体育館と類似施設である津市にオープンしたサオリーナは、オープン前から市内各所でサオリーナのPRを行っていたが、本市においても四日市市総合体育館のオープンに際しては市民に対してPRを行うべきではないか。

A. 平成32年5月のオープンに向けて、効果的なPR手法について研究を行う。

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費

Q. 新たに整備される霞ヶ浦第3野球場の観客席数やグラウンド等の仕様はどうなっているのか。

A. バックネット裏のスタンド席が約1000席、一塁側・三塁側の芝生席がそれぞれ約300席、スコアボードは電光掲示を設置する計画である。また、グラウンドについては、センターが122m、両翼が100mと計画している。

Q. プロ野球や高校野球の試合を行うことはできる規格なのか。

A. 高校野球は開催できるが、プロ野球については、観客席数や選手控室等のグラウンド以外の施設の環境面がプロ野球の規格を満たしていないものと思われる。

四日市ドーム整備事業費（推進計画）

Q. 大型映像装置更新工事設計業務は具体的にどのような内容か。

A. 既存の大型映像装置の外枠は再利用する予定であるため、盤面のみの更新を計画しているが、詳細については平成 31 年度に実施する詳細設計の中で決める。

Q. 四日市ドームでは音響のハウリングが生じ催し等で支障が懸念されることから、根本的な解決が望まれるが、その解決のために音響設備の更新を行うことは計画していないのか。

A. 四日市ドームの音響がハウリングすることについては、四日市ドームの構造上の問題から生じるものであり、その構造に音響設備を合わせることは技術的に難しい。しかし、成人式等の催しを分析すると、移動式の音響設備を活用することで、ある程度音響の環境改善は図れるため、催しの規模に応じて用いる音響を工夫することを検討する。

国体競技施設備品整備事業

Q. 国体競技施設備品整備事業に、三重とこわか大会の障害者用のスポーツ備品も入っているのか。

A. 三重とこわか大会では、バレーボール競技を実施し、備品も整備する。

Q. 三重とこわか大会を機にバレーボール競技以外の障害者用のスポーツ備品整備に取り組む考えはあるのか。

A. まずは、三重とこわか大会に向けた取り組みを行っているところであるが、必要に応じて障害者用のスポーツ備品整備を検討したい。

その他運動施設整備事業費

Q. 垂坂ソフトボール場整備工事が行われるが、隣接地の垂坂サッカー場は水はけが悪いとの声も寄せられており、こちらの整備も必要だと思われるが整備の予定はないのか。

A. 垂坂サッカー場の現状や利用者の声は把握しているが、今回のソフトボール場のみの整備であり、垂坂サッカー場の大規模な整備は予定していない。しかしながら、利用者に快適にご利用いただけるよう、日常の管理を適正に行っていく。中央緑地に中央フットボール場ができたこともあり、利用者にはそちらの施設の利用もしていただきたいと考えている。

運動施設一般経費

Q. 指定管理者制度により運営されている本市の運動施設において、利用者から窓口対応に対する不満が聞くことがあるが、そのことを把握しているのか。

A. 利用者から窓口対応に対する不満の声が寄せられることがあることは承知しており、指定管理者に対して指導を行い、代表団体からは指定管理者内でしっかりと研修を行うとの回答があった。

(意見) 利用者が快適に利用できるように、利用者目線での対応をお願いしたい。

Q. 指定管理者に対して市のモニタリング調査は適宜行っているのか。

A. 指定管理者に対して月に一度モニタリングを行っており、指定管理者を集めた調整

会議を開催している。

(意見) 指定管理者制度は市の施設の管理運営を指定管理者に委託しているとはいえ、公共施設の所有者である市に管理責任があることから、その責務において利用者の声を受け、改善すべき点を調整会議などの場を通じて、正していくことが求められる。

三重とこわか国体・三重とこわか大会

Q. 三重とこわか国体の市内で開催される競技種目は確定しているのか。また、今後 e スポーツなど、新たな競技種目が、本市で開催される可能性はないのか。

A. 三重とこわか国体の正式競技については 8 競技 10 種目で確定しているが、正式競技以外に、デモンストレーション競技と文化プログラムがあり、e スポーツは文化プログラムに該当する。文化プログラムについては、今後三重県で議論される。

Q. 文化プログラムについて、市としての計画や考えはあるのか。

A. e スポーツについては、いきいき茨城ゆめ国体の文化プログラムとして開催されるなど、トレンドに合ったテーマであるため、日本サッカー協会等からも情報収集を行っている。

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 99 号 平成 31 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 102 号 平成 31 年度四日市市水道事業会計予算

第 3 期水道施設整備計画

Q. 第 3 期水道施設整備計画に基づき、平成 31 年度から 10 年間掛けて実施される基幹施設の耐震化及び経年施設の更新について、今後 10 年間に及び平準化して事業を実施するのではなく、少しでも前倒しできるものについては、前倒しして実施するべきと考えるが、同計画の初年度に当たる平成 31 年度の事業計画や位置付けはどのようなものなのか。

A. 今後、管路の更新需要が増加する見込みであり、上下水道局の職員を增強しながら、管路の更新を行っていく。第 2 期水道施設整備計画において、平成 40 年までには、昭和 44 年までに整備された管路を更新する計画であり、第 3 期水道施設整備計画は第 2 期水道施設整備計画で未更新であった管路の更新計画を引き継ぐものである。しかし、

このままの進捗状況では、その 10 年後に計画される第 4 期水道施設整備計画の頃になると、さらに更新需要が伸びるため、管路の更新が遅れてしまうことになる。そのため、第 3 期水道施設整備計画では、管路の更新を前倒しして実施することになっている。また、管路の耐震化については、第 2 期水道施設整備計画では、平成 33 年度までに完了させる計画で進めていたが、地下埋設物が輻輳している等の理由で、完了が困難なため、第 3 期水道施設整備計画で、平成 35 年度までに完了させる計画である。このほか、配水池や井戸等は耐震化が完了しており、今後は重要な水管橋を中心に耐震化を進めていく計画である。

(意見) 10 年掛けて実施するのではなく、前倒しして取り組めるものについては、前倒しして実施すること。

職員の増員

Q. 第 3 期水道施設整備計画に向けて、職員の増員を図るというが、平成 31 年度増員する 2 名の職員で第 3 期水道施設整備計画を進捗できるのか。

A. 技術的な職員を確保するのが困難な中で、上下水道局全体の職員数を確保することで人員面に少しでも余裕を持たせ、その中で技術継承等を含め、職員の育成を行っていく。

Q. 増員する 2 名の具体的な役割は何か。

A. 労務職としての採用であり、水道維持課、水源管理センターに配置する予定である。

Q. 第 3 期水道施設整備計画に基づく、管路の更新需要が増加するため、人員を増員する必要があるというが、来年度に向けた増員とは、本来の主旨とは違う増員となっているのではないか。

A. 高齢化する労務職の若手職員への技術継承が課題となっており、今回の増員は労務職の技術継承を促進するためと認識しており、全体的な職員数の底上げにより、技術を継承していく上で、必要な措置であったと考える。

Q. 上下水道局として、職員の増員に向け、人事課にしっかりとした要望を行っているのか。

A. 人事課に次年度の職員配置計画を提出する際に、想定される事業量に見合う職員数は要求していたが、結果的に技術職において増員には至らなかった。

Q. 全庁的に職員の確保が困難とは承知しているが、上下水道局は市民生活に及ぼす影響が大きく、なおさら職員の確保が求められると思うが、結果的に増員に至らなかったということをどう受け止めているのか。

A. 職員の増員を要求していたものの、結果として増員に至らなかったことは事実であるが、危機感を持ちながら、職員の増員を要求していく。

Q. 技術職の確保は上下水道局だけの課題ではなく、全庁的に取り組むべき課題である。

A. 職員の確保は重く受け止めており、今年度は人事課の方で技術職の採用試験を 3 度実施してもらったが、採用には至らなかった。学生の考え方も以前とは変わってきている中で、あらゆる角度からアプローチし、継続的に職員の確保に努めていきたい。

(意見) 職員の確保に向けて、人事課と意見を交わしつつ、あらゆる角度で職員の確保を検討すること。

Q. 過去 10 年間に職員が 3 割減少しているというが、労務職が 3 割減少しているのか。また、職員が増員になったのはこの 10 年で初めてのことなのか。

A. 平成 17 年に下水道事業を統合し、事業の共通化に伴う管理部門の人員が大きく減少した。平成 24 年度まで減少傾向が続いていたが、平成 26 年度には増員に転じている。労務職については、従前まで退職者不補充の方針であったが、平成 30 年度より採用を再開した。

(意見) 職員を確保するということは、事業を継続する上で、根本的なものであるため、そのことを踏まえて、今後も職員の確保に努めてほしい。

職員の給与及び手当の状況

Q. 水道事業会計に係る職員の平均年齢が平成 29 年度は 44.9 歳なのに対して、平成 30 年度は 43.8 歳と平均年齢が下がっているのはどのように捉えたらいいのか。

A. 人事異動で前任者より若い年齢の職員が配属されることで平均年齢が下がっているほか、労務職を 1 名新規採用したので、その分平均年齢が下がっている。

Q. 水道事業会計に係る職員の平均年齢は下がっているが、一方で、平均給与月額は上がっているのは何故か。

A. 平成 30 年 11 月 1 日現在とあるが、これは平成 30 年 10 月に支払われた給与の平均額であり、10 月分の給与は前月の 9 月の勤務実績が給与額として反映される。その 9 月には災害待機が 2 度あり、その分給与額が増加した経緯がある。

地域応急給水栓配備事業（復旧給水栓整備事業）

Q. 地域に配備される応急給水栓は消火栓に放水ホースを接続するため、不慣れな地域住民が使用すると濁水が発生する恐れはないのか。

A. 給水栓を配備した際に自治会や地区防災組織に実施講習を行い、安全の確保と操作による濁水発生抑制に努めていく。

(意見) 給水栓の使用方法については、すぐに身に付くものでもないため、地域の防災訓練等の機会等を活用し研修を実施すること。

退職給付引当金繰入額

Q. 下水道事業会計と比較すると、水道事業会計の退職給付引当金繰入額が前年度から大幅に減額となっているのは何故か。

A. 人事課から提供されるデータに基づき、翌年に職員全員が退職した場合にいくら積立金が必要かという方法で積み立てているが、職員の平均年齢の低下もあり、その分繰入額が減少した。

水需要の見込み

Q. 第 3 期水道施設整備計画において、平成 31 年から 10 年間の水需要はどのように分析しているのか。また、平成 31 年度に自己水の需要が減少すると見込んでいるが、その要因は何か。そして、自己水の需要が減少することで経営にどのような影響がもたらされるのか。

A. 自己水の需要減少については、平成 31 年度に朝明 1 号井の更新を実施するため、一時的に自己水が減少することが要因である。今後の経営見込みは、全国的な傾向として 1 人当たりの給水量が減少している中、本市では給水戸数の増加により収益的には微増となっており、現在の給水量を確保していけば、経営は成り立っていくものと分析している。

Q. 自己水と県水による受水があるが、それぞれの程度の費用差が生じるのか。

A. 平成 29 年度の給水単価では、自己水が 1 m³当たり 111.08 円、県水が 1 m³当たり 231.77 円である。

管路の老朽化

Q. 老朽化した管路について、平成 30 年度及び平成 31 年度に実施予定や管路の更新計画はどれぐらいか。

A. 平成 30 年度は 8 キロメートル、平成 31 年度は 10.4 キロメートルの更新を行う。

Q. 更新が必要な管路は全体でどれぐらいか。

A. 耐震化が必要な管路が 45 キロメートル、経年化している管路が 175 キロメートルあり、併せて、220 キロメートルで更新が必要である。

Q. 平成 31 年度が前年度より 2 キロメートル程、更新距離が伸びているが、その要因は何か。

A. 今後更新が必要な管路が加速度的に増加していく。現在は毎年 10 キロメートル程の更新計画だが、10 年後には毎年 20 キロメートル程を更新していかなければならなくなるため、少しずつ更新距離を伸ばし毎年 20 キロメートルの更新が行えるように体制の強化を行っている。

Q. 平成 31 年度の 10.4 キロメートルの更新を実施するのに要する費用はいくらか。

A. 基幹施設耐震化事業 1,900 メートルが 538,000 千円、経年管布設替事業 8,500 メートルが 1,321,000 千円という予算額である。

Q. 耐震化事業は老朽化にかかる事業も含まれるものになるのか。

A. 耐震化による布設替えにより管路は更新され、一方の老朽化に伴う管路の更新でも耐震管を用いることになる。耐震化事業は、その中でも耐震性の低いものを取り上げて、優先順位を高めて耐震化事業として実施していく。

Q. 道路事業では大規模発注することでスケールメリットを生かせると聞くが、水道事業の耐震化や老朽化などの事業ではスケールメリットはあるのか。

A. スケールメリットはあると考えているが、水道事業は、濁水の要因となる水の流れを変化させないために、既設の水道管を生かしたまま新設の水道管を布設する形で切替を行っている。この切替作業は、時間も回数も要することから、一度に切替できるスパンも限られる。安全を考慮して慎重に作業を行う必要があるため、工事規模には限りがあると思う。

Q. 老朽化に伴う更新需要が増大しており、事業費の膨張も懸念されるとは言え、早急な対応が求められると思うがどのように考えているか。

A. 職員の増員を図り、人材の育成を行っていくことを基本とするが、そのうえで自前にて事業を実施することが難しいところは、民間事業者をけん制する技術力を保持し

ながら、官民連携の手法について検討していく。

検針時納入通知書発行事業

Q. 検針時納入通知書発行事業とは、具体的にどのような事業か。

A. 現在は検針員が検針結果を上下水道局まで持ち帰り、後日、納入通知書を発行し郵送しているが、検針員が検針先で納入通知書を発行できるようにし、経費の削減と利用者の利便性向上を図るものである。

議案第 104 号 平成 31 年度四日市市下水道事業会計予算

給料及び手当の状況

Q. 平均給与月額について、算出の根拠となった平成 30 年 10 月分の給与を反映する 9 月の勤務実績において、災害待機が 2 度あったということだが、水道事業と下水道事業とを比較すると、水道事業は平成 29 年が 468,817 円、平成 30 年が 503,196 円であるが、一方の下水道事業は平成 29 年が 454,103 円、平成 30 年が 482,905 円である。この金額の差異はどういうものか。

A. 職場により年齢構成や時間外等の勤務状況が異なっているためである。

ポンプ場築造費

Q. 除塵機設備更新とあるが除塵機とは具体的にどのようなものか。

A. 除塵機は雨水と一緒に流入してくるごみをポンプの前で除去するものであり、20 年を目安に更新を検討している。

Q. 除塵機は 1 台いくらぐらいするのか。

A. 大井の川のポンプ場に設置する除塵機であれば、1 台 3 千万円程である。

処理場築造費

Q. 日永浄化センター第 2、3 系統水処理脱臭設備工事について、どのような効果が得られるのか。

A. 一番臭いが強いところに蓋をして、そして活性炭方式でその臭いを吸着させ、脱臭する効果を意図している。

Q. 日永浄化センター第 2、3 系統水処理脱臭設備工事は平成 31 年度に完了する見込みか。

A. 平成 31 年に完了する予定である。

下水道接続率

Q. 下水道料金の値上げの際に、下水道の接続率向上に取り組んでいくとしていたが、その後の取り組み状況はどうか。

A. 下水道未接続の個人や企業に対しては、これまで委託で接続依頼を行っていたが、上下水道局の職員が自ら赴き下水道への接続依頼を行っている。加えて、平成 30 年

11 月に下水道接続指導要綱を制定し、それを周知すべく未接続者への啓発を行ったことから、下水道接続への認識が高まったと考えている。平成 31 年度は下水道接続指導要綱に基づき、個々の事情に応じて対応していく。

Q. 下水道接続率について、当面の目標はあるのか。

A. 水洗化率 93.9%を目標としている。

議案第 102 号 平成 31 年度四日市市水道事業会計予算 及び議案第 104 号

平成 31 年度四日市市下水道事業会計予算

資本的支出の不足に対する補填について

Q. 平成 31 年度予算に対する議案説明の中で、資本的収入が資本的支出に不足する額についてはという件において、建設改良積立金とあるが、一方で、平成 30 年度予算に対する議案説明においては、建設改良積立金という表現はなく、年度によって補填元が違うのは何故か。

A. 平成 31 年度には内部留保が減少することから、これまで積み立ててきた減債基金や建設改良積立金を資本的支出に充当するため、そのような違いが生じている。

給与費明細書

Q. 職員手当の内訳の中で、時間外勤務手当を水道事業は前年度から 294 千円、下水道事業は 167 千円の減額となっている。これは上下水道局としての時間外勤務削減の具体的な目標値として、示されたものではないのか。

A. 平成 31 年度予算の時間外勤務手当については、平成 30 年度上半期の時間外勤務実績と平成 30 年度下半期の時間外勤務見込み額から算出している。

Q. 給与費明細書の時間外勤務手当の算出方法は前年度の実績と見込みから算出するというが、最低限度の説明責任はあるわけで、具体的な取り組み内容を説明するべきではないか。

A. 時間外勤務については、各課から時間外勤務に関する時間外勤務調書や、前年度の実績や今後の見込みを基に算出され、さらに公営企業であるため、三六協定の順守も求められるため、それらを総合的に勘案して時間外勤務手当を算出している。

時間外勤務

Q. 働き方改革が叫ばれる中、時間外勤務の削減に向けた具体的な取り組みを説明する必要があるのではないか。

A. 市民に上下水道事業を提供するということを第一に、職員の健康管理に留意し、三六協定を順守しながら、前年度を上回らないように、所属長による時間外勤務の管理を行い、時間外勤務の削減に取り組みたい。

(意見) 社会資本の老朽化に伴い、更新や整備に要する業務量が年々増しており、職員への負担が重く押し掛かっている現状を鑑みると、本市の働き方改革とは名ばかりな

のが現状と言わざるを得ず、人員確保と時間外勤務の削減に向けた労務管理に対する抜本的な対応が求められ、早期に対応されることを強く要望する。

Q. 四日市市時間外勤務適正化対策本部には上下水道局も参加しているのか。

A. 上下水道局も参加している。

Q. 時間外勤務が増加している状況に対して強い危機感を持ち、業務を精査するなどの業務の根本的な見直しをしないと、毎年毎年小手先の対応だけでは時間外勤務は削減されない。平成 31 年度にはどのような対策を打つのか。

A. 来年度は上下水道局の業務量の増大が見込まれるため、三六協定を順守しつつ、人員確保が困難な状況を職員のスキルアップを図ることで、増大する業務量に対応しようと考えている。来年度に向けて、既に各課で時間外勤務の上限を設定し、どのように対処していくべきか検討している。

Q. 上下水道局では三六協定によって、時間外勤務の上限は何時間か。

A. 年 750 時間、月 62.5 時間が上限である。

Q. 労働組合と話し合いの場を設けているというのが具体的にどのようなものか。

A. 年度初めに翌年度の協定をどうするかを話し合い、5 月に職員の配置に関する要望を聞き、9 月、10 月には職員の賃金等の待遇改善に関する話し合いを行い、12 月には交渉の場を設けている。

Q. 労働組合の代表と定期的な話し合いは行っていないのか。

A. 定期的には、職員の安全衛生について話し合う安全衛生委員会があり、そこには組合からの推薦者、理事者側からの推薦者が出席している。

Q. 働き方改革に取り組むのであれば、労働組合との話し合いの頻度をもう少し上げ、情報交換の場を設けることで、上下水道局の業務全般の効率化が図られるなどの効果が期待されるのではないか。

A. 働き方改革関連法もあるため、労働組合に対して協議の場を持ちたいと申し入れしている。また、時間外勤務も含めて、職員の諸問題解決に向けて、定期的な労働組合との話し合いの場を実現できるように取り組んでいきたい。

(意見) 情報や問題の共有化を図ることで、雇用者側にも労働者側にも意識付けとなり、その情報が現場に降りていくことで、現場の効率化にも結び付くので、労働組合との話し合いは前向きに行ってほしい。

徴収不能債権

Q. 不納欠損処分が見込まれるとして、水道事業は 5,888 千円、下水道事業は 4,351 千円の貸倒引当金の取り崩しを行うとしているが、徴収不能債権に対しての取り組みはどのようなものか。

A. 水道及び下水道の使用料の滞納者の中には滞納している意識が希薄な方が見えるのも事実であり、給水停止等の措置も交えながら、たとえ少額であったとしても分納されることで、少しでも徴収不能債権が削減されるように取り組んでいる。

Q. 平成 31 年度に見込まれる水道事業 5,888 千円と下水道事業 4,351 千円の徴収不能債権に対する不納欠損処分が見込まれるとしても、不納欠損処分額を削減する取り組みが重要であり、どのように取り組もうとしているのか。

- A. 滞納者と面談を実施し個々の事情を把握した上で分納誓約に結び付けていく。また、滞納者に対して、滞納が継続するようであれば、給水停止措置を取ることがあることを周知していく。
- Q. 滞納者の個別の事情を分析し、滞納に至った過程などを把握することで、徴収不能債権の見える化が必要ではないか。
- A. 平成 30 年度から給水停止措置を行った滞納者を追跡しデータベース化しているが、既に転居し追跡しきれない事例も多い。
- Q. 給水停止措置は年間にどれぐらい行っているのか。
- A. 年間に 1,500 件前後給水停止措置に至っている。
- Q. 1,500 件給水停止した後に、徴収に至った割合はどれぐらいか。
- A. 少額な分納も含め 95%程度は徴収に至った。
- Q. 残りの 5%は給水停止が継続しているのか。
- A. 既に転居していたり、生活実態がないため給水停止のままで構わないという方など、個々の事情で給水停止が解除されていない。
- Q. 生活に困窮し社会保険や公共料金の支払いが滞る方もいると思うが、そのような方へ給水停止を行う際には、人命への配慮が求められるのではないか。
- A. 給水停止については法律を根拠とする措置である。しかし、給水停止を行う場合には、その都度滞納者宅を訪問し、ライフラインを中心に生活状況の把握に努めている。また、昨夏には記録的な猛暑が続いたため、その期間は給水停止を解除するなど、個々の状況に応じた対応を行っている。
- Q. 給水停止に至る基準はあるのか。
- A. 3 期前の滞納がある滞納者を対象としている。
- Q. 滞納を繰り返す滞納者は生活に困窮している場合が多いのか。
- A. 生活に困窮している方だけでなく、使用した水道料金への支払い意識が希薄な方もおり、一概には述べるできない。
- (意見) 滞納者に対しては、生活状況に応じた弾力的な対応が求められるが、一方で、給水停止措置という厳しい姿勢も求められ、例え少額であっても分納し誠意を示していただくことが理想の姿である。

議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

【上下水道局・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第2項清掃費》

資源物処理事業費

Q. 業務委託に要する費用が平成28年度の15,528千円から、平成29年度は25,518千円、平成30年度は見込み額39,000千円となっており、資源物の処理コストが上昇している。経済情勢を反映したものだと思うが、積算根拠はどのようなものか。

A. 入札を行う際の市場価格を積算根拠としている。従前は委託業者が再生可能な金属類等の資源物を有価物として引き取り、その後、海外へ輸出するなど市場で取引が行われていたが、環境面の規制を強化した中国の輸入制限等の影響を受け、金属類の選別にかかる処理費用が増大している。現在では委託業者に対して処理費用を支払う必要があり、近年その負担が増している。具体的には、飲料缶以外の雑金属等は平成30年4月の時点では0.5円と有価であったものが、半年後の10月にはマイナス26.5円となり、処理費用を支払う必要が生じている。

Q. 費用負担する以上は資源物が適正に処理されているか否かのモニタリングが求められるが、資源物の処理過程に対する追跡調査は行っているのか。

A. 法に基づき、廃棄物処理施設の実地確認と同様に適正に処理されているか現地確認を行っている。

Q. 資源物の処理が適正に行われているかを確認する市としてのマニフェストいわゆる産業廃棄物管理票のようなものはあるのか。また、マニフェストがないのであれば、適正に処理されたかどうかGPSを用いて追跡調査する自治体があるが、本市でも導入する予定はないのか。

A. 処理費用を負担する以上、適正に処理をされているかを把握するのは当然のことであるが、その手法として、GPSの活用は取り入れておらず、また、早期に取り入れることも難しい。しかし、市として排出者責任を負う立場から、委託先である市内の業者へはヒアリングの実施や、現地確認を行うなどし、資源物の流通経路の確認を行っている。

(意見) 資源物が適正に処理されたかどうかについては、市民や議会にしっかりと説明が行えるように、マニフェストの活用など制度化の手法も参考にして取り組むこと。

資源物回収活動奨励費

Q. 自治会や子供会等の住民団体が行った資源物集団回収の回収量が減少しているというが、具体的にはどのような傾向なのか。

A. 活動を行った住民団体数については、平成28年度が165団体、平成29年度が168団体、平成30年度が162団体であり、平成29年度の団体数が一番多いが、回収量は平成29年度が最も多いということではなく、必ずしも活動する住民団体数が増加すると、

回収量も増加するというわけではない。

Q. 過去に資源物回収活動奨励費の補助要綱を見直した経緯があるが、見直したことで資源物集団回収の回収量が減少したこととの因果関係はあるのか。

A. 補助要綱の見直しについては、かつては地域の住民が自らリヤカー等を用いて回収を行っていたものが、事業者がトラックで戸別に回収するようになってきたことから、制度本来の主旨が薄れ、見直しが求められた経緯がある。平成 27 年度に補助要綱を見直し、制度本来の主旨にそぐわないとみられる回収は補助対象外とした結果、平成 26 年度には 3,500 トン程あった回収量が平成 27 年度には 2,700 トン程になった。

○第 2 条 繰越明許費

《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》

北大谷斎場管理運営費

Q. 減額補正を行う理由として、火葬に用いるガス等の使用量が当初見込みより減少したためとあるが、火葬件数が減少したということか。

A. 光熱水費は過去 3 年の実績をベースに平均値を出し、予算額としているが、火葬件数が減少したわけではなく、過去 3 年の平均値との差異が生じたということである。

Q. ガス料金が過去 3 年の平均値を下回った理由は何か。

A. ガス料金は基本料金と従量料金の合計により算出されているが、特にこの数年の年度途中に L N G 単価が大幅に下がったことで、ガスの使用料単価が下がったことも要因である。ガスの使用量についても、例えばインフルエンザの流行などにより火葬件数が増加するケースもあるため、予算不足に陥ることがないように余裕をみており、単価と使用量の両面から少し含みを持たせて予算を置いているため、不用額が生じたものである。

《歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費》

清掃工場管理運営費

Q. 北部埋立処分場污水处理施設整備事業について、老朽化した污水处理施設の更新を行うため、平成 30 年度に設計業務、平成 31 年度に改修工事を行う予定であったものの、現状の水質及び水量と照らし合わせて、詳細な見直しが必要となったというが、その経緯を説明してもらいたい。

A. 北部埋立処分場の浸出水は、ラグーン槽でばっき気された後、今回更新を予定している施設でポンプアップされ処理される。ラグーン槽自体はこれまであふれたことはないが、施設の設置から 40 年が経過しており、改めて雨量などの見込みから適正な処理水量の検討を行う必要が生じたものである。

Q. 北部埋立処分場の浸出水は、排出基準に照らし合わせると、現在どの程度のレベルか。また、今後数十年と污水处理施設が必要になる状況なのか。

A. 污水处理施設が不要となる 1 つの基準として、浸出水を下水道へ接続できるレベルかどうかということが考えられる。水質が排出基準や公共下水への接続基準等をクリアできる段階になれば、污水处理施設の存続についての判断が可能になる。

Q. ラグーン槽について、これまで容量を超過したことはないものの、水質と併せて水

量の見直しを行うということは、容量を増やすということか。

A. 日常の浸出水の量が増えているわけではなく、ラグーン槽の見直しは考えていないものの、最大降雨量も考慮したうえで適正な処理水量の検討を行う。また、水質も管理基準に近づいてきているもののすべての基準をクリアできるところまでは至っていない。どこまできれいな水に処理して放流するかについて詳細な検討が必要になる。

Q. 北部埋立処分場から排出される汚水について、汚水処理施設で処理する前は排出基準を満たしていないが、処理した後は排出基準を満たしているということか。

A. 汚水処理施設で処理する前の浸出水については、概ね排出基準を満たしているが、一部項目が排出基準を満たしていない。しかし、汚水処理施設で処理することにより、排出基準を満たした水質となる。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款土木費 第1項土木管理費》

狭あい道路対策費

Q. 狭あい道路の拡幅を行うため後退用地整備事業を進めていくということだが、市内何箇所で開催する見込みか。

A. 年間200件程度の寄付行為を受け、そのうち交通事情等で必要性の高いところから優先的に実施し、年間100件程度の後退用地整備の事業化に至っている。

《歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第4項河川費》

準用河川改修事業費

Q. 朝明新川の改修事業について、いつ事業が完了する見込みなのか。

A. 現在用地買収補償等を進めており、そちらの状況が整い次第となる。

Q. 朝明新川については用地取得に当たり、地権者と合意に至っておらずとあるが、合意に至る見込みはあるのか。

A. 地権者とは考えに相違があるわけではなく、概ねの方向性は一致している。

（意見）地域住民の心情を斟酌すると早期に事業が完了されることを望むが、一方で、用地買収に伴う交渉が必要であるため、交渉に当たっては丁寧に対応し、十分な配慮がなされること。

Q. 朝明新川が朝明川と合流する地点は、東名阪自動車道付近の千代田橋で川幅が狭まっており、地域住民から心配する声が上がっているが、所管する三重県の認識はどうか。

A. 懸念されている箇所がネック点であることの認識はないが、朝明川の整備について

は、三重県が平成 30 年度の国の 2 次補正も受け、下流域から整備を進めていると聞いている。

(意見) 朝明新川の整備事業については市の事業であり整備を行っているが、朝明川との合流地点でその効果が損なわれないように、三重県にはしっかりと要望を行うこと。

《歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第 8 款土木費 第 8 項住宅費》

市営住宅建設事業費

Q. 事業の目的として老朽化した市営住宅を建て替えることで、入居者の安心・安全を確保するとあるが、石塚町、小鹿が丘市営住宅の取り扱いについて、この目的からどう変わっているのか。

A. 当初の計画より事業が遅れているが、入居者の安心・安全を確保するためにどうするのかを検討するとともに、石塚町、小鹿が丘市営住宅については、昭和 20 年代に建築された建物であるため老朽化が進んでおり、安全な他の市営住宅に転居していただくように交渉を行っている。また、様々な要因から転居に難色を示されることもあるが、安全の確保に向け粘り強く交渉を行っていく。

Q. 平成 30 年度予算では、建設場所を決定して基本設計と地質調査を行うとしていたが、集約建て替えから借り上げへと議論が広がり、最終的には平成 30 年度中に何の進展もなかったことに対して、どのように受け止めているのか。

A. 平成 30 年度に事業として形に残るようなものはないが、ただし、本市の人口動態が社会増に転じたことを受け、市営住宅に求められる必要な戸数を再検討しており、平成 31 年度には四日市市住生活基本計画を見直すため、その中で石塚町・小鹿が丘市営住宅の今後のあり方について検討を進める。

Q. 石塚町・小鹿が丘市営住宅については、様々な可能性を含めて議論していくというが、石塚町集約化案はなくなったと受け止めていいのか。

A. 石塚町集約化の議論をしないということではなく、現住地での居住を希望される入居者がいることから、石塚町、小鹿が丘市営住宅のそれぞれに集約化することのほか、その他の場所に建てることなども含めて考えていきたい。

(意見) 石塚町・小鹿が丘市営住宅については、平成 30 年度に進展が見られなかったことから、平成 31 年度には何らかの事業の進捗が見られるように強く要望する。

○第 2 条 繰越明許費

別段の質疑、意見はなかった。

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費》

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費

Q. 霞ヶ浦プール改修工事と霞ヶ浦第2野球場スコアボード工事について、当初予算額 313,000 千円から補正予算額 264,000 千円と 48,900 千円の減額となった理由は何か。

A. 入札差金によるものだが、事業の一部には、予算要求時に詳細な設計図がなく事業概要や過去の設計図を基に積算を行うが、事業が進捗し詳細設計や現地調査等で明らかになった部分を積算に反映し精査することで、予算要求時との差異が生じ、これらを合わせ減額が生じたためである。

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 134 号 平成 30 年度四日市市下水道事業会計第 4 回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 資本的収入及び支出の補正

Q. 浜田通り貯留管築造工事について、工事の進捗状況はどうか。

A. 発進立抗を予定している六地藏公園とその東側の用地買収を行った土地の整地を行い、仮囲いをした状況となっている。また、3月中旬より発進立抗としてケーソン工事を行う予定であり、現在は準備工として周辺の家屋の調査などを行っている。

Q. 浜田通り貯留管築造工事は計画通り進んでいるのか。

A. 概ね予定通り進んでいる。

Q. 浜田通り貯留管築造工事に伴う交通規制や交通渋滞への対応はどうか。

A. 発進立抗ヤードとなる六地藏公園周辺では東西方向に幹線道路があるが交通規制は行わないため大きな交通支障は生じない見込みである。また、南北の道路幅員が狭いところについては、通行止めを行うが迂回路の案内を行うとともに、周辺住民や企業には事前に周知を図っている。

Q. 第2条の資本的収入及び支出の補正において、40,000 千円の差額が生じているが、どのように対処するのか。

A. 生じている差額については、当年度未処分利益剰余金処分額を 40,000 千円増額し、対処している。

議案第 135 号 平成 31 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【都市整備部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費》

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 137 号 平成 31 年度四日市市下水道事業会計第 1 回補正予算

【上下水道局・経過】

○第 2 条 資本的収支及び支出の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成 31 年2月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 141 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号） 及び 議案第 142 号 平成 31 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）

【都市整備部・経過】

四日市あすなろう鉄道線運行事業費

Q. あすなろう鉄道にかかる平成 30 年度補正予算及び平成 31 年度補正予算は相関関係があるのか。また、本補正予算が影響し施設の更新が遅れるようなことはないのか。

A. 平成 30 年度補正予算は、議案第 129 号平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）にて、当該事業にかかる国の交付金を見込んで増額補正したが、交付金の内示割れが生じたため、減額補正を行うものである。また、平成 31 年度補正予算は、議案第 135 号平成 31 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）にて、平成 31 年度当初予算で実施する事業のうち、国への交付金要求額分を減額補正したが、交付金の内示割れが生じた事業を平成 31 年度予算として計上するため増額補正を行うものである。国の第 2 次補正予算で内示割れした事業は、平成 31 年度当初予算として実施するため、施設の更新は計画通りに実施する。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

○雨水浸水対策について

１．はじめに

昨年には平成29年7月九州北部豪雨が、そして本年には西日本一帯に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨が発生し、改めて局地的豪雨などによる浸水被害の脅威を再認識させられたところであり、被害を未然に防ぐため、近年多発する都市型水害などの浸水対策への迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、下水道や河川におけるさまざまな雨水排水対策が講じられておりますが、昨今の気候変動を受け、当委員会においては、本市の近年に生じた浸水被害状況のほか、現在の本市の局地的豪雨などによる浸水対策の現状及び今後の計画を確認し、今後取り組むべき課題などの調査を行うため、「雨水浸水対策」についての所管事務調査を行うこととしました。

２．雨水浸水対策について

（１）東海豪雨以降の床下・床上浸水被害状況

	平成12年9月11日		平成16年9月29日		平成19年7月14日		平成21年10月9日		平成22年8月9日		平成23年7月25日		平成23年8月22日		平成24年9月30日		平成27年8月17日		平成28年8月24日		平成29年10月22日	
	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上
下野	1																					
八郷	17										1											
大矢知	65	3									1				4						1	
富洲原	152	17																				
富田	429	93			3		1								3		3					
羽津	13	6																				
三重	17										1											
海蔵	53	2											1									
橋北	40	4													1							
神前	2																					
常磐	72	6													106	7		2		1		
中部	934	44					3								65	23	1					
内部	2														32	2					1	
日永	10	1					2	1							92	18						
河原田	22		19												32	4						
塩浜	86	2					1								8							
川島															5	1						
桜								1			4				6							
小山田															2							
四郷															7	1						
水沢															4							
楠	-	-					1								32	9					3	
	1915	178	19	0	3	0	8	1	1	0	7	0	1	0	399	65	4	2	0	1	5	0

平成12年東海豪雨以降の市内の床下・床上浸水被害について、東海豪雨以降も毎年のように、市内のいずれかの箇所で床下浸水被害が生じているが、中でも平成24年9月30日には、台風17号の影響を受け、市内で最大1時間降水量76.0ミリを超える猛烈な雨に見舞われたものであり、床下浸水が399件、床上浸水が65件と浸水被害件数が突出しており、東海豪雨に次ぐ被害が生じたことがわかる。

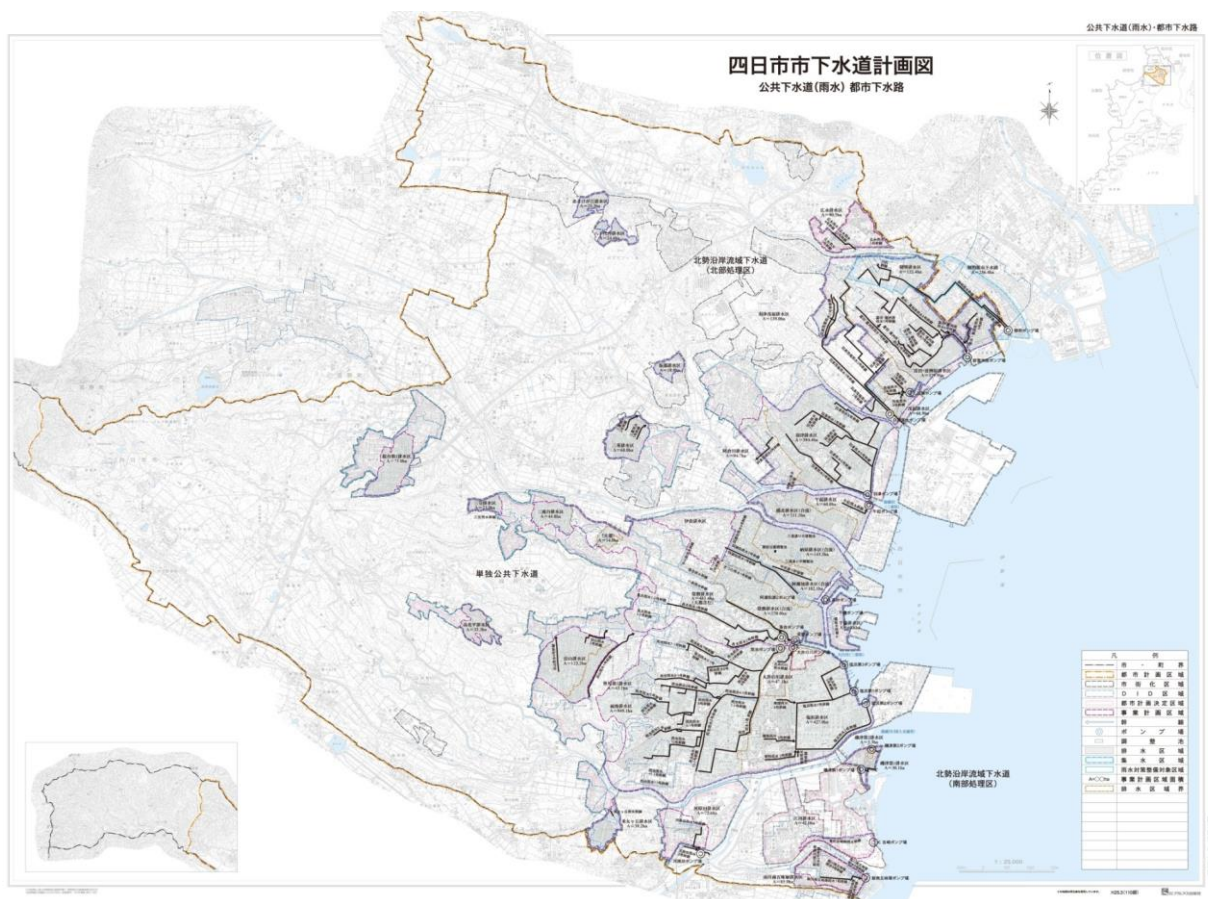
また、平成12年東海豪雨と平成24年9月30日の被害状況を地域別に見てみると、平成12年の東海豪雨では、市域北部から中央にあたる富田地区周辺から中部地区・常磐地区周辺にかけて浸水被害が集中し、平成24年9月30日では、市域中央から南部にあたる常磐地区・中部地区周辺から日永地区・楠地区周辺に浸水被害が集中していることがわかる。

（２）道路冠水の状況

平成27年度から平成29年度の3か年における台風や大雨時における、道路整備課等のパトロールの対応記録や危機管理室からの過去の記録のほか、上下水道局や都市整備部の職員などから聞き取りを行い、道路冠水箇所を市域北部・中部・南部に分けて示している。まず、市域北部については、下野地区の朝明町、西大鐘町地内において、朝明新川沿いで道路冠水が発生しており、市道の通行止め等の対応をとることが多くなっている。また、大矢知地区では、大矢知興譲小学校付近で、羽津地区では、霞ヶ浦町地内、山手中学校付近で道路冠水が発生している。その原因としては、朝明新川で河川の水位が上昇し、道路側溝などからの雨水の流れ込みが悪くなることで発生している。大矢知興譲小学校付近では、大矢知新川からの越水が原因で、道路冠水が発生している。また、羽津地区の山手中学校付近では、大雨時に雨水枿から道路下に埋設してある雨水幹線への排水処理が追いつかず、側溝からあふれることで、道路冠水が生じている。次に、市域中部については、三重・海蔵地区にまたがる野田川沿い、常磐地区の松本街道沿線（常磐小学校付近）、石塚町などで、また桜・神前地区にまたがる三滝中学校付近で道路冠水が生じている。その原因としては、野田川沿いでは野田川の水位が上昇して道路側溝からの雨水の流れ込みが悪くなり、道路側溝からの溢水や一部区間においては、野田川からの越水により道路冠水が発生している。松本街道や石塚町では、落合川や排水路の水位が上昇し、道路側溝の雨水の流れ込みが悪くなることで、側溝からの溢水により道路冠水が発生している。同じように、三滝中学校付近の道路冠水の原因としては、横川の水位が上昇し、流れ込みが悪くなることで道路冠水が発生している。最後に、市域南部では、四郷地区の東日野町中川通り付近や日永地区のJR南四日市駅付近、楠地区の東洋紡三重工場や楠町小倉などで、道路冠水が生じている。その原因としては、いずれも、河川水位の上昇に伴う雨水の流れ込みの悪化により、道路冠水が発生しているものである。

(1) 雨水排水対策事業の進捗状況

[illegible]



（２）雨水排水対策事業の整備優先度

市街化区域における雨水排水対策は、人的被害のリスクが高まる床上浸水被害の解消を最優先に行っており、平成25年にその優先度を図る指標として、平成12年東海豪雨や平成24年9月30日の豪雨による浸水被害状況、各排水区の計画降雨強度、近年の整備状況等を総合的に勘案し、下記の優先度の基準を設定している。

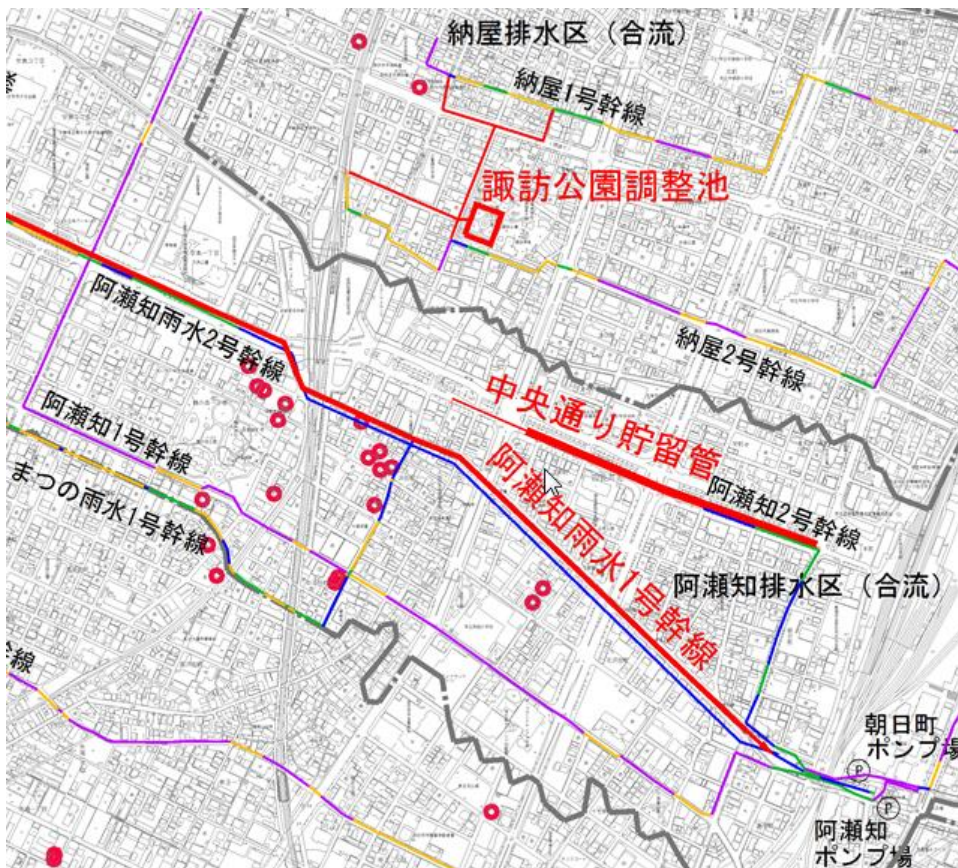
雨水排水対策事業の整備優先度基準

ランク	整備優先度の基準	既計画 降雨強度
A	・東海豪雨、台風17号の双方の降雨において、 床上浸水が10件以上発生した流域	—
B	・東海豪雨、台風17号の双方の降雨において、 床上浸水が発生した流域	—
	・東海豪雨において床上浸水が発生し、 浸水対策未実施の流域 ・台風17号において床上浸水が発生した流域 ※上記の内、既計画が5年確率対応の流域	5年確率
C	・東海豪雨において床上浸水が発生し、 浸水対策未実施の流域 ・台風17号において床上浸水が発生した流域 ※上記の内、既計画が10年確率対応の流域	10年確率
D	・東海豪雨において床上浸水が発生し、 浸水対策を実施したが台風17号で 床下浸水が発生した流域 ・東海豪雨で床下浸水が発生し、 浸水対策が未実施の流域 ・台風17号で床下浸水が発生した流域	—
E	・上記以外	—

(3) 中心市街地における雨水排水対策について

①平成24年台風17号時の床上浸水の状況

平成24年9月30日に台風17号に伴う豪雨に際して、市内中心市街地の床上浸水状況については、雨水貯留施設である諏訪公園調整池や中央通貯留管及び阿瀬知雨水1号幹線の周辺では、浸水被害がほとんど生じておらず、阿瀬知雨水1号幹線の南側に浸水被害が集中している。



② 中心市街地の雨水貯留施設による整備効果

これまで実施された貯留管や雨水幹線の整備については一定の効果があることから、次なる対策として浜田通り貯留管整備事業（平成30～平成34年度）を実施する。

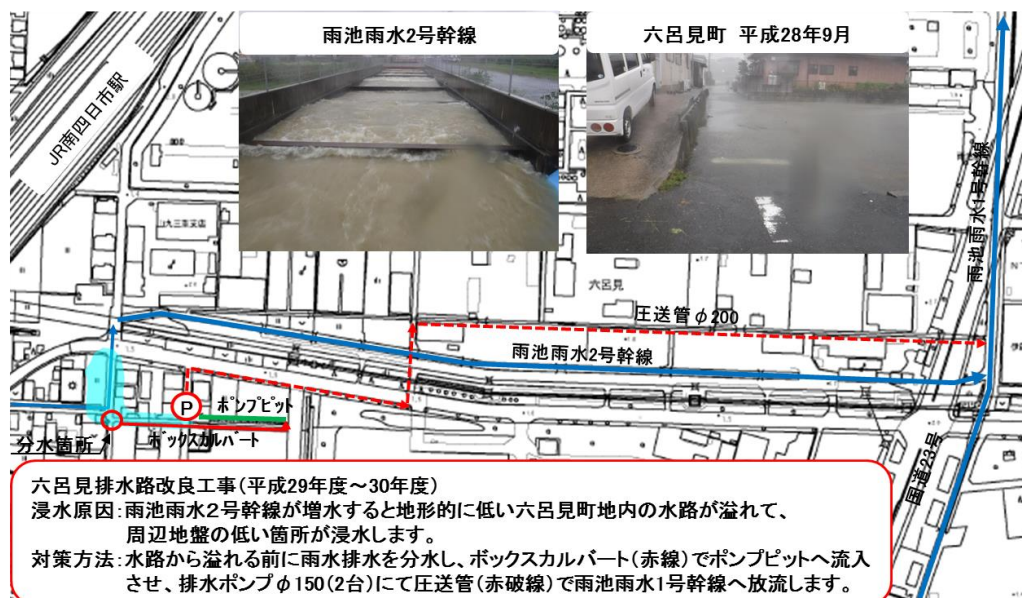


(4) 雨水排水対策事業の課題への対応

雨水排水対策の大規模な計画事業による効果が大きい一方で、それに要する費用は多額となり、また、事業時間も長期間要することから、同様の浸水対策を市内広域で同時並行に進めることは困難である。そこで、雨水排水対策の大規模事業については、整備優先度を見極めたうえで、実施箇所を選定していくとともに、道路冠水などが発生しやすい箇所に対しては、短期的な対応策として、局所的な改良にも取り組んでいる。

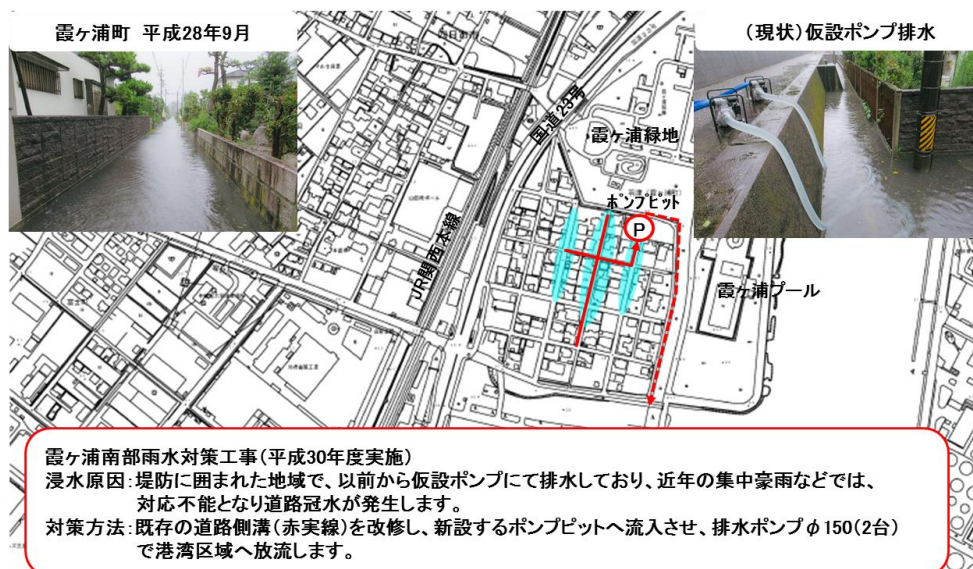
①局所的改良事例 1

六呂見町周辺は、雨池雨水2号幹線が雨水の流入により満水状態になると、地形上、周囲の土地より低いため、道路冠水が生じやすい状況である。そこで、小規模なポンプピットを設置し、雨水1号幹線に圧送することで、浸水被害を軽減する改良を実施している。



②局所的改良事例 2

霞ヶ浦町国道23号以东の地域について、大雨時には、地元の自治会の協力の下、仮設ポンプで排水を実施している。しかし、近年降雨量が増し、道路冠水が生じるような状況になっているため、ポンプピットを設置する改良を行うところである。



③局所的改良事例 3（下記の左図）及び 4（下記の右図）

3（下記の左図）の東日野では、田畑が住宅地として開発され、土地の利用状況が変化したことで、その周辺の側溝などの水路で道路冠水が広範囲に生じていることから、バイパス水路を計画しているところである。また、4（下記の右図）の城西町では、常磐小学校西の松本街道沿いの拡幅工事で一部道路拡幅が行えていない箇所があり、その周辺で浸水被害が生じていることから、バイパス水路を設けている。

局所的改良事例 3

局所的改良事例 4



4. 河川における浸水対策について

(1) 市内の河川概要

本市が管理する河川は、普通河川が68河川、準用河川が23河川、合計で91河川である。また、市内の河川で、国が管理する河川は、鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川の3河川であり、県が管理する河川は、朝明川、海蔵川、三滝川、足見川などの15河川である。

市管理河川一覧

水系	準用河川	普通河川	
朝明川	宇奈川	広永川	花園川
	平津川	大矢知新川	城下川
	朝明新川	辺谷川	
	萱生川	中村川	
	谷川（山城）	半谷川	
	谷川（支流）	中村川（支流）	
	古城川	大鐘谷川	
	名前川	北谷川	
	彦左川	札幌川	
眞弁川	宮下川		
米洗川	沢の川	米洗川（支流上流側）	米洗川（支流下流側）
海蔵川	堀川	部田川（支流）	御館川
	源の堀川	外川	海蔵川（支流）
	部田川	外川（支流）	赤坂川
		矢の根川	竹谷川（支流）
		江田川	大口川
		横谷川	野田川
三滝川	永代寺川	西谷川	矢合川（上流）
	横川	東谷川	矢合川（支流中流側）
		かに川	矢合川（支流下流側）
		茶々川	矢合川（支流上流側）
		姫鶴川	天皇川
		荒糸川	南川原川
		大谷川	斧研川
		大谷川（支流下流側）	阿弥陀川
		大谷川（支流中流側）	南谷川
鹿化川	鹿化川（上流）	大谷川（支流上流側）	
	鹿化川（下流）	金剛川	
天白川		稲田川	天白川（上流）
		高花川	天白川（支流）
内部川	水沢谷川	春雨川	内部川（支流）
	河原田川	小池川	水沢谷川（支流）
	大溝川	小池川（支流）	川戸川
		采女川	川戸川（支流）
		矢矧川	大谷川
		東亀ヶ谷川	谷川（支流下流側）
		足見川（支流）	谷川（支流上流側）
		足見川（上流）	楓谷川
		茶屋川	
単独	十四川	三鈴川	
	米洗川	江川	
計	23河川	68河川	

(2) 市内の河川整備状況

①国が管理する河川

まず、国が管理する河川については、鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川の3河川において、河川整備計画が平成28年度に策定され、流下能力を確保するための河道掘削や低水護岸の整備のほか、高潮対策として、堤防のかさ上げなどの計画が策定されている。河道掘削については、鈴鹿川は工事中、鈴鹿川派川は今年度中に工事着手予定となっている。また、高潮防波堤は、楠衛生センター付近で整備中であり、この工事完了を以て、高潮防波堤の整備は完了すると聞いている。なお、本市では、鈴鹿川改修促進期成同盟会として、国に対して整備促進及び適正な維持管理の要望を行っているところである。

②県が管理する河川

次に、県が管理する河川については、三滝川では、河川改修や高潮対策を行い、天白川や鹿化川では、土砂しゅんせつや河道内の雑木の撤去などの維持管理を行っている。なお、朝明川、海蔵川、三滝川、足見川の4河川で河川の整備計画が策定されている。また、県に対しては、知事との1対1対談や三泗地区の選出県議会議員との四日市市政懇談会の場などで、河川整備の促進と維持管理の要望を行っている。

③市が管理する河川

最後に、市が管理する河川については、主要事業として、準用河川である朝明新川、米洗川中流、源の堀川の3河川のほか、普通河川である三鈴川の整備を進めている。このほか、普通河川や市街化調整区域内の水路の改良も行っている。

(ア) 朝明新川改修事業

河川延長	3. 6 5 km
流域面積	4. 5 7 km ²
計画流量	6 0 m ³ /s (暫定 2 7 m ³ /s)

朝明新川改修事業は、川幅を拡幅する計画となっているものの、県が管理している朝明川の整備が完了していないことから、暫定的に整備を行っている。この改修工事により、流下能力が毎秒12m³であったものが、27m³まで向上する見込みである。今後の事業予定は、河川断面拡幅に伴う工業用水管を移設し、既存橋梁の架け替えを行う。また、事業対象区間の上流部の日永八郷線から下野小学校付近までの区間の流下能力の向上を図るため、河川の底張りを行ってきたが昨年度に完了した。



工事着手前
(流下能力 $1.2 \text{ m}^3/\text{s}$)

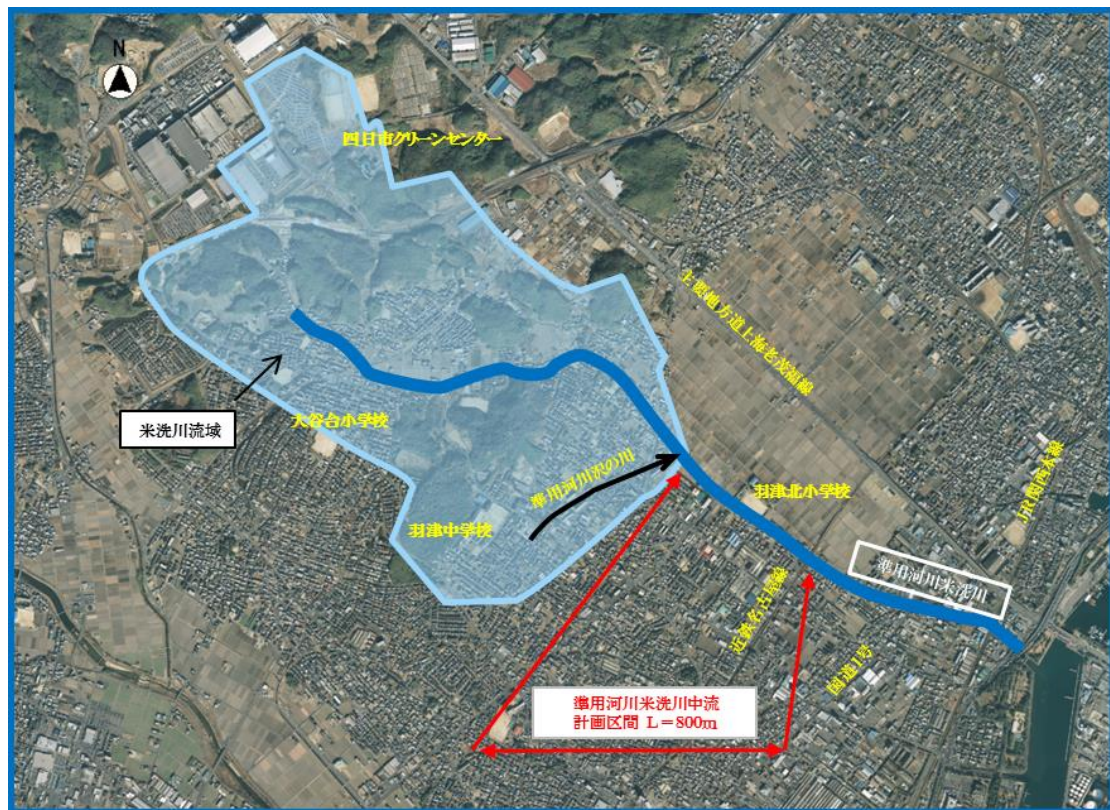


工事完成後（暫定）
(流下能力 $2.7 \text{ m}^3/\text{s}$)

(イ) 米洗中流河川改修事業

河川延長	4. 1 km
流域面積	3. 4 km^2
計画流量	4.6 m^3/s

米洗中流河川の改修事業は、第1期工事が昭和51年から平成4年度に整備を行い、現在は、近鉄名古屋線から準用河川である沢の川との合流地点までの800mの事業を進めており、既に川幅を拡幅することで、流下能力が毎秒 24 m^3 であったものが、 46 m^3 まで向上させている。本事業は、平成29年度までに護岸工事を完了し、計画流量に対応できるようになったため、平成30年度は、堤防を強化する工事を実施し、平成31年度末の完了を目指している。



工事着手前
(流下能力 $2.4 \text{ m}^3/\text{s}$)



工事完成后
(流下能力 $4.6 \text{ m}^3/\text{s}$)

(ウ) 源の堀川改修事業

河川延長	1. 5 5 km
流域面積	1. 0 6 km ²
計画流量	2 1 m ³ /s

源の堀川改修事業は、下流部区間は川幅を拡幅し、上流部区間はバイパスの整備を行う計画である。これまでに、用地測量などの事業実施に向けた準備を行っていたが、平成30年度から順次下流部区間の用地取得を進め、拡幅区間の整備を行った後に、バイパス整備を行う予定である。



工事着手前
(流下能力 $3 \text{ m}^3/\text{s}$)



工事完成後（予定）
(流下能力 $21 \text{ m}^3/\text{s}$)

5. 昨年の所管事務調査の指摘事項への対応について

平成29年10月27日に実施した当委員会の所管事務調査「雨水排水対策について」において、指摘された事項に対する対応状況について以下のとおり確認した。

楠地区の2か所のポンプ場については、適宜進捗状況を報告し、地元から要望のあった津波避難ビルへの改良についても、住民の理解を得ながら、取り組んでいる。

また、浜田通り貯留管事業については、落札取り消しに伴い、再入札することを地元自治会に報告し、今後も引き続き、地元自治会などへ報告をしながら、早期の完成を目指すものである。

次期雨水排水対策計画については、今後検討に入るが、検討においては、地元自治会への理解を求め、議会に対し報告を行う中で進めていく方針であることを確認した。

最後に、雨水排水対策については、多額の財源が必要なことから、国土交通省に対し市長を中心に要望活動が行われている。

6. 委員からの主な意見

- ・平成30年7月の西日本豪雨では、自治体で作成したハザードマップと実際の浸水域が一致したものの、それを上回る被害が生じてしまったと聞くが、今回の西日本豪雨の事例を踏まえ、本市のハザードマップも早急に見直すべきではないか。
- ・雨水排水対策事業に多額の予算を要することは理解できるが、市民の安全を第一に、局的改良事業も織り交ぜながら、柔軟かつ機動的な対応に取り組むべきである。
- ・市内各所で実施されている雨水排水対策事業については、当該箇所に市民が抱えている浸水被害の不安を取り除くためにも、市民にわかりやすい説明を行うべきである。
- ・国や県の事業であっても、本市は当事者意識をしっかりと持ち、本市単独で対応できることについては、可能な限り対応するなどの取り組みが必要ではないか。
- ・排水路の維持管理において、その排水路が詰まっているなどの情報は、近隣住民が一番よく把握しているため、市民との協働の促進も求められる。
- ・三鈴川の護岸工事のような本市単独でなく近隣の自治体が関与する事業では、本市だけの対応では効果が限定されるため、関係する自治体との協議は十分に行われることを要望する。

7. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

本市では、水害に強いまちづくりを市民との協働で行っていく目的で、平成12年に四日市市総合治水対策を取りまとめ、より実効性のある制度に再構築を図るため、平成20年に四日市市総合治水対策協議会を立ち上げるなど、市民とともに水害に強いまちづくりを推進してまいりました。

そのような中、平成30年7月に西日本一帯に甚大な被害をもたらした西日本豪雨が発生し、改めて災害の脅威を感じるとともに、今回の災害から浮かび上がった課題を教訓とし、災害に備えなければなりません。

本市としても、現在、中心市街地での雨水貯留施設の整備や沿岸部で唯一ポンプ場のない楠地区でポンプ場の整備を行うなどの雨水排水対策事業に取り組んでいます。しかしながら、予算に限りがある中で、大規模な雨水排水対策事業は、市内全域で同時並行にできるものではなく、過去の浸水被害状況などから割り出される優先順位に基づき、事業を実施していく

必要があります。そこで、大規模な雨水排水対策事業だけでなく、既に市内各所で実施されている局所的改良事業は、道路冠水などへの一定の効果が見込め、機動的に対応することが可能な事業であることから、短期的な雨水排水対策事業としての期待が持てます。一方で、市内の河川に関する整備状況は、国、県、市の3者がそれぞれの管理する河川の整備を行っているところであり、国、県が管理する河川については、国や県との協議が欠かせず、市が管理する河川については、国や県が行う整備事業に左右される面がありますが、可能な限り迅速な対応が求められます。

最後に、当委員会としましては、市内全域に同時並行で実施するのが難しい大規模な雨水排水対策事業だけでなく、市内全域で雨水排水対策に取り組むために、局所的改良事業も併せて行うこと、加えて、国や県の事業についても双方と密に協議を行い、本市も当事者の一人としての認識を持ち、地域の事情に詳しい地域住民との協働の促進を図りながら、水害に強いまちづくりに取り組まれることを要望し、調査報告いたします。

〔委員会の構成〕

委員長	石川善己
副委員長	荻須智之
委員	伊藤修一
委員	加藤清助
委員	加納康樹
委員	中村久雄
委員	三木隆
委員	森川慎

○公共交通について

１．はじめに

本市では、人口減少・高齢社会に対応した持続可能な交通環境を実現するため、市民、交通事業者、行政が一堂に会する四日市市都市総合交通戦略協議会での議論を経て、平成23年10月に四日市市都市総合交通戦略を策定し、関係者が連携しながら交通施策を展開しています。また、平成24年には、近鉄内部・八王子線の存続問題が持ち上がり、近鉄内部・八王子線をはじめとする総合交通政策に関する調査研究を行うために、同年6月に総合交通政策調査特別委員会が設置され、先行して近鉄内部・八王子線の存続か否かの議論がなされ、近鉄内部・八王子線は、公設民有方式で四日市市あすなろうと鉄道として存続することとなりました。そして、総合交通政策調査特別委員会では、その後も議論がなされ、公共交通に関する基本認識と考え方やコミュニティバスの新制度の主体、住民の意向把握の重要性などからなる提言が平成25年8月に行われました。

また、四日市市都市総合交通戦略の策定より先立つこと、平成15年に保々地区でバス路線廃止に対しワンボックスを活用した社会実験が、四日市市都市総合交通戦略や総合交通政策調査特別委員会の提言がなされた後には、平成26年度に水沢・桜で、平成27年度に水沢・桜、内部でコミュニティバス導入についての社会実験が、平成29年度に河原田・内部・小山田で、デマンド交通の社会実験が行われ、公共交通不便地域への対策についての調査研究が行われています。

このように、本市では、地域の交通手段の確保は大きな課題として、これまでも様々な議論や調査が行われています。また、全国的にも少子高齢化などにより、公共交通の利用者が減少することで、公共交通の維持が困難になり、地域の交通手段がなくなると、住民の生活に大きな影響を及ぼすという危機感から、本市と同様に様々な議論や調査を行っているものの、効果的な解決策を見いだせていないのが現状です。しかし、加速する社会の高齢化により、日常生活における移動手段の消滅は、住民の生活に直結するものであり、効果的な施策を展開するために、公共交通のあり方を研究課題として議論していく必要があります。

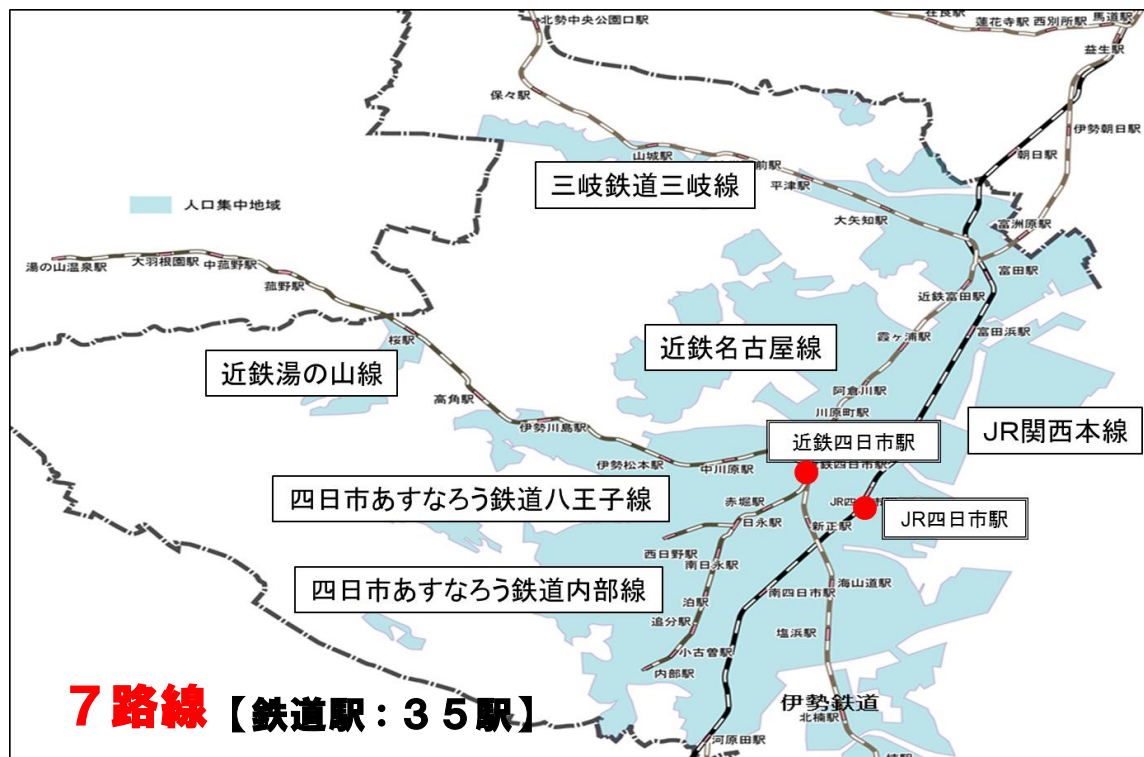
これらのことを踏まえ、本市の公共交通を取り巻く現状と課題を把握し、また、過去に実施したデマンド交通の社会実験を再検証したうえで、今後本市が取り組むべき公共交通施策を調査するため、「公共交通」についての所管事務調査を行うこととしました。

２．本市の公共交通について

（１）鉄道網の概要について

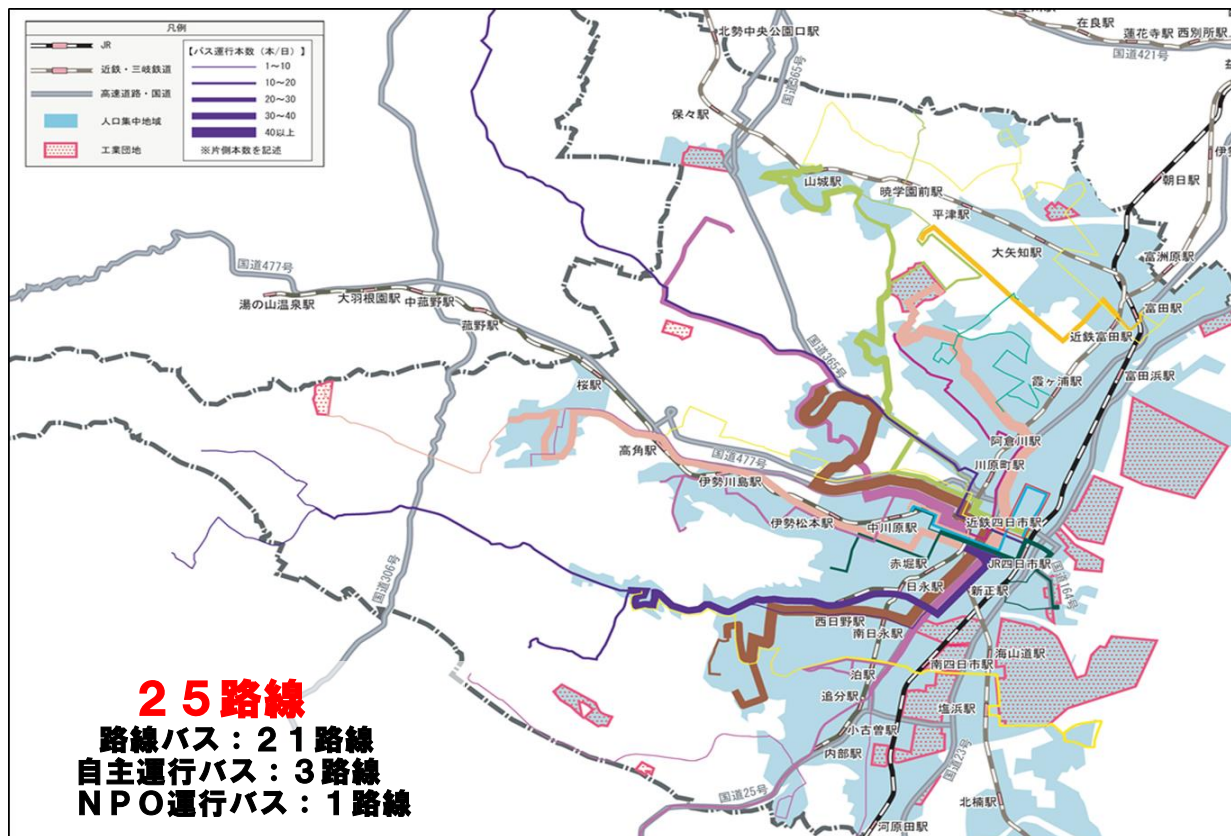
市内には、近鉄名古屋線、近鉄湯の山線、ＪＲ関西本線、四日市あすなろう鉄道内部線、四日市あすなろう鉄道八王子線、三岐鉄道三岐線、伊勢鉄道の７路線があり、市内に鉄道駅は35駅ある。近鉄名古屋線及びＪＲ関西本線は、都市間を結ぶ路線で、市内の東側を南北に通っている。また、伊勢鉄道を除く残りの４路線は、市内郊外部と本市の主要駅である近鉄

四日市駅及び近鉄富田駅を連絡する路線である支線鉄道である。鉄道沿線に沿ったように市街地が形成されているが、一部の郊外住宅団地では、鉄道サービスが利用しづらい状況にある。なお、四日市あすなろう鉄道は、平成27年4月より公設民有方式で運営されている。



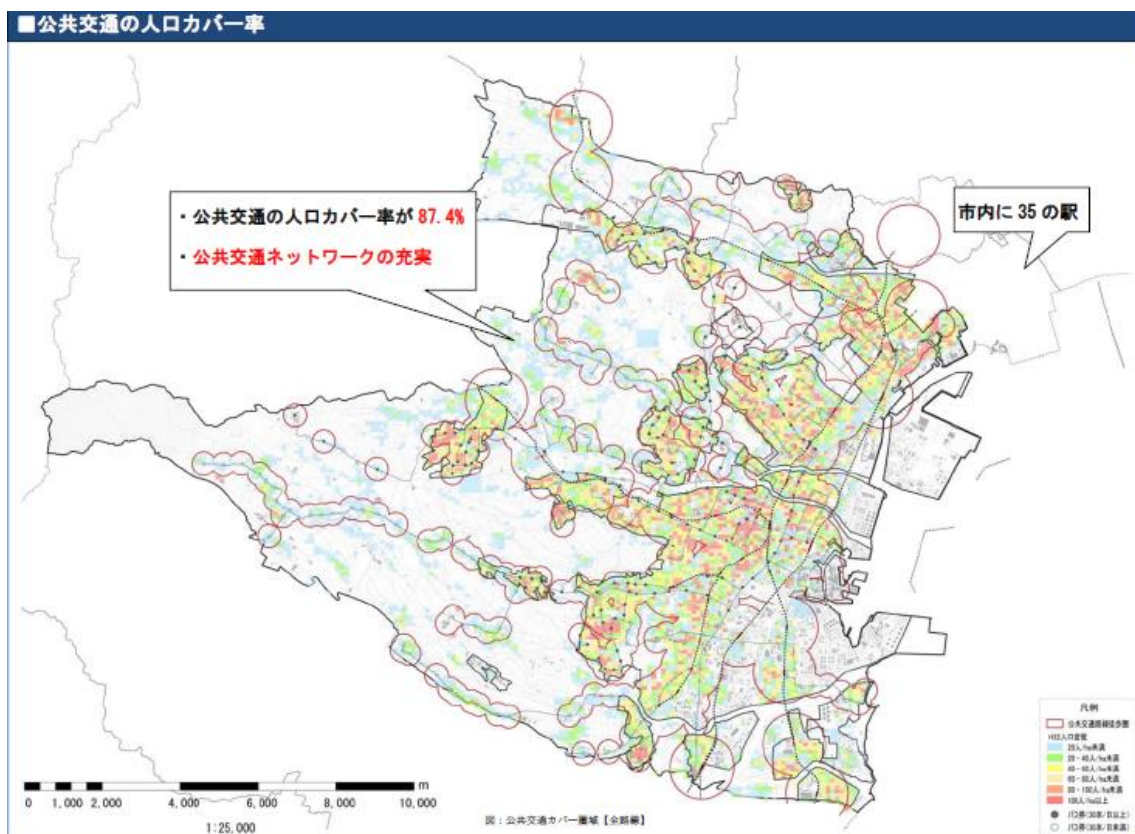
(2) 市内バス路線の概要について

市内のバス路線は25路線あり、その内訳は、三重交通と三岐鉄道が運行する路線バスが併せて21路線、また、本市が交通事業者に委託している自主運行バスが3路線、最後に、市民が主体となって運行しているNPO運行バスが1路線ある。三重交通の路線バスについては、近鉄四日市駅やJR四日市駅という市内中心部と笹川団地や桜台などの市内郊外部のほか、市外である鈴鹿市や菰野町といった隣接市町とを連絡する放射線状の路線網となっている。また、三岐鉄道が運行する路線バスは、三岐鉄道の山城駅と近鉄四日市駅やJR四日市駅を連絡するなど、三岐鉄道三岐線を補完するように運行している。このように、本市のバス路線網は、鉄道網では利用しづらい市内郊外部の団地をカバーする路線網となっていることが特徴である。



(3) 人口カバー率について

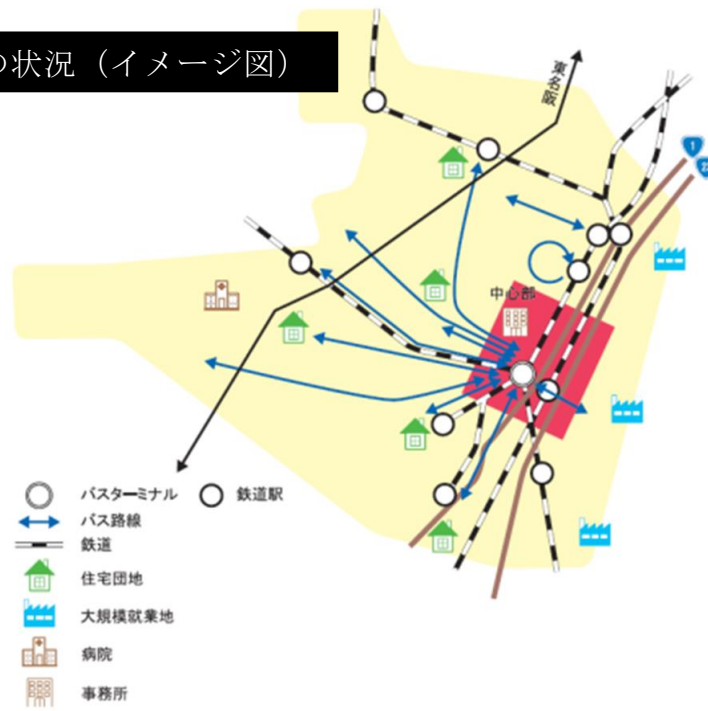
本市において、鉄道駅から800m、バス停から300mを公共交通の利用圏域とした場合の人口カバー率は87.4%である。



(4) 四日市市都市総合交通戦略が目指す交通像

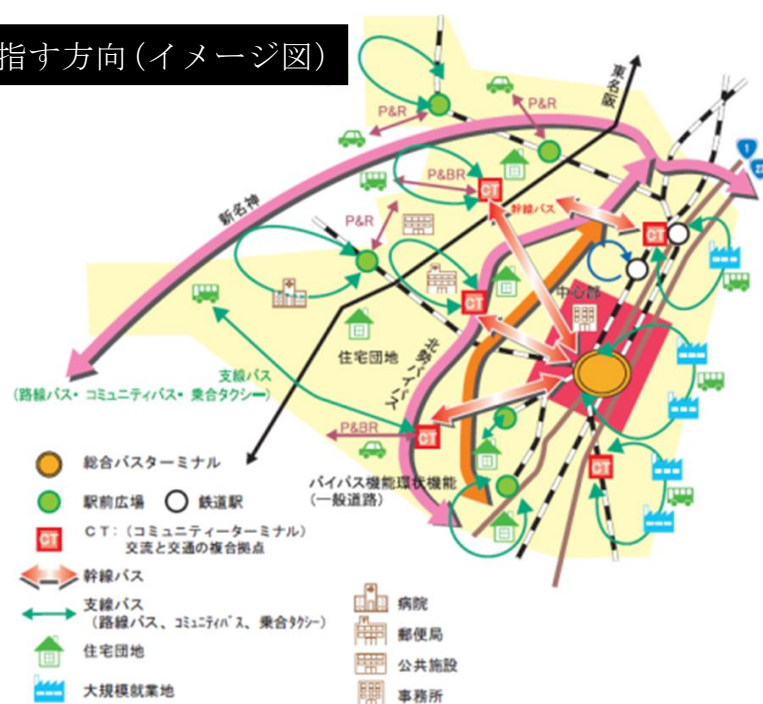
本市では、平成23年度に策定した四日市市都市総合交通戦略に基づき、今後とも持続可能な都市として存続していけるように関係者と連携して交通に関する施策の推進を図っている。

現在の状況（イメージ図）



本市の状況としては、中心部である近鉄四日市駅から放射線状にバス路線が運行しており、市の南北を縦断するように幹線となる近鉄名古屋線とＪＲ関西本線が運行されている。

将来の目指す方向（イメージ図）



将来的に本市が目指す姿は、公共交通の中で支線となるバス路線が近鉄四日市駅を中心に郊外部へ運行し、さらに、交流と交通の複合拠点となるコミュニティーターミナルを拠点と

して地域を巡回するよう公共交通網が構築されることを描いている。

2. 公共交通の利用者数の推移

(1) 鉄道とバスの利用者数の推移（単位：千人）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
鉄道輸送（千人）	24,839	25,433	24,726	27,384	27,940
バス輸送（千人）	5,946	5,780	5,898	5,967	5,122
合計（千人）	30,785	31,213	30,624	33,351	33,062

まず、鉄道の利用者については、平成24年度比で、平成28年度は約310万人、割合にして12.4%増加している。一方で、バスの利用者については、平成24年度比で、平成28年度は約82万人、割合にして14%減少している。鉄道とバスの利用者数を併せると、平成24年度比で、平成28年度は約228万人、割合にして7.4%増加しており、近年の傾向として、鉄道とバスの利用者数には、一定の下げ止まりが見られるようになっており、特に鉄道は利用者数が増加している。

3. 四日市市都市総合交通戦略に基づく交通施策に係る取り組み状況

(1) 最近の鉄道に係る事業

① 地方鉄道、支線路線の維持

- ・ 四日市あすなろう鉄道の車両・鉄道施設の更新
- ・ J R 四日市駅、阿倉川駅、霞ヶ浦駅などの駅舎のバリアフリー化
- ・ 三岐鉄道三岐線の重軌条化
- ・ 伊勢鉄道の安全関連設備の維持及び更新

② 鉄道の安全性の確保

- ・ 近鉄四日市駅高架橋、跨線橋の耐震化
- ・ 踏切事故の防止のため、近鉄名古屋線河原町駅周辺で立体交差事業を実施

③ 乗り継ぎ環境の整備

- ・ 近鉄四日市駅、西日野駅、内部駅、川原町駅などで、駅前広場の整備を実施

(2) 最近のバスに係る事業

① 幹線バス路線の構築

バス路線のダイヤについては、毎年4月に交通事業者が利用状況に応じてダイヤの見直しを行っている。また、高齢者などにより快適に利用してもらえるように、バス事業者が国の

補助制度を活用し、ノンステップバスやワンステップバスを導入しており、過去5年間の導入実績は、平成25年に4台、平成26年に6台、平成27年に2台、平成28年に4台、平成29年に4台となっている。最後に、近鉄四日市駅前、J R 四日市駅周辺の駅前広場の整備に向けた検討を行っている。

②支線バス路線等の構築

(ア) N P Oバス等の支援拡充

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱に基づき、補助基準額と運行経費の2分の1とを比較し、その低い金額の方を補助対象としている。なお、補助金交付先は、N P O法人生活バス四日市の1団体のみであり、これまでの交付額は、平成25年までが360万円、平成26年が420万円、平成27年からが513万円となっている。

(イ) コミュニティ交通（デマンド交通含む）社会実験の実施

平成29年度には、タクシー協会の協力の下、デマンド交通が高齢者の買い物や通院という利用目的に対応する効率的な移動手段となりうるのか、また、本市の公共交通機関で対応できるか等を検討する目的で、内部、河原田、小山田の3地区における公共交通の利用が不便な地域で社会実験を実施した。

③バス路線の見直し状況について

(ア) 見直し状況

三重交通の小杉線、羽津山線、三重団地笹川線の3路線のみ、収支率が100%を超える黒字路線であるが、残りの路線は赤字路線となっている。

事業者	路線名	行先	平日便数			土日祝便数		
			H29	H30		H29	H30	
				4/1～	10/1～		4/1～	10/1～
三重交通	長沢線	近鉄四日市駅→和無田改善C	5便	5便	5便	5便	5便	5便
		和無田改善C→近鉄四日市駅	5便	5便	5便	5便	5便	5便
	平田四日市線	近鉄四日市駅→平田町駅	11便	10便	10便	7便	7便	7便
		平田町駅→近鉄四日市駅	11便	10便	10便	7便	7便	7便
	水沢線 (椿)	J R 四日市駅→椿大神社	7便	7便	7便	7便	7便	7便
		椿大神社→J R 四日市駅	7便	7便	7便	7便	7便	7便
	四日市福王山線	J R 四日市駅→福王山	10便	10便	10便	9便	9便	9便
		福王山→J R 四日市駅	10便	10便	10便	9便	9便	9便
	かわしま線	近鉄四日市駅→悠彩の里	13便	11便	11便	12便	10便	10便
		悠彩の里→近鉄四日市駅	16便	11便	11便	13便	9便	9便
	小杉線	近鉄四日市駅→東芝四日市方面	18便	17便	17便	14便	13便	13便
		東芝四日市方面→近鉄四日市駅	20便	19便	19便	14便	14便	14便
	羽津山線	近鉄四日市駅・市立病院→東芝四日市方面	44便	44便	44便	30便	30便	30便
		東芝四日市方面→近鉄四日市駅・市立病院	41便	41便	41便	28便	28便	28便
	三重団地笹川線	笹川方面→三重団地	67便	61便	61便	46便	46便	46便
		三重団地→笹川方面	65便	59便	59便	45便	45便	45便
	泊山医療センター線	近鉄四日市駅→医療センター	11便	7便	7便	5便	5便	5便
		医療センター→近鉄四日市駅	10便	7便	7便	5便	5便	5便

	美里あがたヶ丘線	近鉄四日市駅→あがたハイツ	14 便	10 便	10 便	10 便	9 便	9 便
		近鉄四日市駅→四日市消化器病 C	10 便	10 便	10 便	7 便	7 便	7 便
		あがたハイツ→近鉄四日市駅	15 便	12 便	12 便	10 便	7 便	7 便
		四日市消化器病 C→近鉄四日市駅	10 便	10 便	10 便	7 便	7 便	7 便
	水沢線 (室山)	JR 四日市駅→小山田病院	15 便	10 便	10 便	15 便	9 便	9 便
		JR 四日市駅→宮妻口	9 便	9 便	9 便	8 便	6 便	6 便
		小山田病院→JR 四日市駅	15 便	10 便	11 便	15 便	10 便	10 便
		宮妻口→JR 四日市駅	6 便	6 便	6 便	6 便	6 便	6 便
	桜花台線	近鉄四日市駅→桜花台・桜リサーチパーク	31 便	25 便	25 便	14 便	14 便	14 便
		桜花台・桜リサーチパーク→近鉄四日市駅	28 便	23 便	23 便	14 便	14 便	14 便
	東日野四日市港線	四日市方面→ガーデンタウン	15 便	14 便	14 便	9 便	9 便	9 便
		ガーデンタウン→四日市方面	16 便	14 便	14 便	10 便	9 便	9 便
	市立病院四日市港線	四日市港→市立病院	11 便	9 便	9 便	0 便	0 便	0 便
		市立病院→四日市港	10 便	10 便	10 便	0 便	0 便	0 便
	鈴鹿四日市線	近鉄四日市駅→鈴鹿市駅	6 便	0 便	-	4 便	0 便	-
		鈴鹿市駅→近鉄四日市駅	7 便	0 便	-	4 便	0 便	-

事業者	路線名	行先	平日便数			土日祝便数		
			H29	H30		H29	H30	
				4/1～	10/1～		4/1～	10/1～
三岐鉄道	山之一色線	JR 四日市駅→山城駅	25 便	19 便	19 便	18 便	14 便	14 便
		山城駅→JR 四日市駅	24 便	19 便	19 便	19 便	14 便	14 便
	山之一色 (大学直行)線	JR 四日市駅→四日市大学	2 便	3 便	3 便	0 便	0 便	0 便
		四日市大学→JR 四日市駅	1 便	2 便	2 便	0 便	0 便	0 便
	暁線	JR 四日市駅→暁学園駅前	2 便	1 便	1 便	0 便	0 便	0 便
		暁学園駅前→JR 四日市駅	2 便	2 便	2 便	0 便	0 便	0 便
	四日市大学線	JR 富田駅→東芝	37 便	28 便	28 便	7 便	3 便	3 便
		東芝→JR 富田駅	36 便	32 便	32 便	8 便	5 便	5 便
	桑名西高校線	暁学園駅前→桑名西高校	3 便	3 便	3 便	0 便	0 便	0 便
		桑名西高校→暁学園駅前	3 便	3 便	3 便	0 便	0 便	0 便
	川越高校線	近鉄富田駅→川越高校	2 便	2 便	2 便	2 便	2 便	2 便
		川越高校→近鉄富田駅	3 便	3 便	3 便	3 便	3 便	3 便
	イオン東員線	山城駅→東員駅	13 便	13 便	13 便	13 便	13 便	13 便
		東員駅→山城駅	12 便	12 便	12 便	12 便	12 便	12 便

事業者	路線名	行先	平日便数	土日便数
NPO	生活バス四日市	スーパーサンシ→霞ヶ浦駅	5 便 (祝日含む)	—
		霞ヶ浦駅→スーパーサンシ	4 便 (祝日含む)	—

事業者	路線名	行先	平日便数		土日祝便数	
			従前	H30. 10. 1～	従前	H30. 10. 1～
(自主運行市バス)	山城富洲原線	天力須賀→山城駅	5 便	4 便	5 便	4 便
		山城駅→天力須賀	5 便	4 便	5 便	4 便
	神前高角線	近鉄四日市駅→近鉄高角駅	7 便	7 便 (一部路線短縮)	6 便	3 便 (一部路線短縮)
		近鉄高角駅→近鉄四日市駅	7 便	7 便 (一部路線短縮)	6 便	3 便 (一部路線短縮)
	磯津高花平線	磯津→楠地区→高花平	13 便	9 便 2 往復楠地区経由	13 便	7 便 2 往復楠地区経由
		高花平→楠地区→磯津	13 便	9 便 2 往復楠地区経由	13 便	7 便 2 往復楠地区経由

(イ) バス路線網の課題

路線バスのうち、黒字路線は3路線しかなく、残りは赤字路線であり、効率的な運行を実現するための対策が求められる。また、三重交通は長沢線を廃止する意向である。自主運行バスについても、収支率が30%を下回っており、このまま利用者の減少が続くと新たな公共交通不便地域が発生する恐れがある。

(ウ) バス路線網の今後の対応

効率的な運行の実現に向けて、四日市市都市総合交通戦略に基づき、効率的なバス路線網を構築できるように、平成30年6月に開催された四日市市総合交通戦略会議において、交通事業者を含む関係者と検討を行う場として、分科会の設置を決定した。

次に、支線バスの維持や空白地対応として、長沢線やNPOバスについて利用者減少に伴い廃線とならないように、沿線の地域住民に対して、利用促進を図っていくほか、自主運行バスについては、平成30年度にダイヤなどの見直しを行ったことから、利用状況を見ながら今後の対応を検討する。また、公共交通の利用が不便な地域において、タクシーを活用したデマンド交通での対策が可能かどうかの検討を行う。

4. デマンド交通に関する検討状況について

(1) 過去の社会実験について

試行路線	目的・概要	結果
保々 (有償)	・路線廃止に伴う交通不便地域における生活交通確保 ・5便/日×2路線 87日間 ・ワンボックス車両 ・停留所 35カ所	・平成15年に有償で実施 ・運賃 大人200円 小人100円 ・利用者数 188人 ・2.2人/日、0.2人/便 ・事業費 3,931千円
水沢・桜 (無償)	・通勤や通学等の移動手段を必要とする次世代のための地域公共交通の維持 ・14便/日 28日間 ・マイクロバス車両・バス停 14カ所	・平成26年度に無償で実施 ・利用者数 2,002人 ・71.5人/日、5.1人/便 ・事業費 1,998千円
水沢・桜 (有償)	・通勤や通学等の移動手段を必要とする次世代のための地域公共交通の維持 ・10便/日 41日間 ・マイクロバス車両・バス停 17カ所	・平成27年度に有償で実施 ・運賃 地区内200円 地区外400円 ・利用者数 453人 ・11.0人/日、1.1人/便 ・事業費 2,615千円
内部 (無償)	・高齢者を対象とし、通院や買物需要(地区内の個人病院集積地や内部駅)に対する移動手段の確保 ・4便/日(周回) 31日間 ・マイクロバス車両・バス停 13カ所	・平成27年度に無償で実施 ・利用者数 686人 ・22.1人/日、5.5人/便 ・事業費 1,998千円

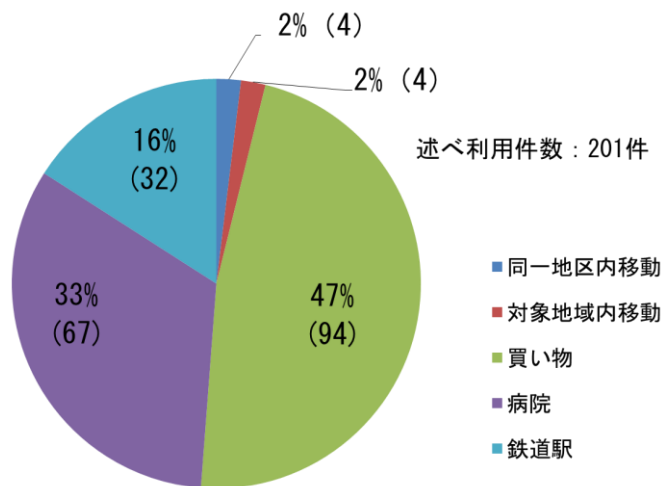
(2) 他市町のデマンド交通の事例

自由度	分類			導入例
	運航方式	ダイヤ	発着地自由度	
小 ↑ ↓ 大	定路線	基本ダイヤ	バス停間	・桑名市長島町（試験運行中） （タクシー・乗り合い）
	自由経路 ミーティング ポイント型		自宅⇄乗継施設	・豊後大野市（大分県） （タクシー・乗り合い）
		非固定ダイヤ	バス停等間	・三重郡菰野町（試験運行中） （タクシー・乗り合い）
	・亀山市 （タクシー・乗り合い）			
	・前橋市（群馬県） （タクシー）			
	自由経路 ドアツードア型	ドア⇄ドア	・国土交通省（実験終了） （タクシー・乗り合い）	

(3) デマンド交通社会実験の結果

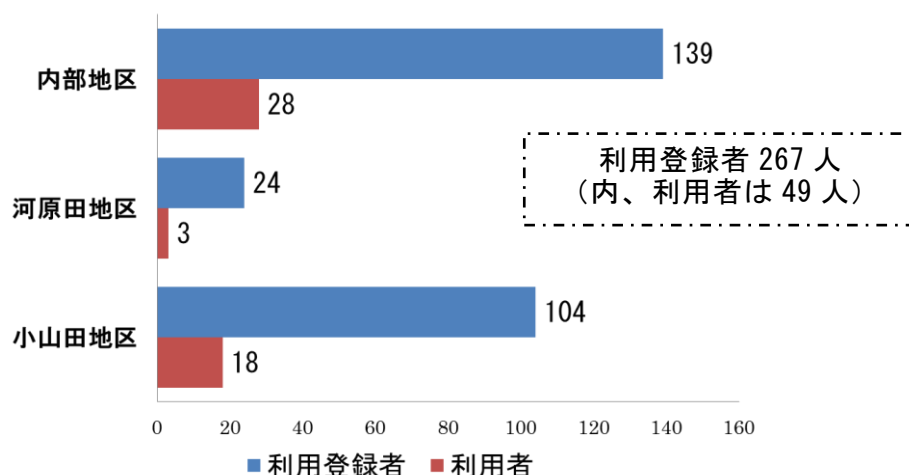
期 間	平成30年2月18日(日)～平成30年3月31日(土) (42日間)
運行形態	事前にタクシーを予約するデマンド方式 (運行管理は四日市タクシー協会へ委託)
利用券の配布	事前に利用登録をしていただいた方に1回の利用につき500円を割引する利用券を16枚/人(8往復分)を配布
運行時間	午前9時30分～午後4時30分
対象地区	河原田・内部・小山田地区及び指定施設
指定施設	商業施設 イオンタウン四日市泊、日永カヨー
	医療施設 市立四日市病院、三重県立総合医療センター
	鉄道駅 近鉄四日市駅、JR四日市駅、あすなろう鉄道西日野駅
実験区域・対象	河原田・内部・小山田地区において、従来からの公共交通不便地域に加え、今回の実験は、四日市鈴鹿線が平成30年3月末で廃止されることや、長沢線が平成30年度中に廃止が見込まれていることを踏まえ、下記の住民を対象として実施 ①平成30年3月末日において75歳以上の方 ②平成30年3月末日において65歳以上かつ運転免許非保有者の方案内者数：3,797人※(内75歳以上1,863人) ※運転免許返納者を把握できないため、対象区域内の全ての65歳以上の方に案内を送付

デマンド交通社会実験の結果（利用件数）



半数近くの47%の利用者が買い物手段として、次いで、33%の利用者が病院、16%の利用者が鉄道駅への移動手段として、それぞれ、デマンド交通を利用したという結果であった。

デマンド交通社会実験の結果（地区別利用登録者・利用者数）



内部、河原田、小山田でデマンド交通社会実験の利用登録をした者のうち、実際に利用した人は、267人のうち49人と割合にして2割弱という結果であった。

デマンド交通を利用しなかった理由（複数回答可）

家族や知り合いが送迎してくれるから	69人
他に交通手段があり、利用する必要がなかったから	24人
タクシー会社へ電話して予約するのが面倒だから	20人
500円の割引は安すぎる	53人
行きたい場所が運行対象外だった	33人
乗りたい時間が対象外だった	21人
利用方法やルールが分かりづらかった	16人
タクシー会社へ電話したが、予約がとれなかったから	12人
無回答	13人

デマンド交通社会実験を利用しなかった理由として、「家族や知り合いが送迎してくれるから」とした回答が69名、次いで、「500円の割引は安すぎる」とした回答が53名という結果になった。

タクシー保有台数及び乗務員数、稼働率の高い時間帯

	保有台数	乗務員数	稼働率の高い時間帯		
			1 位	2 位	3 位
A 社	44 台	49 人	12:00～15:00	9:00～12:00	6:00～9:00
B 社	148 台	193 人	9:00～12:00	15:00～18:00	6:00～9:00
C 社	24 台	40 人	6:00～9:00	18:00～21:00	21:00～
D 社	30 台	35 人	6:00～9:00	18:00～21:00	15:00～18:00
E 社	56 台	60 人	6:00～9:00	15:00～18:00	12:00～15:00

タクシー事業者にヒアリング調査をおこなったところ、稼働率の高い時間帯は、会社の送迎需要の高まる朝の6～9時の時間帯が多く、5社とも共通して、市内でも運行困難な地域があるとしており、特に市内南西部を挙げている。また、5社のうち3社では、70歳以上で会員登録をされた方に対して、運賃の1割引きのサービスを実施している。デマンド交通社会実験では、この割引サービスとデマンド交通社会実験の500円割引や障害者割引の併用を可

としたため、併用して利用する乗客が多かったとの回答を得た。

(4) 社会実験の結果から

①利用者

利用者数は少なかったものの、公共交通不便地域において、定時定路線型ではなく、予約型の交通手段での対応が有効であることを確認できた。また、利用登録をしたものの利用しなかった理由として、他の移動手段がある他、割引料金が安い、行きたい場所が対象施設でない等の声が多くあり、運行形態に課題が残った。

②タクシー業界

タクシー業界では、タクシー乗務員の成り手が少なく、乗務員の確保が困難な状況にあることに加え、タクシー台数の確保が難しくなっており、事業化に向けた課題の一つとなった。また、配車場所・待機場所から遠く離れた場所へのタクシーの配車は困難な場合があることが分かり、可能な事業範囲についても検討が必要となった。

(5) 平成30年度デマンド交通社会実験検討の方向性

	課題、意見など	検討事項
運行時間	乗りたい時間が対象外であることから利用しづらいという意見があった。	運行時間の拡充について、タクシー協会と協議中 【参考(平成 29 年度):午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分】
実験区域	タクシー車両に制限があるため、対応可能な需要を把握する必要がある。	昨年度を基本に実験区域の拡大を検討 【参考(平成 29 年度):河原田・内部・小山田地区における公共交通不便地域等】
目的地	行きたい場所が運行対象外であることから利用しづらいという意見があった。	移動の実態がバスの代替となっていないことを踏まえ、対象目的地の拡大を検討 【参考(平成 29 年度):対象地区内及び指定施設(商業施設、医療施設、鉄道駅)】
対象者	高齢者を対象としたことから、通院、買い物利用が大勢を占めており、その他の移動ニーズについても確認する必要がある。	昨年度の対象者を基本に、年少者を対象とすることを検討 ※年少者の範囲については検討中(未就学児、中高生等) 【参考(平成 29 年度):75 歳以上の者及び 65 歳以上の者のうち運転免許の非保有者】

5. 委員からの主な意見

- ・これまでも本市においては、河原田や内部、河原田においてタクシーを活用したデマンド交通の実証実験を行っているが、そこから得られた結果について、しっかりと評価検証したうえで、今年度実証実験を行うべきである。特に、過去の結果を分析すると、

利用実績が低いことが大きな課題であり、利用率向上に向けた地域住民への周知方法の見直しなどの取り組みが必要である。

- ・自治体ごとに定めている公共交通の人口カバー率の定義について、公共交通の利用を促すという視点で見れば、鉄道駅1,000m、バス停500mと定義したほうが良いのではない。また、公共交通の利用者数の推移について、過去5年間の推移を見ると、鉄道輸送の利用者数が増加しているが、増加に転じた理由をしっかりと分析したうえで、本市の施策に展開していくべきである。
- ・公共交通は通勤・通学的手段だけでなく、交通渋滞対策や交通弱者対策の側面もあり、本市としても公共交通の維持に向けて、これまでも実証実験を繰り返しているが、肝心のタクシー会社やバス会社の人員に余裕がなくなっているように感じる。このまま供給側の交通事業者が疲弊すると、実証実験だけでは根本的な問題解決にはならず、その解決のために関係団体や企業と協力関係を構築する必要がある。
- ・公共交通を維持するうえで、民需を奪ってしまい交通事業者の経営を圧迫しないようにすることも肝要である。また、生活様式が変化してきた昨今では、その変化に応じた対応が求められ、兵庫県養父市などの他市の先進事例も研究しながら、地域の福祉対策も併せた対策に取り組みが求められる。
- ・過去のデマンド交通の実証実験の期間は、概ね1，2か月程度の短期間であり、周知が図られた頃には期間が終了するなど、これでは十分な結果を得られず、実証実験の期間については、過去の事例を参考に再考するべきである。また、今年度のデマンド交通はタクシー協会と協議するとあるが、一般のタクシーだけでなく、福祉タクシーなどの事業者もいることから、これらの事業者にも協力を仰ぎ、利用できる台数を増やすことと、利便性を高めるため、目的地を従来のものよりも拡大するべきである。
- ・デマンド交通の実証実験や本市の公共交通施策への施策展開を図るためにも、情報提供者である交通事業者としっかりと議論をして、現実の実態に即したデータ収集も行うことは大切であり、その視点での取り組みをしっかりと行ってほしい。加えて、地域によっては、買い物支援のボランティアがあり、交通弱者の実態を把握するため、ボランティア団体との意思疎通も図るべきである。
- ・道の駅等を拠点とした国土交通省の事業や内閣府の国家戦略特区事業のほか、自治体、民間企業や大学が行う事業など、全国各地で自動運転公道実証実験が実施されているが、公共交通網の代替となる可能性を秘めたものであり、本市においても、公共交通のあり方の1つとして、自動運転実証実験の検討を行ってほしい。

6. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

本市では、人口減少・高齢社会に対応した持続可能な交通環境を実現するため、公共交通

の維持や歩いて暮らせる交通環境の実現等を基本とした計画として、平成23年10月に四日市市都市総合交通戦略が策定され、近鉄内部・八王子線の存続問題が契機となり、議会において総合交通政策調査特別委員会が設置され、平成25年8月に提言がまとめられるなど、公共交通のあり方を見直してまいりました。

国においても、平成25年に交通政策審議会と社会資本整備審議会に設置された交通基本法案検討小委員会において、交通基本法案の立案における基本的な論点を取りまとめられ、これを踏まえ交通政策基本法が制定されました。また、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会において、地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みに関する基本的な考え方が中間とりまとめとして公表されたことを受け、平成26年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部が改正されました。このことから、国が講ずべき施策として、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保を掲げ、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図る取組を支援しているところであります。

これらを受け、本市においては、四日市市都市総合交通戦略に基づき、鉄道と幹線バス網を中心に、支線バス・コミュニティバス等が連携し、中心市街地や病院・学校など暮らしに必要な拠点施設へ快適で便利に行くことが出来る公共交通網を目指しており、近鉄四日市駅周辺等整備基本構想に基づく近鉄四日市駅前広場の整備計画などのほか、自主運行バスの運営やNPOバスへの支援に取り組んでいます。また、公共交通の利用が不便な地域に対しては、その打開策として、全国的にも注目されているタクシーを活用したデマンド交通の社会実験を平成30年度も引き続き行う予定であります。社会実験の実施にあたっては、これまで行った実験結果を十分に検証し、対象となる地域住民に対する周知を十分に行ったうえで実施する必要があります。そして、このような公共交通の利用環境の整備だけでなく、利用者の減少による路線バスの廃線を防ぐため、沿線を中心とした地域住民に対して、その利用を促す公共交通の利用促進への取り組みも重要であります。

加えて、将来的に自動運転技術が確立されると、公共交通への活用が期待されることから、現在、内閣府や国土交通省などが主体となり、全国各地で自動運転公道実証実験が行われており、このような先進的な事例の潮流に乗り遅れることなく、自動運転公道実証実験を含めた公共交通に関する先進的な事例調査を行い、本市にふさわしい公共交通のあるべき姿を探求することが求められます。

最後に、当委員会としましては、市民の日常生活と密接に関わる公共交通網を維持し、市民にとって公共交通が快適に利用できる環境となるように、福祉対策という視点も加えて、ボランティア団体なども含めた公共交通に関する関係団体との協力関係を構築し、公共交通の運行主体である交通事業者への支援のほか、バス路線網の見直しやあすなろう鉄道の車両更新などによる利用者の利便性や快適性を向上するだけでなく、より多くの市民が公共交通を利用するように、利用促進にも取り組む必要があります。また、自動運転公道実証実験などの国や他市の先進的な公共交通に関する事例を調査することで、本市に求められる公共交

通のあるべき姿を見出し、その実現に向けた取り組みがなされることを要望し、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	石川善己
副委員長	荻須智之
委員	伊藤修一
委員	加藤清助
委員	加納康樹
委員	中村久雄
委員	三木隆
委員	森川慎

○改正水道法（民営化）について

1. はじめに

国は先の改正水道法（平成30年12月12日公布）において、改正の主旨を「人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。」とし、改正の概要として「関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善」の5つのポイントが掲げられています。この改正で、官に水道事業者を位置づけたまま、運営権を民間事業者に設定することができるコンセッション方式の導入を可能としていることから、水道事業の民営化としてマスコミの報道で目にすることが多くなっています。

本市においても、改正水道法の主旨にある「人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題」は、策定中の「四日市市水道ビジョン2019」においても同様の課題としており、今後これらに対応していくことが急務と言えます。

このような経緯から、本市において、水道事業が抱える諸課題の解決策の1つとして、コンセッション方式の導入などが盛り込まれた改正水道法を通して、本市が抱える水道事業の現状と課題を把握し、今後本市が取り組むべき水道事業のあり方を調査するため、「改正水道法（民営化）について」の所管事務調査を行うこととしました。

2. わが国の水道事業について

（1）全国の状況

①水道事業の見通し

わが国は人口減少社会の到来や節水機器の普及等が主な要因となり、家庭での1人当たりの使用水量は平成10年を境に減少に転じ右肩下がりで推移している。また、使用水量の減少に伴い、有収水量が平成12年を境に減少に転じており、50年後（2065年）には平成12年の3,900m³/日から約4割減の2,200m³/日に減少すると予測されている。このように、今後水道事業は人口減少社会の本格化に伴い、料金収入が減少し続ける見込みであり、今後より一層水道事業を取り巻く経営状況は厳しいものとなる。

②水道普及率と投資額の推移

わが国の水道普及率は戦後3割程度であったものが、高度経済成長期に整備が進み、急激に水道が普及することになった。このため、高度経済成長期より半世紀近くが経過しようとしている現在、高度経済成長期に普及した水道施設の更新時期が迫っている。なお、投資額の内訳については、その約6割が主に管路である送配水施設が占めている。

③管路の経年化の現状と課題

高度経済成長期に整備された水道管路については、先述のように更新時期を迎えつつあるものの、その更新は十分に進捗しておらず、法定耐用年数である40年を超過した管路の比率である管路経年化率は今後も上昇する見込みである。また、管路経年化率の推移を見ると、平成18年の6%から平成28年度14.8%と年々上昇し続けている。一方で、管路更新率を見ると、平成13年の1.54%から右肩下がりで推移した後、近年は横ばいで推移しており、平成28年は0.75%となっている。このように、管路更新率の低下と反比例するように管路経年化率は上昇しており、平成28年の管路更新率0.75%を指標として計算すると、全ての管路を更新するのに130年以上も要することになる。

④水道施設の耐震化の現状

まず基幹管路については、耐震化の進捗具合を示す耐震適合率は、平成26年度の36.0%から平成28年度には38.7%と上昇しているが微増に留まっている。また、水道事業者別でもその対応状況には格差が生じている。なお、本市の基幹管路に対する耐震適合率は46.7%であり、全国平均よりは高めとなっている。

次に浄水施設については、耐震化率は平成26年度の23.4%から平成28年度には27.9%となっているが、処理系統の全てを耐震化するには施設を停止したうえで改修を行う必要があり容易に実施できない事情があることから、基幹管路や配水池と比べると、耐震化が進捗していない。なお、本市の浄水施設に対する耐震化率については、全ての浄水施設で耐震化が完了し耐震化率100%である。

最後に配水池については、耐震化率が平成26年度の49.7%から53.3%となっている。配水池は単独での耐震化が比較的行いやすいため、浄水施設と比べると耐震化が進捗している。なお、本市の配水池に対する耐震化率については、全ての配水池で耐震化が完了し耐震化率100%である。

⑤水道事業の職員数

全国の水道事業に携わる職員数は約30年前に比べると約3割程度減少しており、とりわけ給水人口1万人未満の小規模事業者では平均3人という職員数で水道事業を担っている。このような状況から、今後は経営基盤や技術基盤の強化を図るため、近隣の水道事業との広域化や官民連携などを用いることで、水道事業を支える体制を構築する必要がある。

給水人口	事業ごとの平均職員数						(参考) 事業数
	事務職	技術職	技能職 その他	合計	最多	最小	
100万人以上	353	505	127	985	3,744	372	14
50万人～100万人未満	74	138	11	223	377	108	11
25万人～50万人未満	37	67	10	114	200	37	58
10万人～25万人未満	18	24	2	44	171	12	146
5万人～10万人未満	9	10	1	20	76	5	201
3万人～5万人未満	7	5	0	12	47	4	191
2万人～3万人未満	5	4	0	9	25	0	149
1万人～2万人未満	4	2	0	6	17	0	263
5千人～1万人未満	2	1	0	3	12	0	220
5千人未満	2	1	0	3	23	0	98

出典：『水道統計（H28）』

※職員数は人口規模の範囲にある事業の平均

※最多、最少は人口規模の範囲にある事業の最多、最少の職員数

※建設中の4事業を除く

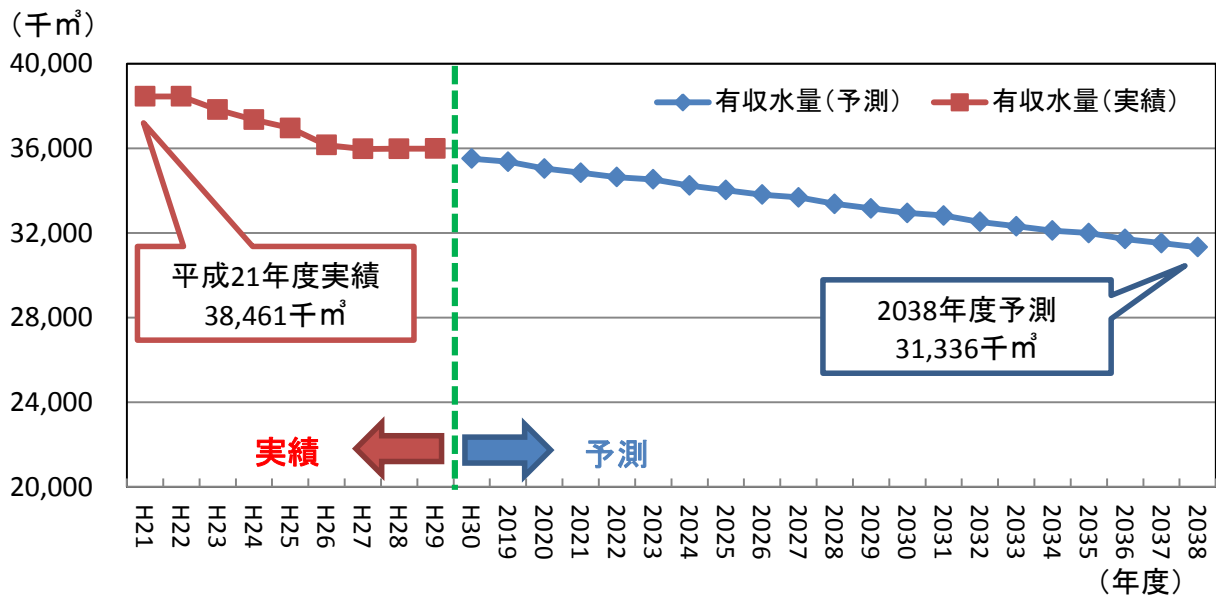
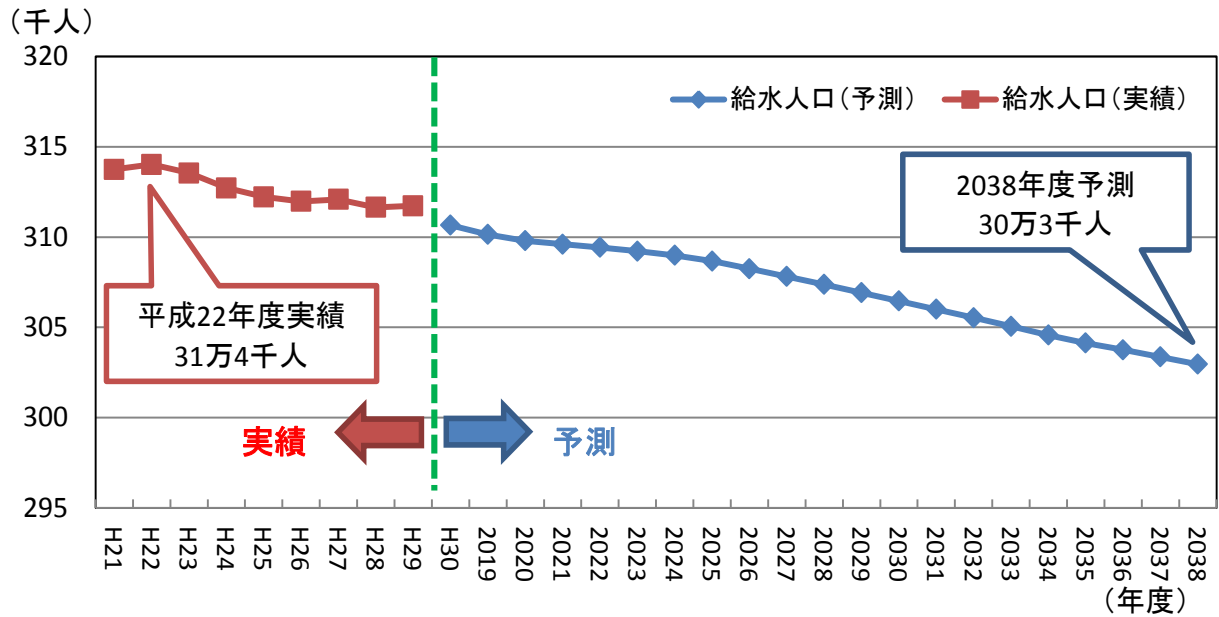
⑥水道事業の経営状況

上水道事業の料金回収率を見ると、給水原価が供給単価を上回る原価割れが生じている割合は、全国の約33%の水道事業者で生じており、小規模な水道事業者ほど、その比率が上昇し、約半数の小規模な水道事業者で原価割れが生じている。このように、小規模な水道事業者ほど経営基盤が脆弱であり、原価割れが生じている水道事業者については、給水収益だけでは事業運営が困難であり、一般会計からの繰り入れで事業継続を行っている。なお、本市の上水道事業の料金回収率は116.7%と健全な経営を行っている。

（２）本市の状況

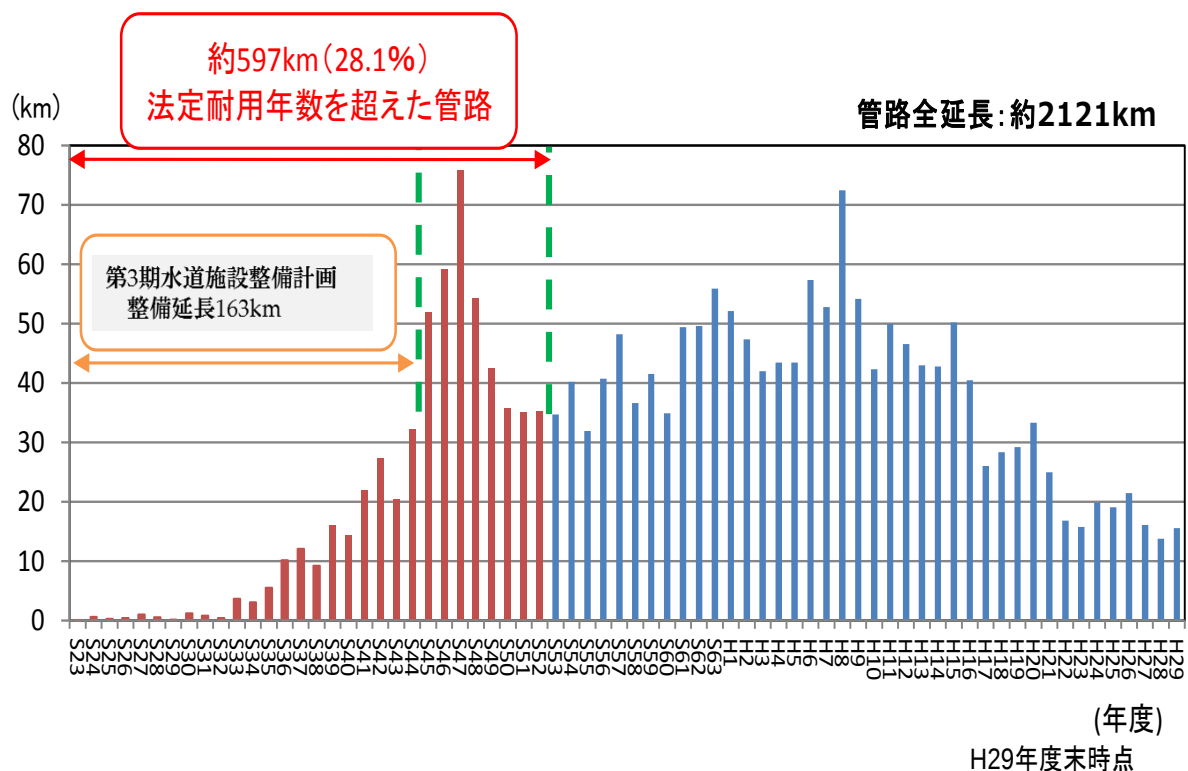
①給水人口と給水量の見込み

本市の給水人口と給水量の実績の今後の見込みについては、まず給水人口は平成22年度実績で31万4千人であったものが、約30年後の2038年には30万3千人と予測され、今後も右肩下がりで減少していく見込みである。次に有収水量は平成21年度実績で38,461m³であったものが、約30年後の2038年には31,336m³と予測され、給水人口と同様に右肩下がりで減少していく見込みである。



②既設管路の年度別布設延長

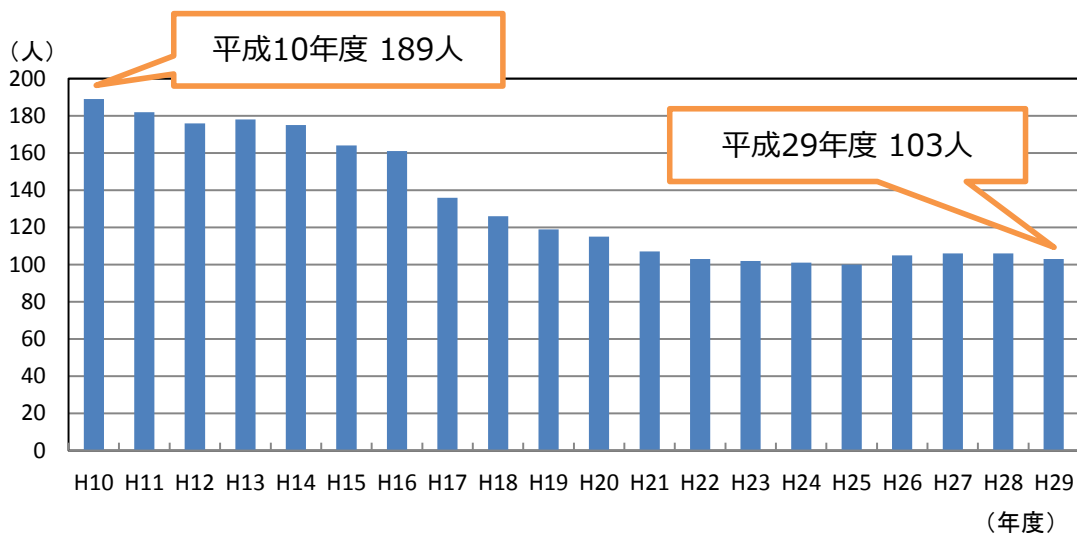
本市の水道の既設管路（管路全延長：約2,121 k m）のうち、法定耐用年数を超えた管路の割合である管路経年化率は28.1%（約597 k m）となっており、今後10年間で実施する第3期水道施設整備計画において、整備延長163 k mの更新を計画しているが、現在の布設延長の2倍超の布設を今後40年以上に渡って実施する必要がある。

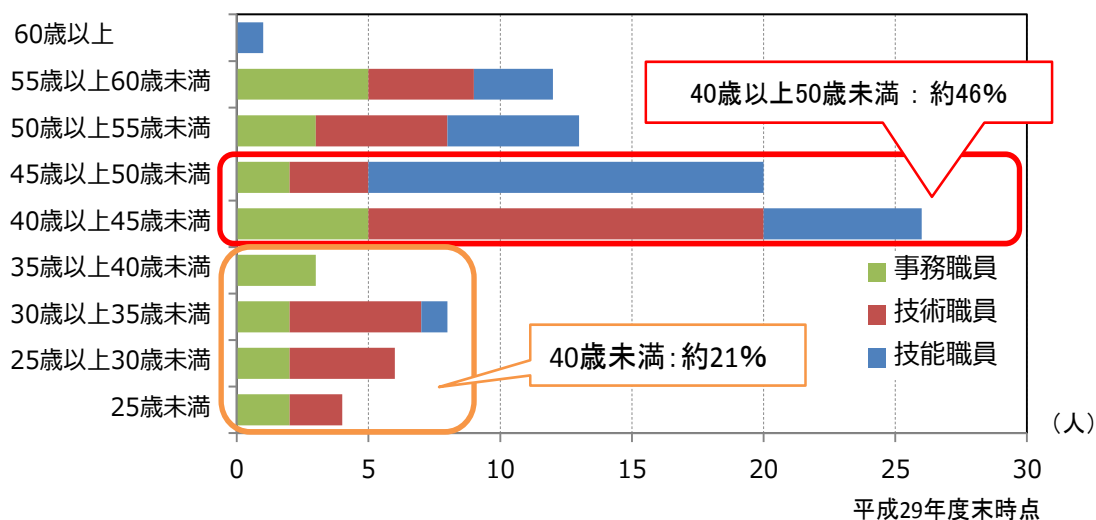


③職員数と年齢構成

本市の上下水道局の職員数は、平成10年度の189人から平成29年度には86人減少し職員数は103人になっている。今後、先述のように法定耐用年数を超えた管路の大規模な更新が控えており、年々減少する職員数のままでは今後急増する更新需要に対応することが困難なことから、今後人員面を含めた何らかの対応が急務となっている。

また職員の年齢別の構成を見ると、全体のうち40歳以上50歳未満の職員が占める割合が約46%と半数近くを占めており、一方で40歳未満の職員数は約21%であることから、職員の高齢化が進んでおり、これらの高度な技術を有する職員からその技術を受け継ぐ若手職員が少なく、技術継承が困難となっている。





④民間活用の状況

本市では水道法改正以前より、民間活用や民間事業者との連携を図ることで、効率的な事業運営に取り組んでおり、経営の効率化を図る検討を進めていく中で、「民間にできることは民間で」という方針の下、検針、料金収納業務、水源施設の運転管理業務の一部は既に外部委託を行い、平成17年度に事業運営の効率化の一環として組織統合を行っている。

3. 改正水道法（民営化）について

（1）改正水道法の背景

わが国の水道施設の多くが高度経済成長期に整備されたものであることから、今後水道施設の更新時期を迎えることになる。しかし、施設の更新が思うように進んでおらず、老朽化の進行が課題となっているほか、施設の更新の停滞と同様に、耐震化にも遅れが生じており、水道管路の耐震適合率は4割にも満たず、大規模震災時のリスクが懸念される。そして、水道事業は主に市町村単位で経営されており、その多くが小規模であり、その経営基盤が弱い場合が多く、水道事業に従事する職員数も減少してきており、適切な維持管理が困難となっている。加えて、約3割の水道事業者で給水原価が供給原価を上回っている原価割れが生じていることから、今後必要とされる施設更新に要する資金を十分に確保できない恐れがある。

これらの課題を解決し、将来に渡り安全な水の安定供給を維持する責務を果たすには、水道の基盤強化を図ることが求められている。

(2) 改正水道法の概要

趣旨	人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。
概要	1. 関係者の責務の明確化 ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。 ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。 ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。 2. 広域連携の推進 ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。 ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。 ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。 3. 適切な資産管理の推進 ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。 ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。 ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。 ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。 4. 官民連携の推進 地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。 ※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善 資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。 ※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

出典：『水道法の改正について』厚生労働省ホームページ

4. 水道事業の官民連携について

(1) コンセッション方式

全国的に水道事業は水需要の減少や水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大、職員の減少等の厳しい経営環境を迎えようとしており、本市においても、同様に厳しい経営状況が見込まれることから、これに対応するための様々な検討がなされている。

このような経営状況において、従来のような民間事業者への業務委託だけでなく、新たな

官民連携手法であるDBO方式やPFI方式等を活用したうえで、業務委託を拡大させようとする動きがあり、その取り組みの1つであるコンセッション方式については、平成23年のPFI法改正により実施することが可能となり、今回の水道法の改正により、公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、実施することが可能となった。

従来のPFI方式では、施設の設計・建設及び施設の運転・維持管理が民間事業者の対象となる業務範囲であったが、コンセッション方式では、従前の施設の設計・建設及び施設の運転・維持管理に加えて、条例で定めた範囲に限られるが料金の設定・収受も業務範囲となる。このため、民間事業者が水道事業を経営するにあたり、必要な資金については自ら料金を設定し徴収するとともに、地方公共団体から取得した水道事業の運営権に対して、抵当権設定等の手法を用いて、金融機関から必要な資金の融資を受け、自ら資金調達を行う必要がある。なお、施設の所有権は地方公共団体が所持したままとなる。

（２）国内の水道のコンセッション事業

国内のコンセッション事業については、水道、下水道、道路、空港、文教施設、公営住宅、MICE施設（コンベンションホール）などで検討されているが、下水道、道路で実際に導入された事例は、それぞれ1件のみであり、水道はまだ導入された事例がない。ただし、宮城県においては、水道と下水を併せた業務委託の検討を開始したところである。

水 道	大阪市	平成27年2月・平成28年2月に実施方針に関する条例改正案を議会に提出したが、成立しなかった(検討継続中)
	奈良市	平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューディリジェンスを実施(検討継続中)。
	浜松市	平成29年度にマーケットサウンディングを開始。
	伊豆の国市	平成29年度にデューディリジェンスを実施。
	宮城県	平成29年度にデューディリジェンスを実施。
	村田町	平成29年度にデューディリジェンスを実施。

出典：『コンセッション（公共施設等運営権）事業』内閣府ホームページ

（３）諸外国の民営化事例

フランス	イギリス
パリ市の水道は、18世紀末に民営化事業として創業し、民営、官営を行き来し、2009年までの100年以上民間委託されていた。2010年からはパリ市100%出資の商工公社が業務を実施している。 フランスでは、約70%が民営で、契約更新の約9割が原契約を維持して民営で運営している。	イギリスでは、1989年に完全民営化を行った。 公的規制機関によって料金や水質等がモニタリングされている。 水道料金は、民営化後、公社時代に先送りされていた更新投資等に対応するため値上げが続いた。

(4) 海外の民営化事例から学ぶ教訓

2000～2015年に世界37か国の235水道事業が再公営化された。



再公営化等の問題を生じさせないためには、地方自治体によるモニタリングが必要である。



20年間の運営委託期間中に地方自治体の技術力が失われ適切なモニタリングができなくなる可能性がある。



委託期間終了時あるいは問題が生じ委託解消時に再公営化の必要があっても地方自治体の技術力が無いため再公営化が困難となる。

5. 本市の今後の方向性について

四日市市水道ビジョン2019では、旧水道ビジョンから掲げる「貴重な水と信頼の絆を未来に」を基本理念とし、安全（安全な水の供給できる信頼される水道）、強靱（災害に強く安定供給を継続する水道）、持続（いつまでも持続可能な水道）の3つの基本方針の下に、今後本市が取りうるべき10の施策方針に基づき各種施策展開を図っていく。

具体的には、本市においても法定耐用年数を超過した管路の割合が年々高まっており、市民に安全で安心な水を供する責務を果たすためにも、今後管路の更新需要に対応する必要性が高まることは明らかであるが、その際に担い手となる職員が減少していることに加え、40歳未満の中堅・若手職員の職員が少なく、職員の高齢化に伴い若手職員への技術継承が困難な状況である。人材確保に取り組むと共に、民間委託の拡大についても検討する。

給水人口の減少などにより給水収益の減少が見込まれる中、民間委託により経費の削減が見込まれる業務を抽出し、委託方法について研究を行う。また、経年管更新事業量が増加することについて、上下水道局職員による対応を基本とするものの、上下水道局職員のみでは対応しきれない事業量については、民間活用を視野に検討を行う。しかし、民間活用に当たっては、民間に任せることができる分野でも、水道事業者として技術力を失うことなく、モニタリングが実施できるように能力を永続的に持ち続け、民間事業者を十分けん制できるように、職員の技術を維持し、水道事業の運営に努める。

本市の水道事業に対する民間活用の方考え方

- ・給水収益の減少が見込まれる中、民間委託により経費削減が見込まれる業務を抽出し、委託方法について研究する。
- ・経年管更新事業量が増加することについて、局職員による対応を基本とするが、対応しきれない事業量について民間活用も検討する。



民間活用を行うに当たっては、民間事業者を牽制できるように、上下水道局職員の技術が維持できる手法とする。

6. 委員からの主な意見

- ・職員の年齢構成について、そのうち技術職員は40歳以上45歳未満に、技能職員は45歳以上50歳未満に、それぞれ職員数が偏り、40歳未満の職員数が大きく減少していることから、中堅から若年層の技術職員と技能職員が少なく、職員の高齢化による技術継承が困難となっているが、時間的な余裕はなく、早急に職員の確保を行うとともに、民間事業者の活用や連携も図っていくべきである。
- ・市民のために平等な条件のもとで水をお届けするという公共性、安全な水を供給するという安全性、将来に渡り安定的に水を供給する継続性という3つの視点は、今後我々が水道事業のあり方を議論していく際にも、議論の拠り所となるぐらい大切な視点であり、水道事業の原点である。
- ・改正水道法により、本市周辺の市町でも水道事業の広域化やコンセッションについて検討するかもしれないが、水道事業の公共性、安全性、継続性という共通の視点があっても、各自治体が抱える個々の課題もあり、水道事業を取り巻く環境は違ってくる。現状のままでは本市に限らず水道事業を維持するためには水道料金を値上げしていかざるを得なくなるが、本市はどのように対処していくのか、また本市周辺の市町ではどのような方針なのか、改正水道法によりもたらされる変化に備えるためにも、本市ができることは何かを見極める必要がある。
- ・改正水道法により民営化が可能となったものの、市民生活に直結するものであり、採算性だけでなく公共性も求められるため、民営化については慎重な対応が求められる。

7. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

本市では平成21年8月に平成30年度までの10年間の計画である四日市市水道ビジョンを策定し、施設整備や耐震化事業等の個別の課題に応じた各種整備計画を実施してまいりました。また民間活用を推し進め、検針、料金収納業務、水源施設の運転管理業務の一部を外部

委託したほか、平成17年度に事業運営の効率化の一環として組織統合を行うなど、水道事業の経営効率化にも取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより、経営面では上水道事業の料金回収率は116.7%と全国平均を上回る健全な経営を行っており、施設面では浄水施設と配水池の耐震化率は100%実施済み、基幹管路の耐震適合率は全国平均よりやや高めの46.7%となっています。

しかし、人口減少社会の到来による給水人口の減少に伴い、給水収益の減少が今後見込まれる中、既設管路の更新は現状の2倍超の延長を今後40年以上に渡って実施する必要があるなど、水道施設の老朽化が急速に進展しています。また水道事業を支える職員が年々減少していることや、中堅・若手職員が少なく40歳以上50歳未満に職員が偏っており、若手職員への技術継承が困難となっております。このように、本市の水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、これらの環境変化に対応するため、本市では四日市市水道ビジョン2019を策定しているところであります。

また全国的にも水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、水道管路の老朽化、大規模災害に備えた水道管路の耐震化、経営基盤の強化といった課題が挙げられております。

そのような中、今般の改正水道法により、コンセッション方式での水道事業の民営化が可能となったことから、経営基盤の強化などの課題解決に民間事業者の手法を用いられないかと、水道事業の民営化がマスコミの報道で取り上げられております。

しかしながら、海外で水道事業の民営化を行った事例を見ると、平成11年（2000年）～平成27年（2015年）の間に水道事業の民営化実施国のうち、世界37か国の235もの水道事業で再公営化されていること、国内の下水道事業と道路事業でコンセッション方式の導入に至った事例がそれぞれ1事例しかなく、水道事業はまだ事例がないことなどを踏まえると、水道事業などの公共性の極めて高い事業については、市民生活への影響が憂慮されることから、慎重な判断が求められます。

以上のことから、本市においては、市民のために平等な条件のもとで水を供給するという公共性、安全な水を供給するという安全性、将来に渡り安定的に水を供給するという継続性という3つを水道事業の原点として遵守しながら、本格化する人口減少社会による給水人口の減少がもたらす給水収益の減少に備えるとともに、今後更新需要が増大する既設管路の更新を確実に実施できるように、経営基盤をより強固なものとする必要があります。また、水道事業に携わる職員の確保と育成は急務であり、特に技術継承においては他市や民間企業などの先進的な事例を研究し、人材の確保と育成に努める必要があります。

一方で、改正水道法は民営化がクローズアップされていますが、官民連携だけでなく、自治体間の広域連携の促進も意図しているものであり、総務省から都道府県に対して、市町村が運営する水道事業の広域連携のあり方を定めた水道広域化推進プランを2022年度までに策定及び公表するよう求める通知が出されたばかりであります。このことから、今後、国の主導の下、水道事業の広域連携を促される可能性も皆無ではないため、その動向に注視すると

ともに、その時に備える意味でも近隣の自治体との情報共有を図る必要があります。

最後に、当委員会では、水道事業の民営化については、海外では民営化した後に再公営化に至った国が数多く存在することから、他市の動向を把握し、海外の民営化事例を詳細に分析したうえで、民営化の適否を判断するなどの慎重な対応が求められます。また、本市の水道事業の経営は全国比で見ても健全であり、水道事業を維持するためには民営化しか事業存続の選択肢がないという差し迫った事情はないものの、民間事業者を活用した事業の効率化は否定されるものではなく、従前から上下水道局で取り組んでいる民間事業者への外部委託については、今後も引き続き業務内容を精査したうえで、外部委託できるものについては外部委託を行い、事業効率をより向上することで、管路更新に伴う業務量の増加が見込まれる職員の負担軽減を図る必要があります。また、職員の高齢化と若手職員の不足により技術継承が困難となっている課題に対しては、一刻の猶予もない程の認識を持つべき課題であり、早急に職員の確保に努めるとともに、民間事業者の活用や連携という官民連携を検討する必要があります。そして、本市の水道事業の理想像である「安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に確保し市民から信頼される水道」を探求し続け、その実現に向けた取り組みがなされることを要望し、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	石川善己
副委員長	荻須智之
委員	伊藤修一
委員	加藤清助
委員	加納康樹
委員	中村久雄
委員	三木隆
委員	森川慎

5. 行政視察報告書

平成 31 年 1 月 31 日

四日市市議会

議長 竹野 兼主 様

都市・環境常任委員会

委員長 石川 善己

都市・環境常任委員会行政視察報告

都市・環境常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 30 年 7 月 23 日（月）～ 7 月 25 日（水）
2. 視察都市 仙台市、千葉市、鎌倉市
3. 参加者 石川善己 荻須智之 伊藤修一 加藤清助
 加納康樹 中村久雄 三木 隆 森川 慎
 （随行）山口浩司
4. 調査事項 別紙のとおり

(仙台市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 1,083,148 人 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

面 積 786.3 平方キロメートル

2. 財政

平成 30 年度一般会計当初予算 5,390 億円

平成 30 年度特別会計当初予算 3,010 億円

平成 30 年度企業会計当初予算 2,391 億円

合 計 1 兆 791 億円

財政力指数 0.87 (平成 28 年度決算)

3. 議会

条例定数 55

5 常任委員会 (総務財政、市民教育、健康福祉、経済環境、
都市整備建設)

6 特別委員会 (交通政策、地域経済活性化、防災・減災推進、
子育て環境、新たな本庁舎・議会棟の整備、
いじめ問題等対策)

4. 視察事項 「スポーツコミッションせんだい」

(1) 視察目的

仙台市においては、仙台市スポーツ推進計画に基づき、スポーツイベントの誘致と開催支援を通じて、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図り、人となりの元気をはぐくむスポーツシティ仙台の実現を目指し、スポーツによる街の活性化(交流人口の拡大・地域の活性化)、地域のスポーツ振興(スポーツに参加する機会の拡大)、スポーツを支える力の強化(スポーツを支える環境の充実)

に取り組むため、仙台市が中心となり、宮城県や仙台市周辺の7市町を含む官民によるスポーツコミッションせんだいが構成されている。このスポーツコミッションせんだいでは、①広報・PRの支援、②助成制度による支援、③宿泊・交通の支援、④大会運営の支援、⑤各種手続きの支援、⑥観光情報の支援という6つの支援策により、スポーツ振興によるまちづくりを行っている。

一方で、本市では、2021年に開催される三重とこわか国体では、硬式テニス、サッカー、体操など8競技10種目の競技会場となることから、施設整備を行っているところであり、市の組織・機構についても、平成30年度から新たにスポーツ・国体推進部が新設され、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて体制を強化している。また、平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）では、本市も2種目の競技会場となったほか、2020年の東京オリンピックも含めると、スポーツイベントが立て続くことから、本市においても、スポーツ振興によるまちの活性化を図る機運が熟しつつある。しかし、スポーツ振興によるまちの活性化を図るためには、単なる競技会場の整備というハード面の充実だけではなく、その競技施設が有効活用されるようなソフト面の取り組みも重要であり、ハード面の整備だけで終わらないような取り組みが求められている。

については、本市では、第3次四日市市スポーツ推進基本計画において、「スポーツを通じてまちづくりや地域の活性化を図るため、市、スポーツ関連団体及び事業者等が連携・協働するスポーツコミッションの設立を検討する」と位置付けており、仙台市が取り組むスポーツコミッションを軸とした積極的な競技大会及び合宿誘致の取り組みのほか、スポーツボランティアの育成やシティプロモーションの一環としてのスポーツ振興施策などは、本市が今後取り組むべきソフト面でのスポーツ振興の参考となる事例であり、今回仙台市の先進的なスポーツ振興施策の視察を行うこととなった。

（2）スポーツコミッションせんだい設立の経緯について

○平成3年3月26日 財団法人仙台市スポーツ振興事業団設立

- 平成 3 年 4 月 1 日 財団法人仙台市スポーツ振興事業団業務開始
- 平成 11 年 ベガルダ仙台 J リーグ加盟
- 平成 14 年 10 月 仙台市スポーツ振興基本計画策定
- 平成 15 年 4 月 スポーツ施設の所管が教育局から市民局に移管
- 平成 16 年 東北楽天ゴールデンイーグルスがプロ野球に新規加盟
- 平成 24 年 4 月 公益法人に移行し、名称変更を公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団に変更する。
- 平成 24 年 10 月 仙台市スポーツ推進計画を策定
- 平成 26 年 4 月 スポーツナビゲーションセンターせんだいが開設
- 平成 26 年 12 月 スポーツコミッションせんだいが設立され、仙台市と共に事業団が事務局の運営を開始する。
- 平成 28 年 4 月 スポーツ施設の所管が市民局から文化観光局に移管
- 平成 28 年 9 月 B リーグ（ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ）発足とともに仙台 89ERS が加盟

平成 14 年に仙台市スポーツ振興計画を策定し、「する」、「みる」、「ささえる」という 3 つのテーマを基本目標としてスポーツ振興に取り組んできた。その後、平成 24 年に仙台市スポーツ振興計画を仙台市スポーツ推進計画として改め、「する」、「みる」、「ささえる」の 3 つのテーマに、「ひろがる」という新たなテーマを加え、スポーツ振興を 4 本柱により取り組むことにした。これはスポーツを通じて、様々な人と絆を作り、スポーツ社会の実現というスローガンのほか、市民同士だけでなく、海外との交流促進も目指している。スポーツコミッションせんだいについては、「ひろがる」というテーマの中に位置付けられている。なお、仙台市スポーツ推進計画を策定した際には、スポーツコミッションは設立の検討としていたが、平成 29 年に同計画の改定を行った際には、既に設立されていたため、同計画の改定後には活用に変更されている。

(3) スポーツコミッションせんだいについて

①設立目的

スポーツコミッションせんだいとは、仙台市スポーツ推進計画に基づき、スポーツイベントの誘致と開催支援を通じて、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図り、人とまちの元気をはぐくむスポーツシティ仙台の実現を目指すため、組織されたものである。

②構成団体

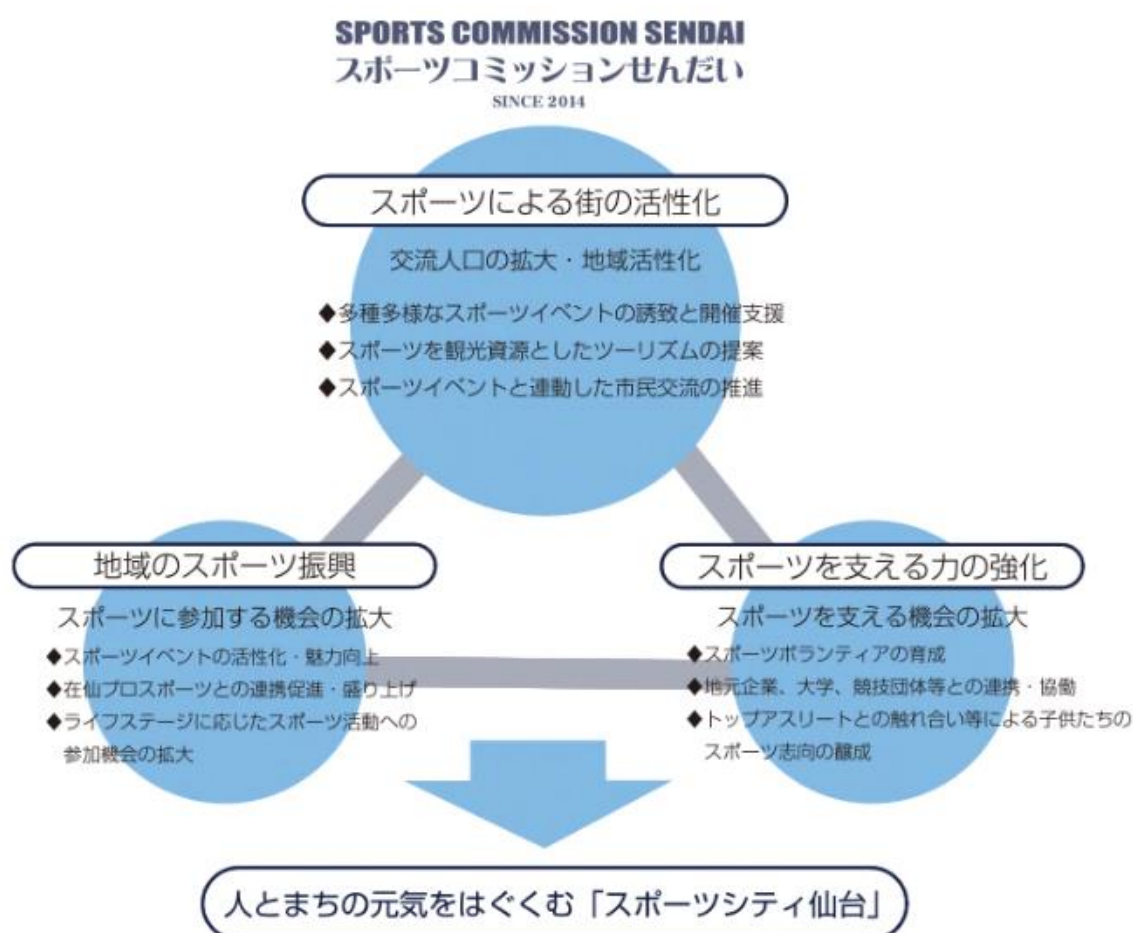
スポーツコミッションせんだい構成団体

行政	宮城県, 仙台市, 名取市, 多賀城市, 村田町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 富谷市
競技団体	宮城県スポーツ協会, 仙台市スポーツ協会, 宮城県障害者スポーツ協会, 仙台市障害者スポーツ協会
地域スポーツ団体	仙台市学区民体育振興会連合会, 宮城県スポーツ推進委員協議会, 仙台市スポーツ推進委員協議会, 宮城県レクリエーション協会, 仙台市レクリエーション協会
商工・観光団体	仙台商工会議所, 宮城県商工会連合会, 仙台観光国際協会, 宮城県観光連盟
運輸・旅行団体	宮城県バス協会, 仙台市交通局, 日本旅行業協会東北支部
大学・各種学校	東北大学, 東北学院大学, 宮城学院女子大学, 東北福祉大学, 仙台大学, 尚絅学院大学, 東北文化学園大学, 仙台リゾート&スポーツ専門学校
ボランティア団体	市民スポーツボランティアSV2004
報道機関	河北新報社, NHK 仙台放送局, 東北放送, 仙台放送, 宮城テレビ放送, 東日本放送, エフエム仙台, ジェイコムイースト
プロスポーツ球団等	ベガルタ仙台, 東北楽天ゴールデンイーグルス(楽天野球団), 仙台89ERS((株)仙台89ERS), ヴォスクオーレ仙台, 仙台プロスポーツネット, NPO法人クラブス
施設管理団体	仙台市スポーツ振興事業団, 仙台市公園緑地協会, ゼビオアリーナ仙台

出典:『スポーツコミッションせんだい』仙台市ホームページ

スポーツに関連する様々な団体に関わっており、民間企業、大学、商工・観光団体、運輸、報道機関、プロスポーツ球団等、ボランティア団体などからなり、幅広い構成になっている。そして、仙台市だけでなく、仙台市周辺の市町も加わり、宮城県、仙台市、周辺の市町の9団体が加盟しているのが大きな特徴である。

③基本理念



出典：『スポーツコミッションせんだい』仙台市ホームページ

④主な大規模スポーツイベント誘致の実績

平成 3 年～	仙台国際ハーフマラソン大会
平成 14 年	2002 FIFA W杯 グループリーグ・決勝トーナメント
	2002 FIFA W杯 イタリア代表キャンプ

平成 17 年～ 全日本大学女子駅伝対校選手権大会

平成 18 年 世界男子バドミントン選手権(トマス杯)
世界女子バドミントン選手権(ユーバー杯)
FIBA 男子バスケットボール世界選手権大会

平成 19 年 FIVB ワールドカップ 2007 女子大会
NHK 国際フィギュアスケート競技大会

平成 21 年 日米大学野球選手権大会
ジャパンカップ国際女子ソフトボール大会

平成 22 年 ジャパンカップ国際女子ソフトボール大会

平成 23 年～ 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会

平成 24 年 キリンチャレンジカップ 2012 サッカー女子日本代表戦

平成 25 年 FIVB ワールドグランプリ 2013

平成 26 年 バスケットボール女子日本代表国際親善試合
FIBA 3×3 World Tour Final 2014

平成 27 年 サッカー国際親善試合 U-22 日本代表 VS U-22 コスタリカ代表
FIVB ワールドカップバレーボール 2015 女子仙台大会
2015 ITTF 女子ワールドカップ仙台

(4) スポーツシティせんだいについて

①スポーツによる街の活性化 ～交流人口の拡大・地域の活性化～

- ・スポーツイベントの開催により県外からの来訪者を増やし、地域の活性化に取り組む。
- ・スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムを提案する。
- ・スポーツイベントを通じた市民交流の促進及び広域的なスポーツ振興を図る。

②地域のスポーツ振興 ～スポーツに参加する機会の拡大～

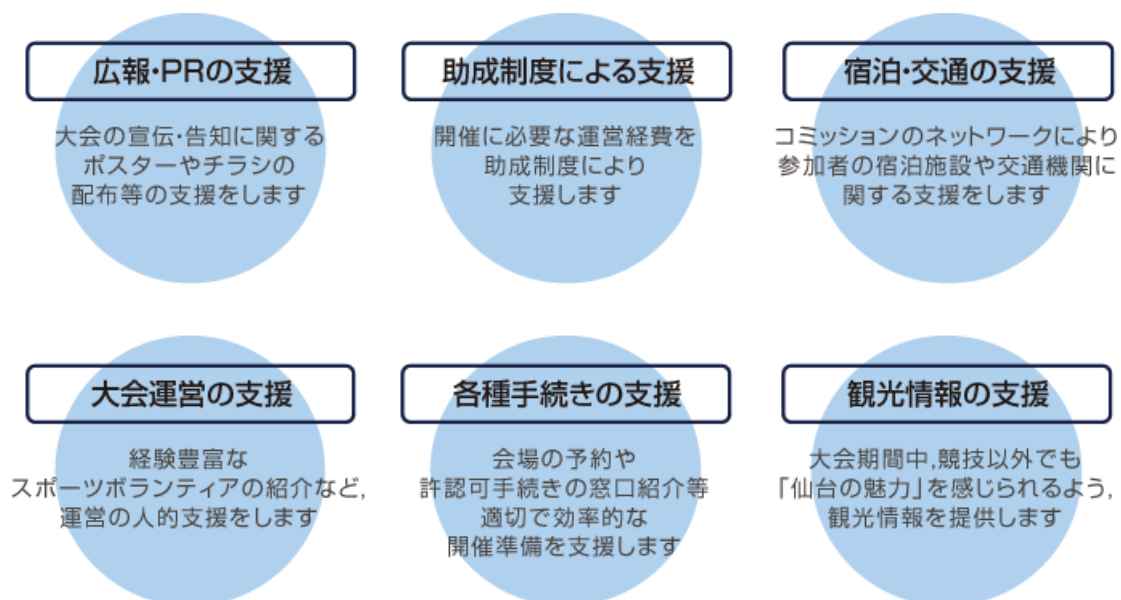
- ・スポーツイベントの活性化・魅力の向上を目指す。

- ・プロスポーツ等との連携を促進し、地域のスポーツを盛り上げる。
- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の参加機会の拡大を図る。

③スポーツを支える力の強化 ～スポーツを支える環境の充実～

- ・スポーツボランティアの育成とネットワーク構築をサポートする。
- ・地元企業や大学、競技団体と連携し、協働で事業に取り組む。
- ・トップアスリートとの触れ合いを通じて、子どもたちのスポーツ志向を醸成する。

(5) スポーツコミッションせんだいの支援について



出典：『スポーツコミッションせんだい』仙台市ホームページ

スポーツイベントの誘致と開催にかかる支援である宿泊先の手配や行政への届け出をワンストップで行うとともに、電車の中吊り広告やチラシの配布などを行うことで、スポーツイベントの広報・PRに関する支援も行う。また、国際又は全国規模以上のアマチュアスポーツ大会等を対象として、宿泊日数、参加人数に応じて最大100万円の支援を行っている。以前は参加人数のみを助成金の算出根拠としていたが宿泊日数も加味している。このほか、ささえると

いう観点から、マンパワーとなるスポーツボランティアの育成も大きな柱となっている。平成15年に市民スポーツボランティアSV2004が誕生し、その団体の代表が市とともに協力しながらスポーツ振興に携わっていた際に、ささえるスポーツの担い手はボランティアであるが、その担い手も高齢化する中で、次世代にどうつなげていくのかという議論になった。そのため、若い世代である中高生を対象としたボランティアの育成に力を入れている。また、プロスポーツチームや市内外の大学との連携を行っているほか、仙台市周辺の市町が連携することで、施設は1つの自治体だと限られているが、このような自治体の連携により大きなイベントを誘致することができる。

（6）スポーツ振興から見た地域活性化について

地域のスポーツ振興は、国際大会や国内大会を見ていただくことも地域のスポーツ振興に結び付けるため、子どもだけでなく、大人にも高いレベルの競技を見せることで、スポーツに興味を持たせる。また、スポーツ振興を図っていくうえで、パートナーとなるのは企業とボランティアである。なぜならば、競技団体がカバーできないところは、ボランティアに担ってもらうしかないからである。これまでの経験からすると、スポーツ振興による地域活性化の成功の鍵は、地域が一体となった協力体制を構築することである。そして、その協力体制を土台にして、豊かなスポーツ資源を有効に活用し、スポーツイベントの誘致に向け、交流人口と地域活性化を図るということを中心にスポーツコミッションせんだいを運営していくことが大切である。

（6）スポーツコミッションせんだい設立後の課題

大規模スポーツイベントの誘致は、そこまで成功しているとは評価していない。なぜならば、主催者と話し合い、ノウハウをもっと習得する必要がある。また、国際大会を開催するだけでなく、向こうのメリットになることもないといけないからである。今後、それらをどう確保するか研究していかなければならない。このような経緯から、自らの取り組みを見直す材料として、仙台大学の学

生の協力の下、観戦者からアンケートを取り、経済波及効果の調査を平成 29 年から開始しており、来訪者をどのように仙台市内の観光に結び付けるかといったことが課題となっている。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ささえる力の強化ということで、スポーツコミッションせんだいの中に、ボランティアセッションの仮設で立ち上げようと考えている。ボランティアを組織化することで、これまでの行政とボランティアの窓口となる者同士しか情報共有が図れていなかったものから、ボランティアの全員に情報共有を図ることが可能となる。

（７）委員からの質疑

Q 1. U-16 インターナショナルドリームカップ 2018 JAPAN（国際サッカー大会）開催にかかる市の負担額はいくらか。

A 1. 1 千万円の負担のほか、競技会場の使用料減免相当分のみである。

Q 2. 平成 30 年度の予算額はいくらか。

A 2. 仙台市としては毎年 3 千万、スポーツコミッションせんだいとしては 400 万円の予算である。

Q 3. 国際大会をはじめとするサッカー大会を誘致しているが、日本サッカー協会との太いパイプがあるのか。

A 3. 日本サッカー協会に顔が利く職員はいる。

Q 4. 市の体育館などで大会を開催するということは、一方で市民の利用する機会を奪ってしまうことにもなるが、どのように捉えているのか。

A 4. お見込みのとおり、市民の利用機会を奪ってしまうことになるが、レベルの高いスポーツを直に見てもらうことができるので、市民に制約がかかる一方で、それを上回る形で、市民が享受できるものもある。

Q 5. 宮城県からの財政的な支援はあるのか。

A 5. 過去にはあったが、年々金額が減少し、現在はなくなった。

Q 6. スポーツコミッションせんだいに宮城県が参加しているのは何故か。

A 6. 財政的な支援はないものの、県が管理する競技会場を使用するため。

Q 7. 仙台市周辺の自治体との関係はどうか。

A 7. 仙台市周辺の自治体の住民を積極的に招待している。そして、日頃の交流に基づき、大規模修繕時に競技会場が使用できない際には、互いに貸借し合う関係を構築している。

Q 8. 予算 230 万円は事務費のみか。

A 8. お見込みのとおりである。

Q 9. スポーツコミッションせんだいには、専従職員はいるのか。

A 9. 専従職員は正職のプロパー 3 人と嘱託 1 人である。

Q 10. 経済波及効果の算出方法は。

A 10. 仙台大学に委託しており、仙台大学の学生がアンケートを配布し、教授が算出している。

Q 11. スポーツ大会開催に伴う経済波及効果はどれぐらいあるのか。

A 11. 世界バレーは 2 億 4,700 万円、インカレ（バスケットボール）は 3 億 2,900 万円と算出された。また、ママさんバレーや還暦野球などの観戦ではなく、自ら参加する参加型のスポーツ大会による波及効果も大きく、全国各地から来訪する大会の方がより効果が大きい。なお、プロスポーツの波及効果としては、ベガルタ仙台が年間 20 億円超、楽天 200 億円超の経済効果があると言われている。

Q 12. 来訪された人をどう観光に結び付けるのか。

A 12. 参加者へ配布するものの中に観光パンフレットを同封する。

Q 13. 仙女（仙台女子プロレス）を誘致した経緯は。

A 13. 当時担当だった部長がプロレス好きだったことも誘致に至った要因の 1 つである。

（7）所感

仙台市では 40 年を超える歴史の仙台市学区民体育振興会という組織が仙台市の小学校区である全 120 学区に設立されており、半世紀近くをかけてスポーツ振興に取り組む下地ができています。これらの市民によるスポーツを支える土台

の上に、Ｊリーグのベガルダ仙台、プロ野球の東北楽天イーグルスなどのプロスポーツチームが３つ誕生し、仙台市はスポーツ振興の先進都市としての地位を確立している。

また、全日本大学女子駅伝対校選手権大会などの大規模なスポーツ大会を誘致しているが、これはスポーツコミッションせんだいや仙台市の担当職員が、各競技団体の上部組織とのパイプを２５年近くで培ってきたものであり、このような取り組みで最後に鍵を握るのはやはり人材である。本市においても、人材の発掘や育成を欠かすことができない。また、スポーツ大会の誘致などでは、担当者が窓口となる相手先の担当者と積極的な意思疎通を図ることで、その誘致に結び付けるなど、受動的な取り組みではなく、能動的な取り組みは特筆される点である。そして、いずれにも該当することであるが、仙台という郷土に誇りを持ち、ぜひ仙台に来てほしいという情熱を持ち、スポーツ大会の誘致を行っていることであることが理解できた。

また、仙台市では観戦型（バレーボールのワールドカップなど）と参加型（バレーボールの全日本実業団選手権大会など）にスポーツ大会を分類しており、参加型のスポーツ大会は参加者である滞在者数がある程度わかり、それに応じた観光ＰＲグッズを配布することが可能となり、滞在中に観光に結び付く可能性があるため経済効果が望めると分析している。このことから、仙台市はスポーツを通じて仙台に来てもらうだけではなく、大会や合宿で仙台に来た際には、仙台の魅力に触れていただく観光を最終的な目的としており、スポーツ振興をツールとしたシティプロモーション活動の一環でもあり、今後、本市がスポーツコミッションの立ち上げを検討する際に大いに参考となる。

本市においては、現在、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、競技施設の整備などの受け入れ体制の構築を行っており、大会が無事開催されることが何よりも大切である。しかしながら、本市においても、全国大会が開催可能な競技施設を整備しているが、単なる施設整備に終わらないように、これらの競技施設が三重とこわか国体・三重とこわか大会終了後も有効活用され続けていくかということも大切である。このため、競技施設の整備というハー

ド面の充実も必要であるが、同時に、市民に対するスポーツの普及や大会運営を支えるボランティアの構築などのソフト面での取り組みも必要である。

当委員会として、今後、三重とこわか国体・三重とこわか大会への取り組みが進む中で、仙台市のようなスポーツ振興に係る先進事例の調査・研究を進め、本市の実情に見合い、かつ本市の取り組みが先進的な事例として注目されるように、スポーツ振興の議論を深めてまいりたい。

(千葉市)

1. 市勢

市政施行 大正 10 年 4 月 1 日

人 口 975,669 人 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

面 積 271.76 平方キロメートル

2. 財政

平成 30 年度一般会計当初予算 4,454 億円

平成 30 年度特別会計当初予算 4,448 億 1,500 万円

合 計 8,902 億 1,500 万円

財政力指数 0.95 (平成 28 年度決算)

3. 議会

条例定数 50

5 常任委員会 (総務、保健消防、環境経済、教育未来、
都市建設)

2 特別委員会 (大都市制度・地方創生調査、新庁舎整備調査)

4. 視察事項 「A I を活用した道路維持管理実証実験」

「下水道接続指導制度」について

(1) 視察目的

千葉市では自治体の公用車に取り付けたスマートフォンで道路の損傷を自動撮影し、A I が修理の必要性を判断し、目視で実施していた点検を A I に委ね、作業効率を大幅に上げる道路管理システムの実証実験を東京大学や千葉県市原市、北海道室蘭市、東京都足立区と共同で 2019 年 3 月まで実施している。そして、歩道の損傷など街の課題を市民がスマホで撮って市に報告するアプリ「ちばレポ」との相乗効果も図り、市民との協働によるインフラの

維持管理に取り組んでいる。

また、千葉市では、下水道未接続の建物に対して、戸別訪問や文書の送付等により接続義務や公共下水道の意義について指導を行ってきたが、再三の指導にもかかわらず、下水道の接続に至らない事例があり、特に、事業所等の大口利用で未接続のものは、悪臭や下流の公共水域の水質悪化など周辺環境に悪影響を及ぼしており、苦情や相談が数多く寄せられることから、出来る限り速やかな下水接続を促す接続指導をより実効性あるものとするため、全国的にも珍しい、条例、規則及び要綱である下水道接続指導制度を整備し、平成 21 年 4 月 1 日に施行した。

このような経緯を踏まえ、まず、A I を活用した道路維持管理について、本市においては、同様の取り組みはなされていないものの、国の第 5 期科学技術基本計画において、ソサエティ 5.0 が提唱されたように、昨今急速に I o T や A I を活用した技術革新が進展し、自治体の I o T や A I による業務改善などの取り組み事例が徐々に生じており、本市においても、これらの動きに乗り遅れないように、同様の取り組みが求められている。次に、下水道接続指導制度について、本市においては、下水道未接続の建物に対して、平成 29 年度には、上下水道局の職員が総出で戸別訪問を行い、適切な指導を行っているところである。また、平成 30 年 6 月定例会の都市・環境常任委員会で開催された協議会において、上下水道局より、福山市などの下水道接続指導制度を参考に、本市にもいっても同様の制度を導入することを検討中であるとの報告がなされている。

については、I o T や A I を活用した業務改善化に取り組む自治体が相次いでいる状況のほか、本市では、下水道接続指導制度の導入を検討中であることから、それぞれの先進的な取り組みを実施している千葉市の事例を参考とすべく、今回視察を行うことになった。

（２）ＡＩを活用した道路維持管理実証実験について

①ちばレポ（ちば市民協働レポート）導入の経緯について

千葉市の課題として「人口減少と少子高齢化社会の到来・住民間の交流の希薄化・財政難とそれに伴う公共サービスの制約」が挙げられ、これらの課題を基に将来を見据えると、行政が何もかも対応する時代は終焉を迎え、これからの時代は、市民によって支えられる街への転換が求められる。この転換を図るため、市民には、千葉という街を知り、街を好きになり、街に参加してもらうことが求められる。これを実現するための手段として、ＩＣＴを活用できないかと検討し始めたのがちばレポ導入に至る経緯である。

②ちばレポの概要について

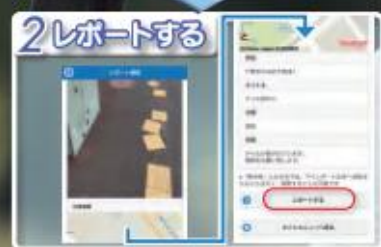
千葉市内で起きている様々な課題を、ＩＣＴ（情報通信技術）を使って、市民がレポートすることで、市民と市役所（行政）、市民と市民の間で、それらの課題を共有し、合理的、効率的に解決することを目指す仕組みである。これまでは、行政に一方的に寄せられる情報が市民と共有されることになり、市民の意識の変化をもたらし、街を意識する動機や街を良くしたい行動を促すことを意図している。



出典：『ちば市民協働レポート』千葉市ホームページ

ちばレポであなたの街を住みやすく!

こまったレポートの流れ



道路にひび割れや穴がある...
公園の遊具が壊れている...
暮らしの中で見つけた街の不具合。これをスマートフォンで写真に撮り、地図と合わせてレポートし、市役所や市民の皆さんの力で合理的・効果的に解決する仕組みが「ちばレポ(ちば市民協働レポート)」です。
日々、多くの方からのレポートで、私たちの街が少しずつ良くなっていきます。
皆さんもちばレポに参加して、一緒に街を住みやすくしましょう!

こまったレポート

- 街の不具合をレポートするものです。
- 1 街の不具合を写真に撮る
 - 2 不具合の位置を地図上で指定し、道路・公園・ごみ、その他から分野を選択してレポートする
 - 3 インターネットに公開された地図などを、みんなで共有する
 - 4 緊急度や作業の安全性に配慮し、市役所または市民の皆さんの力で解決
 - 5 解決した状況をインターネットで地図上に公開するとともにレポートerに通知

サポーター活動

落書き消しや清掃活動、草刈りなど市民の皆さんの力で解決できる街の不具合について、ちばレポのウェブサイト、イベントとして参加者を募集し、解決していただくものです。



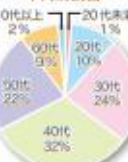
ちばレポの参加登録をしよう!

いつでもどこでも簡単にレポートできるちばレポ。あなたも参加してみませんか?
登録方法など詳しくは、【2面】をご覧ください。

データで見るちばレポ (平成28年11月30日時点)

参加登録者(レポートer) 4,260人
(男性3,332人、女性928人)

年代別割合



職業別割合



参加登録者は、年代別では、30~50代が約80%を占め、職業別では、会社員、公務員などが約70%を占めています。
こまったレポート 4,192件
(解決件数3,946件、解決率約95%)
分野別では、道路3,028件、公園701件、ごみ169件、その他294件と道路に関するレポートが約70%を占めています。
解決件数のうち、約80%が受付から30日以内に解決されています。

参加者の声

- ・担当部署を探す必要がなく、時間と場所を選ばずにレポートでき便利。
- ・一層、安全に住みよい街にしたいという思いが強くなった。
- ・課題意識を持って地域を見るようになった。
- ・市役所との距離が縮んだように感じる。

③ちばレポの仕組み

地域の課題を市民が発見し、スマートフォンで撮影し、アプリを使用し送信すると、ネット上で公開され、市の方で優先順位を仕分けする。市でなければ解決できないことは市で対応し、市民の協力を求められるものと判断すれば、市民に参加を呼び掛ける仕組みである。

1) 機能

「新しいチャンネルを創出する」、「市民と行政の情報共有を図る」、「行政運営の効率化を図る」という3つの機能を持っている。

2) 新しいチャンネルを創出する機能について

困ったレポートとテーマレポートからなる。

困ったレポートとは、市民が発見した地域の課題である公共施設の不具合などについて、スマホを使用し通報してもらう。一方で、テーマレポートは、予めこういうものを見つけたら通報してくださいとテーマを決め、市民に通報してもらうものである。テーマレポートはさらに分類され、課題発見解決型テーマと話題発見共有テーマに分類される。課題発見解決テーマは困ったレポートに類似しているが、例えば、カーブミラーの不具合を見てください、街路灯が消えてないか確認してくださいなどをテーマとする。

一方で、話題発見共有テーマは、街の良さを引き出すポジティブなテーマになり、あなたのおすすめの桜の名所はなどのテーマを設けてレポートしてもらうものである。困ったレポートに送られてくる事例として、歩道に段差があるや公園のベンチが破損しているなどの課題がレポートされ、そのレポートがあった場所を地図とその様子の写真を添えて公開することになっている。レポート受け付けると、地図上に黄色の表示はレポートを受け付けただけの状態、グリーンは市として対応中、ブルーは対応済みという表示にしている。アイコンは4種類あり、道路分野、公園分野、ごみ分野、その他分野に分類している。タイトルと位置情報、内容、写真がアプリで確認できる。そして、市の方で対応

が終わると、対応状況がオンラインで表示され、コメントをつけて感謝する。

市の方では、それぞれの課題に応じて対応する関係部署が 35 課あり、そこで対応している。市民が選んだテーマや、発生している位置によっても所管の部署が違ってくる。例えば、土木事務所は地域によって管轄区域が決まっているので、自動的に管轄区域の土木事務所が対応することになる。そして、対応する課が確認して、来た内容が違う担当部署であれば、システムの本来の担当課に移る。その他のものは広報広聴課に来るようになっている。

外部機関通報もあり、千葉市の管理でないものもレポートされることがある。その場合は、該当する国道を管理する国、電力会社や通信事業者、鉄道事業者などの外部機関に情報提供する。

テーマレポートの事例としては、平成 28 年 7 月から 1 月、カーブミラーの錆を点検しようというテーマを掲げ実施した。1,117 件のレポートがあった。届いたレポートのうち、ミラーの向きが歪んでいる、汚れているといった課題が 80 件で、本当に該当した課題は 1 件のみであった。

3) 市民と行政の情報共有の機会。

困ったレポートで報告されたもので、市民協働として対応できるものについて、市民の参加を募る。また、解決レポートという機能は、市民参加をより気軽に参加していただけるようにと工夫したものである。具体的には、市民が街中の道路にごみを落ちていた場合、ごみが落ちた状況と、拾った後の状況を写真に撮り、レポートしてもらうような仕組みである。サポーター活動の事例は、公園の遊具が落書きされていたので、清掃してくれる人、花壇の除草をしてくれる人というような事例で募集することで、様々な市民参加型のイベントを立ち上げている。仕組みとしては、困ったレポートで課題が挙がった時に、システム上に日時を表示し、課題を解決する日程を案内し現時点での参加者数も伝えることで参加を促す。また、イベント終了後に、参加者にきれいになった状態をレポートしてもらう。これまでに 26 回実施しているが課題もある。それは市民が参加していただくには、参加者への安全確保が必要であり、市民が参加

できる課題は限られ、緊急性を要しないものでないといけない。それから、市民にお任せというわけにはいかず、職員も一緒に参加する必要がある、そこまで手間を考えると、市としてはもっと実施回数を増やしたいが、市だけで実施の方が早く済むこともある。とはいえ、課題が挙がってくると、市としては対応しなければならないが、それを市民が解決してくれると、市としても負担軽減になる。また、実施事例を報告し、公開されることで、達成感を実感してもらうことでモチベーションを維持し、参加を促す啓発活動の効果を期待している。

4) 行政運営の効率化を図る

行政運営の効率化。事務処理の効率化を留意してシステムを作成した。これまでも電話などで通報を受けていたが、進捗管理までは上手にできていなかった。しかし、ちばレポではシステム上に進捗管理まで同時にできるようになる。また、作業日報、資材の在庫管理も同時にできるため、ちばレポの課題を把握しつつ、行政上の事務処理も同時に行えることで、事務処理の効率化が図られる。

5) 課題

5,117 人がレポーターとなっており、その内訳は 30～50 代が約 77% 占めており、職業別では会社員が 37%、公務員・団体職員が 11% と、いわゆるサラリーマンが 48% と半数近くを占めている。このような世代や職層はこれまで市とのコンタクトがあまりなかった層であるが、ちばレポでは違った結果となっている。このことから、市政の未参加者層に新たなチャンネルの提供ができたと自己評価している。レポートの状況は、困ったレポートについては、累積で 6,154 件のレポートが来ているが、レポートしてくれているのは、実際には 1,187 人と 4 分の 1 となっている。もう少しここを改善する必要がある。

④A I を活用した道路維持管理実証実験について

東京大学を主体に他の自治体や民間事業者等の参画の下、ちばレポをベースにした次世代ちばレポ MyCityReport 実証実験を平成 28 年 11 月～平成 30 年度末に行った。この実証実験は、ちばレポの既存機能に加えて、機械学習、IoT や最適資源配分等の機能を組み込んだオープンソースベースの次世代型の市民協働プラットフォームを開発し、全国の地方自治体に展開を目指す MyCityReport の開発・実証を、自治体の関係部署や住民の参画により行っていくものである。実証実験では、公用車のダッシュボードにスマートフォンを設置し、そのカメラにより撮影した路面の状態を機会学習により画像認識し、道路舗装損傷の自動抽出を行った。その結果、道路舗装損傷の 90%以上を認識することがわかったものの、さらなる判定精度向上が課題として残った。今後は、道路舗装損傷だけでなく、横断歩道のかすれ、ガードレールの損傷、道路標識の不具合なども認識可能することが将来構想としてある。

⑤今後の展開について

公共インフラ中心から、防災、防犯、観光、教育分野での活用も視野に入れている。データの活用も重要で、データを分析し各施策に展開する。また、縦展開と横展開を図っていく。これは、千葉市以外の電力会社や通信事業者などのインフラ管理者にもシステムに参加してもらおうと、これまでは単なる情報提供で終わっていたものが、システム上より進捗管理などの情報共有ができる。また、他自治体への展開については、当初から他自治体の参加を意識しシステムを開発しており、開発費用の負担は不要で、ランニングコストのみで参加を募るも実績がなかった。そのような状況から、東京大学と共同で、ちばレポを基に次世代型のちばレポである MyCityReport を開発したが、平成 30 年 4 月から本格的に運用を開始し、千葉市のほか、室蘭市、沼津市、加賀市、東広島市が参加する。

⑥委員からの質疑

Q 1. 実証実験に参加している自治体は、ちばレポを使用することになるのか。

A 1. 元々、全国展開を目指していたシステムであり、参加自治体が増加すれば、その分ランニングコストも減るため、参加する自治体は、ちばレポを使用する。

Q 2. マイシティ千葉に要する費用はいくらか

A 2. ランニングコストは、マイシティ千葉が 300 万円、ちばレポが 540 万円である。また、A I による道路維持管理の実証実験は国の事業なので、千葉市の費用負担は生じていない。

Q 3. 外部の機関に情報提供した場合、その情報に対してどのように対応を取ったかという後追いができないのではないか。

A 3. お見込みのとおりである。

Q 4. 四日市市がマイシティ千葉と同様のシステムを導入するととなるとどれぐらいの費用負担が生じるのか

A 4. 人口が 30 万前後の場合は、150 万円前後になる見込みである。

Q 5. 以前類似の事業に参加していた足立区、墨田区が参加していないのは何故か。

A 5. 上記の自治体は、東京都が開発したシステムに参加するため、ちばレポには加わっていない。東京都はちばレポを視察した上で、自らシステムを開発している。

Q 6. マイシティ千葉は、東京大学の発案なのか千葉市の発案なのかどちらか。

A 6. マイシティ千葉は東京大学の発案である。ちばレポは千葉市の職員の発案である。

Q 7. マイシティ千葉では、どの程度の道路の損傷個所を把握するのか。

A 7. 90%以上の損傷個所を捉えることができる。

Q 8. ちばレポは0からシステムを構築していったものなのか。

A 8. 開発に至った経緯は、オープンガバメントの取り組みに関する会議で、子育て中の母親からベビーカーを押す際に道路の段差がないと楽である

という話があったところ、NHKの特集番組で千葉市が段差解消に向けた取り組みを行うとの報道がなされ、この際取り組んでみようとなったのがきっかけであり、マイクロソフトが協力してくれることになった。

Q 9. そのような経緯があるのであれば、アプリはマイクロソフト製か。

A 9. 入札の結果、別の事業者が落札している。

Q 10. 大阪府北部地震のブロック塀倒壊事故で顕在化したブロック塀の危険度の把握に応用することはできるのか。

A 10. 応用は考えていない。

⑦所感

千葉市では、市民が暮らしの中で見つけた街の不具合を市に情報提供するシステムであるちばレポを用いて、A I を活用した道路維持管理の実証実験を行っているだけでなく、このちばレポは、市民が自らの街の不具合を市に情報提供する市民協働による街の維持管理を行うものであり、最先端の科学技術を駆使しながらも、地域の担い手である市民の参加を促すという手法は大いに参考になった。また、ちばレポをさらに発展させた MyCityReport を開発したことや、これを参考に東京都などの他の自治体が独自のシステムを開発しているなど、千葉市の動向のみならず、千葉市の影響を受けた他の自治体の新たな動向を把握するに至った。

本市においては、写真や動画の投稿を地図上に災害情報として表示する災害情報アプリの運用を9月1日から始めるが、A I 等を活用した実証実験の実施やシステムの導入はまだ行われていないことから、A I 等を活用した社会インフラの維持について、その効果や課題等を見極め、本市にとって有益なものかについて、引き続き調査・研究等をしていく必要があると感じた。

(3) 下水道接続指導制度について

①制度創設に至った経緯

公共下水道は、多額の費用をかけて整備した社会資本であり、供用開始後、

区域内の建物が速やかに接続されることにより、都市の健全な発展、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等が実現される。そのため、速やかな接続工事の実施を促しているものの、供用開始後も長期にわたって下水道に接続されない建物がある。これらの建物に対しては、以前から戸別訪問や文書の送付等により接続義務や公共下水道の意義について指導を行っていたが、再三の指導にもかかわらず未接続のままになっている事例がある。特に、事業所等の大口利用で未接続のものは、悪臭や下流の公共水域の水質悪化など周辺環境に悪影響を及ぼしており、苦情や相談が数多く寄せられており、より実効性のある指導を行う必要が生じていた。そこで、接続指導をより実効性があるものとするため、条例、規則及び要綱で下水道接続指導制度の施行に至った。なお、アパート等の集合住宅の未接続が問題となったため、接続要綱を一部改正し、賃貸住宅についても特別指導を行えるように制度の拡充を行った。

②下水道接続指導制度の概要

Ⅰ 接続期限（条例第2条の7）	
下水道への接続（排水設備の設置）期限は、「供用開始後1年以内」とする。	
Ⅱ 接続期限の猶予（条例第2条の8～第2条の9、規則第1条の6～第1条の10）	
新たな制度では、公共下水道処理区域内の全ての未接続建物の所有者（法律で供用開始後3年以内の接続義務を定めている汲み取り便所を除く）を対象とするが、やむを得ない事情により期限内に接続工事が実施できない方については、申請により期間を定めて期限を猶予することとする。 ただし、猶予が認められる事由及び期間は下図のとおり。	
猶予事由	猶予する期間
(1) 工事資金の調達が困難な場合	3年以内
(2) 適切な管理のもとに合併処理浄化槽を使用している場合	5年以内
(3) 下水道接続工事をすると建物に被害が出るおそれがある場合	原因が解決されるまで
(4) 土地の形状により下水道への接続工事ができない場合	接続工事ができるようになるまで
(5) 建物が長い間使われておらず汚水が出ていない場合	その建物が使用されるまで
(6) 建物を近いうちに取り壊す予定である場合（区画整理など含む）	2年以内

なお、猶予する期間を過ぎても猶予事由が継続している場合、申請により再度期間を猶予する。																	
Ⅲ 特別指導（要綱第 3 条～第 4 条）																	
接続工事の期限経過後、下図要件の合計点が 10 点以上の建物の所有者に対し、特別な指導を実施する。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>土地・建物の状況</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 単独処理浄化槽(トイレの污水だけを処理する浄化槽)により汚水を処理しているもの</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(2) 建物の排水が年間2,400立方メートルまたは同等以上と推測されるもの</td><td>3</td></tr> <tr> <td>(3) 建物が水質汚濁防止法に定める特定施設に該当するもの</td><td>2</td></tr> <tr> <td>(4) 建物の使用方法が営利目的であるもの</td><td>3</td></tr> <tr> <td>(5) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)3年～10年経ったもの</td><td>1</td></tr> <tr> <td>(6) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)10年～20年経ったもの</td><td>3</td></tr> <tr> <td>(7) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)20年以上経ったもの</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>		土地・建物の状況	点数	(1) 単独処理浄化槽(トイレの污水だけを処理する浄化槽)により汚水を処理しているもの	5	(2) 建物の排水が年間2,400立方メートルまたは同等以上と推測されるもの	3	(3) 建物が水質汚濁防止法に定める特定施設に該当するもの	2	(4) 建物の使用方法が営利目的であるもの	3	(5) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)3年～10年経ったもの	1	(6) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)10年～20年経ったもの	3	(7) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)20年以上経ったもの	4
土地・建物の状況	点数																
(1) 単独処理浄化槽(トイレの污水だけを処理する浄化槽)により汚水を処理しているもの	5																
(2) 建物の排水が年間2,400立方メートルまたは同等以上と推測されるもの	3																
(3) 建物が水質汚濁防止法に定める特定施設に該当するもの	2																
(4) 建物の使用方法が営利目的であるもの	3																
(5) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)3年～10年経ったもの	1																
(6) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)10年～20年経ったもの	3																
(7) 下水道が整備されてから(供用開始されてから)20年以上経ったもの	4																
特別な指導に正当な事由なく従わない場合、下記勧告に移行する。																	
Ⅳ 接続の勧告（条例第 25 条の 5）																	
特別指導に正当な事由なく従わない場合、期限を定めて排水設備の設置を勧告する。																	
Ⅴ 違反事実の公表（条例第 25 条の 6）																	
接続の勧告に従わない場合、法令に違反している旨公表する。																	
Ⅵ 排水設備設置命令（下水道法第 38 条）																	
接続の勧告に従わない場合、法律により排水設備の設置を命令することがある。これに従わない場合、刑事告発することがある。																	

③下水道普及状況

千葉市下水道普及状況

年度	接続世帯	整備区域内 世帯	接続率	接続人口	整備区域内 人口	接続率
H21	398,358	404,956	98.4	912,749	927,770	98.4
H22	403,877	409,686	98.6	919,415	932,566	98.6
H23	406,817	411,839	98.8	920,466	931,739	98.8
H24	409,916	414,268	98.9	921,929	931,633	99.0
H25	414,870	418,577	99.1	924,682	932,867	99.1
H26	420,727	423,914	99.2	929,086	936,036	99.3
H27	426,417	429,072	99.4	932,565	938,301	99.4
H28	431,785	434,163	99.5	934,796	939,874	99.5
H29	437,766	439,858	99.5	937,324	941,710	99.5

出典：『千葉市の下水道と河川 平成30年度』千葉市建設局

④下水道接続指導制度に基づく特別指導

特別指導とは、接続義務者に複数回面接指導を行ったものの、指導に従わない場合、条例に基づき勧告を行ったうえで、違反事実を公表するが、それでも接続しない場合は、法に基づく措置命令を下し、最終的には、刑事告発に至る制度である。千葉市では、平成22年度からこれまでに事業者を対象とした8件の特別指導実績があり、そのうち6件については、特別指導の結果、下水道への接続に至っており、残りの2件については、排水している水質に特段問題がないなどの理由により、通常指導に切り替わっている。

これまで実施した特別指導の内訳は、指導対象者となったのが9件であり、いずれも対象者は個人ではなく事業者であった。そのうち、接続済みとなったのは5件、地形上困難と判明したのが1件、通常指導に切り替えたのが1件となった。

また、特別指導に至るまでに通常の接続指導も行っており、平成29年度の実績では、未接続者への通知文発送が400件、戸別訪問400件、未接続台帳のデータ修正が57件、改造接続件数が10件、猶予申請が86件（猶予決定が71件、猶予却下15件）となった。猶予決定の理由として、資金調達困難52件（73%）、取り壊し予定13件（19%）、適切に管理された合併浄化槽3件（4%）、長期不在建物3件（4%）という内訳である。

なお、特別指導に至る前の通常指導においては、千葉市の職員だけでは人手が足りないということで、委託業務で対応している部分もある。

⑤下水道接続促進にかかる助成制度

公共下水道への接続の促進を図るため、水洗トイレなどの排水設備の改造工事を行う者を対象に、下記の資金の助成制度を設けている。なお、助成制度については、下水道接続指導制度を創設するより以前に設けられている。

【貸付金】

貸付の対象	単位	金額	利子	償還方法
汲取り便所改造排水設備設置	大便器1設備につき	500,000円以内	なし	37か月以内の月賦償還
し尿浄化槽改造排水設備設置	利用1世帯につき			

【補助金】

工事の種類	補助金額		単位
浄化槽の改造工事	供用開始後1年以内	10,000円	1浄化槽
	供用開始後1年を超え3年以内に貸付金を利用しないとき	5,000円	
くみとり便所の改造工事	供用開始後1年以内	10,000円	1便槽
	供用開始後1年を超え3年以内に貸付金を利用しないとき	5,000円	

⑥委員からの質疑

Q 1. 金銭的事情で下水道への接続を行えない場合に、猶予期間を設けているが、猶予期間が終了した際の対応はどうしているのか。

A 1. 猶予期間を迎えるものの、再度猶予期間を設定することで、事実上の猶予期間の延長を行っている。

Q 2. 特別指導を実施したのは、企業に対してのみか。

A 2. 指導対象の案件を点数付するが、その項目の中に排出量という箇所があり、ここで個人と企業の点数差が付くことで、結果的に、企業のみへの

特別指導という実績になっている。

Q 3. 一般家庭に対しては、特別指導に基づく接続指導ではなく、一般家庭を訪問して、接続指導を行っており、そちらで対応可能と捉えているのか。

A 3. 指導対象の点数付の兼ね合いで、接続指導の対象となるのは、どうしても企業になってくるので、一般家庭については、特別指導とは別途実施している家庭訪問で対応している。

Q 4. 補助金制度は特別指導を創設したい際に併せて設けたものか。

A 4. 特別指導を制定する以前から設けてある制度である。

⑦所感

千葉市では、平成 21 年から下水道接続指導制度を設け、下水道接続率の向上に取り組んでいるが、特別指導の実績は、条例に基づく特別指導を実施するか否かを判定するため、土地と建物の状況に応じて設けられた点数の合計が 10 点以上のものが特別指導対象になる。しかし、その土地と建物の状況に応じた点数は、相当量の排水量や営利目的といった一般家庭には該当しない項目もあり、必然的に一般家庭より企業の点数が高くなり、特別指導の対象となる傾向にあることが理解できた。また、一般家庭の接続促進策としては、特別指導だけでなく、下水道接続に要する費用への助成制度も必要であり、なおかつ、特別指導を設けていても、一般家庭に対しては、通常指導の家庭訪問による接続依頼が鍵を握ることは、今後、本市が同様の制度の導入を検討する際に大いに参考となる。

本市においては、今年度から下水道使用料を 10 年ぶりに値上げしたが、接続済みの世帯と未接続の世帯との間の公平性を保つ意味でも、下水道接続率の向上は、今後とも取り組むべき課題であり、その手段の 1 つとして、下水道接続指導制度の創設は検討の余地がある制度であるため、その効果や課題等を見極め、より良いものとなるよう引き続き調査・研究等をしていく必要があると感じた。

(鎌倉市)

1. 市勢

市政施行 昭和 14 年 11 月 3 日

人 口 172,194 人 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

面 積 39.67 平方キロメートル

2. 財政

平成 30 年度一般会計当初予算 596 億 8344 万円

平成 30 年度特別会計当初予算 477 億 2260 万円

合 計 1,074 億 0604 万円

財政力指数 1.01 (平成 28 年度決算)

3. 議会

条例定数 26

4 常任委員会 (総務、教育こどもみらい、観光厚生、建設)

4. 視察事項 「鎌倉市公的不動産利活用推進事業」

「鎌倉市営住宅集約化事業」

(1) 視察目的

鎌倉市では、公的不動産を資産と捉え、その利活用を進めるという、これまでにない視点から、全市的なまちづくりを実現させるための推進力とし、更には鎌倉のまちに住みたい・住み続けたいという思いをもってもらうための新しい価値を創造することで、次代に引き継ぐ鎌倉のまちづくりを実現させる引き金としようとする公的不動産利活用の観点から都市計画を立てている。また、鎌倉市では、市営住宅の建替え対象の 6 団地について、活用可能な市有地の集約化で有効活用が図れる笛田住宅用地と隣接する深沢クリーンセンター用地を第 1 次集約化の候補地として選定し、公的不動産利活用の視点で市営住宅の

集約事業にも取り組んでいる。

鎌倉市が取り組んでいる全市的な公的不動産の利活用については、個々の公的不動産の利活用を検討するのではなく、市内全域の公的不動産の利活用を図るため、市内にゾーンを設けて、それぞれの特性に応じた利活用を図るという従来にない斬新な発想での都市計画である。わが国の不動産約 2,400 兆円のうち、国及び地方公共団体が所有している不動産は約 570 兆円（全体の 24%）を占め、そのうち、地方公共団体は 70%を超える約 420 兆円を所有しているとの統計もあり、公的不動産の利活用は今後ますます重要度を増してくることから、本市においても、都市計画のあり方として、公的不動産の利活用という視点を取り入れられるかどうかは調査研究に値する。また、市営住宅の建て替えについては、これまでに当委員会でも平成 29 年 7 月に休会中の所管事務調査として「市営住宅のあり方」を実施したほか、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 7 次地方分権一括法）の一部の施行がなされ、「公営住宅建替事業については、現在、除却すべき公営住宅等が存していた土地（隣接地を含む。）での建替えのみが対象とされているが、これに加え、複数の公営住宅の機能を集約する場合には、移転先が居住者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに配慮した上で、除却すべき公営住宅等が存していた土地に近接する土地への建替えも対象とする。」と公営住宅建替事業における現地建替要件が緩和された。このことから、本市においても、市営住宅の集約化が本市に適しているのかどうか調査研究を行うことは必要である。

以上のことから、それぞれについて、当市が抱えている現状と課題を踏まえ、今後の施策展開の参考とするべく、その先進事例として鎌倉市を視察することとなった。

（２）鎌倉市公的不動産利活用事業

①背景

人口減少と少子高齢化が全国的に進行する中、鎌倉市も例外ではなく、2010

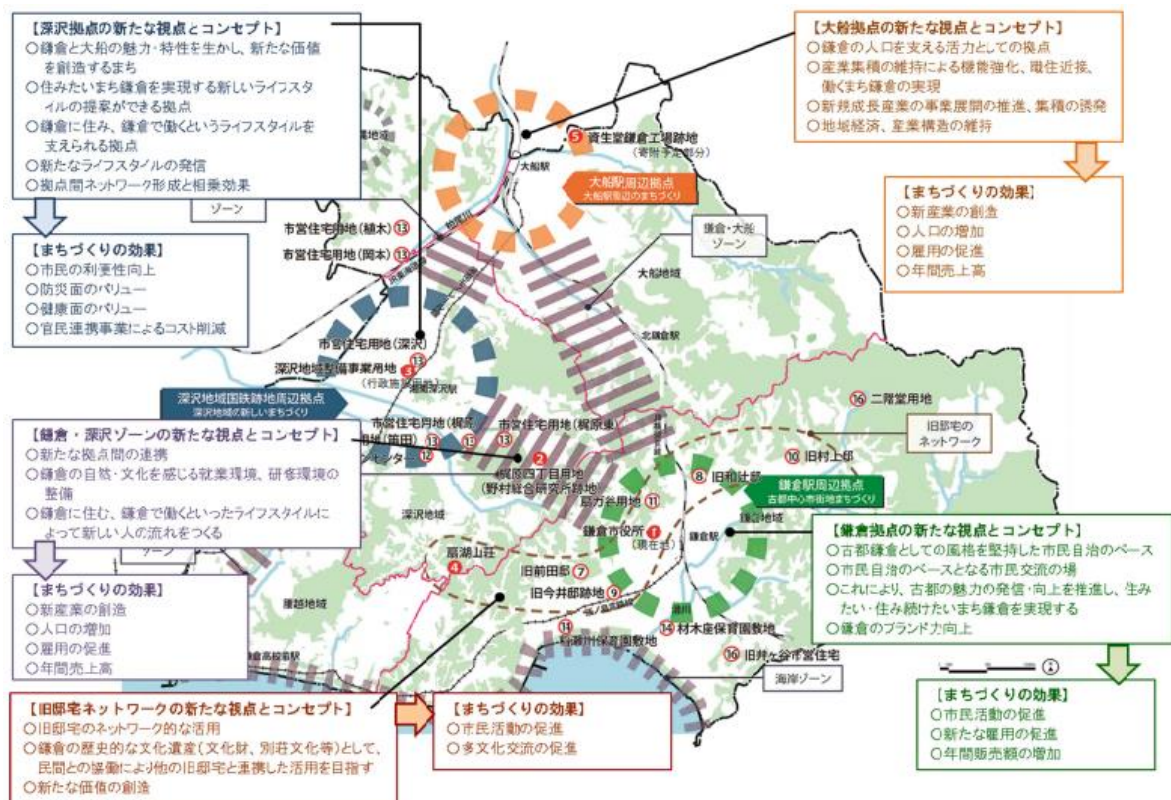
年比で人口が10年後には約10%減少、40年後には約30%減少と推計され、これを克服するために策定された鎌倉市人口ビジョンや鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、働くまち鎌倉、住みたい・住み続けたいまち鎌倉としての魅力確立し、出生率の向上による自然減の克服と転入超過の継続を叶えることで、人口の急激な減少に歯止めをかけ、適正な年齢構成バランスを維持するとしている。

また、鎌倉市では、総合戦略の外に、全市的なまちづくりの基礎となる上位計画として、鎌倉市総合計画や鎌倉市都市マスタープランを定め、これらの計画の実現に向け取り組んでいる。この検討では、鎌倉市が保有する公的不動産の中で、これまでも様々な検討等を行ってきたものの、有効に利活用するに至っていない公的不動産に着目し、この低未利用となっている公的不動産の利活用を積極的に推進することで、上位計画に示すまちづくりの実現を目指すことになった。

②概要

鎌倉市においては、鎌倉・大船・深沢の3つの拠点と、これらを結ぶゾーンが鎌倉市のまちづくりの核になると位置付け、今後のまちづくりを進めるうえで、3つの地域のそれぞれの特徴を生かしながら、都市機能の集積と市民生活の向上を図る拠点として、その機能の充実や発展を促し、相互に作用することで地域に新たな価値を創造することで、鎌倉市全体の活力や魅力の向上につながるとしている。

このため、まちづくりの考え方や視点を「3つの拠点が特性を生かした役割分担をこなし、互いに影響し合うことで、鎌倉市の魅力に磨きをかける」とし、低未利用となっている公的不動産の利活用にあたっては、このような考え方を基本的な考え方として検討を進めることにした。そして、公的不動産の利活用により、今後のまちづくりにインパクトを与えるとともに、地域に新たな価値を創造することで、次代に引き継ぐ鎌倉のまちづくりを実現する引き金となることを目指している。



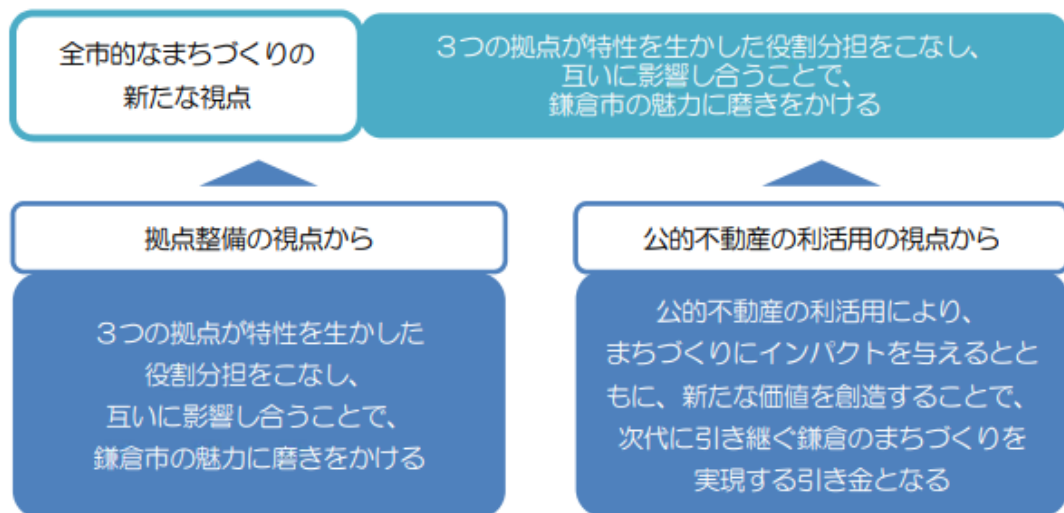
出典：『鎌倉市公的不動産利活用推進方針（参考資料）』鎌倉市

③目的

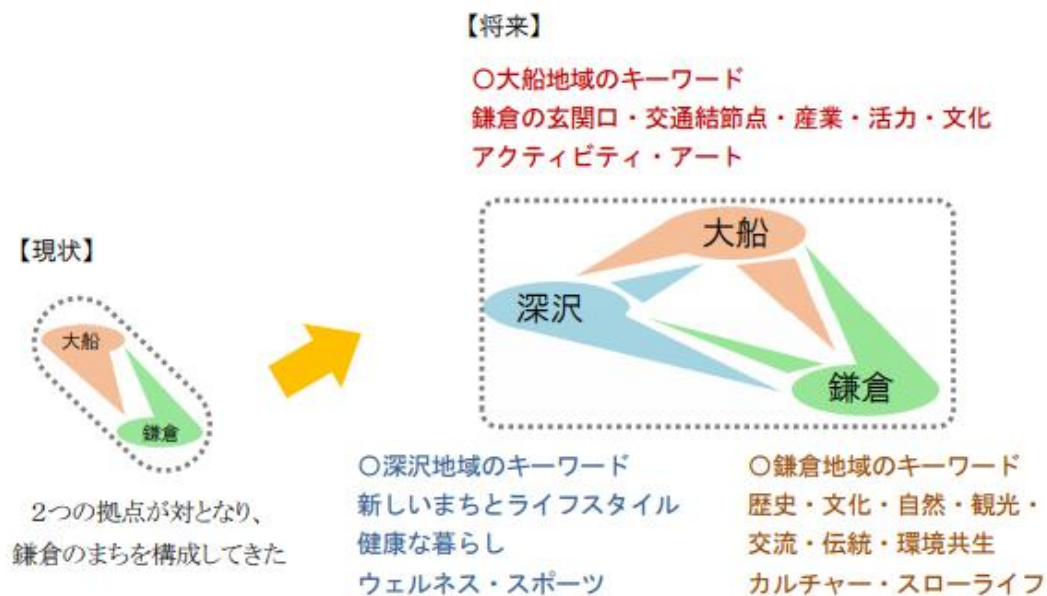
全市的な視点を持った公的不動産の利活用による持続可能な都市経営につながる魅力ある都市創造

④基本的な考え方

鎌倉、大船、深沢という3つの拠点の特性を活用し、それぞれの立場で都市機能の役割を担うことで、都市機能の集積と市民生活の向上を図る拠点として発展し、また、相互に影響し合うことで、鎌倉市全体の活力や魅力の向上につなげる。



出典：『鎌倉市公的不動産利活用推進方針（参考資料）』鎌倉市



出典：『鎌倉市公的不動産利活用推進方針（参考資料）』鎌倉市

⑤市役所庁舎の移転

1) 経緯

市内に公的施設が 230 施設あり、そのうち 7 割が築 30 年を経過しており、木造であれば建て替えの時期に、鉄筋であれば折り返し地点となるが、それをどう建て替えているのかが課題となったことから、平成 27 年に公的施設再編を計

画した。

それに先立つこと平成 25 年に公共施設の維持管理に関する調査を行い、公共施設に対する維持管理費が 17.4 億円必要となり、40 年後に更新するとなると総額で 2,000 億円必要との試算が出た。年間でも 50 億円もの負担となることから、公共施設の再編計画が持ち上がった経緯がある。

公共施設の再編に際しては、財政運営と連動しながら、市民が誇れる施設運営が求められ、これまでとは違った付加価値を付与して再編しなければならない。230 ある公共施設の総面積は 40 万㎡で、そのうち 42%は学校が占めている。少子高齢化社会において、全ての学校を使用するのかという議論になり、夜間使用しないことや多世代が使用できる機能が望ましいのではないかという観点から、学校を再編できないのか考慮することになった。そこで、5つある小学校のうち 1つを地域拠点校として建て替え、同時に公共施設として変更できるように計画しているが、まずは安全性の確保が重要。学校の数減らすことも必要になり、教育委員会とも協議中である。公共施設において、官民連携で公共サービスができないかということも検討している。

また、平成 30 年度の機構改革により公的不動産活用課ができた。これは公共施設再編、管財、営繕が一体となり、全体の建物のマネジメントができるようにと再編されたものである。

このような経緯から市本庁舎についても、建物の耐久性・老朽化、津波に対する脆弱性、耐震性の問題、庁舎や部署の分散化により市民サービス機能が不十分であること、ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応が不十分であること、庁舎の狭あいや分散による業務の非効率化など、多くの課題を抱えており、市役所本庁舎の建て替えが計画されることになった。

2) 建て替え計画

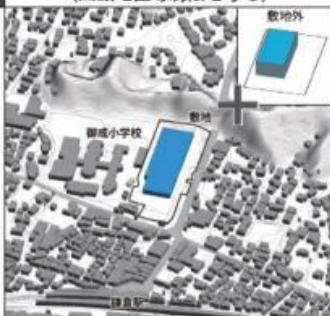
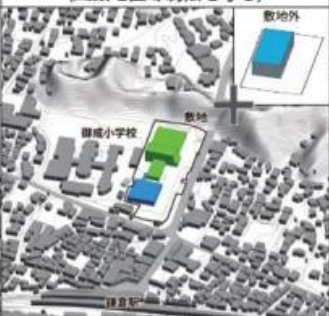
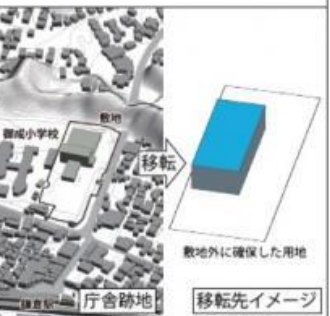
平成 27 年に市役所本庁舎の建て替えの手法として、現在地建替え、現在地長寿命化と増築、その他の用地への移転の 3つが検討することになった。

また、市役所本庁舎は、高さ 10m 及び建ぺい率 40%の風致地区の制限がかか

っていること、本庁舎は防災拠点として求められる耐震性能は有していないこと、本庁舎敷地に隣接する御成小学校では、改築工事の際に中世や古代の遺構が発見されており、現庁舎敷地にも遺構の存在が想定されることという課題を踏まえたうえで、建て替え手法を検討する必要があった。

以下の前提で整備パターンの検討を行い、利点及び課題を整理しています。

- ・現在地の新築・増築は、現在地下を利用している部分以外は、遺構に影響を及ぼさないために、建物の基礎も含めて地下を使わない2階建までの計画として検討しています。

整備パターン	案①：現在地建替え (風致地区等制限を守る)	案②：現在地長寿命化+増築 (風致地区等制限を守る)	案③：移転建替え
整備イメージ			
庁舎面積	延床面積：1.41万㎡ →現敷地外で確保1.59万㎡	延床面積：1.54万㎡ →現敷地外で確保1.46万㎡	延床面積：3.0万㎡ →現敷地で跡地活用1.2万㎡
利点及び課題等	・現在地で市民対応機能を中心とした機能を配置できるが、庁舎機能を一つの建物に集約できない。 ・敷地に余裕がなく、駐車場の確保等が困難である。	・現在地で市民対応機能を中心とした機能を配置できるが、庁舎機能を一つの建物に集約できない。 ・耐震改修や設備の地下からの移設を含めて新築と遜色ない改修費用が見込まれるが、耐用年数は半分の50年となる。 ・敷地に余裕がなく、駐車場の確保等が困難である。	・庁舎機能を一つの建物に集約できるが、現在地で市民対応機能を確保できない。 ・対津波など、現在地における防災的な課題が解決できる。 ・現庁舎の有効活用を検討できる一方で、移転先用地が必要となる。 ・他の案と異なり、引越しが1回で済み、仮設庁舎も不要である

出典：『本庁舎整備に向けた取組』鎌倉市

3) 本庁舎整備方針策定委員会

平成28年には建て替えの方針を策定するため、学識経験者や各種団体の代表者で構成する本庁舎整備方針策定委員会を設置するとともに、市民からの公募により市民対話を行い、また、市民対話（協働・拡張ワークショップ）を開催するなど、市民の意見聴取を行った。

市民対話（協働・拡張ワークショップ含む）では、「市民が集える機能がほしい」、「災害に強い場所に建てるべき」、「皆がそこで働きたいと思う魅力的な職場であってほしい」などの意見があった。これらの市民意見を踏まえ、本庁舎整備方針策定委員会では、「防災・減災」、「機能・性能」、「まちづくり」及び「時

間・コスト」などの評価指標から、現在地には市民サービス機能を残すため、移転による整備を行うことを市に提言し、市も移転による整備を行うと決定した。

4) 公的不動産利活用の視点から移転先を選定

平成 29 年には、移転先の基本方針として「敷地は、原則として市有地であること、所要規模の本庁舎が整備できる土地の面積を有すること、整備方針の基本的な考え方（安全性・利便性・経済性・まちづくり）にそぐうこと」が掲げられ、公的不動産である深沢地域整備事業用地（行政施設用地）、梶原四丁目用地（野村総合研究所跡地）、扇湖山荘、資生堂鎌倉工場跡地、鎌倉市役所（現在地）の利活用とともに、全市的な視点から移転候補地の検討を公的不動産利活用推進委員会で行うことになり、深沢地域整備事業用地と梶原四丁目用地とに絞られた。

この間、公的不動産利活用推進委員会だけでなく、かまくらまちづくり市民対話を進められ、その中で、市民の利便性の維持・サービス提供の効率化が最も重要であるとの結論に至り、その条件に最も適しているのが深沢地域整備事業用地となった。

5) 移転先と現在地の考え方

鎌倉市では「本庁舎は深沢整備事業用地に建設を予定している消防本部、総合体育館、グラウンド等と連携し、全市的な防災力の向上、賑わいの創出、まちの暮らしやすさの向上、行政サービスのコスト削減を目指します。本庁舎の跡地には、市民サービスや相談のための窓口を残し（主に現在の市役所の 1 階にある機能）、図書館、学習センターなどを再編し、生涯学習、芸術文化、市民活動、多世代交流などの拠点化を目指します。これらの実現にあたっては、民間活力（PPP/PFI などの官民連携）の活用により、財政負担の軽減に努めます。」としている。

⑥委員からの意見

Q 1. 市庁舎の建て替えについて、リース方式などの民間の活用は検討していないのか。

A 1. P F P 方式の活用を検討している。

Q 2. これまでに市庁舎の建て替えについて、市民の声の集約は行っているのか。

A 2. 無作為に市民 2,000 人にアンケートを送付したほか、以前会議などに参加した市民に対しても参加を呼びかけ、市民の声を募ったところ、パブリックコメントは 106 件あった。

Q 3. 建て替えに要する費用は、基金から充てるのか。

A 3. 基金は積み立てたばかりであるので、起債を行う予定である。

Q 4. 市庁舎建て替えに対する市民の反応はどうか。

A 4. 移転を発表した際には反応はなく、具体的な移転候補地を発表した中間発表の際にもそれほど反応はなかった。その後、少しずつ自治会への説明などを通して、周知を図ってきたところ、少しずつ意見が出てくるようになった。

⑥所感

鎌倉市では、現在、市庁舎の建て替えが計画されており、現在地での建て替えが検討されたものの、風致地区のため制限があるなどの課題があり、移転して建て替えることになったが、その際には、全市的な公的不動産の利活用という視点で、3つのエリアのうち、新しいまちとライフスタイルと位置付けた深沢エリアにあった公的不動産を整備事業用地として移転先に選定し、現在地についても生涯学習、芸術文化、市民活動、多世代交流などの拠点化を目指すとし、単体の市庁舎の建て替え事業として取り扱うのではなく、全市的な公的不動産の利活用の1つとして、新たな庁舎を建設するとともに、庁舎の跡地となる現在地には市民活動や芸術文化等の拠点とするなど、多角的な視点により、鎌倉市の都市の魅力を高める取り組みを行っている。

また、国土交通省では、地方公共団体が所有する不動産を公的不動産と表現し、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済活性化や財政健全化も踏まえ、適切で効率的な管理や運用を推進する取り組みを進めていることから、本市においても、公的不動産の利活用をより意識した取り組みが求められる可能性がある。加えて、鎌倉市のような特定の土地のみの利活用として捉えるのではなく、市内の地域の特性を最大限活用できるように、それぞれの特性に合った開発テーマを設定し、都市の魅力を高めていくことは、中心市街地活性化を初めとする都市計画を推進していく上で、これまでにない新たな発想であり、その効果や課題等を見極め、より良いものとなるよう引き続き調査・研究等をしていく必要があると感じた。

（３）鎌倉市営住宅集約化事業

①概要

鎌倉市では、市営住宅 11 団地のうち、昭和 30 年代から 50 年代に建設され老朽化が進む市営住宅 6 団地（植木住宅、深沢住宅、笛田住宅、梶原住宅、梶原東住宅、岡本住宅 計 496 戸）について、1～2 か所程度に集約化し建て替え整備を行う計画を立て、第一次集約化の候補地として、公的不動産の利活用の視点も踏まえ、建て替え対象の笛田住宅及び隣接する深沢クリーンセンターの余剰地とすることを平成 28 年度に決定した。事業手法については、本事業では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づく PFI 事業の導入について検討することとしている。なお、この笛田住宅及び隣接する深沢クリーンセンターの余剰地における集約で確保できない住戸分については、これ以外の市営住宅用地を活用し第 2 次集約を行う予定である。



出典：『公共施設再編計画 (11)市営住宅 (先行事業)』鎌倉市

②目的

市営住宅を集約化し、安心して住み続けられる住宅を提供するため、老朽化が進む市営住宅の早期の建替を進めることで入居者の安全性を確保するとともに、移転建替による引越しが必要となる入居者の負担の軽減、入居者や入居希望者の世帯構成にあわせた住戸、安心して住み続けられることができる良質で低廉な住宅の供給、余剰地として生み出される土地の有効活用、さらには、効率的な施設の管理による施設の健全化と維持管理コストの抑制を目的として整備を進めるものである。

③集約化事業の特徴

(1) 建替期間の長期化による入居者や周辺住民への負担とならないよう、効率的かつ早期に建替事業を完了する。

- (2) 高齢者単身世帯を含む 1 ～ 2 人世帯が多い状況に配慮した住戸を整備する。
- (3) 維持管理費を縮減する住宅性能を確保する。
- (4) 公営住宅の整備や管理については、民間事業者のノウハウを活用する。

④集約化に至るまでの経緯

公共施設再編計画の策定の取組の中で、市営住宅は先行事例として事業を進捗していくことになった。内閣府の複数施設の集約化及び余剰地の利活用を図る公営住宅等の整備・運営事業に関する調査・検討支援等業務による支援を受け、市営住宅の集約化を含めた検討を行った結果、市有の市営住宅 7 団地のうち、諏訪ヶ谷ハイツを除く 6 団地を、1 ～ 2 箇所程度に集約化して整備することになった。

平成 28 年に市営住宅集約化の候補地について、「入居者の負担軽減のため、仮移転を行わない、集約対象団地から 2 箇所を選定し 496 戸を確保する、簡易耐火構造住宅の入居者の移転を先行する、候補地とならない敷地は売却・賃貸等で有効活用するという条件で選定に着手した。

⑤集約化候補地

検討の結果、入居者の引越し回数を極力減らすため、既存市営住宅が建つ敷地以外で用地を効率的に活用できる深沢クリーンセンター敷地の余剰地と既存の笛田住宅敷地を第 1 次事業の候補地として選定した。また、この 1 か所だけでは戸数を確保できないため、第 1 次事業が終了後に取り掛かる第 2 次事業候補地として、深沢住宅、梶原東住宅、岡本住宅のいずれかを選定することとし、これらを併せて集約対象団地の従前戸数 496 戸を確保する。そして、第 2 次事業候補地の選定では、民間事業者による開発意欲を高めるため、より利用価値の高い敷地を余剰地として残すよう配慮することとされている。

⑥今後の事業スケジュールと事業手法について

まず、第1次事業では、第1期移転として、深沢クリーンセンターに整備し、特に老朽化の著しい簡易耐火構造の住宅の入居者の移転を優先し、残りの中層、中高層耐火の住宅の入居者が移転する。そして、第2期移転として、移転後、笛田住宅を建替え、第1期で移転していない入居者を移転させる。

次に、第2次事業では、第1次事業で入居者の移転が完了した深沢住宅・梶原東住宅・岡本住宅のいずれかを建替え、第1次事業で移転しなかった入居者を移転させることになる。

また、事業手法については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づくPFI事業の導入について検討するが、管理の部分をPFI事業に含めるかどうかを検討している。維持管理まで事業に含めるのが理想だが、この方式はBTO事業となり、財政負担が増すため、費用面ではネックとなる。

⑦委員からの意見

Q1. 集約化対象の住居は満室なのか。また、全般的に市営住宅の入居率はどうか。

A1. 基本的には、殆ど入居している状態である。

Q2. 市営住宅に対する今後の需要をどう見込んでいるか。

A2. 今後も需要はあると見込んでいる。

Q3. 集約後に空き地となる土地については売却するのか。

A3. 公的不動産利活用事業でも説明があったと思うが、売却するかどうかを決めずに、リース若しくは売却など何が一番いいかを含めて民間の考え方に委ねる。

Q4. 建て替えの工法は。

A4. RC工法を想定し、100年ぐらい維持させる計画である。

Q5. 移転候補先の選定に際して、入居者の意見を反映させているのか。

A 5. 入居者の意見は反映させていないが、移転候補先の住民の意見は聴取している。

Q 6. 庁舎及び市営住宅の移転ともに財政負担が大きいと思うがどのように考えているのか。

A 6. 国庫補助金や市債で賄い、かつ不要となった公有地を売却し、財源を捻出する。

⑧所感

鎌倉市では、老朽化が進む市営住宅6団地について、1～2か所程度に集約化し建て替え整備を行う計画であるが、これは全市的に取り組んできた公共施設のあり方という議論が出発点になり、公的不動産の利活用という視点で、単なる市営住宅の建て替えではなく、都市計画の一環として取り組んでいるものであり、先述の市役所本庁舎の建て替えと同様である。そして、市営住宅の建て替えについては、現在地での建て替えのほか、公営住宅法の改正に伴い近傍地での建て替えも可能となったため、現在地での建て替え以外の選択肢も取れるが、どの手法が相応しいかは、各自治体の取り巻く環境に基づき判断されるものであり、本市の場合はどちらが相応しいか見極めることになると思えば、まずは、本市なりの調査研究を行う必要がある。

また、鎌倉市では、市営住宅のみならず、公的施設のあり方を検討する際に、終始一貫しているのは、市民サービスを向上し、公的不動産の価値を最大限に高めるというところに主眼を置いていることであり、都市計画の視点として、公的不動産の利活用促進という手法は大いに参考となるものであり、鎌倉市の取り組みの中で出てきた成果・課題を踏まえ、当委員会として本市の今後の市営住宅のあり方について議論していきたい。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

質疑なし

【シティ・ミーティング】

《テーマ：公共交通について》

○ 小山田地区のバスの運行本数が減少し、かつ料金が値上がりしている。通学に利用する子どもの利便性が損なわれ、保護者の負担も増している。また、あすなろう鉄道にしろ、デマンド交通の社会的実験にしろ、周知方法を再考した方が良いのではないか。

⇒議員 市内の公共交通については、車社会の発展や不採算路線の見直しなどにより、便数の減少に伴う利便性の低下による利用客がさらに減少するという悪循環に陥っている面があるが、車に乗れない高齢者などの社会的弱者や学生の交通手段の確保として、デマンド交通の社会的実験に取り組むなど、試行錯誤をしている。

○ デマンド交通の実証実験は、身近に利用する者がいたので、知っていたものの、身近に利用する者がいなければ、その存在そのものを知らず、周知方法に課題があると思う。

⇒議員 今回実施したデマンド交通の実証実験の評価検証を行った上で、今後も引き続き実証実験を行う場合には、今回いただいた周知方法の課題を踏まえて、実証実験に取り組むように、担当部局に伝える。

○ デマンド交通の告知について、回覧だけではなく、市としてしっかりとした告知を行ってほしい。

⇒議員 今回実施したデマンド交通の実証実験の評価検証を行った上で、今後も引き続き実証実験を行う場合には、今回いただいた周知方法の課題を踏まえて、実証実験に取り組むように、担当部局に伝える。

○ あすなろう鉄道を利用しようと思うと、駅まで車で行く必要があるが、駅前に駐車場がないので、利用しようにもできない。また、四日市市内では鉄道の沿線沿いの地域とそうではない地域では公共交通の実情が違うため、その地域の実情に応じた公共交通のあり方を考えてほしい。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ デマンド交通に告知については、担当部局から自治会に対して、しっかりとなされており、その点は問題はなかった。ただ、それが浸透するような周知には、至っておらず、ここが一番難しいところである。

⇒議員 今回実施したデマンド交通の実証実験の評価検証を行った上で、今後も引き続き実証実験を行う場合には、今回いただいた周知方法の課題を踏まえて、実証実験に取り組むように、担当部局に伝える。

○ デマンド交通の夫婦で利用しようと申し込んだものの、利用条件に合致するものがなく、結果的に利用はしなかった。このように利用を検討したものの、利用できなかった人もいると思うので、その背景を探る意味でも、2か月程度の実験期間ではなく、もっと期間を設けるべきではなかったのか。

⇒議員 今回実施したデマンド交通の実証実験の評価検証を行った上で、今後も引き続き実証実験を行う場合には、今回いただいた周知方法の課題を踏まえて、実証実験に取り組むように、担当部局に伝える。

○ 資料のタクシー事業者に関する事項の中で、運行困難な地域に小山田地区があるがどういうことか。また、コミュニティバスを市内全域で運行させる計画はないのか。

⇒議員 市内のタクシー事業者の営業所は市の中心部にあるため、中心部から郊外的小山田地区は距離的な制約で、運行が困難と回答していると思われる。また、NPO法人が運行しているコミュニティバスについては、現在、羽津地区で運行されているものである。また、コミュニティバスは、NPO法人が羽津地区で運行しているものであり、それを小山田地区でも運行させる計画があるかどうかまでは把握できて

いない。

- 地域として支えられることは皆で協力し合い、地域の公共交通は地域で守っていくという姿勢が必要ではないか。しかし一方で、ボランティアで地域住民の送迎をしようと思うと、事故に遭った際のリスクが浮上し、二の足を踏んでしまう現実もある。

⇒議員 そのような課題を解決できる手段の1つとして、デマンドタクシーの活用を検討し、実証実験に至った経緯がある。

- 均一的ではなく、地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討するべきではないか。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

- 公共交通は特定の地域の問題ではなく、四日市市全体の問題でもある。公共交通を社会的資源として残すことは大切であるが、幅広い視点で公共交通の仕組みそのものの見直しに取り組むべきではないか。

⇒議員 現在、公共交通とは何かが問われている。この地域にはどういう課題があり、その課題に対して、どのように対応すべきなのかを掘り下げていく必要がある。そうしないと、場当たりの対応に終始してしまう恐れがある。

- 笹川通りを通るバスは朝夕にあるのみで、日中の便がなく、四郷地区市民センターに行こうにも、利用できる公共交通がないのが現状である。

⇒議員 地域住民自らが、バスの路線変更については、運行している会社に対して、地域のこのようなニーズがあるという声を届けてほしい。これらは他の地域でも同様の課題であり、運行会社にとって、利益がでない路線は維持していくのが困難である。そのような事情がある中、何ができるかという、まずは地域が求めているものは何かということを把握し、方向性を見出す必要がある。一方で、同じ地域内でも置かれている状況が違うこともあり、地域内での意見集約を図ることが難しいという課題もある中、容易にできることではないことは重々認識しているが、地域の最大公約数的な意見集約を図っていただくなどの地域での取り組みも必要であり、皆さ

まのお力添えを賜りたい。

《その他》

- 以前から問題になっているごみの持ち去りについて、早朝に持ち去る者がいるが適切な対応を取っているのか。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

- 大阪府北部地震のブロック塀倒壊事故を受け、小山田地区内で危険と思われるブロック塀について、その撤去を持ち主に依頼し撤去していただいている。そのような中、新聞報道にあったブロック塀の除去に対する市の補助について、柔軟な運用を行われるように市に伝えてほしい。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

【議会報告会】

- スポーツイベントなどで県外からの参加者の増加とシティプロモーション部が所管の観光案内の対応とどのような関連性があるのか。
⇒議員 スポーツツーリズムという観点から見ると、スポーツイベントに参加するなどで、県内外から多くの方にお越しいただいた際に、本市の魅力をPRする良い機会ととられ、そのPRに努めることで、スポーツイベントだけでなく、本市の観光地にも目を向けていただく機会とすることで、観光との関係を見出すことができる。
- 数年前に上下水道局の施設をしない倉庫から備品が盗難される被害があったが、その後、盗難に遭った備品の補充について、予算面での対応はどのようなものだったのか。
⇒議員 数年前に備品の盗難があったと記憶しているが、その後の対応について、詳細を把握していないため、回答を控えさせていただきたい。
- 今夏に開催されたインターハイに関連して、インターハイの会場ともなった霞ヶ浦緑地について、数年前に発砲事件があったものの、未だ解決に至っておらず、そのことを三重県の所管部局が把握していないと聞くがどうなっているのか。
⇒議員 発砲事件があったことは把握しているが、そのことを市から県に報告していなかったということについては、把握していない。
- 本市は空き家対策として、どのような支援を行っているのか。
⇒議員 造成されてから40年以上経過している団地を対象として、空き家対策の補助金による支援はあるものの、利用実績は伸び悩んでいるのが現状である。
- 三重とこわか国体に向け、霞ヶ浦テニスコートを整備したが、これは市の事業として実施したものである。市内には、県営のスポーツ施設がなく、市が負担するだけでなく、三重とこわか国体は県の事業でもあることから、県営のスポーツ施設の誘致も必要ではないか。
⇒議員 指摘されていることは理解できるが、三重県の財政状況は本市の財政状況と比較すると財政的な余裕はなく、市内に県営のスポーツ施設を整備するのは、現実的に

は難しく、そのような事情の中、三重とこわか国体が1つの契機となり、霞ヶ浦テニスコートや新中央緑地体育館の整備が決まった経緯があり、ご理解を賜りたい。しかしながら、県営にスポーツ施設については、北勢地方にも整備されるように、三重県への働きかけは必要であると思う。

- 霞ヶ浦緑地公園内において、現在、新霞ヶ浦球場の整備などの工事の影響で、車幅の狭い道を歩いて行かねばならず、すぐ脇を車が通行することから安全面での配慮が求められる。

議員⇒ ご意見として承り、担当部局にも伝える。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：スポーツについて》

- 障害者が参加する三重とこわか大会について、市内で開催される競技はバレーだけか。
⇒議員 四日市市では、身体障害者、知的障害者の方に出場いただく。

- JFLで活動しJリーグ参入を目指しているヴィアティン三重だが、Jリーグ参入の条件として、課題となっているのは競技場であり、条件を満たす新たな競技場を整備する計画はあるのか。

⇒議員 ヴィアティン三重がホームグラウンドとして使用している中央緑地陸上競技場は、Jリーグ参入基準が観客席5,000席なのに対して、2,000席しか観客席がなく参入基準を満たしていない。また、三重県内には、ヴィアティン三重を含め4つのJリーグ参入を目指すチームがあり、今後の方向性を考慮すると、オール三重としてまとまる必要がある。このような経緯から、現状としては、市単独でJリーグ参入基準を満たす競技場の整備は難しい。

- Jリーグだけでなく、市内で活動するクラブチームとして、三重女子ラグビーチームPEARLS（パールズ）が近年活動を始めたが、練習する場所の確保にも苦労していると聞くが、女子ラグビーの公式戦を行う場所は市内にあるのか。

⇒議員 今夏オープンした中央緑地フットボール場は、ラグビーが行える競技場としての

サイズは確保しているが、照明などの施設面が公式戦を行える規格を満たしているかまでは把握していない。

○ 霞ヶ浦公園内の野球場について、今後改修する予定はあるのか。

⇒議員 霞ヶ浦公園内の野球場のうち、霞ヶ浦第2野球場はスコアボード改修工事を行う。

○ 霞ヶ浦緑地の野球場で公式戦があった際に、試合中に駐車していた車が車上荒らしの被害にあったが、把握しているか。

⇒議員 車上荒らしの被害があったことは把握しておらず、被害があったことを担当部局にも伝える。

○ 三重とこわか国体に向け、市民として何をするべきか。

⇒議員 市として国体に向けて集中投資しており、整備されたものをどう活用していくかが課題である中、スポーツにはする・みる・ささえるという3つの視点があり、市民それぞれのスポーツに対する接し方があると思うので、まずはスポーツに親しんでいただきながら、身近にできた施設を利用していただければと思う。

○ 全国大会や国際大会で活躍する選手の育成も大切だとは思いますが、市民が平等にスポーツに親しむことで、様々なスポーツ活動を通して、スポーツ人口の底上げをしていくことも大切ではないか。

⇒議員 ご指摘の通りであり、市民がそれぞれ立場で親しめるスポーツに取り組めるように、誰もが利用したくなる施設の整備も大切である。

○ 新しい競技施設の整備も大切であるが、身近にある小学校の体育館などが利用できれば、もっとスポーツに親しめる環境になるのではないか。

⇒議員 地域の人に利用してもらえるように、学校開放事業を実施しているものの、まだまだ制度の存在を知られていないのが現状であり、施設整備も大切だが、ソフト面も含め、多くの市民にスポーツに親しんでいただけるように、取り組む必要がある。

○ インターハイなどで市内の高校が活躍し、その活躍ぶりが報道されれば、本市のPRにむつながるのではないか。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

【議会報告会】

- 八郷地区は I T 関連企業の工場立地に地元として協力してきたが、一方で地区の人口減少や I T 関連企業の稼働に伴う朝夕の渋滞などの課題があり、市として工場立地だけでなく、このような地域住民の生活環境の向上などの課題に対する取り組みも行うべきではないか。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

- 資源物の持ち去りが相次いでいるが、通学路の周辺にごみの集積場があり、生徒への安全面の確保に不安を覚えるほか、資源物を持ち去る際に、道路を塞ぐように停車されると、交通の妨げになるが、本市の対応状況はどうか。

⇒議員 八郷地区に限らず、市内外でも同様の事案は発生しており、市としては、住民には自らの安全を最優先にと啓発した上で、市の方で巡回パトロールを行っているが、法律上罪に問うのが難しい側面もあり、打つ手が限られているのが現状である。平成29年度には、市として巡回パトロールを手始めに手順を踏んで対応を行った結果、罰金刑が確定した案件が3件あるが、一方で、パトロール巡回中に職員が2名負傷するなど、安全面での課題があり、今後課題を解決する良案があれば、提案していきたい。

- 資源物の持ち去り対策に、市に複数名配属されている警察OBを活用しないのか。

⇒議員 資源物の持ち去りを監視する巡回パトロールには、市の警察OBが同行している。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：スポーツについて》

- 三重とこわか国体のカヌー競技が行われる伊坂ダムについて、市の整備計画にないのは何故か。もう少し市として支援する姿勢があっても良いのではないか。

⇒議員 伊坂ダムを所管するのは三重県であり、カヌー競技は三重県の負担で仮設対応するため、その実施主体は三重県であることから、市としての整備計画はないが、ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 三重とこわか国体のカヌー競技が伊坂ダムで開催されるカヌー競技については、仮設の施設で対応するとなっているが、三重とこわか国体開催を機に、市として整備を行うべきではないか。

⇒議員 伊坂ダムを所管するのは三重県であり、カヌー競技は三重県の負担で仮設対応するため、その実施主体は三重県であることから、市としての整備計画はないが、ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 伊坂台から伊坂ダムへ直接行ける道路がない。伊坂ダム周辺に新しい道路ができたものの、それまで使用していた県の企業庁が所管する道路が使用できなくなっており、三重とこわか国体開催中に渋滞が発生する恐れのほか、構造的に駐車場の不足が懸念される。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 三重とこわか国体のカヌー競技が開催される際に、臨時の駐車場として伊坂ダムのテニスコートを使用するが、使用期間や使用後の対応はどう考えているのか。

⇒議員 カヌー競技開催期間には伊坂ダムの一部の駐車場を関係者用の駐車場として使用することを計画しているが、伊坂ダムは多くの方が利用する施設であるため、管理事務所前の駐車場は大会期間中も一般の方の利用を妨げないように配慮する。また、伊坂ダムのテニスコートに一時的に選手控所を設けるため、9月21日頃から10月5日までの期間にテニスコートを使用できないことについて、部活で使用している桑名西高校からは承諾してもらっており、地元住民にも丁寧に説明を行っていく。なお、カヌー競技は県負担での仮設対応になるため、フェンスの付け替え及び人工芝の設置などの整備は検討していない。

○ 不慣れな場所で道に迷ってしまうといけないので、三重とこわか国体開催中は、会場への案内表示をしっかりと行ってほしい。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 三重とこわか国体のカヌー競技が伊坂ダムで開催されるが、諸課題があるため、市としてもっと現場を確認してもらい、市と地域との情報共有が図られることを望む。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 伊坂ダムの整備について、常設のカヌー競技が行える施設の整備までは望んでいないが、八郷地区は大手 I T 関連企業の工場立地に地元として協力してきた。三重県が管理するものなど、市として対応するのが難しいのはわかるが、三重とこわか国体を機に、既存の施設の老朽化対策や駐車場の整備をと望む声が地元にあることはわかってほしい。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ N P O やさが管理する施設の裏側にがれきが残っている。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 伊坂ダムのテニスコートについて、三重とこわか国体を機会に何か整備する計画はないのか。また、大会期間中に駐車場が明らかに不足すると思うがどうするのか。

⇒議員 伊坂ダムを所管するのは三重県であり、カヌー競技は三重県の負担で仮設対応するため、その実施主体は三重県であることから、市としての整備計画はない。また、駐車場が不足する懸念については、ご意見として承り、担当部局にも伝える。

【議会報告会】

○ 資源物の持ち去り問題について、抑止効果が期待できる防犯カメラを設置してはどうか。

⇒議員 カメラの設置も含めて、様々な対応策を議会でも議論しているが、効果的な対策を見出すのが難しい。

○ 不法投棄に対する罰則のように、資源物の持ち去りに対する罰則を規定する条例を設けないのか。

⇒議員 議会でも議論しているが、資源物の持ち去りについては、資源物が無主物として取り扱われるため、法的な根拠に基づき対処するのは難しい側面がある。

○ 堀木日永線などの自転車レーンが整備されている道路の中には、自転車レーンをかすめるように自動車を通らざるを得ないような狭いところもあり、自転車レーンを使用することがかえって危険を伴うことになるのではないか。

⇒議員 自転車レーンに関する危険な箇所については、議会としても市に対して改善を図るように指摘しており、今後も現状を把握の上、改善すべきところは改善するように働きかけていく。加えて、歩行者優先、自転車優先という交通安全に対する意識を高めることで、歩行者や自転車の安全確保を図っていく。ご意見として承り、担当部局にも伝える。

○ 新保々工業団地の整備計画が進捗する場合、工業団地周辺には木々が生い茂り、自然の豊かさを感じられる憩いの場所であると思っているが、そのような自然が残るところも開発計画に含まれるのか。

⇒議員 みえ森と緑の県民税の使途については市民の憩いとなる場所の環境保全にこそ用いるべきであると思うが、ご意見として承り、担当部局にも伝える。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：所管事項全般について（あすなろう鉄道・中央緑地）》

- ゾーン30を整備しているというが、市内各所で交通規範を遵守していないことが散見される。多くの人が交通規範を遵守するように取り組んでほしい。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局にも伝える。

- 災害時に避難所となる施設には聴覚障害者が避難しやすいように案内標識はなされているのか。

⇒議員 各地区の連合自治会において、聴覚障害者が施設に避難しやすいように順次案内標識を設置しているところである。

- あすなろう鉄道のシースルー車両について、導入されてから乗車したが、夜間だったため車両の下景色を見ることができなかった。全ての運行でとは言わないが、主要駅に停車した際にライトアップをし、車両の下を見ることができるようにと、枕木等にこにゅうどうくんのイラストをプリントして、子供が探すような仕掛けがあると喜ばれると思うので、検討してほしい。

⇒議員 子供だけでなく大人も楽しめるような仕掛けであり、興味深い提案をいただいたと思う。ご意見として承り、担当部局にも伝える。

7. 高校生議会意見書

平成 31 年 2 月 26 日

各常任委員長 様

広報広聴委員長（四日市市議会議長）

竹 野 兼 主

四日市市議会高校生議会において提出された意見書の活用について

平成 31 年 1 月 26 日に開催されました四日市市議会高校生議会につきまして
は、開催にあたり多大なご尽力をいただきましたこととお礼申し上げます。

高校生議員の皆様からいただきました意見書につきまして、別添のとおりで
ございますので、各常任委員会の所管事務調査等の項目として取り扱っていただ
くなど、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、改選後の体制に引き継いでいただく場合につきまして、平成 30 年定例
会常任委員会年間白書へ明記いただくことにつきましても、併せてよろしくお
願いいたします。

意見書（これからの公共交通を考える委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. バスの利用環境の向上のため、近鉄四日市駅の発着場を1つに集約し、行き先の表示が他府県からの来訪者でも利用しやすいように、わかりやすい案内表示にすること。
2. 朝夕の公共交通機関の本数が多い時間帯とは違い、学校の試験期間中は電車の本数が少ない時間帯に帰宅することから、待ち時間が長くなるため、利便性の向上のため、試験期間中に限り、その本数を増便すること。
3. バスの料金が高く、料金表がわかりづらい。また、路線によってはＩＣ乗車券の利用ができないことから、利用環境の改善に余地があるため、利用環境の改善に努めること。
4. 公共交通機関は通勤や通学に利用するだけでなく、電車に乗ることを楽しむ方も見えるため、電車に乗ると面白いと思えるような取り組みも取り組むこと。
5. 自転車通学の際に危険個所にカーブミラーの設置や歩道と車道の区別を明確に行い、自転車や歩行者の安全・安心に取り組み交通事故の減少につなげること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（どうなっているんだ？図書館委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 託児所、学習室、小ホール、カフェなど、様々な世代のニーズに応えることができる機能を有した総合的な文化発信拠点として、市民が集う魅力的な図書館とすること。
2. 本を通じて、多世代・多文化同士が集い、交流することができるコミュニティースペースの設置やイベント開催など、本を読むだけでなく、人との関わりを持つことができる図書館とすること。
3. ユニバーサルデザインの配慮、駐車場の利便性向上、海外図書の充実、開放的なスペースの設置など、世代、年齢、国籍に関係なく、誰もが利用しやすく、憩いの場としての図書館とすること。
4. 図書館と周辺施設が連携し、一体的なコミュニティを形成することで、相互につながりを持たせるような図書館とすること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（帰ってきたい・ずっと住みたいまちづくり委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

- 1 市民が四日市市に誇りを持てるような、また、四日市市を訪れる人が再訪したいと思えるような幅広い世代が楽しめるイベントの定期的な開催や写真映えするスポット、名所のPR・創設を若い世代の参画のもとに行うこと。

また、商店街のにぎわいを増やし、明るい街にするため、飲食店だけではなく雑貨店や洋服店など若者向け店舗の誘致や商店街の店舗紹介・アーケードの屋根の透明化、既存の店舗のロコミ等が記載されたマップを駅や商店街入口等に設置するなどの対策を図ること。

- 2 四日市市にずっと住み続けたいと思えるよう、子育て支援や医療・福祉施設を充実させるほか、市が一括して不用品等のマッチングの場を市が提供するなど教育負担の軽減や、防犯外灯を設置して、幅広い世代が安心・安全に住める環境を整えること。

- 3 地域コミュニティが活性化するよう世代を超えて人々が集えるような公園等の環境整備や仕組みづくりを行うことで、高齢者から若者までの世代間交流が図れるよう対策を検討すること。

- 4 チーム三重として、四日市市だけではなく近隣市町等と地域の魅力をお互いに発信できるよう更なる広域的な連携を図ること。また、地域の魅力や文化を学べるような学習環境を学生に提供すること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛